閲覧用

久喜市地域防災計画

（案）

令 和 8 年 3 月

久喜市防災会議

目　　次

第１編　総則編

第１章　総則 **1**
第１節　計画の目的 1
第１　趣旨 1
第２　計画の策定 1
第３　計画の効果的推進を図るための留意事項 4
第２節　久喜市の概況 6
第１　地域の概況 6
第２　活断層 7
第３　河川 7
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 8
第１　久喜市防災会議 8
第２　久喜市災害対策本部 9
第３　業務の大綱 9

第２章　災害予防計画 **17**
第１節　防災組織整備計画 17
第１　防災関係機関【市長公室、関係各部】 17
第２　自主防災組織【市長公室】 17
第３　事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】 19
第４　ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】 20
第５　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市長公室】 21
第２節　防災教育計画 22
第１　職員等に対する防災教育【市長公室】 22
第２　防災関係機関の組織の整備【市長公室】 23
第３　関係機関相互の連携【市長公室】 23
第３節　防災知識普及計画 24
第１　市民に対する防災知識の普及 24
【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】 24
第４節　防災訓練計画 26
第１　訓練の種別【市長公室】 26
第２　総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】 27
第３　事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】 27
第４　その他の訓練【市長公室】 28
第５　訓練の検証【市長公室】 28
第５節　防災活動拠点 29
第１　防災活動拠点の整備【市長公室】 29
第２　緊急輸送路ネットワーク【市長公室、建設部】 30

第３　輸送拠点の設定【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、教育部】 31
第６節　情報収集・伝達体制の整備..... 33
第１　情報伝達体制の整備【市長公室】..... 33
第２　防災行政無線の整備【市長公室】..... 33
第３　情報通信設備の安全対策【市長公室、総合政策部、総務部】..... 34
第４　災害情報のための電話の指定【市長公室、関係各部】..... 34
第７節　避難予防対策 35
第１　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部】..... 35
第２　避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】 37
第３　福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定【福祉部、こども未来部】..... 37
第４　避難誘導体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】..... 38
第５　避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】..... 39
第８節　物資及び資機材等の備蓄..... 41
第１　飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】..... 41
第９節　医療体制等の整備 44
第１　救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】..... 44
第２　医療救護【健康スポーツ部】..... 45
第 10 節　防災都市づくり計画 47
第１　災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】 47
第２　防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】48
第 11 節　災害時の要配慮者対策 50
第１　避難行動要支援者の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】 50
第２　要配慮者全般の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】..... 53
第３　社会福祉施設入所者等の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】 56
第 12 節　災害復旧・復興への備え 59
第１　各種データの整備保全【各室部】..... 59
第２　罹（被）災証明書の発行体制の整備【総務部、環境経済部】..... 59
第３　災害廃棄物の発生への対応【環境経済部、まちづくり推進部、衛生組合】..... 59
第４　業務継続性の確保【各室部】..... 59

第２編　風水害編

第１章　風水害予防計画 61
第１節　風水害の概況 61
第２節　風水害予防計画 63
第１　水害予防対策【建設部】 63
第２　施設等の維持、補修【建設部、上下水道部】 63
第３　公共下水道の整備【上下水道部】 63
第４　洪水浸水想定区域等の周知【市長公室、建設部】 64
第５　発災前の避難決定及び市民への情報提供【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】 65
第６　事業所等における防災の推進【市長公室、関係各部、事業者】 65
第７　地盤沈下対策【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】 66

第２章　風水害応急対策計画 67
第１節　活動体制計画 67
第１　活動体制【各室部共通】 67
第２　局所的、地域的な対応（準備体制）【関係各室部】 68
第３　災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】 69
第２節　動員配備計画 81
第１　動員計画【各室部共通】 81
第３節　相互応援協力計画 85
第１　地方公共団体、指定行政機関への応援要請【**市長公室**、総務部、関係各部】 ... 85
第４節　注意報、警報及び特別警報伝達計画..... 91
第１　災害に関する気象の予警報の受理及び伝達系統【市長公室、建設部】 91
第２　注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準..... 93
第３　洪水予報等の発表基準 97
第４　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警報等..... 99
第５　警報等の発表及び解除 99
第５節　災害情報通信計画 101
第１　情報の連絡体制【市長公室】 101
第２　災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】 105
第６節　災害広報計画 111
第１　災害時における広報体制【市長公室】 111
第２　広報資料の収集【市長公室】 111
第３　市民への広報【市長公室、関係各部】 112
第４　報道機関等に対する発表【市長公室】 114
第５　帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】 114
第６　広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】 115
第７節　水防計画 118
第１　市内の主要河川 118
第２　水防計画の位置付け【建設部、上下水道部、利根川栗橋流域水防事務組合】 .. 118

第３－１　水防活動【建設部、上下水道部】 118
第３－２　利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】 119
第４　情報収集と報告【市長公室、建設部、上下水道部】 121
第５　その他の水災害予防【市長公室、建設部、上下水道部】 122
第８節　交通対策計画 123
第１　交通支障箇所等の情報収集【建設部】 123
第２　関係機関への通報【市長公室、建設部】 123
第３　交通対策に関する措置【建設部】 124
第４　道路の応急復旧等【市長公室、建設部】 125
第９節　災害救助保護計画 127
第１　避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】 127
第２　自主避難のための滞在施設の提供【関係各室部】 134
第３　避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】 135
第４　救急救助・医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】 141
第５　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画【総務部、市民部、福祉部、警察署】 148
第６　要配慮者等の安全確保対策【市長公室、総務部、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】 152
第 10 節　生活支援計画 156
第１　飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】 156
第２　食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】 159
第３　衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】 163
第４　応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】 166
第５　文教対策計画【こども未来部、教育部】 170
第 11 節　障害物除去計画 174
第１　障害物の情報収集及び危険回避措置【建設部、まちづくり推進部】 174
第２　道路等の障害物の除去【建設部】 174
第３　河川関係障害物の除去【建設部】 175
第４　住居にかかる障害物の除去【建設部】 175
第５　障害物の集積場所【建設部】 176
第 12 節　輸送計画 177
第１　緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】 177
第２　輸送力の確保【総務部】 177
第３　緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】 178
第４　空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】 178
第５　災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】 179
第 13 節　要員確保計画 180
第１　労務供給計画【関係各室部】 180
第 14 節　自衛隊災害派遣要請計画 181
第１　派遣要請【市長公室】 181
第２　災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】 183

第３　自衛隊の自主派遣 184
第４　派遣部隊の撤収要請【市長公室】..... 185
第５　経費負担【総合政策部】..... 185
第 15 節　環境衛生整備計画 186
第１　廃棄物処理【関係各室部】..... 186
第２　防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】..... 191
第３　食品衛生監視【健康スポーツ部】..... 193
第４　動物愛護【環境経済部】..... 193
第 16 節　広域応援受入計画 195
第１　地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】..... 195
第２　ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】.. 196
第３　市民、自主防災組織等の協力【市長公室】..... 198

第３章　風水害復旧復興対策計画 201
第１節　迅速な災害復旧 201
第１　復旧計画の基本方針 201
第２　災害復旧事業期間の短縮..... 201
第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成..... 201
第４　災害復旧事業の実施 205
第２節　計画的な災害復興 206
第１　災害復興対策本部の設置..... 206
第２　災害復興計画の策定 206
第３　災害復興事業の実施 206
第３節　生活再建等の支援 207
第１　体制の整備【関係各室部】..... 207
第２　義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】..... 207
第３　被災者の生活確保【関係各室部】..... 208
第４　被災中小企業の融資【環境経済部】..... 210
第５　尋ね人の相談【市民部】..... 210
第６　被災者台帳の作成【総合政策部、市民部、福祉部】..... 211
第７　罹災証明書の発行【総務部】..... 211
第８　被災証明書（農業）の発行【環境経済部】..... 212
第９　被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】..... 213
第４節　激甚災害の指定 214
第１　激甚災害指定の手続き 214
第２　激甚災害に関する被害状況の報告..... 215
第３　特別財政援助額の交付手続き..... 215

第４章　突風・竜巻等対策 216
第１節　突風・竜巻災害の概況 216
第１　突風・竜巻の特徴 216
第２　その他の突風 216

第３　気象庁の発表する気象情報 217
第２節　予防・事前対策 219
第１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及【市長公室、教育部】 219
第２　竜巻注意情報等気象情報の普及【市長公室】 219
第３　被害予防対策【関係各室部】 219
第４　突風・竜巻等対処体制の確立【市長公室】 219
第５　情報収集・伝達体制の整備【市長公室】 220
第６　適切な対処法の普及【市長公室】 220
第３節　応急対策 222
第１　情報伝達【市長公室】 222
第２　救助の適切な実施【福祉部、こども未来部】 223
第３　がれき処理【環境経済部】 223
第４　避難所の開設・運営【福祉部、こども未来部】 224
第５　応急住宅対策【市民部】 224
第４節　復旧・復興対策 224

第５章　大規模水害対策 225
第１節　大規模水害にかかる被害想定 225
第１　利根川 225
第２　荒川 225
第２節　大規模水害の特徴 226
第１　広大な浸水地域、深い浸水深 226
第２　地下空間を通じた浸水区域の拡大 226
第３　浸水による電力等のライフラインの途絶 226
第４　孤立期間の長期化と生活環境の悪化 226
第５　地域によって異なる氾濫流の到達までの時間 226
第３節　大規模水害対策 227
第１　適時・的確な避難の実現【市長公室、総務部、福祉部、こども未来部】 227
第２　応急対応力の強化と重要機能の確保【関係各室部】 229
第３　地域の大規模水害対応力の強化【市長公室、埼玉県、防災関係機関、事業者】 229
第４　氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】 230
第５　防疫及び水害廃棄物処理対策【環境経済部、建設部、健康スポーツ部】 230

第６章　雪害対策 232
第１節　雪害対策計画 232
第１　予防・事前対策【関係各室部】 232
第２　応急対策【関係各室部】 234
第３　復旧対策【関係各室部】 236

第３編　事故災害対策編

第１節　事故災害の概況 238
第２節　火災対策計画 238
　第１　大規模火災予防【市長公室、福祉部、建設部、まちづくり推進部、消防組合】 238
　第２　大規模火災対策【市長公室、消防組合】..... 242
第３節　危険物等災害対策計画 245
　第１　危険物等災害予防【消防組合】..... 245
　第２　危険物等災害応急対策【消防組合、事業者、警察署、関係機関】..... 246
　第３　高圧ガス災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】..... 246
　第４　火薬類災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】..... 247
　第５　毒物・劇物災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】..... 248
　第６　サリン等による人身被害対策計画【市長公室、消防組合、埼玉県、警察署】.. 249
第４節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画..... 250
　第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】 250
　第２　実施計画【関係各室部、消防組合、事業者、埼玉県】..... 251
　第３　放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】
　..... 255
第５節　農林畜産災害対策計画 264
　第１　注意報及び警報の伝達【環境経済部】..... 264
　第２　農業災害対策【環境経済部】..... 264
　第３　畜産災害対策【環境経済部】..... 264
第６節　道路災害対策計画 266
　第１　道路災害予防対策【市長公室、建設部、まちづくり推進部】..... 266
　第２　道路災害応急対策【建設部、まちづくり推進部、消防組合】..... 267
第７節　鉄道事故・施設災害対策計画..... 270
　第１　予防対策【市長公室、事業者】..... 270
　第２　活動体制【市長公室、事業者】..... 270
　第３　情報の収集と伝達の基本方針【市長公室】..... 270
　第４　避難誘導【市長公室、消防組合、事業者、警察署】..... 270
　第５　消防活動【消防組合】 271
　第６　応援要請【総務部、消防組合】..... 272
　第７　医療救護【健康スポーツ部、消防組合】..... 272

第４編　震災対策編

第１章　震災予防計画..... 274
第１節　過去の地震の履歴 274
第２節　地震被害想定 276
　第１　想定地震 276
　第２　活断層による地震動について..... 277

第３　想定結果 278
第３節　災害対応の方針 280
第４節　建築物・施設等の耐震性向上 281
第１　公共建築物等の耐震不燃化【まちづくり推進部、各施設管理者】 281
第２　一般建築物の耐震不燃化【市民部、まちづくり推進部】 281
第３　ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】 282
第４　交通施設【東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社】 287
第５節　防災都市づくり 289
第１　災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】 289
第２　防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部】 289
第６節　地盤災害の予防 291
第１　液状化被害の状況 291
第２　軟弱地盤区域の安全措置【まちづくり推進部、上下水道部、埼玉県】 291
第３　宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】 292
第７節　地震火災等の予防 294
第１　大規模地震・火災に関する調査研究【市長公室、消防組合】 294
第２　出火防止、初期消火体制の確立【市長公室、消防組合】 294
第３　消防力の増強【市長公室、消防組合】 294
第４　防災資機材の整備【市長公室、消防組合】 295
第８節　震災に強い地域（社会）づくり 296
第１　自主防災組織の編成【市長公室】 296
第２　自主防災組織の活動【市長公室】 296
第３　地域の自主防災組織の育成・連携【市長公室】 297
第４　事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】 298
第５　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進　【市長公室】 298
第９節　防災教育 299
第１　市民に対する防災知識の普及【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】 299
第２　職員等に対する防災教育【市長公室】 300
第３　防災関係機関の組織の整備【市長公室】 301
第４　関係機関相互の連携【市長公室】 301
第 10 節　防災訓練 303
第１　訓練の種別【市長公室】 303
第２　総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】 304
第３　事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】 304
第４　その他の訓練【市長公室】 304
第５　訓練の検証【市長公室】 305
第 11 節　調査研究 306
第１　防災アセスメントに関する調査研究【市長公室】 306
第２　震災対策に関する調査研究【市長公室、まちづくり推進部】 307
第 12 節　震災に備えた体制整備 309

第１　活動体制の整備【各室部】 309
第２　災害広報・広聴体制の整備【市長公室、市民部】 310
第３　他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【各室部】 311
第４　防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市長公室、建設部】 313
第５　情報収集・伝達体制の整備【市長公室、総合政策部、総務部】 316
第６　ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】 318
第７　消防【市長公室、消防組合、埼玉県】 319
第８　危険物【消防組合、埼玉県】 319
第９　救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】 320
第 10　医療救護【健康スポーツ部】 322
第 11　避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】 323
第 12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】 328
第 13　帰宅困難者対策【市長公室、教育部、埼玉県】 331
第 14　遺体の埋・火葬【市民部、福祉部】 334
第 15　生活環境の整備【環境経済部、健康スポーツ部、衛生組合】 335
第 16　応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】 336
第 17　文教対策【こども未来部、教育部、消防組合】 338
第 18　災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、こども未来部、教育部、久喜市社会福祉協議会】 339
第 19　業務継続計画（ＢＣＰ）【各室部】 347

第２章　震災応急対策計画 350
第１節　応急活動体制 350
第１　配備体制と動員計画【各室部共通】 350
第２　災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部、市民部】 353
第２節　災害情報の収集 366
第１　地震情報の収集・連絡【市長公室】 366
第２　情報の連絡体制【市長公室、関係各部】 368
第３　災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】 372
第３節　災害広報計画 378
第１　災害時における広報体制【市長公室】 378
第２　広報資料の収集【市長公室】 378
第３　市民への広報【市長公室、関係各部】 379
第４　報道機関等に対する発表【市長公室】 381
第５　帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】 381
第６　広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】 382
第４節　自衛隊災害派遣要請計画 385
第１　派遣要請【市長公室】 385
第２　災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】 387
第３　自衛隊の自主派遣 388
第４　派遣部隊の撤収要請【市長公室】 389

第５　経費負担【総合政策部】 389
第５節　相互応援協力計画・要員確保計画 390
第１　地方公共団体、指定行政機関への応援要請【**市長公室**、総務部、関係各部】 .. 390
第２　要員確保【関係各室部】 395
第６節　広域応援受入計画 397
第１　地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】 397
第２　ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】 ... 398
第３　市民、自主防災組織等の協力【市長公室】 400
第７節　災害救助法の適用 403
第１　災害救助法の概要【市長公室、福祉部】 403
第２　災害救助法の適用及び実施【市長公室、福祉部】 405
第３　災害救助法が適用されない場合の措置【関係各室部】 407
第８節　消防活動 408
第１　消防活動の基本方針【消防組合】 408
第２　初動体制の確立【消防組合、消防団】 408
第９節　救急救助・医療救護 413
第１　救急救助体制【消防組合】 413
第２　傷病者搬送【消防組合、埼玉県】 414
第３　医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】 415
第４　後方医療【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】 418
第５　保健衛生【健康スポーツ部、埼玉県】 419
第 10 節　避難 421
第１　避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】 421
第２　避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】 426
第 11 節　交通対策計画 433
第１　交通支障箇所等の情報収集【建設部】 433
第２　関係機関への通報【市長公室、建設部】 433
第３　交通対策に関する措置【建設部】 434
第４　道路の応急復旧等【市長公室、建設部】 435
第５　障害物の除去【建設部、まちづくり推進部】 436
第 12 節　輸送計画 439
第１　緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】 439
第２　輸送力の確保【総務部】 439
第３　緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】 440
第４　空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】 440
第５　災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】 441
第 13 節　生活支援計画 442
第１　飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】 442
第２　食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】 445
第３　生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】 449

第 14 節　帰宅困難者対策 452
第１　現況 452
第２　帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】 452
第３　一時滞在施設の開設・運営【市長公室、福祉部、こども未来部、鉄道事業者、埼玉県】 453
第４　帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】 455
第 15 節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画 456
第１　遺体の捜索【市長公室、福祉部、警察署】 456
第２　遺体の収容・安置【市民部、福祉部】 457
第３　遺体の埋・火葬【総務部、福祉部】 458
第４　災害救助法の実施基準【福祉部】 458
第 16 節　環境衛生整備計画 461
第１　廃棄物処理【関係各室部】 461
第２　防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】 466
第３　食品衛生監視【健康スポーツ部】 467
第４　動物愛護【環境経済部】 468
第 17 節　公共施設等の応急対策 470
第１　公共建築物【まちづくり推進部】 470
第２　ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】 471
第３　交通施設の応急対策【各事業者】 478
第４　その他公共施設等【環境経済部、施設管理者】 481
第５　一般建築物等【市長公室、総務部、まちづくり推進部】 482
第 18 節　応急住宅対策 484
第１　公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】 484
第２　被災住宅の応急修理【総務部、市民部】 485
第３　民間住宅のあっ旋【市民部】 486
第４　災害救助法の実施基準【市民部】 486
第 19 節　文教対策計画 489
第１　発災時の学校長・園長の措置【こども未来部、教育部】 489
第２　被害状況の報告【こども未来部、教育部】 489
第３　教育施設の応急復旧対策【こども未来部、教育部】 490
第４　応急教育の実施【こども未来部、教育部】 490
第５　給食の措置【教育部】 491
第６　学用品の給与【教育部】 491
第７　授業料等の減免【こども未来部、教育部】 492
第８　教育実施者の確保措置【こども未来部、教育部】 492
第９　その他の措置【市民部、こども未来部、教育部】 492
第 10　文化財の保護【教育部】 492
第 20 節　要配慮者等の安全確保対策 493
第１　要配慮者対策の基本方針【福祉部、こども未来部】 493
第２　要配慮者に対する対策【市長公室、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】 493

第３　応急保育【こども未来部】 495
第４　外国人の安全確保【市長公室、市民部】 495
第 21 節　オープンスペースの管理体制の確立 497
第１　空地の現況把握【まちづくり推進部】 497
第２　空地利用ニーズの申請【まちづくり推進部】 497
第３　空地利用の調整・管理【まちづくり推進部】 498

第３章　震災復旧復興対策計画 499
第１節　迅速な災害復旧 499
第１　復旧計画の基本方針 499
第２　災害復旧事業期間の短縮 499
第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 499
第４　災害復旧事業の実施 503
第２節　計画的な災害復興 504
第１　震災復興対策本部の設置 504
第２　震災復興計画の策定 504
第３　震災復興事業の実施【まちづくり推進部】 504
第３節　生活再建等の支援 505
第１　体制の整備【関係各室部】 505
第２　義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】 505
第３　被災者の生活確保【関係各室部】 506
第４　被災中小企業の融資【環境経済部】 508
第５　尋ね人の相談【市民部】 508
第６　被災者台帳の作成【総務部、市民部、福祉部】 509
第７　罹災証明書の発行【総務部】 509
第８　被災証明書（農業）の発行【環境経済部】 510
第９　被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 510
第４節　激甚災害の指定 512
第１　激甚災害指定の手続き 512
第２　激甚災害に関する被害状況の報告 512
第３　特別財政援助額の交付手続き 513

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 514
第１節　計画の位置付け 514
第１　策定の趣旨 514
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 515
第１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【市長公室】 515
第２　市民、企業等への呼びかけ 516

第５章　火山噴火降灰対策 517
第１節　火山噴火降灰対策の概況 517
第１　被害想定 517

第２節　予防・事前対策 519
第１　火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】..... 519
第２　降灰による災害の予防・事前対策の検討【関係各室部、警察署、道路管理者】 . 522
第３　食料、水、生活必需品の備蓄【市長公室】..... 522
第３節　応急対策 523
第１　応急活動体制の確立【市長公室、関係各部】..... 523
第２　情報の収集・伝達【市長公室】..... 523
第３　医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】..... 524
第４　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策..... 524
第５　農業者への支援【環境経済部、埼玉県】..... 524
第６　降灰の処理【環境経済部、建設部、埼玉県】..... 524

第５編　広域応援編

第１節　事前対策 527
第１　広域応援体制の整備【市長公室、埼玉県】..... 527
第２　広域支援拠点の確保【市長公室、まちづくり推進部、埼玉県】..... 527
第３　広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】..... 527
第４　広域避難受入体制の整備【市長公室、関係各部】..... 528
第５　市内被害の極小化による活動余力づくり【市長公室、関係各部、埼玉県】 528
第２節　応急対策 529
第１　応援に必要な広域災害情報の収集【総務部、埼玉県】..... 529
第２　広域応援要員の派遣【総務部、埼玉県】..... 529
第３　広域避難の支援【市長公室、福祉部、こども未来部、埼玉県】..... 529
第４　がれき処理支援【環境経済部】..... 530
第５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援【環境経済部】..... 530
第３節　復旧・復興対策 531
第１　広域復旧復興支援【関係各室部】..... 531
第２　遺体の埋・火葬支援【福祉部】..... 531
第３　生活支援【関係各室部】..... 531

第６編　複合災害対策編

第１節　対策の方向性 533
第２節　予防・事前対策 534
第１　複合災害に関する防災知識の普及【市長公室】..... 534
第２　複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】..... 535
第３　防災施設の整備等【市長公室、総務部】..... 535
第４　非常時情報通信の整備【埼玉県】..... 535
第５　避難対策【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】..... 535
第６　災害医療体制の整備【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】..... 535

第７　災害時の要配慮者対策【市長公室、市民部、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】..... 535
第８　緊急輸送体制の整備【市長公室、まちづくり推進部、教育部】..... 535
第３節　応急対策 536
第１　情報の収集・伝達【市長公室、関係各部】..... 536
第２　交通規制【建設部、道路管理者、警察署】..... 536
第３　道路の修復【建設部、道路管理者】..... 536
第４　避難所の再配置【市長公室、福祉部】..... 536

第１編　総　則　編

第１章　総則

第１節　計画の目的

第１　趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、本市の地域にかかる災害について、予防計画、応急対策計画、復旧計画等の対応策について定め、防災関係機関・市民等地域の総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資することを目的とする。

（１）　この計画は、本市の地域にかかる防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

（２）　この計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

（３）　この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第２　計画の策定

１　基本的視点

この計画は、基本的に次のような視点に立って策定する。

- 自然災害自体を防ぐことはできないが、被害をいかに最小限に抑えるか。
- 発生した災害にいかに迅速かつ的確に対応し、被害の拡大を防止するか。
- 社会経済活動をいかに早期に再開させ、市民生活の安定を図るか。

２　基本方針

上記視点に立って策定するこの計画は、国の法令等や防災基本計画及び埼玉県地域防災計画を踏まえるとともに、本市の実情に即した計画とし、統一的かつ実効ある推進を期するため、次のとおり基本方針を設定する。

市民の誰もが、安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進

（１）防災基盤の強化

被災しても被害を最小限に抑えられるよう都市の防災空間、防災拠点等の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通、ライフライン施設の整備を推進するなど都市の防災基盤の充実・強化を図る。

（２）防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、行政や防災関係機関の危機管理体制等初動体制をはじめとする応急対策について、現実の災害に対応できる実践的かつ弾力的な体制の整備・充実を図る。

市は災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

（３）応急対策の充実・強化

被害発生について、あらゆる可能性を直視し、これを前提とした情報の収集・伝達、ボランティア支援、避難対策、医療、備蓄、緊急輸送及び要配慮者対策など応急対策の充実を図るとともに、応急対策が長期化した場合の市民ニーズの変化や高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する対応策の充実を図る。

（４）広域防災体制の確立

大規模災害に対しては、市単独では対応に限界があるため、近隣市町及び同時被災の確率が少ない遠隔地との広域的な相互応援協定を進める。

この場合、応援活動拠点の確保など応援活動が円滑にできるよう環境整備を図るものとする。

（５）市民参加による防災体制の確立

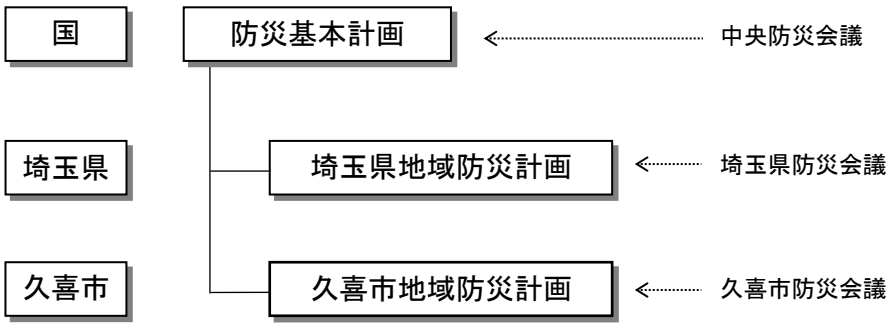
本市における行政区や自治会、町内会、自主防災組織等の各種団体を中心とした活発なコミュニティ活動を生かして、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、行政、関係機関及び市民等が一体となった防災体制の確立を図る。

３　他計画との関係

（１）埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本市の地域にかかる防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、埼玉県及び本市の防災会議並びに防災計画の関係



（２）災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

４　計画の修正

久喜市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第 42 条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

５　計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、職員、関係行政機関及び関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるものとする。

また、特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第３　計画の効果的推進を図るための留意事項

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び災害の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

また、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々の自覚に根ざした「自助」、また、身近な地域コミュニティ等による「共助」が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を継続して行う必要がある。

１　「防災都市づくり」の観点からの事業推進

行政の各部門において関係機関と連携、協力し、平時から都市基盤整備に関する事業等の一層の推進を図るとともに、これら事業等に関しては、その本来の事業目的に加えて、常に「防災都市づくり」の観点からの事業推進に努めるものとする。

２　防災対策の計画的、継続的実施

風水害や震災、大規模災害等の災害対策は、その範囲も広範にわたり、万全な体制を整えるには一定の時間と財源が必要となり、現実には短期間での整備は難しい。しかし、本計画を効果的に推進するために、行政の各部門においては、可能なものから随時実行することを基本としながら、個々の施策の実効性や優先度等をよく見極めるとともに、効率性の観点から総合振興計画や他の関連事業との調整等を行い、計画的かつ継続的な実施に努めるものとする。

３　行政と市民等との連携、協力体制の維持、向上

大規模な災害に対しては、行政能力に一定の限界が生ずる場合があり、特に、発災直後における初期消火や救助活動をはじめ長期的な応急対策については、行政だけではその対応が不可能と考えられる。このため、災害の際に本計画を有効に機能させるため、行政の各部門においては、平時から防災訓練や情報交換等を通じ、市民や関係団体等との連携強化や協力体制の維持、向上に努めるものとする。

また、災害発生時等の非常時においても、「業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、可能な限り平時と同等のレベルで業務の継続に努めるものとする。

４　各事業所における防災力の向上

各事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用し、次のような対策を取るよう努める。

- 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
- 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 重要業務継続のための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
- 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性の向上
- 商工会など横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

５　防災意識の高揚と実効ある訓練の継続

災害に対する「備え」は、何よりも防災関係機関をはじめ市民一人ひとりの日常の心構えの維持、継続が重要であり、行政の各部門においては、日頃から職員や自主防災組織の実効性ある訓練を継続的に実施する。

また、これと併せて、市民に対してもあらゆる機会や手段を通じて、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点を周知徹底し、一人ひとりが確実に避難できるように、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練、周知啓発に努めるものとする。

６　災害時の行動マニュアルの整備と習熟

本計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が平時からこの計画を熟知していることはもとより、いざというときに個々の職員がどこで何をするのかの行動規範等が具体的に決められている必要がある。

このため、本計画を補完し、また、災害対策をより実効性のあるものとするため、災害対策本部の各班においては、組織としての具体的な行動と職員一人ひとりに関する行動のマニュアルを策定し、適宜必要な修正を加えるとともに、常に職員に対し習熟の徹底を図るものとする。

なお、マニュアルの策定にあたっては、市全域を対象とすることは当然であるが、各班において、主に初動時に対応する地域をあらかじめ職員ごとに決めておくなど、地域の実情に即したものとする。

第２節　久喜市の概況

第１　地域の概況

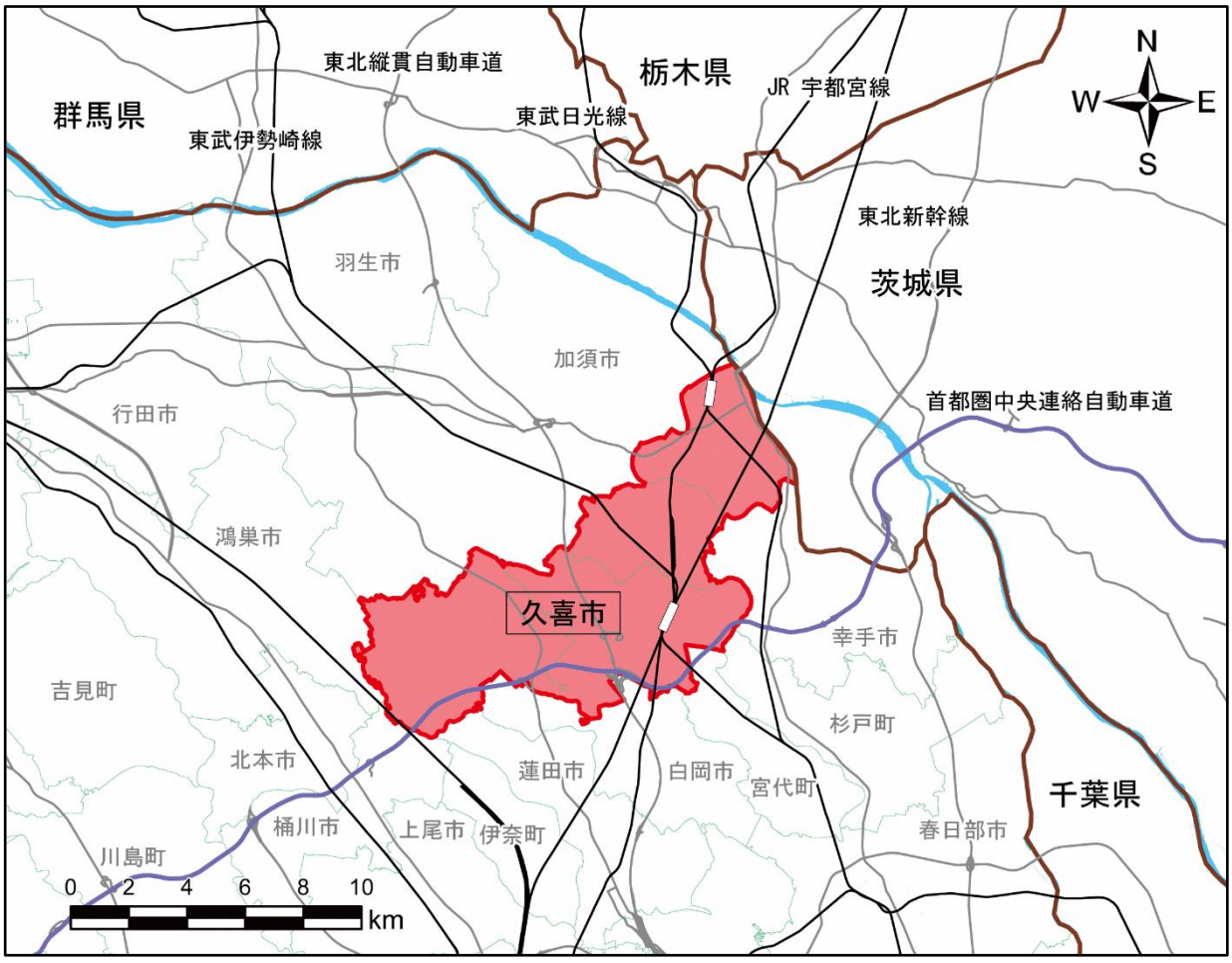
本市は、埼玉県の東北部にあり、都心まで 50 ㎞圏に位置している。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市と接している。面積は 82.41 ㎢、市域は東西約 15.6㎞、南北約 13.2㎞ である。

本市は、利根川の沖積平野にあり、市域全体がほぼ平坦な地形となっている。

また、気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属している。

平均気温は約 16.6℃、年間降水量は約 1,190.0㎜（令和６年久喜アメダスデータ）で、生活にはおおむね好適であるが、台風、雷雨など様々な気象災害が毎年起こっている。６月から７月初めにかけての梅雨と、９月から 10 月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。

人口は 150,706 人、世帯数は 70,377 世帯（ともに令和７年４月１日現在）、人口構成は、年少人口（15 歳未満）は埼玉県全体の年少人口割合より若干低く、高齢者人口（65 歳以上）は埼玉県全体の高齢化率を上回っている。



第２　活断層

本市の直下、あるいは近傍に活断層の存在は報告されていない。

埼玉県には、群馬県西部から埼玉県北東部にかけて関東平野北西縁断層帯と、埼玉県南部から東京都南部まで延びている立川断層帯がある。また、埼玉県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、南関東で発生するＭ７程度の地震及び相模トラフ沿いで発生するプレート間地震がある。

なお、埼玉県東部に存在するとされていた元荒川断層帯は調査の結果、北部のみが活断層であり、関東平野北西縁断層帯と一連の活断層帯であると考えられている。

活断層位置については「第４編-第１章-第１節　■埼玉県とその周辺の主な被害地震」参照のこと。

第３　河川

市内を流れる河川には、国管理の一級河川（利根川）、埼玉県管理の一級河川（中川、元荒川、青毛堀川、備前堀川、姫宮落川、庄兵衛堀川、大落古利根川、星川、野通川、権現堂川、備前前堀川）や久喜市管理の準用河川（中落堀川、蓮ヶ原川、江面落川、鷲宮江川、大中落川）、用水路として見沼代用水路、黒沼笠原沼用水路、葛西用水路、北側用水路等がある。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　久喜市防災会議

１　任　　務

- 防災計画を作成及び修正し、その実施を推進すること。
- 市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- その他法律又は政令に基づく権限に属する事務。

２　組　　織

- 久喜市防災会議（以下「防災会議」という。）は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職員のうちから市長が任命又は指名した者、また、自主防災組織の代表者及び学識経験者をもって組織する。
- 防災会議の庶務は、「市長公室危機管理課」が所掌する。
- 男女共同参画の視点から防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

■久喜市防災会議委員　　**【令和７年７月１日現在】**

委員の別	区　分	機関名
１号委員	指定地方行政機関	農林水産省関東農政局埼玉県拠点地方参事官室
		国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
		国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所
		厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署
２号委員	埼玉県の機関	埼玉県利根地域振興センター
		埼玉県幸手保健所
		埼玉県春日部農林振興センター
		埼玉県杉戸県土整備事務所
３号委員	警察の機関	埼玉県久喜警察署
		埼玉県幸手警察署
４号委員	市の機関	久喜市
５号委員	教育機関	久喜市教育委員会
６号委員	消防機関	埼玉東部消防組合
		久喜市消防団
７号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便（株）久喜郵便局
		ＮＴＴ東日本（株）埼玉事業部
		東日本高速道路（株）関東支社加須管理事務所
		東京電力パワーグリッド（株）春日部支社
		東日本旅客鉄道（株）久喜駅

委員の別	区　分	機関名
		東武鉄道（株）東武久喜駅
		（株）エナジー宇宙
		鷲宮ガス（株）
		一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部
		社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
		一般社団法人久喜市医師会
８号委員	自主防災組織又は学識経験者	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

【資料編参照】　資料－１「久喜市防災会議条例」

第２　久喜市災害対策本部

本市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、防災の推進を図るため市長が必要と認めるときは、久喜市災害対策本部条例の定めるところにより久喜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとし、本部を設置したときは、直ちに関係機関に通知する。

また、市内において災害の発生が解消されたと認められたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認められたときは、本部を閉鎖する。

【資料編参照】　資料－２「久喜市災害対策本部条例」

第３　業務の大綱

市長は、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の執行機関及び他の地方公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、おおむね次に掲げる事務を処理する。なお、災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 国、県、市及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

- 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

１ 久喜市

市は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域にかかる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災害対策基本法第５条第１項)。

機関の名称	事務又は業務の大綱
久喜市	1　災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害時における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救護及びその他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他保健衛生処置に関すること。 (7) 緊急輸送の確保に関すること。 (8) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 3　災害復旧 被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良に関すること。

２ 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉東部消防組合消防局・久喜消防署・久喜市消防団	1　消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 2　救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 3　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4　消防知識の啓発、普及に関すること。 5　火災発生時の消火活動に関すること。 6　水防活動に関すること。 7　被災者の援助、救援に関すること。 8　被害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。

３　埼玉県及び埼玉県機関

埼玉県は、基本理念にのっとり、埼玉県の地域並びに埼玉県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、埼玉県の地域にかかる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する（災害対策基本法第４条第１項）。

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1　災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害時における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達に関すること。 (2) 消防及び水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (6) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生措置に関すること。 (7) 災害時における犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。 (9) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
久喜警察署・ 幸手警察署	1　情報の収集・伝達及び広報に関すること。 2　警告及び避難誘導に関すること。 3　人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4　交通の秩序の維持に関すること。 5　犯罪の予防検挙に関すること。 6　行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。 7　漂流物の処理に関すること。 8　その他治安維持に関すること。
埼玉県 幸手保健所	1　保健衛生の被害状況の収集に関すること。 2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達並びにあっ旋に関すること。 3　各種消毒に関すること。 4　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5　災害救助食品の衛生に関すること。 6　病院、診療所及び助産所に関すること。 7　被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 8　その他の防疫及び保健衛生に関すること。
埼玉県利根地域 振興センター	1　災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整に関すること。 2　災害応急対策組織の整備に関すること。 3　災害時における市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害現地調査に関すること。 5　災害対策現地報告に関すること。 6　災害応急対策に必要な応援措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県 春日部農林振興センター	1　農畜水産被害状況の調査に関すること。 2　埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。 3　農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関すること。 4　農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。
埼玉県中央 家畜保健衛生所	1　災害時の家畜伝染病を予防すること。 2　災害により影響を受けた畜産経営の環境を保全すること。
埼玉県杉戸 県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3　水防管理団体との連絡指導に関すること。 4　埼玉県が管理する河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5　埼玉県が管理する管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。
埼玉県 東部教育事務所	1　教育関係の被害状況の調査に関すること。 2　公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。 3　災害給付及び貸付に関すること。 4　応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 5　教育実施者の確保に関すること。 6　応急教育の方法及び指導に関すること。 7　教科書及び機材等の配給に関すること。 8　国及び埼玉県の指定文化財の保護に関すること。 9　災害地学校の保健指導に関すること。 10　災害地学校の給食指導に関すること。

４　指定地方行政機関

国は、基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する（災害対策基本法第３条第１項)。

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省 関東農政局	1　災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2　応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3　復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業にかかる災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台・熊谷地方気象台	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署	1　工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所・ 利根川上流河川事務所・ 荒川上流河川事務所	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1　災害予防 (1) 震災対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。 2　災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE（テック フォース））」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 3　災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。

５　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第１師団 大宮駐屯地 第 32 普通科連隊	1　災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3）埼玉県地域防災計画に一致した防災訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のため緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

６　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する（災害対策基本法第６条第１項)。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 埼玉県支部	1　災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）を行うこと。 2　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて、炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集・配分に関すること。
日本郵便（株） 久喜郵便局・ 栗橋郵便局	1　郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　救助用物資を内容とする小包郵便の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。 3　為替貯金及び簡易保険の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険の財政調整資金等の運用管理に関すること。
ＮＴＴ東日本 （株）埼玉事業部	1　通信設備の整備に関すること。 2　災害時における重要通信の確保に関すること。 3　被災通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本高速道路 （株）関東支社 加須管理事務所	〔高速自動車国道にかかる〕 1　東日本高速道路の保全に関すること。 2　東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3　災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道 （株）	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道（株）	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
埼玉県トラック協会久喜支部	1　災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド（株）春日部支社	1　災害時における電力供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
ガス供給事業者	1　ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2　ガスの供給の確保に関すること。 3　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
（社）埼玉県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス供給施設の安全保安に関すること。 2　ＬＰガスの供給の確保に関すること。 3　カセットボンベを含むＬＰガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4　自主防災組織等がＬＰガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
利根川栗橋流域水防事務組合	1　利根川における水防施設資材の整備に関すること。 2　利根川における水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3　利根川における水防活動に関すること。
久喜宮代衛生組合	1　災害時に発生する一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること。 2　災害時に発生する災害廃棄物（がれき）の処理に関すること。

7　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない（災害対策基本法第７条第１項）。

機関の名称	事務又は業務の大綱
久喜市社会福祉協議会	1　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 2　災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 3　要配慮者の支援に関すること。
農業協同組合・農業関係団体	1　市が行う被害状況の調査及び応急対策の協力に関すること。 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3　被災農家に対する融資、あっ旋に関すること。 4　農業生産資材及び農業生活資材の確保、あっ旋に関すること。 5　農産物の需給調整に関すること。
商工会・商工業関係団体	1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっ旋の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関すること。
生活協同組合	1　応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2　災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
医師会・歯科医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における利用者の保護に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3　福祉避難所（要配慮者用避難所）の開設に関すること。
金融機関	1　被災事業等に対する資金の融資に関すること。
久喜市 建設産業懇和会	1　市が行う災害応急対策や復旧対策の協力に関すること。 2　救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関すること。 3　災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること。 4　災害時における住宅応急修理についての協力に関すること。
久喜市 管工事業協同組合	1　災害時における水道施設の被害状況等の情報収集及び補修の協力に関すること。 2　災害時における応急給水活動の協力に関すること。
（公社） 日本下水道管路 管理業協会	1　市が行う災害応急対策や復旧対策の協力に関すること。 2　災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。 3　家屋等浸水物の洗浄・除去・消毒・清掃作業及び産業廃棄物運搬・処分の協力に関すること。
学校法人	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災時における教育対策に関すること。 3　被災施設の災害復旧に関すること。
区長会	1　市が実施する応急対策についての協力に関すること。 2　要配慮者の支援に関すること。 3　災害後の情報収集・伝達についての協力に関すること。
自主防災組織	1　防災に関する知識の普及に関すること。 2　災害予防に関すること。 3　災害時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策に関すること。 4　防災訓練の実施に関すること。 5　防災資機材の備蓄に関すること。 6　要配慮者の支援に関すること。
民生委員・ 児童委員協議会	1　要配慮者の支援に関すること。

【資料編参照】　資料－３「関係機関連絡先一覧」

第２章　災害予防計画

第１節　防災組織整備計画

第１　防災関係機関【市長公室、関係各部】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、地方防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期するものとする。

１　久喜市防災会議

本市域にかかる地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、久喜市防災会議を置く（災害対策基本法第 16 条）。

２　災害対策本部

本市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる（災害対策基本法第 23 条の２）。

災害対策本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し及び検証を図る。

第２　自主防災組織【市長公室】

災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、市民が「自らの安全は自らが守る」という自覚をもち、市民自ら出火防止、初期消火、被災者・要配慮者の救出救護及び避難等を行うことが必要である。

これらの防災活動は、組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものであるため、地域あるいは事業所ごとに自主防災組織を設け、日頃から災害の発生を予想し、訓練を積み重ねることが必要である。

このため、市民への防災知識の普及、防災訓練、研修など啓発事業を継続して実施し、地域の防災リーダーを養成し、活動経費の助成等により自主防災組織の育成・強化を図るものとする。

１　自主防災組織の編成

自主防災組織は、既存の地域コミュニティである行政区又は複数の行政区から構成されている町内会、自治会等を活用し編成する。その際、青年層・女性層の参加促進を図るとともに、ＮＰＯ、民間事業者等多様な主体を協力団体として指定することで、自主防災活動の担い手を確保し、その育成・強化を図るものとする。

また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

さらに、地域内の事業所の防災組織と協議のうえ、連携を図っていくこととする。

２　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

（１）平時の活動

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
- 地域の把握（危険箇所の把握、要配慮者）
- 男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施

（２）災害発生時の活動

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

３　地域の自主防災組織の育成・連携

（１）広報・助言

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織を作るために必要な資料等を提供する。

また、活動についての助言あるいは援助等を行うことにより、自主防災組織の育成に努める。

（２）自主防災組織づくりの推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、今まで以上に地域コミュニティ内で災害対策の話しあいを進めるとともに、地域が実施する防災訓練等を通じて信頼関係を築き、災害時には、初期の段階から地域と連絡を取りあい協力体制が構築できるように、市と地域との連携強化に努める。

（３）自主防災組織への助成

市は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、活動上必要な防災資機材等の購入及び防災訓練を実施する自主防災組織に対し、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するなど必要な助成を行うものとする。

【資料編参照】　資料－４「久喜市自主防災組織補助金交付要綱」

（４）自主防災組織の連携

本市には、自主防災組織が 173 団体（令和７年３月 31 日現在）存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。そのため、自主防災組織による地域防災活動をより実効性のあるものにするために、自主防災組織の相互協力体制の確立や災害時の連携強化及び情報共有に努める。

また、地域内に事業者、社会福祉施設等を有する自主防災組織については、当該施設との災害時の介護・避難の援助、施設備蓄飲料水・物資の提供等の相互支援など当該施設等との協力関係づくりに努めるものとする。

第３　事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】

消防法第８条に規定する学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で、政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、消防組合と協議のうえ、防火管理者を中心にして自主的な防災組織の育成及び訓練指導、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する事業所は、国及び地方公共団体が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

《参考》

◆業務継続マネジメント（ＢＣＭ：Business Continuity Management）

事業継続計画を策定（構築）し継続的に運用していく活動や管理の仕組みのこと。①事業の理解、②ＢＣＰサイクル運用方針の作成、③ＢＣＰの構築、④ＢＣＰ文化の定着、⑤ＢＣＰの訓練、ＢＣＰサイクルの維持・更新、監査といった活動が含まれる。

《参考》
◆業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）
企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第４　ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】

大規模災害時には、被災地外から大勢の一般・専門ボランティアが自発的に被災地に駆け付け、災害ボランティアとして被災者救援にあたるボランティア活動の重要性が実証されている。

災害時に活動できる災害ボランティアと、それに対する市民側のニーズの把握、的確な需給調整のできるシステムや災害対策本部の方針及び施策をボランティア全体にまでスムーズに伝達するため、体制の充実や計画の習熟に努めるものとする。

１　ボランティアの登録

災害ボランティアの活動を希望する市内在住の個人又は団体を対象として災害ボランティア活動の登録を推進する。なお、登録に際しては、久喜市社会福祉協議会のボランティア登録制度を活用する。

２　ボランティア諸団体との連携

災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から市及び久喜市社会福祉協議会は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）及びＮＰＯ等との連携並びにボランティア団体同士の連携を促進するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

３　ボランティアの受入れ体制の整備

災害時のボランティア活動が効率的に行われるよう受入れ体制の整備を推進する。

- ボランティア総合窓口の設置
- 被災者ニーズの把握
- ボランティアのコーディネート業務の一元化
- ボランティア活動に対する物的支援及び活動拠点の確保
- ボランティア保険制度の活用による補償制度の整備

第５　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市長公室】

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　防災教育計画

災害からの被害を最小限に抑え、被害の拡大を防止するためには、防災関係機関の努力はもちろん、市民自らも予防措置を講じ、災害時にも落ちついて適切な行動がとれるようにする必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、防災関係職員に対し、防災知識の向上を図るとともに、相互に密接な連絡を保ち、市民に対し、常に防災思想の普及・啓発を行い、もって防災意識の高揚を図るものとする。

第１　職員等に対する防災教育【市長公室】

災害応急対策は、職員一人ひとりの心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修、講演会、班別行動マニュアルの作成等の手段をもって職員の防災教育を行い、防災知識の周知徹底を図る。

１　職員に対する防災教育

（１）防災研修会

学識経験者等を講師として、防災関係職員の研修会を実施し、専門的知識の習得を図る。

（２）防災検討会

災害発生時、特に初期段階においては、迅速な被害状況の把握と情報の共有が応急対策を実施するうえで大変重要となり、災害時に使用する情報伝達機器の取扱いなどを職員が十分に習熟していなければならない。

そのため、班ごとに検討会を開催し、使用する情報機器の習熟も含めて、所属職員の事務分掌を定めるとともに、各職員の具体的な役割を整理するなどして徹底を図る。

（３）班別行動マニュアルの見直し

防災活動を円滑に推進するため、各班において班別行動マニュアルの見直しを毎年度実施する。

２　消防団員に対する防災教育

消防団員に災害時のリーダーとしての位置付けを確立するため、研修及び訓練を実施する。

３　防災上重要な施設の職員等に対する教育

（１）防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通じて防災学習の徹底を図る。

（２）防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習、立入検査、地域における防災講習会を通じ、防災施設の管理、応急対策上の措置等の周知徹底を図る。

第２　防災関係機関の組織の整備【市長公室】

市の地域を管轄し又は市内にある関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、組織を整備するとともに、他の関係機関が必要とする協議会、連絡協議会等の組織の整備に協力するものとする。

第３　関係機関相互の連携【市長公室】

市の地域を管轄し又は市内にある関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、協定を締結するなど、相互において連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなされるようにするものとし、協定締結などの連携強化にあたっては実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

なお、市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

また、市は災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

市は、避難情報については、それらの解除を行う際に国又は埼玉県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

《参考》
◆事務委任制度
救助の実施を市長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合、県知事は、市長に対して、その救助の実施に関する事務の一部を委任することができる
なお、実際に事務委任を行う場合においては、事務の内容及び期間を市に通知し、その旨を公示しなければならない

第３節　防災知識普及計画

防災業務に従事する職員一人ひとりの防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災思想の育成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行うものとする。

第１　市民に対する防災知識の普及【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

また、市及び学校法人は、学校における防災教育の一層の充実を図るため、学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じたこどもたちの防災対応能力の育成を推進する。特に避難、災害が発生した際の危険及び安全な行動について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

さらに、市は、学校における消防団員・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- 「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確保
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 家族が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

市、消防組合及びその他防災関係機関は、所管業務に関して、次の方法により防災意識の向上を図る。なお、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- 広報紙への防災関連記事の掲載
- 防災ハザードマップ等の作成・配布
- 総合防災訓練への市民・事業者の参加の促進
- 防災ビデオの貸出し
- 防災研修会の実施
- 埼玉県防災学習センター「そなーえ」の活用
- 支援ボランティアの養成、参加促進
- 自主防災組織の活動の促進
- 出前講座の実施
- 高齢者等に対する適切な避難行動に関する理解促進
- その他有効適切な方法

第４節　防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の育成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、次のとおり防災訓練を実施するものとする。

第１　訓練の種別【市長公室】

１　消防訓練

消防計画に基づき、消防署、消防団、市民及びその他関係機関の協力を得て実施する。

- 一般火災警防訓練
- 特殊火災警防訓練
- 救出、救助訓練

２　水防訓練

水防法第４条に基づき指定された水防管理団体が、同法第 32 条の２に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

３　避難救護訓練

救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の訓練とあわせ災害救助訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者には、児童、生徒、患者、入所者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くようにするものとする。

- 避難訓練
- 食料調達訓練
- 救護訓練

４　災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害時における有線通信が不通となった場合又は有線通信系を利用することが著しく困難な場合において、関係機関の通信連絡を迅速かつ確実に実施するため、災害情報の収集・伝達機器が機能し十分活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を行うものとする。

- 非常有線通信訓練
- 非常無線通信訓練
- 災害情報の収集・伝達・広報訓練

５　非常参集訓練・災害対策本部設置訓練

市長及び防災関係機関の長は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害対策本部設置訓練などを実施し、災害時の即応体制の強化に努める。

第２　総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】

防災体制の万全を期するため、防災関係機関と一体となり年１回実施し、防災対策の習熟と自衛隊等防災関係機関相互の協力連携体制の確立・確認を図る。

１　訓練の時期及び場所の選定

訓練の種類によって、もっとも訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとする。

２　方法

消防組合との共催、防災関係機関の協力のもと、実施する。

３　訓練の実施種目

消防、避難救護、通信等の訓練の全部又は一部を総合して立体的に実施する。

４　訓練の方法及び訓練記録

実施機関が、単独又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を実施するなど効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録しておくものとする。

５　訓練実施計画

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制に重点をおく総合防災訓練及び各機関の個別訓練についての実施方法等について、訓練実施計画を作成する。

第３　事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】

災害時の行動に習熟するため、市民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

１　事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に併せて防災訓練を実施することとし、地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

また、洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場、地下施設等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保や浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

２　自主防災組織等の訓練

市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し又はこれらの機関の指導・協力のもと、自主防災組織自ら初期消火訓練や応急手当訓練、地震時・風水害時の避難訓練などの訓練を実施するとともに、併せて災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）などの実施に努める。

《参考》

◆災害図上訓練（ＤＩＧ：Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

◆避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ：Hinanzyo Unei Game）

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

第４　その他の訓練【市長公室】

市が実施する前記訓練のほか、状況付与型図上訓練及び埼玉ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

《参考》

◆埼玉ＤＭＡＴ（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム）

埼玉県指定災害拠点病院である社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院には、災害の急性期（災害発生からおおむね 48 時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。

出動要請は、原則として埼玉県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なＤＭＡＴの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防局の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。

第５　訓練の検証【市長公室】

実際の災害を想定して計画を立て、災害の状況にあわせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに、評価及び検証を行う。

第５節　防災活動拠点

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるようこれらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

第１　防災活動拠点の整備【市長公室】

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、人・物・情報の複合的な整備を進めていくとともに、防災活動拠点では、感染症対策を徹底することが必要である。

なお、市役所本庁舎をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、地区ごとの防災地区拠点、避難拠点、物資拠点及び医療拠点等を次に示す。

■本市の防災活動拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。	・市域全体の災害情報の集約 ・各拠点への指示 ・関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整
防災地区拠点	各地区拠点は、市役所第二庁舎及び各行政センターに設置する。	・防災中枢拠点との連携 ・各地区内の情報収集 ・各地区内避難所の統括 ・各地区の応急対策の活動拠点 ・食料等の備蓄
消防活動拠点	消防組合：久喜消防署、各分署 消防団：各消防団器具置場	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動
緊急消防援助隊活動拠点	進出拠点候補地 宿営場所候補地	緊急消防援助隊の進出目標とする拠点及び宿営場所
自衛隊活動拠点	駐屯候補地：総合運動公園	自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
避難拠点	指定緊急避難場所	災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保する場所
	指定避難所	避難者が避難生活を送るところ
物資拠点	救援物資の集配基地	避難所等への物資の供給拠点
医療拠点	・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・当該病院は、埼玉県の災害拠点病院に指定されている。

注１）「避難拠点」の詳細については、「**第１編-第２章-第７節-第１　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保**」（P35）参照のこと。
注２）「緊急輸送拠点」の詳細については、「**第１編-第２章-第５節-第３　輸送拠点の設定**」（P31）参照のこと。
注３）「緊急消防援助隊活動拠点候補地」の一覧表については、**資料編「資料－５　緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧**」参照のこと。

第２　緊急輸送路ネットワーク【市長公室、建設部】

道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、埼玉県の緊急輸送路ネットワークから円滑な緊急物資等の輸送が図れるように、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークの形成を図る。

１　緊急輸送指定路線の指定及び整備

埼玉県は、埼玉県外からの物資流入地点と埼玉県内の広域輸送拠点を結ぶ幹線道路を緊急輸送道路ネットワークとして指定している。

種　類	道　路
第一次特定緊急輸送道路	国道４号、国道 122 号、国道 125 号、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道、主要地方道さいたま栗橋線
第一次緊急輸送道路	主要地方道川越栗橋線
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日部久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道幸手久喜線、一般県道下早見菖蒲線、一般県道加須幸手線、一般県道六万部久喜停車場線

このため、市では、埼玉県の指定路線から円滑な緊急物資等の輸送が図れるように、次のとおり緊急輸送路線の指定及び整備を図る。

- 本市では、災害対策の拠点となる市役所本庁舎・第二庁舎・各行政センター、空輸基地となる総合運動公園及び指定避難所等の防災拠点を結ぶ幹線道路を緊急輸送指定路線として定めるとともに、迂回路を設定する。
- 市民に災害時の車両使用の自粛、緊急輸送路指定路線等に関する情報提供を行う。
- 緊急輸送路は、災害時における災害応急活動に必要な物資、資材、要員及び市外からの緊急物資の受入れ、被災者への緊急物資の輸送のために非常に重要な役割を有していることから、これらの整備を促進するとともに、必要に応じて道路の占用の禁止又は制限を図るものとする。
- 下水道においては、マンホールの浮上防止対策を推進する。

なお、埼玉県指定緊急輸送道路のうち、次の３路線については公安委員会が指定する緊急交通路の指定を受けている。災害時の応急対策を円滑・的確に行うため、緊急交通路においては交通規制及び緊急通行車両の確認が行われる。

＜緊急交通路＞　第１次緊急交通路：東北縦貫自動車道・首都圏中央連絡自動車道
第２次緊急交通路：国道 122 号

【資料編参照】　資料－６「埼玉県緊急輸送道路網図」

２　予防対策

災害時における道路について、特に留意しなければならない点は、次のとおりである。

市では、これらの要求を満たすために、道路舗装の普及、側溝の整備及び下水道事業の推進を図っていく。

- 避難及び救助作業のために関係者が安全に通行し、また、十分に活動できること。
- 救助車両が支障なく安全に通行できること。
- 浸水や溢水（いっすい）の場合、路面の流水を早急に排水できること。

第３　輸送拠点の設定【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、教育部】

１　緊急輸送拠点

市内外からの緊急物資の受入れ及び各地への輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送拠点の設定を行うとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

輸送拠点としては、総合運動公園を広域輸送拠点として、緊急物資の受入れ及び市内各地への輸送拠点として予定する。

また、指定避難所でもある市内小・中学校については、地域輸送拠点として予定する。

■緊急輸送拠点の予定施設

区分	施設名	所在地	電話	管理者
広域	総合運動公園	久喜市江面1616	0480-21-3611	久喜市（指定管理者）
地域	市内小・中学校	－	－	久喜市
県営	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町 70	0480-23-1366	埼玉県（指定管理者）
県営	権現堂公園（１号公園）	久喜市小右衛門50	0480-53-1553	埼玉県（指定管理者）
県営	埼玉県立久喜工業高校	久喜市野久喜474	0480-21-0761	埼玉県

注）「市内小・中学校」については、**資料編「資料－７　学校一覧」**参照のこと。

２　航空輸送拠点

大規模災害において、空のルートを活用した救援物資供給や被災者の搬送等を行うため、ヘリコプター場外離着陸場は次の施設が指定されている。

大規模災害に対応した場外離着陸場を十分確保するため、場外離着陸場の指定の見直し及び新規緊急離着陸場の調査拡充を図るため、消防組合と調整する。

■離着陸場一覧

区分	施設名	所在地	電話	管理者
場外	埼玉東部消防組合消防局訓練場	久喜市上早見396	0480-21-0119	埼玉東部消防組合消防局
場外	菖蒲行政センター　庁舎	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111	久喜市
場外	久喜市立栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	0480-52-0215	久喜市
場外	鷲宮運動広場　野球場	久喜市鷲宮6-3120	0480-59-2288	久喜市
緊急	久喜市立青葉小学校	久喜市青葉1-3-1	0480-22-6121	久喜市
緊急	菖蒲老人福祉センター	久喜市菖蒲町三箇2904	0480-85-1205	久喜市
緊急	森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間5495-1	0480-85-1111	久喜市
緊急	栗橋いきいき活動センターしずか館	久喜市栗橋中央1-11-1	0480-58-1111（生涯学習課）	久喜市
緊急	久喜市立栗橋南小学校	久喜市南栗橋4-21-1	0480-52-0235	久喜市
緊急	久喜市立桜田小学校	久喜市東大輪311	0480-58-1306	久喜市
緊急	久喜市立鷲宮西中学校	久喜市上内1797	0480-58-9645	久喜市

「場外離着陸場」は航空法第 79 条ただし書きの「国土交通大臣の許可」を受けた者のみが利用可能であり、「緊急離着陸場」は航空法第 81 条の２（捜索又は救助のための特例）が適用される緊急時のみ利用可能である（航空法施行規則第 176 条により「国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索又は救助を任務とするもの」であり、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）等が該当する）。

第６節　情報収集・伝達体制の整備

災害予防及び災害応急対策の適切な実施を図るため、迅速かつ正確に被害状況等を把握する必要がある。

このため、市は関係機関等に通ずる情報収集体制の整備を図るものとする。

第１　情報伝達体制の整備【市長公室】

市は、避難所、防災関係機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し、災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、次に示す様々な通信手段等を効果的に用いる。

①　久喜市防災行政無線（同報系）
②　埼玉県防災行政無線
③　消防・救急無線
④　アマチュア無線
⑤　タクシー無線
⑥　ＮＴＴ電話回線
⑦　久喜市ホームページ・ＳＮＳ
⑧　久喜市防災アプリ
⑨　携帯電話
⑩　衛星通信ネットワーク
⑪　埼玉県災害オペレーション支援システム
⑫　緊急情報架電サービス
⑬　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
⑭　Ｌアラート（災害情報共有システム）

注）ＳＮＳ（Social Networking Service（ソーシャル　ネットワーキング　サービス））とは、主にＸ（旧 Twitter）、Facebook など、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

【資料編参照】資料－８「防災行政無線設備」
資料－９「久喜市防災行政無線局管理運用規程」
資料－１０「久喜市防災行政無線局運用細則」

第２　防災行政無線の整備【市長公室】

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を庁内及び防災関係機関等に連絡する手段として、市防災行政無線の活用・拡充を図るとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

なお、市は災害時に支障の生じないよう情報通信機器の整備点検に努め、情報伝達訓練を定期的に実施する。

第３　情報通信設備の安全対策【市長公室、総合政策部、総務部】

市及び防災関係機関は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、次のような安全対策を講ずる。

１　非常用電源の確保

非常用電源を防災無線室に設置し、危機管理課において管理点検を行うものとする。

また、停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを行うよう努める。

２　浸水に対する備え

風雨、洪水などによる浸水を防ぐため、立地条件にあわせて水防板や水防扉の設置、ケーブル接続部への浸水防止対策を講ずる。

３　地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床を設置するなど、地震動に対する対策を検討する。

また、各種機器には転倒防止措置を施す。

４　システムのバックアップ

市と埼玉県を結ぶ防災行政無線システムは地上系と衛星系で２重化し、また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。

第４　災害情報のための電話の指定【市長公室、関係各部】

市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるように体制を整備する。

第７節　避難予防対策

災害の発生により、避難活動が必要となった場合に、迅速かつ適切な避難収容対策を行うため、避難所の整備及び避難誘導体制の確立を図る。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第１　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部】

災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、さらに、高齢者やこども、障がい者等へ配慮した避難所のあり方や避難生活の長期化への対応について検討する。

また、避難所運営マニュアル等の見直しにあたっては、男女共同参画や要配慮者支援の視点から、女性や要配慮者の人権・安全が守られるように配慮しなければならない。

１　指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間は、これらに含むものとする。

■指定緊急避難場所・指定避難所の考え方

指定緊急避難場所		指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所		指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性が無くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
	拠点避難所	避難所のうち小・中学校、高等学校、総合運動公園及び菖蒲文化会館（アミーゴ）を利用する避難所で、避難所以外の被災者に対しても、情報や物資の提供をする拠点施設である。
	補助避難所	拠点避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、コミュニティセンター等を補助避難所として利用するが最寄りの市民等が自主避難して来た場合は、受入れるものとする。
	福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。

【資料編参照】　資料－１１「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

２　広域避難場所の指定

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の市民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とする。その際、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- 面積 10ha 以上とする（面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む)。
- 避難者１人あたりの必要面積は、おおむね 3.5 ㎡を満たすよう努める。
- 要避難地区のすべての市民を収容できるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

３　避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した際には、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等、危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定にあたっては、市民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

指定緊急避難場所への避難路についても、上記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進する。

４　避難場所等の周知

災害時には、極めて混乱した状況の中で大勢の市民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう市民に対し事前に周知するため、次の対策を講ずる。

- 市の広報紙・ホームページ等を利用した広報
- 防災ハザードマップ等の作成・配布
- 案内板等の設置
  - ・誘導標識
  - ・避難所案内図
  - ・避難所表示板
- 防災訓練の実施

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきものであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、市ホームページやアプリケーション等の多数な手段の整備に努める。

なお、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第２　避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】

１　施設管理者との協議

用地、施設の管理者と災害時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう日頃から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

２　有線通信の確保

ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。

３　郵便物の集配業務の確保

郵便局との協議により、災害時の避難所における郵便物の集配業務を円滑に行えるよう体制の整備を推進する。

４　避難所の安全化・整備充実

指定した避難所について、避難所としての機能や災害時の安全性に問題がないかどうか定期的に点検し、安全性確保のための必要な措置を行う。

第３　福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定【福祉部、こども未来部】

高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所（要配慮者用避難所）についても指定の促進を図る。福祉避難所（要配慮者用避難所）は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等から選定し、災害時の受入れ体制及び移送体制等について、事前の体制整備に努める。

また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、民間のホテル等の借り上げや応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも検討する。

第４　避難誘導体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】

１　誘導体制の確立

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制及び相互の連携、役割分担について定めた避難計画の作成に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市民の避難活動は、発生する災害種別に対して立退き避難が必要な場合には、当該災害に対応した市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。

また、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

市は、避難情報の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

避難計画で定める主な内容は、次のとおりとする。

- 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 避難所・避難場所の名称、所在地、収容人数等
- 避難所・避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所の管理・運営に関する事項

２　避難誘導方法の習熟

関係職員をはじめ、市民も避難方法、避難所の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないようにしなければならず、地域ごとの実情にあった計画づくりと訓練が必要である。このため、自主防災組織による「災害発生時の避難誘導計画」等の整備を推進していくものとする。

３　要配慮者にかかる避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に沿って対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

４　学校における児童・生徒の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の幼児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し幼児、児童及び生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるものとする。

（１）防災対策

- 児童・生徒に対し、教科指導・学級等をとおして地震・火災・風水害・落雷等の災害について理解を深めさせ、防災上必要な安全教育の充実を図るとともに、避難訓練の徹底を図る。
- 緊急時の防火及び警備の実施は、教職員が担当する。
- 防火、警備及び避難等の組織は、できるだけ単純なものとし、状況に即して実働できるよう弾力をもたせる。
- 非常の際における対策措置は、状況による変更が予想されるため、まず、第一に児童・生徒の避難と初期消火活動等に重点をおくものとする。

（２）避難訓練計画

各小・中学校は、災害に備え避難訓練計画を策定する。計画は、避難所や避難経路、さらに避難にあたっての留意事項等を定める。

第５　避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】

１　マニュアルの整備・見直し

「被災者救援班」と避難所施設の管理所管課は協力して、避難所の開設時に円滑な運営ができるよう職員、自主防災組織並びにボランティア団体等を各避難所に配置し、あらかじめ作成した避難所開設マニュアルや避難所運営マニュアルに従い避難所を開設し、管理運営を行う。

ただし、状況に応じて適宜見直すものとする。

なお、マニュアルの作成にあたっては、避難所におけるプライバシーの保護のため、女性や高齢者、障がい者、こどもをもつ家庭等の視点からの配慮を行うため、幅広い意見を求めるとともに、次の点について定める。

- 職員、ボランティア団体等の配置
- 避難所の開設、受入れ準備
- 避難所の管理運営
- 避難所の閉鎖

２　避難所運営の知識の普及及び訓練

拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

３　避難所機能の充実

各拠点避難所（小・中学校）において、備蓄機能や情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能の確保を検討するとともに、プール又は受水槽により、生活用水の確保に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、ソーラー付ＬＥＤ街灯等についても検討する。

発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス、太陽光、蓄電池等）への転換や、それらの燃料に対応する炊出用調理器具等の設置等についても検討する。

４　集約避難所の選定

避難生活の改善と避難者の自立促進及び避難所施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所開設後一定期間が経過した時点で、応急仮設住宅が建設されるまでの間、避難者数の減少に応じて避難所を集約し、避難所を段階的に解消する。

集約避難所については、あらかじめ指定することはせず、災害時の避難者の状況や施設の被災状況を勘案し、選定するものとする。

第８節　物資及び資機材等の備蓄

第１　飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】

災害時に市外からの救援が届くまでの間、市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。備蓄にあたっては、基準を定めて備蓄量の維持に努め、災害時の輸送経路の遮断等を想定し、拠点避難所である小・中学校ごとに防災備蓄倉庫を分散配置し、期限切れ等を考慮して計画的に購入する。

また、備蓄倉庫の容量、維持管理の面から現物在庫には限界があることを考慮し、物流事業者及び商工業者等の協力を得て流通在庫等の方式による物資の確保を図るものとする。

１　食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針

災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後最低３日間（推奨１週間）分の非常用物資等を確保する。なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。

また、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。

- 市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低３日間（推奨１週間）分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。なお、食料の備蓄については、災害用非常食に限ったものである必要はなく、日常生活における各家庭の食料ストック（即席麺、レトルト食品、米等）の状況に応じて、災害時に対応できる量を各家庭において判断することが大切である。
- 市民は、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
  また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。
- 市は、市民の備蓄を補完するため、予測される被災者の食料等の備蓄及び調達に努める。
- 市及び防災関係機関は、災害対策要員に必要な食料等を備蓄する。

２　備蓄物資の品目及び備蓄場所

市民の基本的な生活を確保するうえで必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に抑えるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。特に、乳幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等に

ついても備蓄していく。

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日間（合計３日間）分以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を３日間分以上とする。

備蓄場所は倒壊の危険性や浸水のおそれなどを念頭に、市役所及び市内の防災備蓄倉庫に分散して備蓄する。なお、備蓄物資についてはおおむね次の品目とする。

■備蓄物資の品目

種別	品目
食料品等	アルファ米、クラッカー、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等
給食・給水用品	釜セット、炊事用品、カセットコンロ、水袋等
衛生医療用品	救急箱（消毒液、三角きん、副木（そえぎ）、包帯、ガーゼ、絆創膏（ばんそうこう）、眼帯、マスク等）、生理用品、紙おむつ（乳幼児用、大人用）、肌着、哺乳びん、ウエットティッシュ等
避難・救護用品	テント、毛布、布団、カーペット、担架、簡易ベッド、車いす、タオル、懐中電灯、ろうそく、バケツ、ほうき、乾電池、洗剤、ビニール袋等
災害用トイレ用品	仮設トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等
情報伝達用品	トランジスタラジオ、携帯電話等
資機材	チェーンソー、発電機、投光器、折りたたみリヤカー、はしご、ブルーシート、拡声器、救助用資機材、ヘルメット、自転車、水中ポンプ、軍手、間仕切り等

３　緊急調達体制の確立

災害時において被災人口が拡大すると、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品等の関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

４　応急給水

（１）応急給水体制の整備

①　応急給水目標量

災害時に上水道の給水が停止した場合、断水世帯に対し、次表を目標に給水体制を整備する。

■一日あたりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３Ｌ/人･日	生命維持に必要な最小水量
４日から 10 日	20Ｌ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11 日から 21 日	100Ｌ/人･日	通常の生活には不便であるが、生活可能な必要水量
22 日から 28 日	250Ｌ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

② 相互応援体制の確立

他都市水道事業体との災害応援協定の締結に努め、速やかに市町村水道事業体に応援要請できる体制を確立する。

（２）給水資機材の整備

① 応急給水用資機材の整備

非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材を整備する。

② 耐震性貯水槽の維持管理

災害時における市民の飲料水を確保するため、耐震性貯水槽の適切な維持管理を行う。

③ 水資源の活用

受水槽等の活用や雨水等の利用を検討し、総合的な生活用水確保のための対策を講ずる。

５　石油類燃料の調達・確保

埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。

本市においては、既に石油類燃料の調達のため石油商業組合との災害時優先供給に関する協定を締結していることから、締結した協定にのっとりこれらの物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

第９節　医療体制等の整備

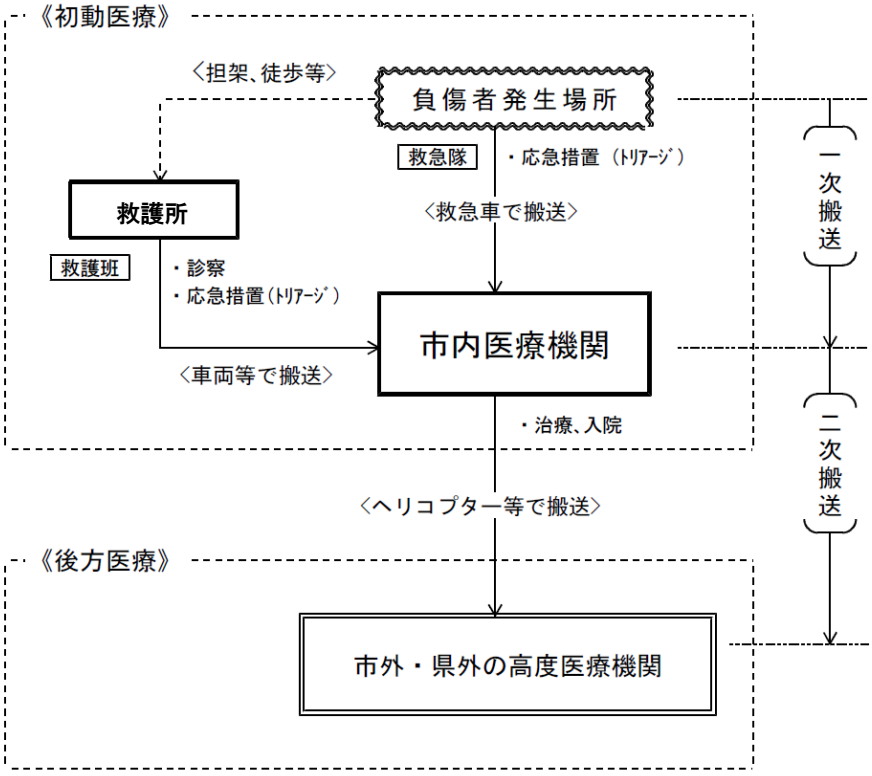
第１　救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

１　救急救助体制の整備

市及び消防組合は、消防署、消防団器具置場及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備に努め、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

２　傷病者搬送体制の整備

■傷病者搬送体制の流れ



（１）情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう災害時医療情報連絡体制を確立する。

（２）搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

（３）搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

（４）ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を確認する。

（５）効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

また、災害発生直後は、119 番回線の不通等電話がつながりにくい状況や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急搬送体制の充実を図る。

３　災害時広域医療搬送計画の整備

洪水などの大災害が埼玉県内で発生し、埼玉県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、埼玉県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

埼玉県は、このような事態においても負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

本市は、災害時広域医療搬送計画に基づき、埼玉県に対して傷病者の搬送を要請するものとする。

第２　医療救護【健康スポーツ部】

災害時の医療体制を確保するため、平時から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。

１　災害医療体制の整備

（１）初期段階の救急医療体制の充実

災害の発生を想定し、初期段階の救急医療活動が速やかに開始できるよう関係機関と調整し、その体制を整備する。

（２）医療救護チームの編成

災害発生後、市地域保健課等の看護師や保健師等により医療救護チームを編成するとともに、医師会等の関係機関と連携を図り、医師会救護班の派遣や医薬品の調達などに努める。なお、円滑な医療の実施や医薬品調達が図れるよう市は関係機関と発災前に協議するものとする。

２　医薬品等の備蓄

災害発生後３日程度の間に必要とする医薬品（包帯や消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）を備蓄するとともに、救護所設置に必要な資機材の確保に努める。

３　医療保健応援体制の整備

市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、平時から連絡・協力体制を確立する。

第 10 節　防災都市づくり計画

第１　災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】

本市は、首都圏内に位置するため農地の宅地化が進み、一部で過密な市街地や家並みが形成されている。これは、災害に対するもろさを内包しており、街並み自体が様々な危険性をもっていることになる。

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、脆弱な都市構造を改造して防災環境の整備を行い、災害要因の解消を図るとともに、そこに生活する市民が災害の危険性を認識し、地域コミュニティを育む中で防災への備えを自発的に行うものとする。

１　安全・快適な都市空間の形成

大規模火災では、公園・緑地や街路樹等の市街地内の緑が火災の延焼防止に効果を発揮したり、河川水が災害時の消火、生活用水として利用されている。このため、公園・緑地の整備、残存緑地の保全、河川空間の整備等により、市街地内において緑の創出・保全とオープンスペースの確保を進め、自然と共生し、水と緑に包まれた安全で快適な都市空間の形成を図る。

２　安全・安心な生活空間の形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、日常生活を営む中で形成されたコミュニティが、救援、防災活動に有効に機能したことから、市民の自発的な連携意識に支えられたコミュニティ活動の醸成を図ることにより、こどもから高齢者まで、市民の誰もが思いやりとふれあいの中で、共に助けあい、支えあう、心豊かな地域社会の形成を図る。

このため、市民の身近な活動拠点となる集会施設等の整備を進めるなどコミュニティを育む日常的な交流空間の整備・充実を進めるとともに、建築物の耐震・不燃化と宅地内緑化を誘導し、コミュニティの防災安全性の向上とあわせ、住宅密集地の解消や狭隘（きょうあい）道路の改善促進等によって、安全・安心な生活空間の形成を図る。

３　ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

廃棄物処理施設については、施設の耐震化、不燃堅牢化を図り、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。

また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

上下水道施設については、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

第２　防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】

災害時において、避難者の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中に公園・緑地、道路等のオープンスペースを確保することは災害に強いまちづくりの基本的課題である。

また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほかに、災害時の救援活動や緊急物資の集積等の拠点、応急仮設住宅の建設用地としても利用でき、重要かつ多様な役割を有している。

１　公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、また、市民生活に安らぎを与える憩いの場、こどもの遊び場を提供するという日常的な機能に加えて、災害時には避難場所、救援活動拠点等の災害対応の機能を有する防災活動拠点、他市町村や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点として重要な役割を果たすことができる。

したがって、これらのニーズに対応し、今後さらに増大するニーズに応えるため、公園・緑地等の一層の整備を進めるとともに、各種の防災機能の充実を図る。

２　道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、災害時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

また、災害復旧にあたっては、防災活動や救援活動に支障のないように、あらかじめ復旧優先道路を指定しておくほか、交通規制用資材や応急復旧資材などの備蓄に努める。

（１）幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の延焼遮断帯となるとともに、避難、緊急物資等の輸送道路となるなど、災害時には重要な役割を有している。このため、都市計画道路等の市内の主要な幹線道路の整備を進めるとともに、緑化、植栽を推進していく。

（２）生活道路の整備

生活道路は、平時には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。

（３）消防活動困難区域の解消に資する道路整備

火災が発生した場合に、消防活動が支障なく行えるよう整備に努める。

（４）橋梁の整備・点検

避難、救援救護活動、復旧活動等に支障のないよう橋梁の整備・点検等を計画的に行うとともに、既設橋梁の耐震性向上のため、調査や補強を行う。

３　都市基盤の整備

市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路整備事業等により、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備を推進する。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちづくりを目指す。

４　農用地の保全

農用地は、良好な環境はもとより防災上も、遊水機能の確保、火災の延焼防止、発災時の被災者への食料供給等の重要な役割を担っている。

このため、これら生産機能や防災機能の優れた農用地の計画的な保全を図る。

５　治水対策の充実

大雨のときも安心して暮らせるよう、治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策を進める。

第 11 節　災害時の要配慮者対策

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約２倍にのぼった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市及び埼玉県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。

〇災害時の要配慮者にかかる定義

・要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、日本語が堪能でない外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者のことをいう。

また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

・避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

・避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第 49 条の 11 第２項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、久喜市社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、行政区などのほか、各種障がい者団体や事業者など地域に根ざした幅広い団体や個別避難計画作成に参画する者の中から、地域の実情により避難支援者を決めることとしている。

第１　避難行動要支援者の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】

１　全体計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「久喜市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」（以下「全体計画」という。）を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、高齢者等避難の発令・伝達、自助・共助・公助の役割分担、避難支援体制など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

２　要配慮者の把握

市は、要援護者見守り支援登録台帳を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努める。

また、難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報のうち、要援護者見守り支援登録台帳の作成のために必要があると認められる情報については、埼玉県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

３　避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、次のとおりとする。

■対象となる避難行動要支援者

- 高齢者（65 歳以上の方）
  - ・ひとり暮らし
  - ・高齢者のみの世帯
  - ・日中・夜間独居世帯
  - ・要介護認定区分が要介護３以上の認定を受けた方
- 障がい者
  - ・身体障害者手帳１級、２級
  - ・療育手帳 Ⓐ、A
  - ・精神障害者保健福祉手帳１級
  - ・難病患者
  - ・障害支援区分３以上の方
- 状況により支援が必要な方
  - ・妊産婦及び乳幼児
  - ・児童
  - ・日本語が堪能でない外国人の方など
  - ・その他援護を必要とする方

４　要援護者見守り支援登録台帳の作成

災害対策基本法第 49 条の 10 において、市は、避難行動要支援者にかかる避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成が義務付られた。市においては、既に要援護者見守り支援登録台帳が作成されていることから、当該台帳を災害対策基本法第 49 条の 10 に基づくものとして位置付けるものとする。

なお、台帳の作成にあたっては、前述「２　要配慮者の把握」により収集した情報のうち、要件を満たすものについて次の事項を記載するものとする。

■要援護者見守り支援登録台帳の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号（携帯電話）その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

５　個別避難計画の作成

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な要配慮者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、要援護者見守り支援登録台帳情報に基づき福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織など地域の関係機関や支援者と打合せながら、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難個別支援プラン（個別避難計画）を作成する。なお、避難個別支援プラン（個別避難計画）は、「要援護者見守り支援登録書兼個別プラン」とする。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、自力で避難することが困難な避難行動要支援者から優先して作成するものとし、優先して作成する者の個別避難計画については、概ね令和７年度までを目途に作成できるように努める。

また、平時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

６　要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドをはじめとしたデータ管理や埼玉県との連携などにより要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画のバックアップ体制について、検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても台帳及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、台帳及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

７　要援護者見守り支援登録台帳の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、毎年度、地域関係機関と協力し、「要援護者見守り支援登録台帳」を基にした要配慮者にかかる登録内容を確認し、情報を最新の状況に保つよう努める。

８　要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用

要援護者見守り支援登録台帳は平時から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。

そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

なお、平時から台帳情報を外部提供するために、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関らず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

９　避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

10　要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画情報の適正管理

要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう市においては、個人情報保護の管理徹底について説明を行うなど適切な措置を講ずる。

11　防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

第２　要配慮者全般の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】

１　要配慮者の安全確保

（１）緊急時通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急時通報システムを整備し、その周知に努める。

（２）防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者の人権を考慮した防災基盤整備を推進する。

また、市、埼玉県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を推進する。

（３）要配慮者の人権に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者等の人権に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所運営マニュアルの見直しを図るものとする。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（４）防災カード（ヘルプカード・あんしんカード）の普及

市及び久喜市社会福祉協議会は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布を実施し、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

（５）情報伝達方法の確立

市は、要配慮者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、避難誘導等の施設、設備等の導入及び普及を図る。

通常の音声・言語・映像等による手段では、適切に情報が入手できない要配慮者に配慮した方法を使用する。

また、その情報伝達に必要な専門技術を有する通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

２　福祉避難所（要配慮者用避難所）の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、あらかじめ福祉避難所（要配慮者用避難所）を確保しておき、社会福祉施設等においても、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄物資の調達及び供給に努める。

３　地域との連携

（１）役割分担の明確化

市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

（２）社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

（３）見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

４　相談体制の確立

市及び久喜市社会福祉協議会は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

５　防災知識の普及啓発

市及び久喜市社会福祉協議会は、要配慮者自身が自らの災害対応能力を高められるよう要配慮者の態様にあわせた防災知識の普及、啓発及び防災訓練を行うとともに、これらを効率よく実施できるよう施設の整備の推進を図る。

６　保育所における要配慮者の事前措置

■園長の行うべき措置

- 各保育所の園長は、災害の発生に備えて、児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置、保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防組合、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。
- 各保育所の園長は、保育所の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等について的確な計画を立てておく。
- 各保育所の園長は、災害発生に備えて、保存食料、飲料水、離乳食等の備蓄に努める。
- 勤務時間外における職員の非常招集の方法を定め、日頃から職員に周知する。
- 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講ずる。

７　外国人の安全確保

（１）外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

（２）防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。

また、市は案内板のデザインの統一化について、検討を進める。

（３）防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解することができない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、外国語による情報提供を行うよう努める。

（４）防災訓練の実施

市は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（５）通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第３　社会福祉施設入所者等の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】

１　施設管理者

（１）災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

（２）緊急連絡体制の整備

① 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

（３）避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

（４）被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の要介護高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

（５）食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

■備蓄物資（例示）

- 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（３日間分以上）
- 飲料水（３日間分以上）
- 常備薬（３日間分以上）
- 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日間分以上）
- 照明器具
- 熱源
- 移送用具（担架・ストレッチャー等）

（６）防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

（７）地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から地域内の施設、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時のボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう市との連携を図っておく。

（８）施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

２　市

（１）情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

（２）防災計画策定の指導

防災計画及び各種マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

（３）施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

（４）社会福祉施設等の耐震性の確保

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第 12 節　災害復旧・復興への備え

大規模災害時には、多くの人々が被災し住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

このことから、災害時の人身の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し、民生安定のための予防対策を推進していく。

また、市は躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第１　各種データの整備保全【各室部】

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、固定資産情報、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

第２　罹（被）災証明書の発行体制の整備【総務部、環境経済部】

市は、災害時に罹（被）災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹（被）災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹（被）災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備し、罹（被）災証明について可能な限り速やかに対応する。

また、市は、効率的な罹（被）災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第３　災害廃棄物の発生への対応【環境経済部、まちづくり推進部、衛生組合】

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第４　業務継続性の確保【各室部】

市等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓

練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第２編　風水害編

第１章　風水害予防計画

第１節　風水害の概況

昭和 22 年９月 15 日、関東地方を襲ったカスリーン台風による利根川の破堤によって、埼玉県東部一帯は大洪水に見舞われ、未曾有の大災害となった。

平成 27 年の水防法の改正に伴い、公表された洪水浸水想定区域を最大被害と想定し、必要な対策を講じていくこととしている。

なお、本市は、その平坦な地形から土砂災害の危険性は低く、埼玉県による土砂災害警戒区域の指定はない。

以下に、旧市町史等をもとに作成した本市の風水害による過去の災害履歴を示す。

西暦	名称	被害概要
1742	寛保二年の水害	江戸幕府開設以来の大洪水が関東地方を襲った。被害は江戸表をはじめ、武蔵、上野、下野、信濃国にまでおよんだ。菖蒲地区でも水害は甚だしく、この年の年貢米を水損引にされている。その他、鷲宮地区、久喜地区でも災害の記録が残っている。
1772	明和九年の風水害	大雨風発生。この時の被害は、洪水よりも風による家屋の倒壊が中心であったようで、除堀村では本屋 12 戸をはじめ、木小屋 22 戸、豚家 39 戸、馬家１戸が吹潰されたという。鷲宮地区でも、大風により、家屋が倒壊、鷲宮明神境内の大杉が 200 本あまり吹き折れ、その他の大木とも数多く吹き折れたという。
1786	天明六年の水害	古老の申し伝えにもないほどの大水害に見舞われた。利根川沿いの被害が大きく、一面水浸しになったといい、鷲宮地区では、多くの破堤が発生し、死者も出たという。 また、栗橋地区でも、被害の記録が残っている。
1856	安政三年の水害	大洪水発生。東大輪村では、総戸数 63 戸のうち 17 戸が全壊、２戸半壊、物置小屋 20 戸全壊、４戸半壊、土蔵１箇所全壊し、負傷者が６人であった。 また、除堀村では門１箇所、本家 10 戸、木部 13 戸、下屋９戸が、青柳村では前代未聞の大風として本家 15 戸、雪隠・収納屋をあわせて 48 箇所が吹き倒されている。
1859	安政六年の水害	７月 24 日から大雨風となり、翌 25 日には上利根川の堤防が決壊し、古利根川通りへ洪水が押し来たという。男女とも昼夜の差別なく水防に努めたが、衣類、食糧などを流失し、渇命にもおよぶほどの惨状であったという。青柳村では、本田で 82 戸が床上浸水し、新田では全家屋が 3.4 尺（約１ｍ）の床上浸水であった。 その他、小河原井、所久喜、下清久、上清久、六万部の各村でも多くの家屋が浸水にあっている。
1890	明治 23 年の水害	８月上旬から連日豪雨が続いており、河川が増水していたところ埼玉県域を暴風雨が襲い、利根川や元荒川の主要河川が相次いで決壊した。栗橋地区の被害は、浸水が 674 戸で、静村では家屋流失が発生したという。 また、菖蒲地区では、浸水 1,119 戸で、田畑の被害も甚大であった。

西暦	名称	被害概要
1910	明治 43 年の水害	弘化三年の水位を越える大洪水であったといい、民家もことごとく水に浸かり、人々は舟や筏で往来をしたという。各市町村の所有地はもちろん、北埼玉、南埼玉の両郡全部、北葛飾のほとんど全部にわたって土地・民家が浸水して、人・家畜の飼料、家屋の流失倒壊が多数発生した。鉄道は破壊されて汽車は通行できなかった。15 日には利根川本堤が再度決壊し、増水が約 0.6ｍにおよんだ。鷲宮地区では流失家屋や、死者は出なかったが、浸水家屋は 546 戸で、田畑の被害も甚大であった。
1947	昭和 22 年 カスリーン台風	カスリーン台風は、大正、昭和を通じて埼玉県域、本市域に最大の被害をもたらした。利根川では、16 日午前０時 30 分栗橋地区近くの東村で破堤、濁流は北埼玉の人家や田畑をのみこみつつ南下し、本市域に襲い掛かった。久喜地区では、死者１人、負傷者 22 人、床上浸水 2,038 戸、床下浸水 777 戸、全壊１戸、半壊 79 戸で、菖蒲地区では半壊１戸、浸水 45 戸、栗橋地区では、死者 16 人、負傷者 50 人、流失家屋 48 戸、全壊 70 戸、鷲宮地区では、死者１人、全壊４戸、床上浸水 834 戸、床下浸水 46 戸、半壊 66 戸で、田畑・道路・橋・堤防などにも大きな被害をもたらした。

第２節　風水害予防計画

水害の予防としては、多量の降雨による河川の氾濫、低地の浸水などの災害予防が考えられる。市内を流れる河川には、国管理の一級河川（利根川）、埼玉県管理の一級河川（中川、元荒川、青毛堀川、備前堀川、姫宮落川、庄兵衛堀川、大落古利根川、星川、野通川、権現堂川、備前前堀川）や市管理の準用河川（中落堀川、蓮ヶ原川、江面落川、鷲宮江川、大中落川）、用水路として見沼代用水路、黒沼笠原沼用水路、葛西用水路、北側用水路等がある。これらの河川については、改修が進められているものの、流域の都市化による保水・遊水機能の低下、しかも市域のほとんどが沖積低地という自然条件から、豪雨による浸水被害の発生が予想される。市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第１　水害予防対策【建設部】

１　河川・水路改修整備の充実

降雨による浸水や滞水から市民の財産を守るため、計画規模に応じた河川改修を進め、整備にあたっては、特に浸水被害の発生頻度の高い地域を優先的に整備する。

また、国、埼玉県等の関係機関に対しては、河川改修整備の促進を要望する。

２　遊水・保水機能の保全

遊水及び保水機能の低下による河川治水機能の負荷の増大を軽減するため、公共施設を中心に貯留浸透施設の整備促進を図るなど、浸水被害の防止策を推進する。

また、「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づく保水地域対策により、雨水流出抑制を図る。

３　災害未然防止活動

平時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

４　落下物の安全対策

市、埼玉県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防災対策を図るものとする。

第２　施設等の維持、補修【建設部、上下水道部】

風水害等に対し、応急対策に必要な施設や資材等を整備し、有効・適切に使用できるよう点検及び補修など施設の維持管理に努める。

第３　公共下水道の整備【上下水道部】

下水道事業による雨水対策として、雨水幹線の計画的かつ効率的な整備を行う。

第４　洪水浸水想定区域等の周知【市長公室、建設部】

洪水浸水想定区域図は、現時点において、国管理河川は水防法に基づき定められた想定最大規模降雨（荒川流域の 72 時間総雨量 632 ㎜、利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491㎜）があった場合に浸水が想定される区域を表示したものである。

洪水浸水想定区域の周知については、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定されている河川においては、国又は埼玉県が水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）を作成し、関係市町村長に通知することとされている。

市は、埼玉県等からの洪水浸水想定区域の指定等に基づき、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所及び避難経路に関する事項、緊急連絡先や情報連絡経路、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項など、災害時に避難する市民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「防災ハザードマップ」を作成・配布し、市民に対して洪水浸水想定区域の周知を図り、水防への関心を高め、被害の軽減を図るとともに、適宜見直しを図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。なお、市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

また、埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理河川について、水害リスク情報図を公表している。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

第５　発災前の避難決定及び市民への情報提供【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。

市は、熊谷地方気象台や河川事務所など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や市民の避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、マイタイムラインを作成するなどして備え、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性や利根川氾濫時における広域避難の必要性を周知し、理解と協力を得る。

また、市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第６　事業所等における防災の推進【市長公室、関係各部、事業者】

１　要配慮者利用施設の防災体制

洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

２　大規模工場等の防災体制

洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

３　事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第７　地盤沈下対策【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】

地盤沈下は、広域的な低地化をもたらすため、水害による被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下により、家屋等の建築物や水路等の構造物の耐震性の劣化が指摘されている。

市は、水道用水を県営水道のほか地下水を水源としていることから、地盤沈下の原因となる過剰な採取を行わないとともに、地下水の適正な利用に努めるものとする。

第２章　風水害応急対策計画

第１節　活動体制計画

第１　活動体制【各室部共通】

１　体制の種別及び配備区分

本市における風水害対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。

■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（風水害対策）

配備区分		配備基準	活動内容
警備体制		■大雨、雷、洪水等の注意報が発表されたとき ■72 時間以内に大型台風の接近等が予想されるとき	■気象情報の収集・伝達 ■災害対策本部は設置せず、各室部で必要人員を配備し、各課の所掌事務の範囲内で、主として情報の収集・伝達及び警戒体制の実施に備えて活動する体制 ■その他警戒体制
警戒体制	第１配備	■大雨・洪水・強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想されるとき ■48 時間以内に大型台風の接近又は集中豪雨が予想されるとき ■利根川、江戸川の各観測地点の水位が「水防団待機水位」を超えたとき ■荒川の観測地点の水位が「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」に近づいたとき	■災害対策本部は設置せず、各室部で必要人員を配備し、各課の所掌事務の範囲内で、主として情報の収集・伝達及び非常体制の実施に備えて活動する体制 ■災害の要因が発生した場合で、特に関係ある課、室の少人数で情報収集及び連絡活動ができる体制 ■情報の収集・伝達及び報告 ■その他警戒体制
	第２配備	■暴風（台風）、大雨、洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ■24 時間以内に台風の接近又は集中豪雨が予想されるとき ■時間雨量が 70㎜ を超えるおそれがあるとき ■利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超えたとき ■自主避難に係る施設提供を行う事態が予想されるとき	■災害対策本部を設置する ■災害の発生するおそれがある場合で、主として情報の収集、報告及び警告等の伝達活動ができ、自主避難に係る施設提供を行うことができる体制、さらに災害が発生し、比較的軽微な被害が出始めた場合においては、引き続き被害の調査及び応急活動ができる体制 ■パトロールの実施 ■軽微被害の応急復旧・被害の予防対策 ■情報の収集・伝達及び報告
非常体制	第１配備	■局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ■時間雨量が 70㎜ を超えたとき ■利根川、江戸川の各観測地点の水位が「避難判断水位」に近づいたとき ■荒川の観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき	■災害対策本部を設置する ■警戒体制第２配備を強化し、局地災害に直ちに対処できる体制とするとともに、被害の拡大を防止するための措置に必要な準備をする体制 ■レベル３高齢者等避難の発令に備え、指定緊急避難場所の受け入れ要員を確保する体制
	第２配備	■災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ■利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき	■災害対策本部を設置する ■非常体制第１配備を強化し、レベル４避難指示の発令に備え、応急対策及び復旧対策を強力に、組織及び機能の総力を挙げて対処する体制

警戒体制についての動員・配備指令については、市長公室長が市民部長、建設部長及び上下水道部長と協議し、市長の承認を得て行う。

注１）利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位情報については、P98 を参照のこと。
注２）これらの基準については、全部要件ではなく、一部を満たした段階で状況に応じ、体制をとっていくものとする。
注３）本市の場合、これまでの例から、水害の場合、時間雨量が 15㎜ から 20㎜ で、局地的な被害（道路冠水・床下浸水）が発生する場合もある。

第２　局所的、地域的な対応（準備体制）【関係各室部】

風水害特有の動員体制等について、特に局所的な対応については、本節の適用前においても地区単位で対応できるよう行政センターごとに対応計画をまとめ、次のとおり対応する。

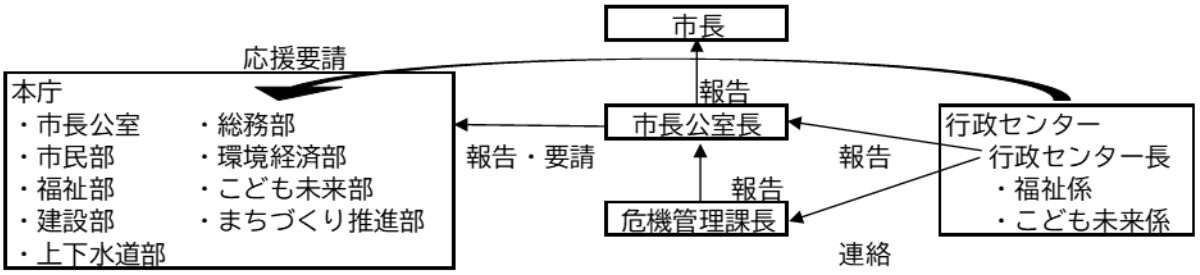
１　準備体制の運用

局所的、地域的な対応については、行政センター長を統括責任者とし、行政センターごとに対応計画を定め、対応する。

２　行政センターの対応

各行政センター長は、警備体制適用前に、必要に応じて準備体制を講じ、状況に応じ応急対策を実施することができるものとする。実施にあたっては、市長公室長に報告するとともに関係部長に報告し、その旨を危機管理課長に連絡するものとする。

■局所的対応と本庁との関係図



３　本庁の対応

本庁における局所的対応については、市長公室長又は各関係部長を統括責任者とし、対応する。

担当部での対応が困難な状況となった場合、又は局所的対応から、市域全域に対応が必要となった場合の体制については、「第１　活動体制」に基づく体制に移行する。

この段階においては、市長公室長又は各部長は市域全域の責任者となり、行政センター長は担当地区の統括責任者として対応する。

第３　災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】

１　災害対策本部の設置

市長は、本市域で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第 23 条の２に基づき、災害対策本部を設置する。

（１）設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- 暴風（台風）、大雨、洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- 24 時間以内に台風の接近又は集中豪雨が予想されるとき
- 時間雨量が 70㎜を超えるおそれがあるとき
- 利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超えたとき
- 自主避難に係る施設提供を行う事態が予想されるとき
- その他市長が必要と認めたとき

（２）設置場所

災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とし、正面玄関に「久喜市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、市役所本庁舎が被災した場合、市長公室長は、市役所本庁舎内への災害対策本部設置の可否を判断し、設置できない場合は久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置するとともに、参集した職員にわかるように明示する。

（３）実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、不在又は事故がある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第１順位：副市長　　第２順位：教育長　　第３順位：市長公室長

（４）備品類の用意

「管財班」は、本部の運営に必要な次に示す備品類を用意する。

■災害対策本部に用意すべき備品類

区分	備品類
情報機器類	・有線電話及びファクス　・防災行政無線　・携帯電話 ・災害対応用臨時電話　・庁内放送設備　・プロジェクター、スクリーン ・テレビ、ラジオ　・パソコン（インターネット）
事務用品	・複写機　・ホワイトボード、掲示板 ・筆記用具等事務用品　・ハンドマイク、懐中電灯
関係資料	・防災関係機関一覧表　・災害時の市内応援協力者名簿 ・職員名簿　・災害処理表その他書類一式 ・被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

（５）閉鎖基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を解散する。

（６）設置及び閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときには、直ちに関係機関等に通知するものとする。

■災害対策本部設置及び閉鎖の通知

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班 （議会総務課）
報道機関	電話、メール、ファクス	広報・情報収集班 （シティセールス課）
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）
市民	・市防災行政無線（同報系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）
	・市ホームページ ・ＳＮＳ ・メール配信	広報・情報収集班 （シティセールス課）

注）国（消防庁）へは、埼玉県に連絡できない場合に通知する。

２　災害対策本部の運営

本部長は、次に示す本部会議及び各部班を総括し、災害対策本部の運営にあたる。

（１）災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

（２）災害対策本部員（以下「本部員」という。）

本部員は、久喜市部設置条例等に規定する室及び部の長をもって充てる。

本部員は、本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（３）災害対策本部付（以下「本部付」という。）

本部に本部付を置き、危機管理課長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。

本部付は、各部との連絡、災害関連情報及び各部の応急対策の実施状況に関する情報の

収集、本部会議への報告を行う。

（４）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、国（リエゾン）、自衛隊、警察署及び消防組合等の関係者に対し本部会議への出席を求めることができる。なお、本部会議の庶務は、「総括班」があたる。

■本部会議の協議、調整事項

- 風水害応急対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 高齢者等避難、避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

（５）現地災害対策本部

特に被害が激甚な地区において、本部長は、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、現地情報の総合的集約等を行い、円滑かつ的確な防災活動の実施を図る。

要員配備及び設置場所については、本部長がその都度決定する。

■現地災害対策本部の事務

- 現地情報の収集に関すること。
- 地域内の応急対策に関すること。
- 災害対策本部との連絡に関すること。
- その他市民対応に関すること。

（６）各部班

各部班ごとに定められた「**（３）災害対策本部各部班の事務分掌**」（P74 参照）に従って災害応急対策を行う。なお、各室部に共通する事務は、次のとおりである。

■各部の共通事務

- 各室部の動員、配備に関すること。
- 各室部及び各室部内の連絡調整に関すること。
- 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関すること。
- 他の室部の応援に関すること。

（７）班長会議

本部会議と各班との情報伝達を円滑にするため、各班に班長を置くとともに、班長会議を設置する。

■班長会議の事務

- 各班の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報等の取りまとめに関すること。
- 各班間の連絡調整に関すること。
- 本部会議の協議事項の作成に関すること。
- 本部会議からの指令、その他連絡事項等の連絡に関すること。

（８）防災関係機関会議

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るために、必要に応じ災害対策本部に防災関係機関会議を設置する。

また、必要に応じて防災会議を招集し、情報の収集、連絡調整を行い、災害応急対策の推進を図る。

■防災関係機関会議を構成する機関

・市　・消防組合　・埼玉県　・警察署　・ライフライン関係機関
・自衛隊　・医療機関　・その他必要な機関

■防災関係機関会議の事務

- 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報等の取りまとめに関すること。
- 本部会議及び各防災関係機関からの指令、その他連絡事項等に関すること。

３　災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部班の事務分掌は、次のとおりである。

（１）災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次のとおりである。

■久喜市災害対策本部組織図

［令和７年４月１日現在］



（２）災害対策本部会議の事務分掌

災害対策本部の本部会議及び各部班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部長、副本部長、本部員及び本部付の構成及び事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する（順位は副市長、教育長の順とする）。
本部員	市長公室長 総合政策部長 総務部長 市民部長 環境経済部長 福祉部長 健康スポーツ部長 こども未来部長 建設部長 まちづくり推進部長 上下水道部長 議会事務局長 教育部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地へおもむき各班の指揮をとる。
本部付	危機管理課長 危機管理課危機管理監	各班との連絡並びに各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

注）本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合は、増員することができる。

（３）災害対策本部各部班の事務分掌

災害対策本部各部班の事務分掌は、次のとおりである。

【市長公室（市長公室長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
秘書班 （秘書課長）	秘書課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。 ・災害視察者、その他見舞者の応接に関すること。
総括班 〔本部事務局担当〕 （危機管理課長）	危機管理課	【災害対策本部に関する事務】 ・災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること。 ・災害対策本部会議、班長会議、防災関係機関会議に関すること。 ・災害対策本部長の命令伝達に関すること。 ・災害対策本部の庶務に関すること。 ・災害対策本部の決定に基づく指令等の伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示及び避難所の開設の指示に関すること。 ・防災行政無線の運用及び防災行政無線情報メール配信に関すること。 ・災害オペレーション支援システムに関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 【その他】 ・被害状況の集約、分析及び災害対策本部への報告に関すること。 ・防災備蓄倉庫の管理に関すること。 ・災害救助法の申請手続きに関すること。 ・災害応急対策の取りまとめ及び報告に関すること。

班（班長）	担当部署	事務分掌
広報・情報収集班 （シティセールス課長）	シティセールス課 議会総務課	・避難情報等の市民に対する広報に関すること。 ・市ホームページ、ＳＮＳ等による情報提供に関すること。 ・報道機関との連絡及び調整に関すること。 ・広聴及び被災者からの陳情に関すること。 ・被災状況の写真等による記録に関すること。 ・気象及び災害等の情報収集管理に関すること。 ・議会（市議会議員）との連絡及び調整に関すること。

【総合政策部（総合政策部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
財政班 （情報推進課長）	企画政策課 財政課 情報推進課 アセットマネジメント推進課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・緊急予算編成及び資金調達に関すること。 ・電気通信設備の状況把握に関すること ・公共施設の公衆無線 LAN の災害時運用への切り替えに関すること。 ・災害状況の統計に関すること。 ・市有建築物（防災拠点建物、避難所、集会所等）の安全確認に関すること。
経理班 （出納室長）	出納室	・災害見舞金の管理保管に関すること。 ・災害に関する現金の出納に関すること。 ・その他経費に関すること。

【総務部（総務部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
管財班 （管財課長）	庶務課 管財課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 【関連施設】 公文書館	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・災害対策本部等の設置場所の確保に関すること。 ・公用車両の管理及び配車に関すること。 ・災害対応用臨時電話の確保に関すること。 ・ライフライン（ガス・電気・電話等）の被害情報収集・復旧情報収集に関すること。 ・衣料及び生活必需品等の調達に関すること。 ・資機材及び燃料等の調達に関すること。
総務・動員班 （人事課長）	人事課 人権推進課	・国、埼玉県への陳情、要請及び連絡調整に関すること。 ・他市町村、関係機関への要請及び連絡調整に関すること。 ・職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 ・出動職員の配置状況の集約に関すること。 ・出動職員の給与及び食料に関すること。 ・災害従事者の損害補償に関すること。 ・自衛隊及びその他関係機関の厚生に関すること。 ・受援に関する状況把握・とりまとめに関すること。 ・その他応援に関すること。
調査・避難支援班 （資産税課長）	市民税課 資産税課 収納課	・家屋等の被害状況の現地調査及び取りまとめに関すること。 ・災害記録一切に関すること。 ・被災による市税の減免及び納税相談等に関すること。 ・罹災証明に関すること（火災、農業関係は除く）。 ・避難用バスによる避難誘導に関すること。 ・一時避難場所として利用する立体駐車場等の対応に関すること。
総務地区活動班 （しょうぶ会館長）	しょうぶ会館	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【市民部（市民部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
市民ボランティア班（市民生活課長）	市民生活課 市民課（総合窓口）	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・電話等による被害通報の受付、整理に関すること。 ・災害にかかる問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること。 ・区長等からの被害情報収集及び情報提供に関すること。 ・埼玉県災害ボランティアの派遣要請に関すること。 ・災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ・外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 ・救援物資の受入れ及び配給に関すること。 ・安否情報の収集及び提供に関すること。 ・安否不明者等の氏名等の公表に関すること。 ・被災者台帳に関すること。
交通住宅班（交通住宅課長）	交通住宅課	・公共交通（鉄道・バス・高速道路等）の被害情報収集・復旧情報収集に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・市営住宅の被害調査及び復旧に関すること。 ・被災者の住宅相談に関すること。 ・市域が災害救助法の適用を受ける場合における住宅の応急修理に関すること。
（菖蒲・栗橋・鷲宮）行政センター班（各行政センター長）	（菖蒲・栗橋・鷲宮）行政センター 【関連施設】 鷲宮中央コミュニティセンター	・行政センターの庶務に関すること。 ・災害情報、避難命令等の市民に対する広報に関すること。 ・被災者の相談及び広聴に関すること。
市民地区活動班（各機関の所属長）	久喜中央・久喜東・清久・森下・栗橋中央・桜田コミュニティセンター	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【環境経済部（環境経済部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
環境班（環境課長）	環境課 資源循環推進課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・衛生組合との連絡調整に関すること。 ・清掃、消毒、防疫に関すること。 ・そ族、害虫等の駆除に関すること。 ・防疫資材等の確保、調達に関すること。 ・廃棄物及びがれき処理に関すること。 ・処理施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・災害時における公害対策に関すること。 ・避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること。 ・避難者とともに避難したペットに関すること。
産業班（農業振興課長）	農業振興課 農業委員会事務局 商工観光課	・救援物資の受入れ・保管、緊急物資の調達及び物資の輸送に関すること。 ・食料その他生活必需品の調達及び確保に関すること。 ・農作物、農業用施設等の被害状況調査及び農家に対する金融措置その他対策に関すること。 ・被災証明に関すること（農業関係）。 ・農協等農業関係機関との連絡調整に関すること。 ・商店、工場、観光施設及び事業所等の被害調査に関すること。

班（班長）	担当部署	事務分掌
		・商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 ・中小企業等の被害状況調査に関すること。 ・中小企業等に対する金融措置及び経営相談に関すること。

【福祉部（福祉部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
被災者救援班 （社会福祉課長）	社会福祉課 生活支援課 障がい者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 【関連施設】 鷲宮福祉センター	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ・災害救助に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること。 ・被災者生活再建支援法に関すること。 ・被災者の保護及び収容に関すること。 ・避難所・避難場所・福祉避難所の管理・運営に関すること。 ・炊き出し、その他応急食料品の調達、配分に関すること。 ・要配慮者対策に関すること。 ・避難行動要支援者に関すること。 ・避難所等での救援物資等の受入れ、保管、配分に関すること。 ・遺体の捜索、収容及び埋火葬に関すること。 ・被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関すること。 ・災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関すること。 ・災害見舞金品及び義援金の受入れ及び配分に関すること。
福祉地区活動班 （各機関の所属長）	ふれあいセンター久喜 菖蒲老人福祉センター 彩嘉園	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【健康スポーツ部（健康スポーツ部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
医療・救護班 （健康医療課長）	健康医療課 地域保健課 国民健康保険課 【関連施設】 栗橋保健センター	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・救急医薬品等の調達に関すること。 ・被災者の医療及び医師会等医療機関との連絡調整に関すること。 ・保健所及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・感染症の予防に関すること。 ・健康対策及び心のケアに関すること。 ・医療機関等の被害情報の収集、救護所の設置、各関係機関との連絡調整（伝令員）に関すること。
体育施設班 （スポーツ振興課長）	スポーツ振興課	・所管する施設の指定避難所の開設に関すること。 ・社会教育施設のうち、体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。

【こども未来部（こども未来部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
こども支援班 （子育て支援課長） ※被災者救援班を兼務	子育て支援課 こども家庭保健課 保育幼稚園課 こども育成課 【関連施設】 鷲宮児童館 さくら保育園 すみれ保育園 ひまわり保育園 中央保育園 中央幼稚園 栗橋幼稚園	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・児童の安全確保に関すること。 ・児童福祉施設等の被害調査に関すること。 ・応急保育・応急教育に関すること。 ・所管する施設の福祉避難所の開設に関すること。 ・被災者の保護及び収容に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難所・避難場所・福祉避難所の管理・運営に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・炊き出し、その他応急食料品の調達、配分に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・要配慮者対策に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難行動要支援者に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難所等での救援物資等の受入れ、保管、配分に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・保健師及び看護師について医療・救護班の協力に関すること。
こども未来地区活動班 **（各機関の所属長）**	久喜地域子育て支援センター 栗橋地域子育て支援センター 鷲宮地域子育て支援センター 児童センター	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【建設部（建設部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
道路・河川班 （建設管理課長）	建設管理課 道路建設課 道路維持課 治水河川課	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・道路、橋梁、河川等の土木関係被害状況調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運輸に関すること。 ・緊急輸送路の確保及び避難路に関すること。 ・交通対策（通行規制）の実施及びその周知に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 ・住居及びその周辺の障害物等の除去に関すること。 ・水防に関すること（利根川を除く）。 ・杉戸県土整備事務所との連絡調整に関すること。

【まちづくり推進部（まちづくり推進部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
建築公園班 （公園緑地課長）	都市計画課 都市整備課 産業拠点整備推進課 公園緑地課 建築審査課	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・公園及び駅前広場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・オープンスペース利用計画に関すること。 ・教育施設以外の避難場所の確保、整備及び維持管理に関すること。 ・被災者等の公園受入れに関すること。 ・土地区画整理事業等の被害調査に関すること。 ・被災宅地の危険度判定活動の実施に関すること。 ・建設業者等の連絡調整に関すること。 ・堤防強化事業、圏央道整備事業等の被害調査に関すること。 ・建築基準法第 84 条による建築制限の地域の指定に関すること。 ・建築基準法第 85 条による応急仮設建築物の許可に関すること。

【上下水道部（上下水道部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
上下水道総務班 （上下水道経営課長）	上下水道経営課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・上下水道についての広報に関すること。 ・部内の応援に関すること。
給水班 （水道施設課長）	水道施設課	・水道施設の被害状況調査に関すること。 ・応急給水及び給水計画に関すること。 ・貯蔵品の調達及び受け払いに関すること。 ・水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関すること。 ・浄水場関連施設の点検及び整備に関すること。
下水道班 （下水道施設課長）	下水道施設課	・下水道・農業集落排水処理施設の被害状況調査に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設の復旧計画、復旧資材の調達及び総合調整に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設の危険予防、応急復旧及び清掃に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設等の応急修理に対応する労力確保に関すること。 ・内水被害の被害調査に関すること。

【教育部（教育部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	・災害対策本部、関係機関及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・教科書・教材等の調達及び給付に関すること。 ・被災校の保健及び衛生指導に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。
学校施設班 （学校施設課長）	学校施設課	・教育関係施設の被害状況の調査、応急対策・復旧に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。
学校教育班 （指導課長）	学校給食課 指導課 【関連施設】 学校給食センター	・児童、生徒の安全確保に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・被災児童・生徒の把握に関すること。 ・学校給食指導に関すること。 ・炊き出しの協力に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。 ・各学校の校内通信ネットワークの災害時運用への切り替えに関すること。
社会教育班 （生涯学習課長）	生涯学習課 文化振興課 【関連施設】 郷土資料館	・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ・社会教育施設のうち、体育施設を除く施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・文化財の保護、被害調査に関すること。 ※「社会教育班」は、「学校教育班・地区活動班・被災者救援班」と協力し、施設周辺での避難所運営活動を支援するものとする。

（備考）

① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務に関わらず部班を重点的に配置換えすることができる。

② 室長又は各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務に関わらず部内の班を配置換えすることができる。

③ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の室部班の他に室部班を編成することができる。

４　応急活動の留意点

（１）職員の非常心得

職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
- 非常の際、直ちに参集できるよう所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- 室長、各部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
- 災害のため、緊急に参集する際の服装は、防災服又は活動に適したものとし、必要に応じ、食料、懐中電灯、ラジオ等、その他活動に必要なものを携行すること。
- 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報を把握し、また人命救助活動などの協力に努め、到着後、「災害発生情報カード」により所属の班長に報告すること。
- 交通手段の遮断等により参集することができない場合は、最寄りの避難所等に参集し、所属班長の指示を受けること。
- 市民に不安や誤解を与えないよう言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

（２）職員及び職員の家族の被災状況の把握等

「総務・動員班」は、各職員へ被害状況調査票を配布し、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。

（３）職員の健康管理、感染症対策

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「総務・動員班」は「医療・救護班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

また、災害対応に当たる職員は感染症対策を徹底する。

（４）災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「総務・動員班」は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、室長又は各部長が事務分掌を考慮して決定する。

（５）公務災害処理

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、「総務・動員班」は公務災害適用に関する所要の事務をとる。

第２節　動員配備計画

第１　動員計画【各室部共通】

１　職員の動員計画

職員の動員計画は、配備体制の種別に応じて当該室長又は部長が定めるものとし、災害応急対策に必要な人員の確保をするため、次に定める「職員動員計画表」によるものとする。

■動員基準

配備体制		動員基準
警備体制		○印のある課（所）については、必要な人員を動員する。
警戒体制	第１配備	○印のある課（所）については、必要な人員を動員する。
	第２配備	○印は避難所参集職員・避難所担当職員を除く全班員のおおむね１/２とする。ただし、各所属所の管理職を含むものとする。 自主避難のための施設提供時は、避難所参集職員・避難所担当職員は指定された避難所で活動する。
非常体制	第１配備	○印は避難所参集職員・避難所担当職員を除く全班員のおおむね１/２とするが、◎印については全班員とする。 避難所参集職員・避難所担当職員は指定された避難所で活動する。
	第２配備	全班員とする。

■職員動員計画表

通常組織		警備体制	警戒体制		非常体制		災害対策本部	
室部名	課・所名		第１配備	第２配備	第１配備	第２配備	班名	室部名
市長公室	秘書課		○	○	◎	◎	秘書班	市長公室
	危機管理課	○	○	○	◎	◎	総括班	
	シティセールス課	○	○	○	◎	◎	広報・情報収集班	
ー	議会総務課			○	○	◎	広報・情報収集班	
総合政策部	企画政策課			○	○	◎	財政班	総合政策部
	財政課			○	○	◎	財政班	
	情報推進課		○	○	◎	◎	財政班	
	アセットマネジメント推進課			○	○	◎	財政班	
ー	出納室			○	○	◎	経理班	
総務部	庶務課			○	○	◎	管財班	総務部
	人事課		○	○	◎	◎	総務・動員班	
	管財課		○	○	○	◎	管財班	
	人権推進課			○	○	◎	総務・動員班	
	市民税課			○	◎	◎	調査・避難支援班	
	資産税課			○	◎	◎	調査・避難支援班	
	収納課			○	◎	◎	調査・避難支援班	
ー	選挙管理委員会事務局			○	○	◎	管財班	
ー	監査委員事務局			○	○	◎	管財班	

通常組織		警備体制	警戒体制		非常体制		災害対策本部	
室部名	課・所名		第１配備	第２配備	第１配備	第２配備	班名	室部名
市民部	市民生活課			○	◎	◎	市民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ班	市民部
	市民課（総合窓口）			○	○	◎	市民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ班	
	交通住宅課		○	○	○	◎	交通住宅班	
	菖蒲行政センター	○	○	○	◎	◎	菖蒲行政センター班	
	栗橋行政センター	○	○	○	◎	◎	栗橋行政センター班	
	鷲宮行政センター	○	○	○	◎	◎	鷲宮行政センター班	
環境経済部	環境課	○	○	○	○	◎	環境班	環境経済部
	資源循環推進課	○	○	○	○	◎	環境班	
	農業振興課	○	○	○	◎	◎	産業班	
	農業委員会事務局	○	○	○	◎	◎	産業班	
	商工観光課		○	○	○	◎	産業班	
福祉部	社会福祉課	○	○	○	◎	◎	被災者救援班	福祉部
	生活支援課			○	◎	◎	被災者救援班	
	障がい者福祉課			○	◎	◎	被災者救援班	
	高齢者福祉課			○	◎	◎	被災者救援班	
	介護保険課			○	◎	◎	被災者救援班	
健康スポーツ部	健康医療課			○	◎	◎	医療・救護班	健康スポーツ部
	地域保健課			○	○	◎	医療・救護班	
	国民健康保険課			○	○	◎	医療・救護班	
	スポーツ振興課		○	○	◎	◎	体育施設班	
こども未来部	子育て支援課			○	◎	◎	こども支援班	こども未来部
	こども家庭保健課			○	◎	◎	こども支援班	
	保育幼稚園課			○	◎	◎	こども支援班	
	こども育成課			○	◎	◎	こども支援班	
建設部	建設管理課	○	○	○	◎	◎	道路・河川班	建設部
	道路建設課	○	○	○	◎	◎	道路・河川班	
	道路維持課	○	○	○	◎	◎	道路・河川班	
	治水河川課	○	○	○	◎	◎	道路・河川班	
まちづくり推進部	都市計画課	○	○	○	○	◎	建築公園班	まちづくり推進部
	都市整備課	○	○	○	○	◎	建築公園班	
	産業拠点整備推進課	○	○	○	○	◎	建築公園班	
	公園緑地課	○	○	○	◎	◎	建築公園班	
	建築審査課	○	○	○	○	◎	建築公園班	
上下水道部	上下水道経営課			○	○	◎	上下水道総務班	上下水道部
	水道施設課	○	○	○	◎	◎	給水班	
	下水道施設課	○	○	○	◎	◎	下水道班	
教育部	教育総務課			○	◎	◎	教育総務班	教育部
	学校施設課	○	○	○	◎	◎	学校施設班	
	学校給食課			○	◎	◎	学校教育班	
	指導課			○	◎	◎	学校教育班	
	生涯学習課			○	○	◎	社会教育班	
	文化振興課			○	○	◎	社会教育班	

備考（体制の変更）
① 本部長（市長）は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の配備体制に関わらず部班を重点的に配置換えすることができる。
② 市長公室長及び各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の配備体制に関わらず室部内の班を配置換えすることができる。
③ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の室部班の他に室部班を編成することができる。
④ 市長公室副室長又は各部の副部局長及び参事の職にあるものは、対策本部の市長公室長又は各部長を補佐する。

２　動員の方法（動員指令の伝達）

（１）勤務時間内の職員の動員方法

市は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。なお、勤務時間内の指令伝達は、「危機管理課」があたり、口頭又は庁内放送等で各部に連絡を行う。

また、体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

（２）勤務時間外の職員の動員方法

市は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。なお、勤務時間外に災害が発生した場合、職員動員計画に応じてあらかじめ定められた「緊急連絡網」に従い、電話やスマートフォンの通信アプリ等を用いて配備要員に伝達する。

また、体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

■自主登庁

勤務時間外に大雨、洪水警報等が発令された場合は、配備基準に従ってあらかじめ定められた配備要員は、自主的に登庁するものとする。

■登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、自宅待機とする。災害状況等から自らの判断により行動する場合においては、必ず所属長に連絡する。また、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

■登庁時の携行品等

- 職員証
- 雨着・防寒着・軍手等
- 作業がしやすい服装
- 自分用の食料・飲料水
- ラジオ・懐中電灯
- マスク等感染症対策に必要なもの

３　出動職員の把握

（１）各班の出動職員の把握

各班長は職員の出動状況を取りまとめ、所属室長又は部長へ報告を行う。室長及び各部長は報告を取りまとめ、「総務・動員班」に職員の参集状況を報告する。「総務・動員班」は、各部における職員参集状況を取りまとめ、「総括班」に報告する。

（２）各室部の要員配備の調整

室長及び各部長は、室部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要な場合（現職員だけでは対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）は、室部内の各班間で要員を調整する。

また、要員が不足する場合は、「総務・動員班」に要員配備の調整を求める。「総務・動員班」は、要員配備の調整を求められた場合には、各室部と調整を行う。

（３）現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「総務・動員班」は本部長（市長）の指示により、各部との間で要員配備の調整を行う。

第３節　相互応援協力計画

大規模災害等により被害が広範囲におよび、本市による対応だけでは困難な場合は、災害対策基本法やあらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他自治体又は各団体に応援の要請を行う。

また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第１　地方公共団体、指定行政機関への応援要請【市長公室、総務部、関係各部】

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

１　応援要請の依頼

各班は、各自の担当応急活動を行うことが各班のみで対応できない場合、「総務・動員班」に対して速やかに人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

２　応援要請の判断

「総務・動員班」は、地方公共団体、指定地方行政機関等への応援要請の判断を行う。

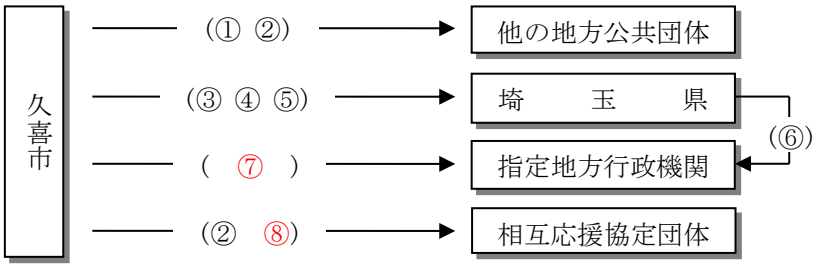
応援要請について必要と判断した場合は、「総括班」へ報告する。判断基準は、次のとおりとする。

- 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

３　応援要請【市長公室、総務部】

（１）法令、協定に基づく応援要請の要請系統

法令及び災害時相互応援協定に基づく関係機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。



要請等の内容		要請等の根拠
①	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第１項
②	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
③	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第１項
④	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第 30 条第１項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第 30 条第２項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第１項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第２項
⑧	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定

（２）他の地方公共団体に対する応援要求

① 応援要求の基準

本市に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条第１項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。

② 応援に従事する者の指揮

上記の要求により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

③ 応援要求の手続き等

- 本市における応援要求者は市長（本部長）とする。
- 応援要求の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。
- 応援の要求には、次の事項を記載した文書をもって行う。
  ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要求し、事後文書を提出するものとする。
  - 被害の状況
  - 資機材、物資等の提供を要求する場合にあっては、その品名、数量等
  - 職員の派遣を要求する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - 応援場所及び応援場所への経路
  - 応援の期間
  - その他応援要求に必要な事項

④ 災害応急対策に対する費用負担

応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用は、災害対策基本法第 92 条の定めるところにより市の負担とする。

（３）埼玉県知事に対する応援要求と災害応急対策実施要請

① 応援要求と災害応援対策実施要請の基準

市に災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。

② 応援要求・災害応急対策実施要請の方法

- 応援要求及び災害応急対策実施要請者は市長（本部長）とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。
- 要求及び要請先は、埼玉県知事とする。
- 要求等の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
  - ・被害の状況
  - ・応援要求又は災害応急対策実施の要請の理由
  - ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - ・応援又は災害応急対策の実施を必要とする場所及び応援場所への経路
  - ・応援又は災害応急対策の実施を必要とする活動内容及び期間
  - ・その他応援の要求又は災害応急対策実施の要請に関し必要な事項

（４）職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求

① 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条第２項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第１項に基づき、埼玉県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求する。

③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第２項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 に基づく他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっ旋を要求する。

④ 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求の手続き

職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求については、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が次の要領により行う。

ｱ）職員の派遣要請の手続き

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第 15 条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項

ｲ）職員の派遣あっ旋要求手続き

埼玉県知事に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求するときは、災害対策基本法施行令第 16 条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣のあっ旋を求める理由
- 派遣のあっ旋を求める職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるものの他、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

（５）相互応援協定に基づく応援要請

「総括班」は、相互応援協定を締結している地方公共団体への応援要請を行う。

なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は協定書に基づくものとする。

応援要請の手続き等は、次のとおりである。

- 本市における応援要請者は市長（本部長）とする。
- 応援要請の手続きは、「総括班」が行う。
- 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
  - ・被害の状況
  - ・資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
  - ・職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - ・応援場所及び応援場所への経路
  - ・応援の期間
  - ・その他応援要請に必要な事項

（６）埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、埼玉県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

①　１次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する埼玉県災害対策本部支部（県受援支部）は埼玉県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

② ２次要請（全県支援） 想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、埼玉県災害対策本部各部及び県受援支部以外の埼玉県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】
- 期間：短期
- 業務・職種
  災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

（７）応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

埼玉県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

＜内容＞
- 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

＜第１段階支援の要請方法＞
- 埼玉県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第２段階支援の要請方法＞
- 第１段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、埼玉県に第２段階支援の必要性を連絡する。埼玉県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を

実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第２段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては埼玉県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

４　派遣隊等の撤収【総務部、関係各室部】

（１）本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する班長は、速やかに本部長に報告し、指示を受けるものとする。

（２）埼玉県知事等への撤収要請

市長は、派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなったと認める場合には、埼玉県知事又は関係自治体等に対し、撤収を要請する。

撤収にかかる埼玉県知事等への要請手続きは、「総務・動員班」が行い、速やかにその結果を関係班へ連絡する。

（３）撤収の手続き

撤収にかかる手続きは、関係班がその都度、協議して行うものとする。

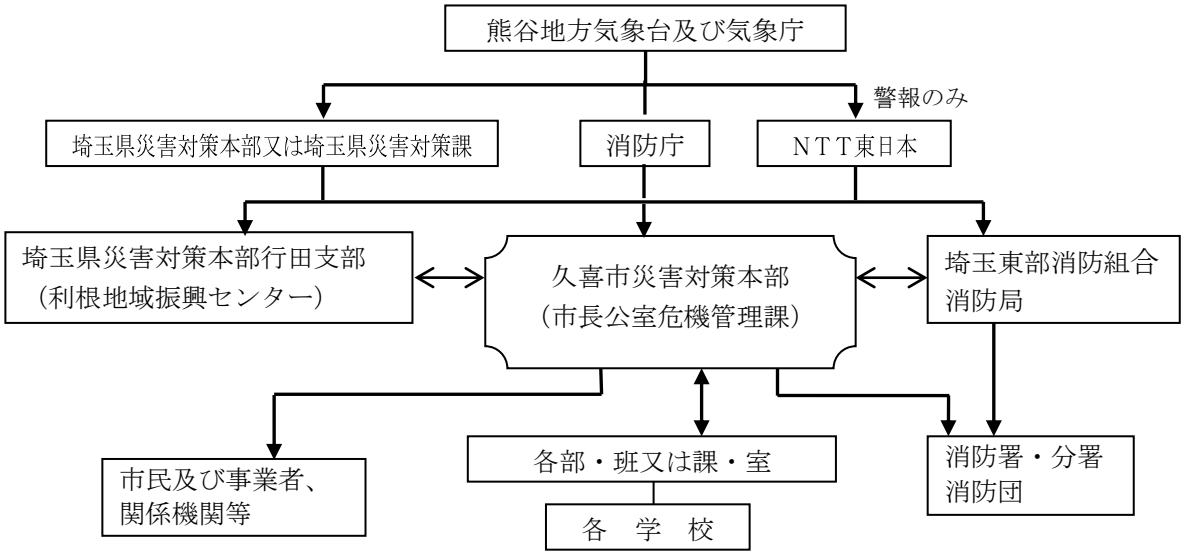
第４節　注意報、警報及び特別警報伝達計画

災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な風水害等の注意報及び警報を迅速かつ正確に伝達するため、警報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに方法等を定める。

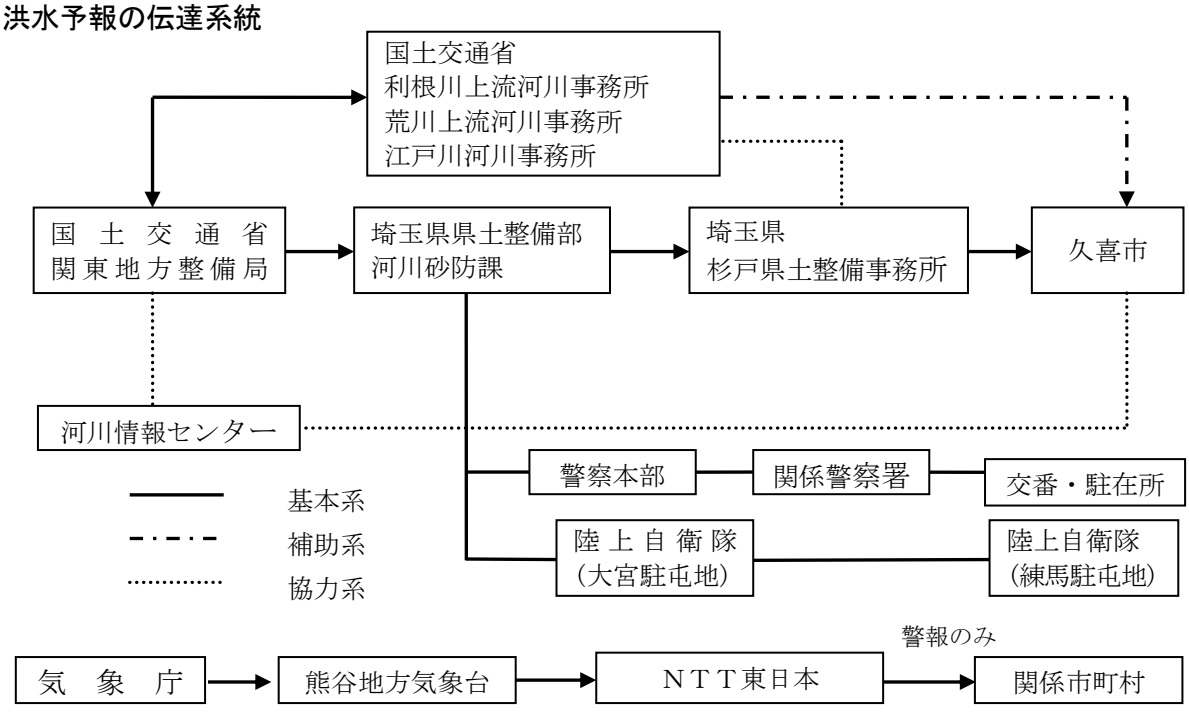
第１　災害に関する気象の予警報の受理及び伝達系統【市長公室、建設部】

被害を及ぼす可能性のある状況が予想される場合、関係機関、報道機関等を通じて市民、要配慮者利用施設、大規模工場に対し、速やかに情報を伝達する。気象予警報等の収集・連絡系統は、次のとおりである。

■注意報・警報・特別警報伝達系統



■洪水予報の伝達系統



■熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
  - ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
  - ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替をした場合
  - ・特別警報を警報に切り替えた場合

  ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、市長に直接連絡を行う。

また、市が、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

■国土交通省各河川事務所と市とのホットラインの運用

○ホットライン

市長が行う避難情報の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者（河川事務所長）から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市長へ直接電話等で伝える。

- 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点
- 大規模な漏水、法崩れなど、堤防の決壊につながるおそれのある状況が発生した場合

○第二ホットライン

ホットラインでの情報提供の他に、河川事務所担当者から市の防災担当課長へ詳細を電話等で伝える。

- 避難判断水位に到達後、水位が下降する予測が判断された場合

なお、市が、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、河川事務所に対して、水位変化や流域雨量の見通し等について助言を求める。

第２　注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

１　対象地域

天気予報は、埼玉県を３つの地域に分けた一次細分区域単位で発表されるが、注意報、警報及び特別警報については、県内の市町村ごとに、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村単位である二次細分区域単位で発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

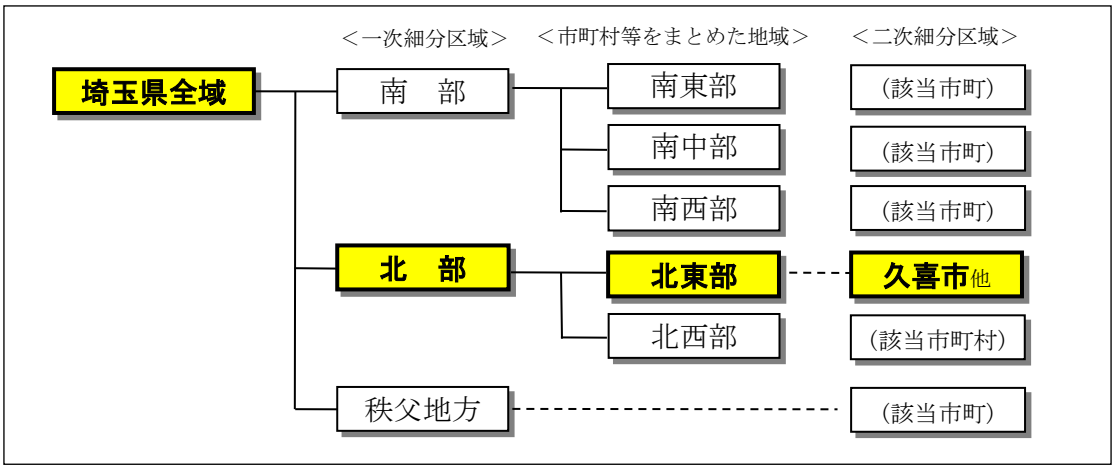
なお、テレビやラジオの放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう注意報、警報及び特別警報についても、市町村単位ではなく、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

埼玉県の地域細分状況は、次のとおりである。

■埼玉県の地域細分図（平成 24 年 10 月 1 日現在）



■埼玉県の地域細分表



２　注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

■注意報・警報・特別警報の概要

種　　類	概　　要
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：北部、二次細分区域：久喜市）

種　　類			発　表　基　準	
特別警報注)	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警　報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 注)	25
		土砂災害	土壌雨量指数基準 注)	—
	洪水		流域雨量指数基準 注)	元荒川流域＝19.4　青毛堀川流域＝10.9 星川流域＝13.9　備前前堀川流域＝3.9 中川流域＝17.3　稲荷木落流域＝6.4
			複合基準 注)	星川流域＝（10，9.4）
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部［八斗島・栗橋］、江戸川［西関宿］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準 注)	８
			土壌雨量指数基準 注)	117
	洪水		流域雨量指数基準 注)	元荒川流域＝15.5　青毛堀川流域＝8.7 星川流域＝11.1　備前前堀川流域＝3.1 中川流域＝13.8　稲荷木落流域＝5.1
			複合基準 注)	元荒川流域（7，15.5）　青毛堀川流域＝（5，8.7） 星川流域＝（6，8）　備前前堀川流域＝（5，2.9） 中川流域＝（6，13.8）　稲荷木落流域＝（7，5.1）
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部［栗橋］
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５cm
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m

種　　類		発　表　基　準
	乾燥	最小湿度 25%　実効湿度 55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－６℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値）
	霜	早霜・晩霜期に最低気温４℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報		１時間雨量 100mm

注）特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。
- 表面雨量指数基準とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。
- 土壌雨量指数基準とは、土砂災害の危険性を示した指標で、降った雨が土壌中にどれだけたまっているかを表すもので、１km 格子ごとに基準が設定されている。
- 流域雨量指数基準とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km 四方の領域ごとに算出する。
- 複合基準とは、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
- 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と、気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 注意報及び警報は、その種類に関わらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

出典）「警報・注意報発表基準一覧表（令和６年５月 23 日、熊谷地方気象台）」、「気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページ）」

３　気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

４　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　　類	概　　要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。

種　　類	概　　要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）について、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

５　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

６　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

７　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北東部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天

気予報の対象範囲と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

第３　洪水予報等の発表基準

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う利根川及び荒川の洪水予報の発表基準及び水防警報の基準は、埼玉県水防計画による。本市に関係する洪水予報及び水防警報の対象河川は次に示すとおりである。

１　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

■洪水予報を実施する河川（水防法第 10 条第２項による河川）

予報区域名	河川名	区　域		基準水位観測所
利根川上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市～茨城県猿島郡境町まで	八斗島
		右岸	群馬県佐波郡玉村町～江戸川分派点まで	栗　橋
江戸川	江戸川	左岸	利根川からの分派点から海まで（旧川を除く）	西関宿
		右岸		野　田
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市菅沼字前久保から海まで	熊　谷
		右岸	埼玉県深谷市本田字坂下から海まで	岩淵水門(上)

■洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題（洪水予報の種類）	水位の名称	解説	市町村・市民に求める行動等
レベル５	氾濫発生情報（洪水警報）	（氾濫発生）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	・逃げ遅れた市民の救助等 ・市民の避難誘導（新たに氾濫がおよぶ区域） 市は緊急安全確保の発令を判断※１
レベル４	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	市は避難指示の発令を判断※２
レベル３	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回	市は高齢者等避難発令を判断※３

			ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。	
レベル２	氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫 注意水位	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	・市民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動
レベル１	（発表なし）	水防団 待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	水防団待機

※１、２、３　避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府）

２　国土交通大臣の水防警報

国土交通大臣が発表する水防警報は、次のとおりである。

■水防警報を行う河川名及び水防警報区域

河川名	基準水位観測所	水防警報区		発表を行う者
		左岸	右岸	
利根川	栗橋	自　茨城県古河市中田新田 至　茨城県猿島郡境町桐ケ作	自　埼玉県久喜市栗橋 至　茨城県猿島郡五霞町大字山王	利根川上流河川事務所
江戸川	西関宿	自　幹川分派点 至　千葉県野田市岡田	自　幹川分派点 至　埼玉県春日部市新宿新田	江戸川河川事務所
荒　川	熊谷	自　埼玉県深谷市荒川字下川原 至　埼玉県上尾市大字平方	自　埼玉県大里郡寄居町 至　埼玉県川越市大字中老袋	荒川上流河川事務所

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）
利　根　川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m
江　戸　川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50m	6.10m	8.10m	8.90m
荒　　川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m

■水防警報の種類及び発表基準

種類	内　容	発表基準
待機	１不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	洪水注意報等により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水法崩、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え災害の起るおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第４　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警報等

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、県を通じて本市や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。
ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第５　警報等の発表及び解除

警報等の発表及び解除は、次のとおりとする。

１　気象警報等

気象情報、気象注意報及び気象警報は、熊谷地方気象台が発表し、解除する。

２　火災気象通報

火災気象通報は、熊谷地方気象台が発表し、解除する。

３　火災警報

火災警報は、熊谷地方気象台から発表された気象の状況及び本市域の状況を判断して、火災予防上危険であると認めるときは、市長が発令し、その必要がなくなったとき解除する。

４　異常現象発見時の通報

① 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第 54 条)。

何人も、通報がもっとも迅速に到達するように協力しなければならない（同条第２項)。

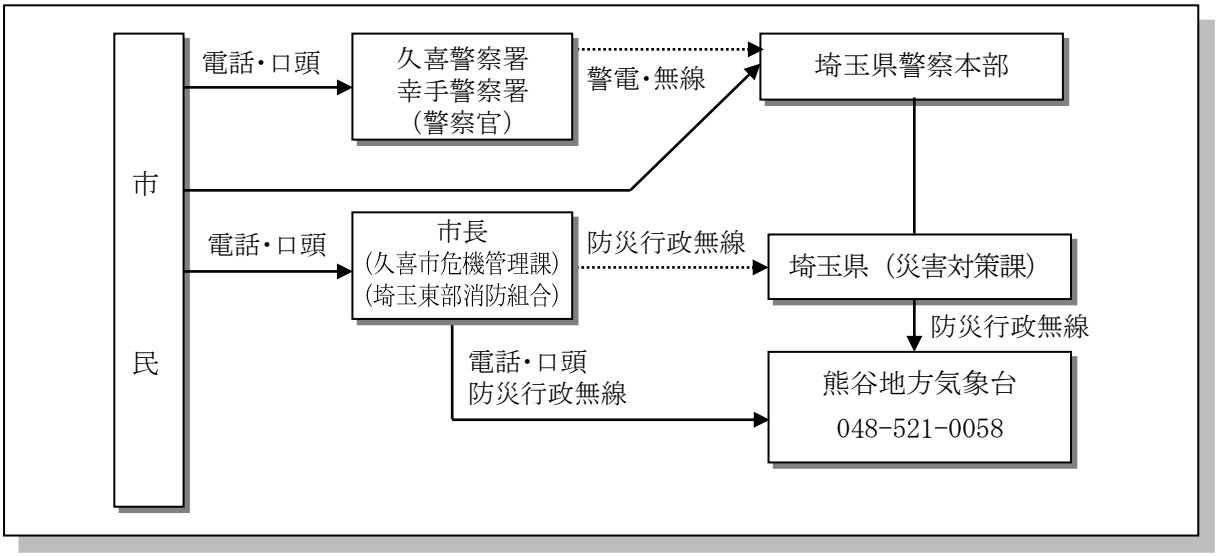
通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない（同条第３項)。

② 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、市地域防災計画の定めるところにより直ちに気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

異常現象の通報・伝達経路については、次のとおりとする。

■異常現象の通報・伝達経路



■気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

- 気象に関する事項
  著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等
- 地震・火山に関する事項
  - ・火山関係
    噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
  - ・地震関係
    数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第５節　災害情報通信計画

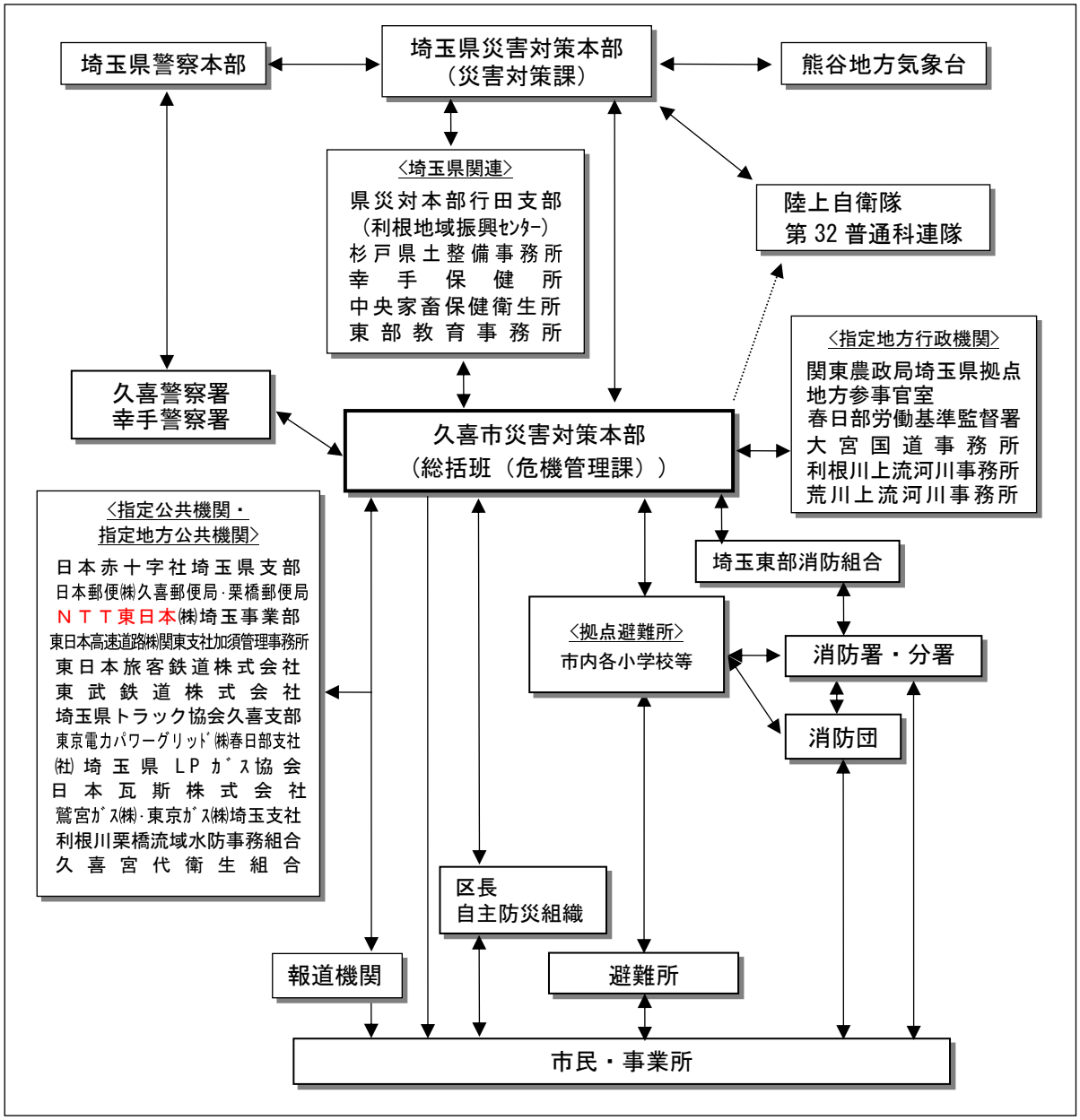
災害情報の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の連絡を迅速かつ的確に実施するため、市、埼玉県及び防災関係機関は、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集・連絡に努める。

第１　情報の連絡体制【市長公室】

１　情報の収集・連絡系統

災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、次の系統により行う。

■情報連絡系統図



注）　┈┈┈▶：市から埼玉県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

２　通信連絡体制

市及び防災関係機関は、有線が途絶又は途絶するおそれがある場合には、次により行う。

（１）災害通信の運用方針

主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとする。

（２）市災害対策本部と市の各機関との通信手段

市の各機関との通信手段は、防災行政無線を活用する。

各機関及び拠点避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、携帯電話、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

（３）国、埼玉県等との通信手段

市と埼玉県との通信手段は、埼玉県防災行政無線を使用し、埼玉県災害対策本部（災害対策課）及び埼玉県の地域機関（利根地域振興センター）と情報連絡を実施する。

（４）防災関係機関との通信手段

市と防災関係機関との通信手段は、災害時優先電話、埼玉県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話（衛星電話)、消防無線等を使用して通信連絡を実施する。

（５）非常電報及び緊急電報

防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第８条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、第 56 条に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙余白に「非常」又は「緊急」と朱書するものとする。

① 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、災害の予防、救援、交通、通信、もしくは電力の確保又は秩序の維持のため、必要な事項を内容とする電報を他の電報に先だって伝送及び配達することになっているので、次に掲げる事項に該当する場合は、これを活用するものとする。

- 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報、警報、もしくは予防のため、緊急を要する事項を内容とする電報であって防災関係機関相互間において行うもの。
- 災害予防又は救援のため、緊急を要する事項の内容とする電報であって消防機関又は防災関係機関相互間において行うもの。
- 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行う。

② 緊急電報

公共の利益のため、緊急に通知することを要する事項を内容とする電報については、他の電報に先だって伝送及び配達することになっているので、次に掲げる事項に該当する場合は、これを活用するものとする。

> ➢ 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救護もしくは復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者とその予防、救護、もしくは復旧等に直接関係がある機関との間又はこれら相互間において行うもの。

（６）災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところによる。

① 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関	消防機関	水防機関
航空保安機関	気象業務機関	鉄道事業者
電気事業者	鉱業事業者	自衛隊

② 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

③ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱が生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者及び優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

市が災害情報通信のための警察通信設備を使用する場合は、埼玉県警察本部長と昭和 38 年４月 25 日付で締結した「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」第３条に基づき、久喜警察署長の承認を得て使用する。

（７）非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- 人命の救助に関すること。
- 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- 鉄道線路、道路、電力設備、通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- 災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

② 非常無線通信文の要領

- 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- 簡単で要領を得たものとし、１通の字数を 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく 200 字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。なお、非常通信の取扱料は原則として無料とする。

④ 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電話 03-6238-1776（直通）
ＦＡＸ 03-6238-1769

（８）警察通信

有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するため、必要により通信統制を行うものとする。

警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第 57 条に基づき、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。

第２　災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】

１　災害情報等の収集・連絡体制

■情報の収集にあたっての留意点

- 市は、災害情報の収集にあたっては、久喜警察署、幸手警察署及び防災関係機関と緊密に連携するものとする。
- 被害の程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（１）実施体制

各部班において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の連絡体制により収集、整理及び伝達する。

- 各部班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに「広報・情報収集班」へ報告する。
- 「広報・情報収集班」は、各部班をはじめ埼玉県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部（総括班）へ報告する。
- 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を「総括班」を通じて各部班に伝達、指示する。
- 「広報・情報収集班」は、災害情報を防災関係機関及び市民に伝達・広報する。

■災害情報の収集担当

情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	被災者救援班	社会福祉課長
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)等	調査・避難支援班	資産税課長
公共土木施設被害	道路、河川、水路、橋梁等	道路・河川班	建設管理課長
建築施設等被害	市営住宅	交通住宅班	交通住宅課長
	公園施設・駅前広場等	建築公園班	公園緑地課長
ライフライン施設被害	上水道施設	給水班	水道施設課長
	下水道施設、農業集落排水処理施設	下水道班	下水道施設課長
	ガス・電気・電話	管財班	管財課長
社会福祉施設被害	社会福祉施設、障がい者支援施設等、老人福祉施設	被災者救援班	社会福祉課長
児童福祉施設	児童福祉施設	こども支援班	子育て支援課長
環境衛生施設被害	ごみ処理施設、し尿処理施設	環境班	資源循環推進課長
医療施設被害	医療機関	医療・救護班	健康医療課長
商工業関係被害	商工業施設等	産業班	商工観光課長
観光関係被害	観光施設	産業班	商工観光課長
農業関係被害	農産物・農業施設等	産業班	農業振興課長
火災等被害	火災及び危険物等による被害	総括班	危機管理課長
学校施設被害	市立学校、給食施設、市立学校以外の施設	学校施設班	学校施設課長
社会教育施設被害	プール、体育館等	体育施設班	スポーツ振興課長
	文化財、図書館等	社会教育班	生涯学習課長
市民文化系施設被害	コミュニティセンター、文化会館、集会所等	市民ボランティア班	市民生活課長
公共交通施設被害	鉄道、バス、高速道路等	交通住宅班	交通住宅課長
その他（行政財産等）	市庁舎	管財班	管財課長

（２）初動期の情報収集体制

災害発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、次に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

① 情報収集

「広報・情報収集班」は、原則として洪水被害が発生したとき、又は発生したと思われるとき、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集に当たっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

② 防災拠点からの情報収集

市内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期被害情報を収集する。

③ 消防団からの情報収集

消防団支団の管轄区域ごとに当該支団の分団長が担当者となり被害情報の収集活動を行う。

④ 自主防災組織、区等からの情報収集

市内の自主防災組織や区等からも地域における被害情報を収集する。

⑤ その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて被害情報を収集する。

また、市民の間に通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被害情報を収集する。

２　災害情報の収集

（１）人的被害情報

災害発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。

また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、災害発生直後からの初動期にもっとも必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部班は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集し「被災者救援班」に報告する。「被災者救援班」は、各部班からの情報、消防組合、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握するとともに「広報・情報収集班」に人的被害情報を伝達する。

「広報・情報収集班」は、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

（２）一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施のうえで重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握し、「広報・情報収集班」へ報告する。

（３）公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「広報・情報収集班」に報告する。被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から情報を収集する。

（４）ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

① ライフライン（上下水道）被害調査

上下水道については、「給水班」「下水道班」が被害状況調査を実施し、「広報・情報収集班」に報告する。

また、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

② その他のライフライン被害調査

その他のライフラインについては、「管財班」が各事業者から被害状況を把握する。

③ ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「管財班」が各事業者から復旧情報を把握し、「広報・情報収集班」に報告する。

（５）交通施設被害情報

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、埼玉県、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

① 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。「道路・河川班」は、道路施設の被災状況を調査し、「広報・情報収集班」に報告する。

■道路被害情報

- 市は、市域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに埼玉県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- 市は、埼玉県が取りまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

② 鉄道被害

「交通住宅班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集し、「広報・情報収集班」に報告する。

（６）その他の被害情報

その他の被害としては、商工業、農業等に関する被害があげられる。

「産業班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集し、把握する。

３　被害調査の報告

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

（１）市災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各室部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、「広報・情報収集班」へ報告する。

（２）埼玉県への報告（災害対策基本法第 53 条第１項）

埼玉県への報告は、「総括班」が災害の発生と経緯に応じて災害オペレーション支援システム（使用できない場合はファクス等）により報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。なお、報告には埼玉県所定の様式を用いることとする。

■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 市が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が２都県以上にまたがるもので、埼玉県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの。
- 地震が発生し、埼玉県内で震度４以上を観測したもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの。

■発生速報及び被害速報

報告区分		内容
被害速報	発生速報	災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報」により防災行政無線ファクス等で報告する。
	経過速報	災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「経過速報」により防災行政無線ファクス等で報告する。
確定報告		「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。

【資料編参照】　資料－１２「発生速報」
資料－１３「経過速報」
資料－１４「被害状況調」
資料－１５「確定報告記入要領」

（３）埼玉県への報告先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

被害速報及び確定報告は、埼玉県災害対策課に報告する。
なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。
電話 048-830-8111（直通）　　防災行政無線 （発信特番）-200-6-8111

（４）消防庁への報告先（災害対策基本法第 53 条第１項）

市が埼玉県に報告できない場合は、直接、消防庁を通じて内閣総理大臣へ報告する。

また、119 番通報が殺到する状況については、市長は埼玉県に報告するとともに、直接消防庁へも報告する。

報告先	通信手段	番号	
消防庁応急対策室 〔平日（9:30～18:15)〕	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527
		ＦＡＸ	03-5253-7537
	消防防災 行政無線	電話	TN-90-49013
		ＦＡＸ	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033
消防庁宿直室 〔上記以外〕	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7777
		ＦＡＸ	03-5253-7553
	消防防災 行政無線	電話	TN-90-49102
		ＦＡＸ	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

４　安否不明者等の氏名等の公表

市は、埼玉県や救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和４年 10 月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

第６節　災害広報計画

災害時において、被災者は、不安定な心理状態にあり、不正確な情報でも受入れやすく、誤った情報によりパニックの発生も考えられる。

このため、市民、報道関係者等に被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と社会秩序の維持を図る必要がある。この場合、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に対する情報伝達に配慮する。

第１　災害時における広報体制【市長公室】

- 「広報・情報収集班」は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括するほか、記者会見の日時等の諸調整を行う。
- 各班の班長は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行うとともに、広報する必要のある情報については、「広報・情報収集班」へ提出する。
- 「総括班」は、消防機関と相互に密接な連絡をとり、災害状況及び処置の状況等の広報資料を収集するほか、必要に応じ関係機関及び各種団体に対し情報の提供を求める。
- 「広報・情報収集班」は、広報する事項を決定し、災害対策本部長の承認を得て、市民等への広報を行う。

第２　広報資料の収集【市長公室】

１　現地取材の実施

「広報・情報収集班」は、広報資料等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告する。

２　災害写真の撮影及び収集

「広報・情報収集班」は、広報資料等に資するため、必要に応じて次に掲げる災害写真の撮影等を行う。

- 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影
- 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- 他の機関等から依頼があった場合における写真の提供

第３　市民への広報【市長公室、関係各部】

１　広報内容

（１）緊急広報

災害発生直後からおおむね 24 時間経過後までの初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。

ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を実施する。

■緊急広報の内容

広報事項	内容
① 風水害、火災等の災害の発生状況	・災害の規模、範囲、内容の概要情報 ・二次災害に関する情報
② 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ	・初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力依頼 ・市民、自主防災組織、区長、事業所等への人命救助、要配慮者救助の協力依頼
③ 避難場所、避難経路等、避難に関する事項	・高齢者等避難、避難指示、警戒区域設定関連情報 ・避難場所、避難経路等の情報 ・避難時の注意 （携行品、車の利用規制、連絡先の表示）
④ 医療、救護に関する事項	・救護所の開設状況 ・医療機関等の受入れ情報 ・専門医療（透析等）機関の情報
⑤ その時点で判明している被害の状況	・ライフライン情報 ・道路情報（交通規制、緊急道路等） ・交通機関情報（運休、運行状況）
⑥ 市及び関係機関の応急対策の状況	・応急対策の実施状況 ・全国からの救援情報
⑦ その他必要な事項	・飲料水、食料、物資等の状況 ・安否に関する情報 ・遺体収容関係情報 ・その他必要な情報

（２）一般広報

災害発生後からおおむね 24 時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる事項とする。

■一般広報の内容

広報事項	内容
① 災害情報	その時点での被害情報
② 市及び関係機関の応急対策状況	その時点での各応急対策の実施状況
③ 給水、給食、物資等の支給に関する状況	・飲料水、食料、生活必需品等の支給情報 （場所、日時、対象者等） ・救援物資の受入れ、支給情報
④ ライフラインの復旧情報	・ライフラインの復旧情報 ・復旧見込み及び代替措置等の情報 ・代替交通機関の情報

広報事項	内容
⑤ 道路情報、交通機関の運行・復旧状況	・道路情報（交通規制、緊急道路等） ・公共交通機関の運行・復旧情報 ・代替交通機関の情報
⑥ 市民の安否に関する事項	・避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 ・警察、消防機関、自主防災組織等への安否確認の協力依頼 ・安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
⑦ 医療機関、救護所の運営状況	・医療機関の受入れ情報 ・専門医療機関に関する情報 ・救護所の運営状況
⑧ 避難施設、地域での生活関連事項	・要配慮者に対する情報 ・ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報 ・風呂の情報 ・商店等（スーパーマーケット、ガソリンスタンド等）の営業情報
⑨ 施策の実施等に関する事項	・住宅関連情報（応急仮設住宅、空室あっ旋等） ・倒壊家屋、がれき処理関連情報 ・各種相談窓口の開設情報 ・罹災証明、義援金関連情報 ・教育関連情報（休校、再開等） ・見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ・税、手数料等の減免措置の状況 ・各種貸付、融資制度関連情報 ・市の一般平常業務の再開情報
⑩ その他必要な事項	・ボランティア関連情報 ・その他必要な情報

【資料編参照】　資料－１６「災害広報案文」

２　広報の方法

（１）市民に対する広報

① 広報手段の有効活用

「広報・情報収集班」は、市民等に対して広報を行う場合は、災害の状況等により次の手段等を適宜有効に活用して実施する。

- 防災行政無線
- 広報車
- ハンドマイク
- 消防団車両
- 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示
- インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）
- 久喜市防災アプリ

② その他の方法

- 警察署及びその他の防災関係機関に対し、広報依頼を行う。
- 新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼を行う。

（２）一時市外避難者に対する広報

「広報・情報収集班」は、市外への一時避難者に対する広報は、初期段階においては報道機関へ協力を依頼して対応する。

その後、時間の経過等に応じて「被災者救援班」から市外への一時避難者情報の提供を受けて、広報紙を直接郵送する等の方法により広報を行う。

第４　報道機関等に対する発表【市長公室】

１　災害放送の要請

市長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害情報等の伝達又は警告が緊急を要し、その通信のため特別の必要がある場合は、埼玉県の「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送要請に関する協定実施要領」に基づき、次の放送機関に対し、災害放送の要請をする。

なお、この場合の要請は、原則として埼玉県を経由（埼玉県知事に要請依頼）するものとされており、埼玉県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接、放送機関に対し要請できる。

(1) ラジオ	ＮＨＫさいたま放送局、	（株）エフエムナックファイブ
(2) テレビ	ＮＨＫさいたま放送局、	（株）テレビ埼玉

２　報道機関に対する資料提供による広報

「広報・情報収集班」は、災害対策本部が取りまとめた災害情報や応急対策状況等に関する情報を、定期的に記者会見を開催し、報道関係機関に資料提供を行う。

３　防災関係機関の情報等の発表

防災関係機関の災害情報等は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行う。

ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合、又は効率性確保のうえで必要な場合等においては、「広報・情報収集班」を通じて統一的に行う。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し、説明のための同席を求める。

４　関係機関が発表する情報の把握

「広報・情報収集班」は、情報の共有化の立場から各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についても把握する。

第５　帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】

１　帰宅困難者への広報

帰宅困難者への広報は、次のとおり実施する。

■帰宅困難者への広報

区分	実施主体	内容
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起

２　要配慮者に対する広報

市及び埼玉県は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクスや文字放送による広報の実施など、要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

（１）障がい者等への広報

「広報・情報収集班」は、在宅及び避難所の障がい者等へ情報伝達を行うため、「被災者救援班」及び「市民ボランティア班」等の協力を得て、次の手段で広報を行う。

- ➢ 視覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、「広報・情報収集班」は、広報紙、テレビ等に広報情報を提供する際に、ラジオ、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。
- ➢ 聴覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、「広報・情報収集班」は、広報紙、テレビ、掲示板等の多様な媒体を活用するとともに、テレビ局に文字放送や字幕付放送を流してもらうように協力要請する。

（２）外国人への広報

「広報・情報収集班」は、被災外国人への情報伝達を行うため、「市民ボランティア班」や通訳ボランティア、外国人団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

第６　広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】

災害時に、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動について定める。

１　広聴体制

（１）災害相談窓口

- 「市民ボランティア班」は、災害発生直後から大量に発生する市民からの通報や問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を庁内及び現地対策本部に開設する。なお、安否に関する問い合わせは、「市民ボランティア班」内に安否情報係を設置し、専属的に業務にあたる。
- この窓口には、専用の電話、ファクス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。
- 窓口開設にあたっては、日本語を理解することができない外国人に対応するため、必要に応じ英語その他の外国語による相談窓口を併設するほか、法律相談等専門的な相談窓口も設置する。

（２）相談窓口の開設

「市民ボランティア班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

各相談所は、市民からの問い合わせへの対応や要望の受け付けを実施するとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、「市民ボランティア班」にそれらの内容を報告する。

（３）相談業務の総合管理

- 「市民ボランティア班」は、相談所が整理した問い合わせや要望などの情報を統括管理する。
- 要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、併せて依頼内容について「総括班」に報告する。

２　緊急問い合わせへの対応方法

- 「市民ボランティア班」は、災害発生直後に大量に発生する市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、対応記録票に記入し、必要があれば関係部署に伝達する。
- 「総括班」は、市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で「市民ボランティア班」に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
- 「市民ボランティア班」は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡する。関係する部署が特定できない場合には、「総括班」に報告する。
- 「総括班」は、報告された問い合わせ内容について、本部会議へ報告し、その対応について関係室部・班に指令する。
- 「広報・情報収集班」は、必要に応じ広報紙等への掲載及びインターネット等による情報提供を実施する。

【資料編参照】　資料－１７「災害時対応記録票」

３　相談窓口関連広報

「広報・情報収集班」は、「市民ボランティア班」から相談窓口設置状況、問い合わせ頻度の高い事項についての情報を受けて広報する。

広報の方法は「第２編-第２章-第６節-第１　災害時における広報体制」に準じる。

４　安否情報

（１）安否確認受付体制の確保

大規模災害が発生した場合、混乱時には被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想される。

そのため、「市民ボランティア班」は、「広報・情報収集班」と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）を整える。

なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、埼玉県、消防機関、埼玉県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（２）安否情報の範囲

① 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取扱うものは警察等の検視又は遺体調査及び医師の検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

② 一定時間経過後

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取扱う。

① 死亡者
② 行方不明者
③ 避難施設等への避難者
④ 病院収容者

（３）避難所における安否確認対策

発災後における安否確認の問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、「被災者救援班」は、早期に避難者名簿を作成し、その情報を「市民ボランティア班」に提供する。

（４）被災者台帳の作成

市は、災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。

第７節　水防計画

豪雨又は洪水によって河川施設が損壊した場合に発生する浸水被害を防止・軽減して、市民の生命財産を図るため、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作等の水防活動（応急対策）を講ずる。

第１　市内の主要河川

市内を流れる河川には、国管理の一級河川（利根川）、埼玉県管理の一級河川（中川、元荒川、青毛堀川、備前堀川、姫宮落川、庄兵衛堀川、大落古利根川、星川、野通川、権現堂川、備前前堀川）や市管理の準用河川（中落堀川、蓮ヶ原川、江面落川、鷲宮江川、大中落川）、用水路として見沼代用水路、黒沼笠原沼用水路、葛西用水路、北側用水路等がある。

第２　水防計画の位置付け【建設部、上下水道部、利根川栗橋流域水防事務組合】

本市は、水防法に基づく「水防管理団体」として、その長である市長は「水防管理者」としての責任を有する。

市内の河川については、洪水予報や水防警報が発せられたとき、又は河川の増水等により道路、橋梁の施設及び流域の家屋等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、「建設部」「上下水道部」を中心に消防組合の協力を得て、水防活動（第３－１）を行う。

また、利根川栗橋流域水防事務組合（久喜市役所内に水防本部、幸手市役所、杉戸町役場、春日部市役所、五霞町役場に支部を置く３市２町で構成）は水防法第４条に基づく指定水防管理団体に指定され、本市は、その管理者としての責任を有している。

この指定水防管理団体の管理対象河川は、利根川、江戸川であり、その活動は（第３－２）のとおりである。

第３－１　水防活動【建設部、上下水道部】

「建設部」「上下水道部」では、河川の増水又は住居に浸水のおそれがあると認めるときは、主要箇所に監視員を派遣して、増水又は浸水の状況把握に努め、必要がある場合は、関係者に通報する。

「建設部」「上下水道部」では、水防活動を行う必要があると認めるときは、災害時の防災協定に基づき、建設関係団体に出動を要請し、又は出動の準備を要請するほか、消防組合に出動を要請する。

なお、消防組合に出動要請する基準は、次のとおりとする。

- 出水等により破堤のおそれがあるとき
- 埼玉県知事から出動の指示があったとき
- 気象予報、洪水予報により、洪水又は浸水等の危険が予想されるとき
- その他、市長が必要と認めるとき

第３－２　利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】

１　監視・警戒活動

水防管理者（久喜市長）は、出水時に県から水防における非常配備体制が指令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の川側、上面及び居住地側の３班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省利根川上流河川事務所長、埼玉県杉戸県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

２　水門の操作

水門の管理者は、降雨又は出水の状況によって、門扉を開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに国土交通省利根川上流河川事務所長及び埼玉県杉戸県土整備事務所長に通知する。

３　資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

４　非常配備

（１）情勢把握

水防管理者（久喜市長）は、洪水予報（「第２編-第２章-第４節-第３　洪水予報等の発表基準」を参照）が発せられたときは、必要に応じ水防関係者を待機させるとともに、連絡員を水防管理団体本部に詰めさせ、その後の情勢把握に努め、水防団及び消防機関を次の指示に支障のない状態にしておく。

（２）出動の判断

水防管理者（久喜市長）が水防団又は消防機関に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- 水防警報によって水防団（消防機関）の出動が要請されたとき
- 埼玉県知事から出動の指示があったとき
- 水防管理者（久喜市長）が必要と認めたとき

（３）出動の指示

水防管理者（久喜市長）は、次の基準により消防団に出動を指示する。

①　準備

本部長（久喜市長）は、利根川の水位が「水防団待機水位」（2.70m）に達し、なお上昇のおそれがある場合、消防団から連絡員を本部に詰めさせ、次の事項の準備をさせるものとし、他の消防団員には待機を指示するものとする。

- 水防に関する情報連絡
- 水防資材器具の整備点検
- 水門の開閉
- 堤防弱点箇所の巡視
- 通信及び輸送の確保
- その他水防活動上必要と認める事項

② 出動

水防管理者（久喜市長）は、利根川及び江戸川の水位がそれぞれ「氾濫注意水位」に達し、なお上昇のおそれがある場合、次により出動命令を出すものとする。

区分	内容
警戒出動	「氾濫注意水位」（利根川 5.00m、江戸川 6.10m）に達したとき、本部長は直ちに警戒出動の出動指令を発した各器具置場に出動させる。
第１次出動	「氾濫注意水位」（利根川 5.00m、江戸川 6.10m）を超え、なお増水のおそれがある場合、本部長は直ちに第１次出動の出動指令を出す。
第２次出動	組合管内に相当な被害が発生するおそれがある場合、本部長は直ちに第２次出動の出動指令を出す。第２次出動後なお増員を必要とする場合、本部長は適宜各支部長に出動命令を出す。水防員はおおむね 15 名をもって１組とすることを原則とし、水防各組には組長を配して直接の指揮にあたり、各詰所の総指揮は警戒出動組の組長があたることとする。

③ 報告

次の場合、水防管理者（久喜市長）は直ちに埼玉県杉戸県土整備事務所に報告する。

- 水防団及び消防機関が出動したとき
- 水防作業開始のとき
- 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置

５　決壊時の処置

（１）通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防法第 25 条に基づき、水防管理者（久喜市長）は直ちにその旨を埼玉県杉戸県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報しなければならない。

また、利根川については、国土交通省利根川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

水防管理者（久喜市長）は、さらに幸手警察署長並びに利根地域振興センターに連絡するものとする。

（２）警察官の出動要請

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水の発生が予想されるときは、水防管理者（久喜市長）は久喜警察署長及び幸手警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

（３）居住者等の水防義務

水防管理者（久喜市長）は、水防法第 24 条に基づき、水防のため必要があると認めたときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

６　避難のための立退き

（１）立退き

水防管理者（久喜市長）は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、ラジオ、信号又はその他の方法により、水防法第 29 条に基づく立退き又はその準備を指示する。

（２）立退き予定等の居住者への周知

水防管理者（久喜市長）は、立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ居住者に周知徹底させておくものとする。

（３）立退きの通知

水防管理者（久喜市長）が避難のための立退きを指示する場合、直ちに埼玉県知事及び久喜警察署長及び幸手警察署長に通知しなければならない。

７　水防解除

水位が警戒水位（氾濫注意水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなり、水防警報が解除されたときは、水防管理者（久喜市長）は水防解除を命ずるとともに、これを市民に周知させ、埼玉県知事に対してその旨を報告しなければならない。

第４　情報収集と報告【市長公室、建設部、上下水道部】

① 市は、関係機関と連絡を密にし、各種水防情報の収集に努める。
② 情報の収集伝達は、「第２編-第２章-第５節-第２　災害情報等の収集・連絡」による。
③ 水防活動が終結したときは、埼玉県水防計画の定める様式により、埼玉県杉戸県土整備事務所を経由して埼玉県知事に報告する。

■水防信号

警鐘信号	サイレン信号	発するとき	措置事項
第１信号 ○休止　○休止　○休止	5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	警戒を要する水位に達したとき	区域内市民への周知と河川の警戒にあたる。
第２信号 ○―○―○　○―○―○	5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	洪水等のおそれがあるとき	消防機関に属する者を招集し、全員が出動体制をとる。
第３信号 ○―○―○―○ ○―○―○―○	10 秒 5 秒　10 秒 5 秒　10 秒 5 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき	水防管理団体の区域内に居住する者の出動を求める。
第４信号 乱打	1 分　5 秒　1 分　5 秒 ○―休止　○―休止	洪水等が切迫し区域内の居住者を避難させる必要があるとき	区域内の居住者に避難のため、立退くことを指示する。

備考　1　信号は、適宜の時期継続するものとする。
　　2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するも妨げない。
　　3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第５　その他の水災害予防【市長公室、建設部、上下水道部】

台風又は集中豪雨等により、通路・堤防及び橋梁等の施設に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長は当該施設を災害から保護するため、必要な作業班を出動させ、災害による被害の軽減を図る。

その他詳細については、埼玉県水防計画により行う。

第８節　交通対策計画

災害のため交通施設に被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれがある場合は、交通施設の管理者又は交通機関に協力して当該施設を防御し、又は迅速な応急復旧を行い、交通輸送の確保を図る。

第１　交通支障箇所等の情報収集【建設部】

「道路・河川班」は、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所又は交通の支障箇所に関する情報を収集する。

また、国道、県道の状況についても、各管理者から同様の情報収集を行う。これらの情報収集は、埼玉県及び警察があらかじめ指定したネットワーク路線及び緊急輸送路を優先して行う。

市内の指定状況は、次のとおりである。

種　類	道　路
第一次特定緊急輸送道路	国道４号、国道 122 号、国道 125 号、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道、主要地方道さいたま栗橋線
第一次緊急輸送道路	主要地方道川越栗橋線
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日部久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道幸手久喜線、一般県道下早見菖蒲線、一般県道加須幸手線、一般県道六万部久喜停車場線

第２　関係機関への通報【市長公室、建設部】

１　道路、橋梁等の支障箇所に関する通報

「道路・河川班」は、市内における道路及び橋梁等が災害を受けた場合、国・埼玉県等の道路管理者に通報して応急対策を速やかに実施するよう求める。

なお、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所については、「広報・情報収集班」に伝達するとともに、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜警察署及び幸手警察署等関係機関に通報する。

２　国道、県道等の支障箇所に関する情報の収集

「広報・情報収集班」は、本市周辺の緊急輸送道路の被災箇所について、各道路管理者、警察署、周辺自治体等からの情報を集め、収集した情報を速やかに災害対策本部に伝達するとともに、関係機関に通報する。なお、他の部班が国道、県道等の支障箇所を発見した場合についても、「広報・情報収集班」へ報告する。

第３　交通対策に関する措置【建設部】

１　被災地内の交通対策

① 道路管理者、埼玉県公安委員会、久喜警察署及び幸手警察署は、道路の破損等の理由により通行が危険な状況を発見したとき、もしくは危険が予想されるとき、又は避難路、緊急交通路の確保の必要があるときなどは、第４の２に掲げる範囲において、それぞれの関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な対策を行う。

② 実施責任者は災害対策基本法施行令第 32 条第１項に基づき、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。

③ 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損等の理由により通行が危険であると認められる場合は、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

④ 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する久喜警察署長又は幸手警察署長に、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由を通知する。あらかじめ通知することができなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

⑤ 道路管理者が交通対策を行った場合は、久喜警察署又は幸手警察署に連絡のうえ、規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示し、職員等をもって、現場において指導する。この場合においては、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって、一般交通にできる限り支障のないように努める。

⑥ 交通対策を行ったときは、広報車両等を利用し、一般に周知徹底する。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等のマスコミ、交通情報、インターネット等の利用も図る。

２　交通対策の実施責任者

関係法令に基づく交通規制の実施責任者の範囲は、次の表のとおりである。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	１　道路の破損等の理由により通行が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
公安委員会	１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 ２　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第 76 条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	道路交通法 第５条第１項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

３　警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	１　通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両、その他物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 ２　措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるため、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第 76 条の３
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記措置をとることができる。	

第４　道路の応急復旧等【市長公室、建設部】

１　緊急啓開路線の選定

災害発生後、流木等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、埼玉県公安委員会は次の基準により緊急道路啓開路線を選定する。

（１）緊急啓開路線の選定基準

- 市役所本庁舎・第二庁舎、各行政センター、消防署所、警察署、地域防災拠点、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線
- 緊急輸送路ネットワーク
  （「第１編-第２章-第５節-第２ 緊急輸送路ネットワークの整備」参照）
- 避難所等主要な防災拠点に接続する路線
- その他上記ルートを補完する路線

（２）緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うにあたっては、道路管理者、警察、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

２　道路啓開の実施

「道路・河川班」「総括班」は、協力しながら効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する（「第２編-第２章-第 11 節 障害物除去計画」参照）。

原則として２車線の車両通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

３　応急復旧業務にかかる建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物の除去、応急復旧に必要な人員、機材を確保する。

《参考》

◆道路啓開（けいかい）

緊急車両等の通行のため、１車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要である。

※啓開：切りひらくこと。

第９節　災害救助保護計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

第１　避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】

１　高齢者等避難、避難指示

（１）実施責任者

高齢者等避難、避難指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が実施するものである。

なお、避難の指示の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

■避難の指示の実施責任者

実施責任者	避難の指示を行う要件等	根拠法令等
市長 (※埼玉県知事)	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第 60 条 避難情報に関するガイドライン
警察官	・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条
埼玉県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。	水防法第 29 条
埼玉県知事、その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。	地すべり等防止法 第 25 条
埼玉県（危機管理防災部、県土整備部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局	・避難情報に関する市長への助言	災害対策基本法 第 61 条の２

注）※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

「高齢者等避難」は、避難指示より前の段階で発し、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

「避難指示」は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民が指示を尊重することを期待して避難の立ち退きを進め、又は促すものである。

（２）避難情報の判断基準

市長は、次の基準により避難情報を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

なお、市長は、市民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

■避難情報の種類

区分	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害のおそれあり	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害のおそれ高い	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 （必ず発令される情報ではない）	**命の危険　直ちに安全確保！** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■避難情報発令の判断基準

区分	発令基準
高齢者等避難	・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が 70㎜ を超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき
避難指示	・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき
緊急安全確保	・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る

	行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき

注）表中の水位情報については「第２編-第２章-第４節-第３、２ 国土交通大臣の水防警報」（P98）を参照のこと。

《参考》

◆高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。

避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

◆避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

◆緊急安全確保

災害が発生又は切迫※している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

※切迫…災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

（３）高齢者等避難、避難指示の伝達内容及び伝達方法

市は、市民に対し、高齢者等避難、避難指示を伝達する際には、次の伝達内容と伝達方法により、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実に伝達を行うよう努めるとともに、伝達に際しては市民の恐怖心をあおらないように留意する。

なお、避難情報を発令した際の避難行動としては、市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場

合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

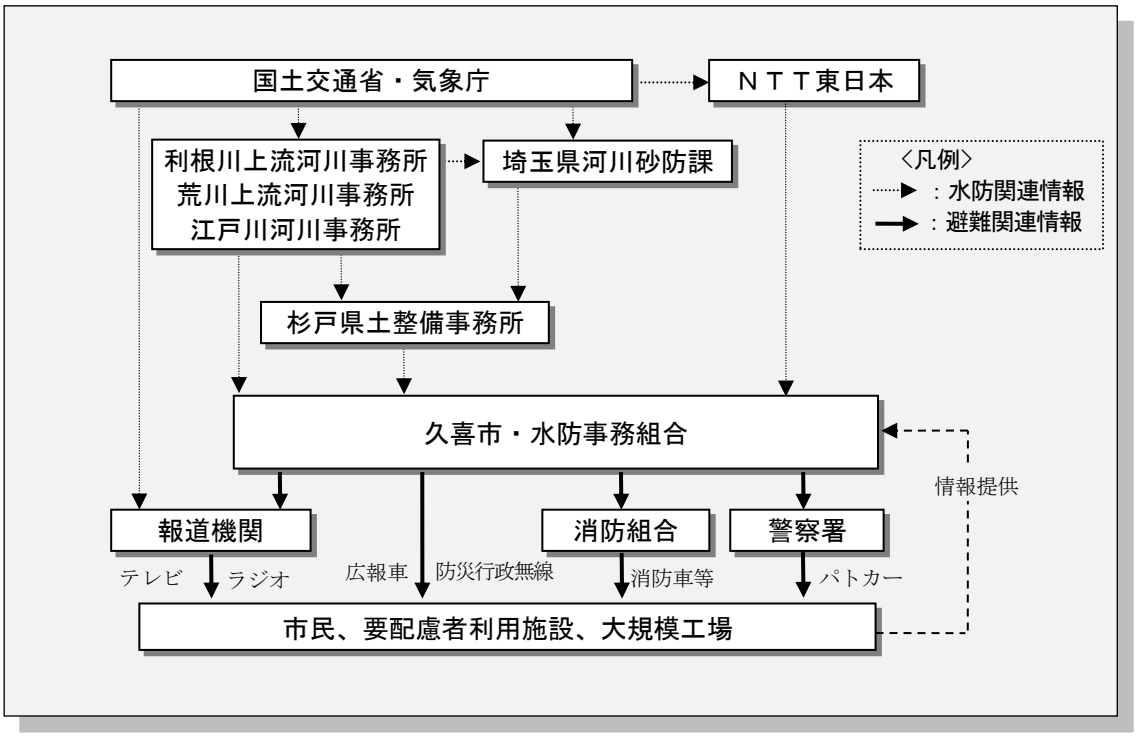
① 内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- 避難対象地域
- 避難の理由
- 避難先及び必要に応じた避難経路
- 避難時の留意事項

※ その他避難にあたっての注意事項
- 火気等危険物の始末
- ２食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
- 素足を避け、帽子、ヘルメット等を必ず着用する。
- 隣近所そろって避難する。

■情報の伝達系統図



② 市民への周知

市は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他の防災関係機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、必要に応じて隣接市町へも併せて連絡を行う。

■伝達方法

- 防災行政無線（サイレン吹鳴）
- 広報車
- 市ホームページ、ＳＮＳ、メール、エリアメール
- 緊急情報架電サービス
- 久喜市防災アプリ
- テレビ、ラジオ
- 標識など
- 口頭伝達
- 関係機関の広報（消防車、パトカー）

（４）関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、埼玉県にその内容について報告しなければならない。

また、久喜警察署、幸手警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供をする。埼玉県その他の機関が避難の措置を実施した場合も、同様に相互連絡を行う。

■避難の措置を実施した場合の埼玉県等への報告事項

・災害の様態及び被害の状況
・避難対象地域、市民数
・避難指示を発した日時
・避難所

（５）高齢者等避難、避難指示の解除

当該市民の身辺から災害による直接の危険がなくなったと認められるときとする。

《参考》
◆災害対策基本法第 60 条第５項（市町村長の避難の指示等）
市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

２　警戒区域の設定

（１）市長の措置（災害対策基本法第 63 条第１項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立ち入りの制限、禁止をし、又は退去を命ずる。

なお、市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第１項に基づき、職員に委任し、又は臨時に代理させることができる。

（２）警察官の措置（災害対策基本法第 63 条第２項）

警察官は、市長若しくは委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。

（３）消防局長又は消防署長の措置（消防法第 23 条の２）

消防局長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

（４）消防吏員又は消防団員の措置（消防法第 28 条、消防法第 36 条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、消防法第 36 条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

３　避難誘導及び移送

（１）避難誘導担当者

避難誘導は、避難指示を出した機関が行う。

なお、災害発生初期段階においては、消防団員、自主防災組織が避難誘導にあたる。

（２）避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 状況により、高齢者、乳幼児、児童、病弱者、障がい者又は歩行困難者は車両等による輸送を行う。
- 誘導中は、事故防止に努める。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区や自治会、町内会等の単位で行う。

（３）避難順位及び携行品の制限

①　避難順位

避難順位は、おおむね次の順位による。

①　病弱者、障がい者
②　高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
③　上記以外の市民
④　防災従事者

② 携行品の制限

避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、２食分程度の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。

また、非常持出し品については、平時から用意しておくものとする。

（４）要配慮者の避難誘導

「被災者救援班」は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び日本語を理解することができない外国人等の要配慮者が確実に避難できるよう次の対策を講ずる。

- 要配慮者で、避難所で生活できる者は、一般の避難所に収容する。
- 要配慮者で、避難所では生活できない者は、福祉避難所（要配慮者用避難所）に収容する。
- 寝たきり等施設での生活が必要な者は、社会福祉施設での対応を要請する。
- 要配慮者に配慮した広報を実施する。
- その他、市民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第２　自主避難のための滞在施設の提供【関係各室部】

強力な台風の接近が予想される場合等は、接近してからの避難行動ではかえって危険となってしまうおそれがあるため、気象状況が悪化し、避難指示等を発令する前に、自主避難を希望される方の受入れ体制を確保しておく。

１　開設の目安

大型の台風（半径 500km 以上のカスリーン台風級：降雨量が平野部で約 300mm/１日、山間部で約 500mm/１日）が関東地方を通過し、本市に重大な影響を及ぼすことが見込まれ、また、本市を通る路線の鉄道を含む首都圏の多くの鉄道で計画運休が見込まれる場合とする。

２　提供の周知

災害級の台風の接近や大雨の恐れがあり、一斉に滞在施設の提供を必要とする場合には、原則として開設する２時間前までに市ホームページやＳＮＳ等で周知を行い、自主防災組織や区長へ協力を要請する。

３　滞在施設の運営

原則は、避難所担当職員、避難所参集職員及び避難所運営組織を中心に行う。ただし、提供開始後一定の時間が経過しても避難者が少数であり、気象状況から、その後、避難者の増加が見込まれない場合は、避難所担当職員と施設管理者による縮小体制で運営することも検討する。

４　避難情報発令時の対応

① 避難情報を発令した場合は、自主避難のための滞在施設は、そのまま避難所として開設する。

② 洪水発生の危険性が高まるにつれて避難者の増加が見込まれるため、避難所の受入れ状況や他の避難所の受入れ状況など、本部と連携を密にして対応する。

③ また、学校施設については避難者を体育館から校舎に移動させるとともに、浸水が発生し、避難施設の床上まで浸水が懸念される場合は、防災備蓄倉庫内の備蓄品を上層階に移動する。

５　避難所の閉鎖

台風等による大雨の危険が去り、避難指示等が発令されている場合は、本部の判断により避難指示等を解除して避難所を閉鎖する。

第３　避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】

災害による避難所の開設及び避難所への収容保護、管理・運営方法について定める。

１　避難所の開設

（１）開設基準

本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所のすべて、又は一部を開設することとし、総括班長に避難所の開設を指示する。

総括班長は、被災者救援班長と協力し、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

（２）収容対象者

避難所への収容対象者は、次のとおりである。

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- 高齢者等避難、避難指示が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

（３）避難所の開設方法

高齢者等避難、避難指示を行った場合又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに、「体育施設班」「学校教育班」「地区活動班」、コミュニティセンター等避難所の職員のうち、あらかじめ定められた職員（以下「避難所管理職員」という。）を当該避難所に派遣し、開設する。その際、速やかに安全点検を実施、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行い、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

なお、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

① 勤務時間内に避難所を開設する場合

避難所となる施設管理者に対して開設を指示又は要請する。

避難者が収容を求めた場合は、本部長からの指示又は要請がなくとも、施設管理者は避難所を開設し、総括班長に、「被災者救援班」のうちであらかじめ定められた職員（以下「避難所担当職員」という。）の派遣を要請する。

② 勤務時間外に避難所を開設する場合

避難所管理職員及び避難所担当職員は、速やかに各避難所に参集し、受入体制を整え、避難所を開設する。

（４）臨時の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合「総括班」は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。ただし、市役所本庁舎等防災中枢拠点は極力避け、必要に応じて付近の適当な場所に天幕その他屋外収容施設を設置する。

② 臨時の避難所の開設

「被災者救援班」は、臨時の避難所を開設するときは避難所担当職員を配置する。
開設後は、指定の避難所と同等に対応する。

（５）福祉避難所（要配慮者用避難所）

避難所において、高齢者及び障がい者等への配慮を必要とする状況となった場合、本部長は、「被災者救援班」に指示して福祉避難所（要配慮者用避難所）を開設する。

開設の時期については、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要に応じて福祉避難所（要配慮者用避難所）を開設するものとする。

（６）開設の公示、避難誘導及び保護

市は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

（７）埼玉県への報告

避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を埼玉県知事に報告しなければならない。

- 避難所の開設の目的、日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

２　避難所の管理・運営

（１）避難所の運営組織

① 避難所の管理

避難所の管理は、「被災者救援班」があたる。
なお、避難所管理職員及び施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

② 避難所の運営

避難所の運営は、自ら生活を行う避難者が主体となってルールを決めるなど、自主防災組織等を中心とした市民組織が行う。この際、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。「被災者救援班」、避難所管理職員及び施設管理者は、運営に協力する。

また、あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所内避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役

割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

（２）避難所の管理・運営における留意点

■第１段階（１日～３日）

①　施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 ②　「総括班」との連絡体制の確立 ③　傷病者の把握及び救護所設置等、必要な措置を「医療・救護班」に要請のうえ、「総括班」に報告 ④　要配慮者の把握と処置（福祉避難所（要配慮者用避難所）、医療機関及び福祉施設への搬送、要配慮者の健康状態に対する配慮） ⑤　避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 ⑥　収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資配給等の実施 ⑦　仮設トイレの設置等必要な措置を「環境班」に要請のうえ、「総括班」に報告 ⑧　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力 ⑨　施設内でのプライバシーの保護策について検討 ⑩　災害関連情報の伝達

■第２段階（４日～14 日）

①　避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ②　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力 ③　市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供

■第３段階（15 日～）

①　避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ②　避難者の健康管理及び栄養指導について、「医療・救護班」と協議 ③　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力

【資料編参照】　資料－１８「避難者名簿」

（３）要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。

また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと)をしないよう配慮して対応する。

これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。

（４）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握して福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、介護職員の派遣等の必要な措置をとる。

（５）避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

① 市民への分散避難の周知

広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ、久喜市防災アプリ等を活用し、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討することを周知する。

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

② 感染症対策の実施

手洗い、マスクの着用、定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に)、食事時間をずらして密集・密接を避けるなどの感染症対策を徹底する。

避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。

また、市民にマスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難することを周知するとともに、市では、マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認

避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。

また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。

④ 健康状態に合わせた避難場所、スペースの確保

自宅療養者、発熱者等の健康状態に合わせた避難場所、避難スペース等の確保に努める。

体育館が避難所となる学校施設の空き教室、県有施設やホテル・旅館等の流用など、指定避難所以外の臨時的な避難所の確保・開設を検討する。

（６）避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

（７）やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

① 在宅避難者等の支援等

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。

② 車中泊避難者の支援等

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。

これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。

３　広域一時滞在と避難所の集約

市は、災害から被災した市民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災市民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、埼玉県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

なお、避難生活の改善と避難者施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所設置後一定期間が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、避難者数の減少に応じて避難所を集約し、段階的に解消する。

４　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における避難所の供与は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における避難所の供与は、市長が行う。

（２）救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、次のとおりである。

■「避難所の供与」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者
対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
費用の限度額	（基本額）避難所設置費　１人１日あたり 360 円の範囲内
期間	災害発生の日から７日以内
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

５　避難所開設マニュアル・避難所運営マニュアルについて

洪水等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった市民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活が送ることができるよう避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理・運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるようマニュアルの適宜見直しを実施する。

第４　救急救助・医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

１　救急救助体制

（１）救急救助における出動

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

また、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

（２）救急救助における活動

- 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。
- 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。
- 埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ（スマート））は、特別の訓練や教育を受けた機動救助隊、24 時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉ＤＭＡＴ（ディーマット）、これら３隊が力をあわせて効果的な救助、救命活動を行う。

《参考》

◆埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ（スマート））

高度な資機材を装備し、特別の教育・訓練を受けた消防（局）本部の機動救助隊、埼玉県防災航空隊、埼玉ＤＭＡＴ（ディーマット）（災害派遣医療チーム）から編成される。

なお、埼玉東部消防組合消防局は、機動救助隊の一翼を担っている。

（３）災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した経費については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。

２　傷病者搬送

（１）現場からの傷病者の搬送

① 消防組合は、事故等発生機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに救急隊を出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に収容するための情報の収集と搬送にあたる。

なお、救急車が不足するときは、次の措置を講ずる。

- 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
- 事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
- 近隣消防機関へ応援を要請する。

② 傷病者が多発している場合の救護所への搬送にあたっては、消防団、付近の市民及び自主防災組織等への協力を求めて実施する。

（２）二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、埼玉県防災ヘリコプターの要請を行い搬送する。

（３）傷病者搬送体制の整備

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう災害時医療情報体制を確立する。

② 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

大規模災害時はさらに、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえ、最終的な搬送先を決定する。

③ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

④ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

３　医療救護

災害のため医療及び助産の途を失った者に対して、応急的な医療及び助産の処理を確保し、被災者の保護を図るため、医療及び助産活動について定める。

（１）救急医療活動

① 救護対象者

医療又は助産の途を失った被災者で、現に医療又は助産を必要とする者

② 救急情報

集団災害が発生した場合の情報の収集及び伝達は、迅速に行う。

- 消防組合は、医療・救護班員又はその他の機関から情報を収集し、災害の概況を早期に把握し、この災害に必要な救急隊員の派遣及び招集並びに隣接市町に対する応援要請等を行い、災害の収拾を図る。
- 「医療・救護班」は、伝令員を配備して消防組合と常に緊密な連絡を行い、事故又は災害の状況及び負傷者の概数の把握並びに必要な救急隊員、資機材等の要請を図り、負傷者救護の万全を期する。

③ 救急隊

ｱ）構成と役割

消防組合は、救急隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請の有無の判断、負傷者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。

ｲ）救急隊の出動

消防組合は、災害発生後、直ちに救急隊を出動させる。

④ 災害医療本部

「医療・救護班」は、医療救護活動の全体調整及び救急医薬品の調達・確保、人員確保を行う災害医療本部を組織する。

⑤ 医療機関への協力要請

「医療・救護班」は、集団災害が発生した場合、地元医師会と緊密な連絡を図り、救急処置が速やかに行われるように努めるとともに、負傷者が多数で医療機関へ収容することができない場合は、学校及びコミュニティセンター等の施設に収容し、地元医師会に医師等の派遣を要請する。さらに、必要に応じて埼玉県知事に対し救護班の派遣を要請する。

【資料編参照】　資料－１９「幸手保健所管内　救急病院・救急診療所一覧」

⑥ 医療・助産活動

「医療・救護班」は、医療救護チームを編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地元医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療・助産活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないと認められたときは、埼玉県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

⑦ 救護班の編成

救護班の編成は、次を基本とする。

➢ 医　師	１人
➢ 看護師又は助産師	２～４人
➢ 事務員	１人
➢ 運転手	１人

⑧ 医療の範囲及び方法

ｱ）範囲

- ➢ 診察（トリアージ）
- ➢ 薬剤又は治療材料の支給
- ➢ 処置・手術その他の治療及び施術
- ➢ 病院又は診療所等への収容
- ➢ 看護

ｲ）方法

負傷者等の応急的処理については、「医療・救護班」が行うが、重症等により専門の治療の必要があるときは、病院又は診療所等に移送し、処置する。

⑨ 助産の範囲及び方法

ｱ）範囲

- ➢ 分べんの介助
- ➢ 分べん前及び分べん後の処置
- ➢ 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

ｲ）方法

診療所・産院・助産所に移送し、処置する。

⑩ 医療及び助産の費用

ｱ）医療

- ➢ 救護班による場合は、使用した薬剤・治療材料・医療器具等の実費とする。
- ➢ 一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬以内の額とする。
- ➢ 施術者による場合は、当該地域における協定料金以内の額とする。

ｲ）助産

救護班、産院又はその他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は処置費を除く）等の実費とする。

助産師による場合は、当該地域における慣行料金の８割以内の額とする。

⑪ 救護所の設置

災害による傷病者の救護所は、必要に応じ学校、コミュニティセンター等の避難所をもって救護所に充てるものとする。

（２）精神科救急医療の確保

被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がいが認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

また、入院搬送にあたっては、専門医の立会いのもと、適正な措置をとる。

（３）医療マンパワーの確保

① 医療マンパワーの活動調整

「医療・救護班」は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を医師会と協力して行う。「医療・救護班」は、市内の被災状況に基づき、医療マンパワーの配置等を検討し、指示する。

② 医療ボランティア

「医療・救護班」は、埼玉県を通じ、埼玉県医師会等に派遣を要請する。

「医療・救護班」は、医療ボランティア等と協力し、救護所等での医療活動を行い、医師会救護班、医療機関等との連携を図り、被災者の救護を行う。

（４）医薬品の調達、供給

「医療・救護班」は、医薬品卸業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品を確保する。また、調達に関して医薬品取扱い業者との協定を推進する。

「医療・救護班」は、医薬品に不足が生じる場合、埼玉県へ供給の救援を要請する。

（５）災害救助法の実施基準

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して埼玉県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、埼玉県知事が負担する。

ただし、災害救助法が適用されない災害の場合は、被災者の医療及び助産の経費は、市長が負担する。

② 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

■「医療」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害により医療の途を失った者
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。
医療の範囲	1　診療 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処置手術、その他の治療及び施術 4　病院又は診療所への収容 5　看護
対象経費	1　救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2　病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期　　間	災害発生の日から 14 日以内
備　　考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。

■「助産」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。
助産の範囲	1　分べんの介助 2　分べん前後の処置 3　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
対象経費	1　救護班等による場合、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合、当該地域における慣行料金の８割以内の額
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。

４　後方医療

救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

（１）後方医療支援体制の確立

救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者、高度救命処置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県と協議のうえ、確立を図る。

なお、埼玉県内の災害拠点病院、救命救急センターは資料編のとおりである。

【資料編参照】　資料－２０「埼玉県内　災害拠点病院・救急救命センター一覧」

（２）搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送)、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、埼玉県には埼玉県防災航空隊（防災ヘリコプター）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

また、平成 19 年 10 月 26 日から埼玉医科大学総合医療センターで埼玉県内では最初のドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）が運用されている。

■搬送順位

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

■搬送経路

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

（３）ヘリコプター場外離着陸場

本市では、傷病者の緊急輸送、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、ヘリコプター場外離着陸場を指定している（「第１編-第２章-第５節-第３-２ 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照)。

５　保健衛生

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について、定める。

（１）巡回健康相談

① 「医療・救護班」は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

② 「医療・救護班」は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導や健康相談、健康教育等を実施する。

③ 「医療・救護班」は、巡回健康相談の実施にあたり、「被災者救援班」と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努める。

④ ③において、災害発生による精神的不安定、あるいは避難所生活等における環境的変化による精神疾患の急発・急変、あるいは精神障がい者の症状の悪化等に対応するため、身体の健康のみならず、「メンタルケア」にも配慮し、必要に応じ、専門医の派遣要請や保健所、埼玉県へ「精神保健活動班」の派遣を要請する。

（２）巡回栄養相談の実施

① 「医療・救護班」は、避難所や仮設住宅、給食施設を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談を実施する。

② 「医療・救護班」は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適性化を支援する。

③ 「医療・救護班」は、巡回栄養相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第５　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画【総務部、市民部、福祉部、警察署】

災害時において、行方不明者又は死亡者が発生したときは、遺体の捜索、処理、収容及び埋・火葬等について、市及び関係機関との相互連絡を密にし、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る。

１　遺体の捜索

（１）遺体の捜索

① 捜索体制

遺体の捜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら捜索隊を編成し実施する。

② 遺体捜索の対象

遺体捜索の対象となる者は、次のとおりである。

- 災害発生後、行方不明の状態にある者
- 災害の規模が広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場所で、行方不明の状態にある者
- 重度の身体障がい者又は重病人で、行方不明の状態にある者
- 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合に、行方不明の状態にある者

③ 対象者の範囲

遺体捜索対象者として適用を受ける範囲は、次のとおりである。

- 死亡者の居住地が災害救助法の適用を受けているかどうかは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていること。
- 本人の住家が被害を受けたかどうかは関係なく、本人が現に死亡して遺体が行方不明の状態にあること。
- 死亡した原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうとを問わず、現実に遺体の捜索をしなければならない状態にあるもの。

④ 捜索用資機材等の調達

捜索に際しては、必要に応じて、労務の雇い上げ、船艇、機械器具等の借上げを行う。

⑤ 相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、「被災者救援班」が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

⑥ 捜索リストの作成

「被災者救援班」は、行方不明者や捜索された遺体について、「市民ボランティア班」と連携して間違いのないようリスト化する。

⑦ 捜索期間

遺体の捜索期間は、原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を要する場合には、捜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。

（２）検視又は遺体調査・検案

遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに久喜警察署又は幸手警察署に連絡し、警察官の検視又は遺体調査、医師の検案を受ける。

警察官が発見したり、警察官に届出があった遺体については、警察から遺族又は市等関係者に引き渡された後に必要な処置を行う。

状況により現場における検視又は遺体調査・検案が困難なときは、遺体安置所に収容の後、行う。「被災者救援班」（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

（３）遺体の輸送

「被災者救援班」は、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、埼玉県に報告のうえ、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し、遺体の引き渡しを受ける。

引き渡しを受けた遺体は、遺体安置所に輸送し、安置する。

２　遺体の収容・安置

（１）遺体安置所の開設

「被災者救援班」は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。

前記安置所に遺体収容のための建屋がない場合は、天幕、幕張等を行い、必要な設備器具を確保する。遺体安置所には、検視、遺体調査及び検案を行うための検視所を併設するとともに、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者から調達する。

（２）遺体の収容方法

遺体の収容等は、次の点に配慮して実施する。

- 「被災者救援班」は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼付し、遺体安置所に安置する。
- 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- 「市民ボランティア班」は、遺体安置所において、埋・火葬許可証を発行する。
- 一定期間後、なお、引取人がいないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、「被災者救援班」は、火葬許可証の交付を受ける。

３　遺体の埋・火葬

（１）車両の調達

「被災者救援班」は、遺体を火葬場へ搬送するための車両として、葬儀業者等の所有する霊柩車等を活用することとするが、不足する場合は「管財班」に車両の確保を要請する。

（２）遺体の埋・火葬方法

① 遺体の火葬

遺体の火葬は、次の点に留意して実施する。

- 遺体を火葬する場合は、災害死体処理票を作成のうえ、指定された火葬場に移送する。
- 遺骨及び遺留品に、遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管所へ一時保管する。
- 遺体及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ、引き渡す。

② 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者として墓地又は納骨堂に移管する。

③ 埋・火葬の調整及びあっ旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬を行うことができないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっ旋を行う。なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については、市が負担するものとする。

４　災害救助法の実施基準

（１）遺体の捜索

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「遺体の捜索」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「遺体の捜索」は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「遺体の捜索」の実施基準は、次のとおりである。

■「遺体の捜索」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から 10 日以内

（２）遺体の処理

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「遺体の処理」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「遺体の処理」は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「遺体の処理」の実施基準は、次のとおりである。

■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの
費用の限度額	１　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置：１体当たり 3,700 円以内 ２　遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時：通常の実費 上記を利用できない場合：１体当たり 5,900 円以内 ※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 ３　検案：救護班以外は当該地域の慣行料金
期　　間	災害発生の日から 10 日以内
備　　考	１　遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は借上料、利用できない場合は賃金職員雇上費及び輸送費が対象 ２　救護班が検案をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。

（３）埋葬

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「埋葬」の実施基準は、次のとおりである。

■「埋葬」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給
対象経費	１　棺（付属品を含む） ２　埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ３　骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	１体当たり 大人（12 歳以上）　232,200 円以内 小人（12 歳未満）　185,700 円以内
期　　間	災害発生の日から 10 日以内

第６　要配慮者等の安全確保対策【市長公室、総務部、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】

高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制について定める。

１　要配慮者対策の基本方針

（１）市民の助けあい

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、市民自らが互いに助けあい、特に高齢者や障がい者等の要配慮者の安否を確認することを基本とする。

（２）福祉行政と地域組織との連携

災害時における要配慮者対策は、「被災者救援班」と区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して実施する。

２　要配慮者に対する対策

（１）初期情報の伝達及び安否の確認・救助

「被災者救援班」は、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等を介して、在宅の要配慮者に対して災害に関する情報等を伝達するとともに、被災状況に関する情報を収集する。民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等は、情報を伝達するとともに、要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

消防組合は、緊急時通報システム利用者や要配慮者から異常事態や緊急事態の発生が通報された場合、通報者の近隣の民生委員・児童委員に通報する等必要な措置を講ずる。

（２）要配慮者への避難情報（高齢者等避難）の伝達

市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対して避難指示よりも前の段階で、避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令する。

また、避難支援等関係者が要援護者見守り支援登録台帳を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるようその発令及び伝達にあたっては、特に配慮する。

① 洪水浸水想定区域の在宅の要配慮者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線（同報系）のほか広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。避難支援者は、高齢者等避難に従い、要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。

② 洪水浸水想定区域の社会福祉施設の要配慮者への避難情報の伝達

「被災者救援班」は、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者関連施設に対して、高齢者等避難等の避難情報を電話・ファクス等により伝達する。

【資料編参照】　資料－２１「洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧」

（３）避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容

市は、要援護者見守り支援登録台帳や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

なお、移動手段が無く、地域の支援が得られない等の理由により、自力での広域避難が困難な避難者に対して、市は、協定を締結しているバス事業者の協力を得て、別に定める避難所から広域避難先等の安全な場所へ移送するものとする。

① 「被災者救援班」は、避難行動要支援者の避難支援について、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等と協力しながら実施する。
② 「調査・避難支援班」は、別に定める避難所へバスを手配し、対象となる避難者を広域避難先等の安全な場所へ移送する。
③ 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。
④ 市は、災害時に本人同意の有無に関わらず、緊急に台帳情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう台帳情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
⑤ 避難行動要支援者及び台帳情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。
⑥ 高齢者及び障がい者等への配慮を必要とする状況となった場合には、福祉避難所（要配慮者用避難所）を設置するとともに、対象となる要配慮者を当該避難所に搬送する（「第１編-第２章-第７節 避難予防対策」参照）。
⑦ 避難所の運営の際にも、十分、要配慮者に配慮する（「第１編-第２章-第７節 避難予防対策」参照）。

（４）要配慮者に対する情報の提供

「広報・情報収集班」は、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に対しても、確実に情報が伝達できるよう多様な手段を用いて広報活動を実施する（「第２編-第２章-第６節 災害広報計画」参照）。

（５）要配慮者の生活必需品の確保と提供

「被災者救援班」は、「産業班」と協力して、福祉避難所（要配慮者用避難所）に収容した高齢者や障がい者、各避難所にいる乳幼児、妊産婦等に対して、生活必需品や要配慮者の特性に配慮した食料等を確保し、提供する。

（６）応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の建設の際、必要に応じてケア付の仮設住宅（地域仮設住宅）を設置する（「第２編-第２章-第 10 節-第４　応急住宅対策」参照）。

（７）巡回相談の実施

「被災者救援班」は、避難所、応急仮設住宅、在宅の要配慮者に対し、巡回相談を実施し、必要な物資の確保や心理的な支援等必要かつ的確な措置を実施する。

（８）在宅者への配慮

「被災者救援班」は、久喜市社会福祉協議会と連携し、在宅の要配慮者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

（９）名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、要援護者見守り支援登録台帳に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信にかかる支援を実施する。

３　応急保育

（１）災害発生後の措置

① 「こども支援班」は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、各保育所の園長に対し災害に関する情報を伝達するとともに、児童の保護者への引き渡し、休所などの適切な措置を指示する。

② 各保育所の園長は、状況に応じて緊急避難の措置をとる。

③ 各保育所の園長は、災害の規模、児童及び職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに「こども支援班」に報告する。

（２）応急保育の実施

① 各保育所の園長は、あらかじめ定めた応急保育計画に基づき、応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項について速やかに児童及び保護者に周知する。

② 各保育所の園長は、職員を掌握し、保育所の整理を行うとともに、児童の被災状況を把握して応急保育を早期に実施できる体制の確立に努める。

③ 保育所の一部が使用できない場合には、残存施設を利用して応急保育を実施する。
④ 保育所の全部又は大部分が、倒壊又は焼失により大被害を受けて、早急に改築などの復旧対策ができない場合には、影響を受けていない保育所、あるいはコミュニティセンター等の施設を利用する。
⑤ 通所可能な児童については、応急保育計画に基づいて保育するように努める。
⑥ 入所児童以外の児童の受入れについては、可能な限り応急保育計画に基づいて保育するように努める。
⑦ 避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できない場合は、「こども支援班」は、関係班と協議して、早急に保育が再開できるような措置を講ずる。

４　外国人の安全確保

（１）避難誘導等の実施

① 安否確認の実施

「市民ボランティア班」は、語学ボランティア等と協力し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否を確認する。

② 避難誘導の実施

「広報・情報収集班」は「市民ボランティア班」と連携し、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線、インターネット等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

（２）情報提供及び相談窓口開設

① 情報提供

「広報・情報収集班」は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

② 相談窓口の開設

「市民ボランティア班」は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

③ 通訳等の確保

「市民ボランティア班」は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第 10 節　生活支援計画

第１　飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

１　給水対象者

災害により、水道及び井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、汚染し、又は現に飲料に適する水を得ることができない者

２　水道施設状況

本市の給水可能水量は、配水池、耐震性貯水槽をあわせて 20,360m^{3}となっている。

■水道施設状況

地区名	種別	設置場所	容量(m^3)	構造
久喜地区	配　水　池	吉羽浄水場	3,600	ＰＣ配水池容積　9,000m^3
	〃	本町浄水場	5,200	ＰＣ配水池容積　13,000m^3
菖蒲地区	配　水　池	森下浄水場	1,600	ＰＣ配水池容積　4,000m^3
栗橋地区	配　水　池	佐間浄水場	3,200	ＰＣ配水池容積　8,000m^3
	耐震性貯水槽	栗橋南小学校	60	φ2,600×12.3m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋中央コミュニティセンター	100	φ2,600×19.3m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋西小学校	50	φ2,000×17.0m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋北彩高校	50	〃
	〃	栗橋東中学校	50	〃
鷲宮地区	配　水　池	鷲宮浄水場	1,000	ステンレス・配水池容積　2,500m^3
	〃	八甫浄水場	5,200	ＰＣ配水池容積　13,000m^3
	耐震性貯水槽	鷲宮行政センター	50	φ2,000×17.0m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	鷲宮東コミュニティセンター	50	〃
	〃	鷲宮西中学校	50	〃
	〃	鷲宮中学校	50	〃
	〃	堤下公園	50	〃
合　　計	－	－	20,360	－

３　応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくこととする。

なお、市民は、自ら３日間（推奨１週間）分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。

■１日あたりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３Ｌ/人･日	生命維持に必要な最小水量
４日から 10 日	20Ｌ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11 日から 21 日	100Ｌ/人･日	通常の生活には不便であるが、生活可能な必要水量
22 日から 28 日	250Ｌ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

４　応急給水の実施

（１）発災直後の情報収集及び初動給水の準備

① 情報収集及び整理

「給水班」は、発災直後、直ちに班の初動体制を確立し、次の情報の集約・整理を行う。

- 水道施設（浄水場、管路等）の被害状況を確認し、配水量を把握
- 市内の断水エリアの把握
- 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- 交通状況（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握

② 資機材の準備、調達

「給水班」は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用資機材の準備を行う。必要な資機材は、民間業者から調達する。

（２）応急給水の実施

① 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

「給水班」は、次の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。なお、応急給水活動は水道施設の復旧状況にあわせて効果的に行う。

ｱ）応急給水エリア及び給水方法の決定

断水状況や避難所開設状況に基づき、応急給水を実施するエリアを決定する。給水方法は、断水状況や耐震性貯水槽の有無、災害発生からの時間経過などの状況にあわせて次の方法から適切な方法で行う。

■給水方法

種別	内容
運搬給水	給水タンク積載車、袋詰め水などによる水の供給
拠点給水	給水拠点の耐震性貯水槽などによる水の供給
仮設給水	消火栓に取り付けた給水栓又は仮設配管による水の供給

■給水体制と給水方法

種別	内容
第１次応急給水	運搬給水を実施する。
第２次応急給水	運搬給水、拠点給水及び仮設給水を実施する。
第３次応急給水	水道施設の応急復旧完了に伴う給水を開始する。 建物の被害の復旧状況によっては、拠点給水、仮設給水を継続する。

ｲ）応急給水先の優先順位の決定

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や高齢者、障がい者などの要配慮者の施設には優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓をそれらの近くに設置する。

ｳ）応急給水体制の確立

応急給水に必要な要員を配置するなど、速やかに応急給水活動が実施できるような体制の構築を行う。

② 広報の実施

「給水班」は、「広報・情報収集班」を通じて、給水時間、給水場所等を市民に伝達するとともに、自らも広報車等を用いて、給水活動について周知徹底を図る。

③ 他機関への応援要請

災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難な場合は、「総括班」を通じて、埼玉県や他の水道事業者などに支援要請を行う。

自衛隊の応援要請が必要な場合は、「総括班」を通じて埼玉県知事に要請を行う。「給水班」は、埼玉県・他機関からの応援部隊が効率的に活動できるように、受入れ体制を確立する。

５　給水施設の応急復旧

給水施設に災害が生じた場合、「給水班」は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。

緊急給水を必要とする施設として、病院等への給水を確保する。

また、被災した共同住宅等で簡易専用水道及び小規模受水槽水道（以下「受水槽水道」という。）を所有している施設所有者並びに施設管理者については、受水槽に亀裂等が生じ、汚水が混入するおそれがあるので、衛生確保を図るため、受水槽の被災状況の点検及び検査機関による検査並びに塩素剤の備蓄、煮沸等、自主管理に努める。

復旧計画の作成及び久喜市管工事業協同組合との復旧体制づくりを早期に実施する。

なお、資材及び技術者が不足する場合は、埼玉県知事に応援を要請し早期復旧に努める。

６　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「飲料水の供給」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「飲料水の供給」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次のとおりである。

■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害により現に飲料水を得ることができない者
対象経費	１　水の購入費 ２　給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ３　浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	１　機械：自動車、給水車、ポンプ等 　　器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ２　薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 　　資材：ろ水器に使用するフィルター等

第２　食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】

災害時に被災者及び災害応急対策実働部員に配給する食料について、救助に必要な食料の確保とその配給の確実を期するものとする。

１　食料供給の基本方針

（１）食料供給の基本的考え方

市民は、自ら３日間（推奨１週間）分の食料を備蓄し、災害時に活用する。

「被災者救援班」と「産業班」は協力して、被災者への食料の供給を次の方法で行う。

- 災害用備蓄食料
- 流通調達食料
- 広域からの調達食料

（２）炊き出し等による食品の給与

■給与の内容

① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給
② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、埼玉県知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対して行う米穀等の応急供給

■給与する食品の品目

① 給与の内容の①にあっては、米穀（米飯を含む）、アルファ米、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜、缶詰等の副食、みそ、しょう油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。
② 給与の内容の②にあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

（３）食料供給計画の策定

「産業班」は、災害時の食料給与の円滑を期するため、食料の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画について食料供給計画を策定しておくものとする。

２　食料の調達

（１）食料供給計画の策定

① 食料供給計画の策定

「産業班」は、市域の被害状況や避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに、供給先（避難所等）別に必要な食料の品目・量を定めた食料供給計画を策定する。

- 供給先（避難所等）別の供給食料の品目・量
- 調達先（市内備蓄物資、業者からの調達、広域からの調達）
- 必要な輸送力及び輸送ルートの想定

② 広域（埼玉県）への支援要請

「産業班」は、市において必要な食料の供給が困難な場合、埼玉県やその他の団体に食料の調達を要請する。

「産業班」は、広域からの調達が必要な場合、広域輸送集積基地の開設を「建築公園班」に要請する。

（２）米穀の調達

市長（産業班）は、災害の状況により、米穀卸売業者等の手持精米のみでは不足する場合は、埼玉県知事に調達を要請する。

また、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲内で農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき政府所有米穀の緊急の引渡しを要請するものとする。

（３）その他の食料の調達

市長（産業班）は、米穀以外の食料品の給与を行う必要が生じたときは、一般業者より調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、埼玉県知事に食料の調達を要請することができる。

（４）広域からの食料の確保

① 広域輸送集積基地の開設

「建築公園班」は、「産業班」からの依頼に基づき、市内の被災状況、避難所の開設状況、交通状況に配慮し、公園等のオープンスペースの中から広域輸送集積基地の適地を選定する。

② 広域からの食料調達

「産業班」は、広域輸送集積基地の運営管理を行い、広域からの食料の受入れを行う。
食料供給計画に基づき、各避難所等に配送する食料の配分作業等を行う。

（５）避難所等への食料の輸送

「産業班」は、食料供給に必要な輸送力（車両、輸送用人員）を確保し、備蓄食料や広域輸送集積基地に集積された食料を各避難所に配送する。

３　給食基準

食料配給量の基準は、次のとおりである。

■１人あたりの配給量

品目	基準
米　　穀	被災者　　１食あたり精米換算 200 グラム以内 応急供給受配者　　１人１日あたり精米換算 400 グラム以内 災害救助従事者　　１食あたり精米換算 300 グラム以内
乾パン	１食あたり　　１包（115 グラム）以内
食パン	１食あたり　　185 グラム以内
調整粉乳	乳児１日あたり　　200 グラム以内

４　炊き出しの実施方法

（１）炊き出し対象者

市長（被災者救援班）は、災害を受けない地域（比較的軽度な被災地を含む）の市民及び団体に対し、炊き出しについての協力を要請し、避難所内又はあらかじめ指定した場所において、炊き出しを実施する。炊き出しに必要な備品（移動式炊飯器等）については、あらかじめ実施場所に配備する。

炊き出し実施基準は、災害救助法による。

- 消防署（団）員
- 婦人会
- ボーイスカウト、ガールスカウト
- 市及びその他の団体で応急対策に従事している者

（２）配分方法

市長（被災者救援班）は、避難所又は炊き出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い確実に配分する。

（３）炊き出し実施場所

米飯の炊き出しは、米飯用の釜を常備する厨房設備を有する市内公共施設又は給食委託先にて実施する。

（４）災害時の食料の集積地の設置

市（産業班）は、施設の利用状況や輸送路の通行可能状況を把握し、食料集積地を指定する。

また、食品管理の万全を期するため、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置する。

（５）応援要請

炊き出し等食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは、埼玉県、隣接市町に応援を要請する。

（６）食品輸送車両

米穀業者が所有する車両のほか、緊急に輸送車両となり得る車両については、その都度指定し、協力を求める。

（７）炊き出し実施上の留意点

① 現場責任者

「被災者救援班」があたることを原則とし、必要に応じて他の部から応援を求める。

責任者は、その実態に応じ混乱が起こらないよう指導するとともに、必要事項を記録しておく。

② 実施状況報告

市長（被災者救援班）は、炊き出し、食品の配分、その他の食品を給与したとき（埼玉県の協力を得て給与した場合も含む。）は、実施状況を速やかに埼玉県知事に報告する。

③感染症対策

食糧の供給に当たる職員は、感染症対策を徹底する。

５　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「炊き出し、その他による食品の給与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「炊き出し、その他による食品の給与」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	１　避難所に避難している者 ２　住家に被害を受けて炊事のできない者 ３　災害により現に炊事のできない者
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上料、消耗器材費、雑費
費用の限度額	１人１日当たり　1,390 円以内
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	１　避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。 ２　食品給与のための総経費を延べ給食日数（１人１日３食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。

第３　衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】

災害時に、被災者に対して生活必需品等の緊急物資の安定供給を行うため、それらの確保と配給について定める。

１　生活必需品等の給（貸）与の基本方針

「被災者救援班」は、被災者に対する被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）の給与又は貸与を、次の基準で実施する。

（１）生活必需品等の供給順位

生活必需品等の供給は、次の順位で行う。

①　災害用備蓄物資
②　流通調達物資
③　広域からの調達物資

（２）供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の流通混乱により資力の有無に関わらず、これらの生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者

（３）給与又は貸与の品目

給与又は貸与品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- 寝具
- 外衣
- 肌着
- 身の周り品
- 炊事用具
- 食器
- 日用品
- 光熱材料
- 簡易トイレ
- 情報機器
- 要配慮者向け用品

２　生活必需品等の調達

（１）物資供給計画の策定

① 物資供給計画の策定

「産業班」は、市域の被害状況や避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、供給先（避難所等）別に必要な物資の品目・量を定めた物資供給計画を策定し、避難所までの輸送体制を確保する。

- 供給先（避難所等）別の供給物資の品目・量
- 調達先（市内備蓄物資、業者からの調達、広域からの調達）
- 必要な輸送力及び輸送ルートの想定

② 広域（埼玉県）への支援要請

「産業班」は、市において必要な物資の供給が困難な場合、埼玉県やその他の団体に物資の調達を要請する。

広域からの調達が必要な場合、広域輸送集積基地の開設を「建築公園班」に要請する（「第１編-第２章-第５節-第３-１　緊急輸送拠点　■緊急輸送拠点の予定施設」参照）。

（２）広域からの物資の確保

① 広域輸送集積基地の開設

「建築公園班」は、「産業班」からの依頼に基づき、市内の被災状況、避難所の開設状況、交通状況に配慮し、公園等のオープンスペースの中から広域輸送集積基地の適地を選定する。

② 広域からの物資調達

「産業班」は、広域輸送集積基地の運営・管理を行い、広域からの物資の受入れを行う。物資供給計画に基づき、各避難所等に配送する物資の配分作業等を行う。

（３）物資及び救助用品等配給（貸与）経路及び方法

物資供給計画に基づき、「産業班」及び「被災者救援班」は、緊密な連絡のもとに現地に輸送し、各個別の配給にあたっては、地元区長や自主防災組織又は他の団体の協力を得て遅滞なく行う。

３　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

■「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="8">基準等</th></tr>
<tr><td>対　　象</td><td colspan="8">住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="8">１　被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等）
２　日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等）
３　炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等）
４　光熱材料（マッチ等）
５　防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））</td></tr>
<tr><td rowspan="5">費用の限度額（円）</td><td colspan="2">区　分</td><td>１人
世帯</td><td>２人
世帯</td><td>３人
世帯</td><td>４人
世帯</td><td>５人
世帯</td><td>６人以上
１人を増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>20, 300</td><td>26, 100</td><td>38, 700</td><td>46, 200</td><td>58, 500</td><td>8, 500</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>33, 700</td><td>43, 500</td><td>60, 600</td><td>70, 900</td><td>89, 300</td><td>12, 300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>6, 700</td><td>8, 900</td><td>13, 400</td><td>16, 300</td><td>20, 500</td><td>2, 900</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10, 700</td><td>14, 000</td><td>19, 900</td><td>23, 600</td><td>29, 800</td><td>3, 900</td></tr>
<tr><td colspan="8">（注）夏季は４月から９月まで、冬季は 10 月から３月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。</td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td colspan="8">災害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="8">現物給付に限る。</td></tr>
</table>

第４　応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】

災害のため被害を受けた者で、自己の資力で住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置して、これに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。

１　公営住宅及び応急仮設住宅の供与

（１）住宅の被害調査

① 市営住宅の被害調査

「交通住宅班」は、市営住宅の被害程度、状況を調査、報告する。

② 市営住宅の応急修理

市営住宅が被害調査結果から、応急修理により使用が可能と考えられる場合は、速やかに市営住宅の応急修理を実施する。

③ 公的賃貸住宅の利用可能情報の収集

「交通住宅班」は、埼玉県やＵＲ都市再生機構から埼玉県営住宅、ＵＲ賃貸住宅の被害状況及び利用可能戸数に関する情報等を収集・整理する。

（２）公的賃貸住宅の供給

市営住宅の空き住戸を一時的に供給する。また、埼玉県及びＵＲ都市再生機構に対して県営住宅及び独立行政法人賃貸住宅の空き住戸の一時使用について依頼する。

（３）応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与する建設型応急住宅と民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

市は、避難所等で被災者に対して意向調査等を行い、応急仮設住宅の要望戸数の推計を行うとともに、応急仮設住宅の要望の有無を判断して埼玉県に報告する。埼玉県は、市からの要請に基づき供給戸数を決定し、応急仮設住宅を供給する。

① 賃貸型応急住宅

市から協力要請を受けた埼玉県は、協力団体に対して協力要請し、要請を受けた協力団体は提供可能な賃貸住宅・協力者のリスト等を作成して埼玉県に提出する。埼玉県は応急仮設住宅の提供方針を決定し、実施要領を策定する。

② 建設型応急住宅

市から要望を受けた埼玉県は協力団体に依頼し、供給可能戸数の把握を行う。市は建設用地を選定して協定団体の現地調査に立ち会い、埼玉県に結果を報告する。埼玉県は、市と協定団体の協力のもと、建設用地リストと配置計画の案を決定する。

建設型応急住宅の建設地は、災害の状況を勘案し、あらかじめ設定された候補地から「交通住宅班」が市長の承認を得て選定する。

建設予定地の確保にあたっては、次の基準に適合するものとする。

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

（４）入居者の選考

① 入居者の募集

「被災者救援班」は、応急仮設住宅募集窓口を設置し、応急仮設住宅への入居募集を行う。

② 入居者の決定

「被災者救援班」は、被災者の状況を調査のうえ、次の各号に該当する者から入居者を決定する。入居者の選定あたっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行うとともに、コミュニティの形成に配慮する。

- 住家が全焼（壊）又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では、住宅を確保することができない者

２　被災住宅の応急修理

被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

（１）修理の範囲

修理は居室、炊事場及び便所等日常生活に不可欠な部分に対し、必要最小限の修理を行う。

（２）実施方法

① 「調査・避難支援班」は、市域の住宅被害状況を調査する。

② 「交通住宅班」は、応急修理制度について被災者へ周知を行い、以下（P169 ４（２））の実施基準に基づいて実施する。

３　民間住宅のあっ旋

（１）民間住宅あっ旋の基本方針

災害による被害が甚大であり、一時使用できる公的賃貸住宅が不足し、応急仮設住宅の供給に時間を要する場合等、民間企業の所有する居住可能な施設を被災者の仮の居住場所として提供できるように、民間企業と調整し、被災者に対してそのあっ旋を行う。

（２）あっ旋の対象となる施設

あっ旋の対象となる施設は、民間企業が保有する次の施設のうち、被災者用住宅として提供可能なものとする。

- 社宅
- 社員寮
- 研修施設

４　災害救助法の実施基準

（１）応急仮設住宅の供与

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、埼玉県知事が実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における応急仮設住宅の供与は、市長が行う。

② 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、次のとおりである。

■「応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。
集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。
費用の限度額	１戸当たり平均　7,089,000 円以内
着工時期	災害発生の日から 20 日以内
期　　間	完成の日から最長２年（建築基準法第 85 条）
備　　考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。

■「応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
着工時期	災害発生の日から速やかに提供
期　　間	最長２年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能
備　　考	被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。

（２）被災した住宅の応急修理

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災した住宅の応急修理は、市長が実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における被災した住宅の応急修理は、市長が行う。

② 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目		一般基準
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	対　象	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊世帯以上（相当））
	費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり　53,900 円以内
	期　間	災害発生の日から 10 日以内に完了すること
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	対　象	１　災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ２　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯） ３　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）
	費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり ・大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯　739,000 円以内 ・準半壊世帯　358,000 円以内
	期　間	災害発生の日から３カ月以内に完了すること ※災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24

項目		一般基準
		条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６カ月以内に完了すること。

第５　文教対策計画【こども未来部、教育部】

災害発生直後の幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保と学校施設又は児童等の被災により、通常の教育を行うことができない場合の応急復旧及び応急教育等について定める。

１　発災時の学校長・園長の措置

（１）在校時間において、災害が発生又は発生が予想される場合

① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
② 災害の規模、児童等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会・「こども支援班」に報告する。
③ 必要に応じて、教育委員会・「こども支援班」と連絡のうえ、臨時休業など適切な措置をとる。
④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。
⑤ 児童等の下校については「学校教育班」・「こども支援班」の指示に従うものとするが、原則として保護者が迎えに来るまで学校・園で保護するものとする。そのため、保護者に連絡し、児童等を迎えに来るよう依頼する。

（２）在校時間外において、災害が発生又は発生が予想される場合

① 災害の程度、災害の範囲に応じ、教育委員会・「こども支援班」と連絡のうえ、臨時休業など適切な措置をとる。教育委員会・「こども支援班」との連絡がとれない場合は、学校長・園長の判断で行い、事後、教育委員会・「こども支援班」に報告する。この場合、電話による緊急連絡網、防災行政無線等の手段により、保護者又は児童等に連絡する。
② 災害の程度、災害の範囲に応じ、必要な教職員の動員を図り、１と同様の災害応急対策体制を確立する。

２　被害状況の報告

「教育総務班」・「こども支援班」は、応急計画を策定するため、次に定める事項について、被害状況を速やかに把握し、災害対策本部との連絡を密にする。

- 学校施設の被害状況
- その他の教育施設の被害状況
- 教員、その他の職員の罹災状況
- 児童等の罹災状況
- 応急措置を必要と認める事項

３　教育施設の応急復旧対策

① 校舎の軽微な被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学時の危険がなくなったときに、直ちに授業が開始できるように処置する。また、被害が激しく応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、仮校舎の建築等を検討する。

② 運動場の被害については、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧を待って復旧する。

③ 冠水、破損等により使用不能の児童等の机、いすの補充は、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

④ 避難者の収容、現地災害対策本部の設置等で、屋内運動場、その他の施設を使用するときは、校舎の被害の程度を考慮し、関係機関と協議のうえ、処置する。

⑤ 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を実施できるような応急措置をとる。

⑥ その他特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、速やかに処置する。

４　応急教育の実施

（１）応急教育の実施場所

校舎の激しい被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により、通常の授業を実施できない場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。

この場合、余裕のある学校がなく、又は不足し、被災学校の児童等を収容しきれない場合は、コミュニティセンター及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

「学校教育班」・「こども支援班」は、事態に即して、授業の場所や連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

（２）応急教育の実施

応急教育の実施にあたっては、教育施設の被害及び応急復旧の状況、教員、児童等の被災の程度並びに交通機関、道路の復旧状況、その他を勘案し、始業・終業時間、授業時間数、休憩時間等を決定する。また、その後の状況の変化に応じ、段階的に改定していく。

- 登下校時の児童等の安全については、特に注意を払い、登校に長時間を要する場合は、始業時間を適宜繰り下げて授業を行う。
- 児童等の一部又は相当数が登校できない場合は、短縮授業又は臨時休業等の措置をとる。
- その他、特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、臨時休業、短縮授業、二部授業、分散授業、圧縮学級の編成等の応急教育の処置をとる。

５　給食の措置

学校給食施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続することを基本として、早期に正常な運営に回復するよう努める。

なお、特に衛生管理に留意し、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。

次の場合は、児童等に対する給食を一時中止し、速やかに保護者等に周知する。

- 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害援助のために使用された場合
- 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- 感染症、その他二次災害の発生が予想される場合
- 給食用物資の入手が困難な場合
- その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

６　学用品の給与

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「学用品の給与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「学用品の給与」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
対象経費	１　教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ２　文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ３　通学用品 傘、靴、長靴等 ４　その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
費用の限度額	１　教科書及び正規の教材：実費 ２　文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童１人当たり　5,500 円以内 中学校生徒１人当たり　5,800 円以内 高等学校等生徒１人当たり　6,300 円以内
期　　間	災害発生の日から １　教科書及び正規の教材：１か月以内 ２　文房具、通学用品及びその他の学用品：15 日以内
備　　考	１　各人ごとに限度額以内とする。 ２　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

７　授業料等の減免

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、埼玉県の関係条例及び規則により授業料等減免の措置を講ずる。

８　教育実施者の確保措置

災害のため、教員に欠員が生じた場合は、埼玉県教育委員会へ連絡し、不足教員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

９　その他の措置

市民の利用に供する学校・園以外の教育施設については、災害により使用上の危険が予想される場合、一時使用を停止する。災害時における学校・園と教育委員会事務局・「こども支援班」との連絡は、常時定められている相互連絡の方法によって行うものとするが、これによらない連絡方法についても、あらかじめ定めておく。

その他緊急事態発生による特別の処置については、その都度関係者協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

10　文化財の保護

「社会教育班」は、災害発生後直ちに、市内の文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況を「広報・情報収集班」へ連絡する。

文化財の周辺で火災延焼が発生し、文化財への延焼が懸念される場合は、直ちに消防局に連絡し、消火・延焼活動を行う。

美術工芸品等の文化財の所有者、管理者の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置をとる。

第 11 節　障害物除去計画

災害に際して、土砂・立木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所及び道路の機能上支障をきたす場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第１　障害物の情報収集及び危険回避措置【建設部、まちづくり推進部】

１　情報の収集及び提供

「道路・河川班」「建築公園班」は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報収集を行うとともに、必要な場合は、防災関係機関に情報を提供する。

２　市における情報の収集

市民等からの通報等による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。

「道路・河川班」「建築公園班」は、情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定する。

また、除去の予定や進捗状況についても、随時、災害対策本部へ連絡し、広報する。

第２　道路等の障害物の除去【建設部】

１　実施責任者

道路上の障害物の除去についての計画の樹立とその実施は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路管理者が行う。

２　障害物除去の対象

- 市民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物除去の方法

市長は、障害物の除去について「道路・河川班」及び関係団体の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ埼玉県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。

障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

４　障害物除去の優先順位

障害物を除する際の優先順位は、次のとおりである。

① 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
② 緊急輸送路に使用する道路
③ 不通により市民生活に著しい支障のある道路
④ その他必要と認める道路

５　他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連携をとり、協力して効率的に行う。

第３　河川関係障害物の除去【建設部】

１　実施責任者

河川の障害物の除去についての計画の樹立とその実施は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）又は久喜市普通河川等管理条例に規定する河川管理者が行う。

２　障害物除去の対象

- 河川の溢水（いっすい）防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物除去の方法

各河川管理者は、河川の機能を確保するため、被害状況に応じ関係機関と協力し、効果的な方法により障害物を除去する。

第４　住居にかかる障害物の除去【建設部】

１　障害物除去の方法

「道路・河川班」は、災害救助法が適用された場合に、久喜市建設産業懇和会等の協力を得て、障害物の除去を行う。なお、労力又は機械力が不足する場合には埼玉県（建築安全課）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

２　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「障害物の除去」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

■「障害物の除去」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	半壊（焼）又は床上浸水した住家で合って、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することができない者
対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
費用の限度額	１世帯当たり　143,900 円以内
期　　間	災害発生の日から 10 日以内
備　　考	１　障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 ２　雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。

第５　障害物の集積場所【建設部】

障害物の一時集積場所は、交通に支障のない国有地、県有地又は市有地とする。

国有地、県有地又は市有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結する。

第 12 節　輸送計画

被災者、災害応急対策要員の移送及び救助用物資、災害対策用資機材の輸送を迅速に実施させるため、必要な車両等を確保し輸送の万全を期するものとする。

第１　緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】

１　緊急輸送調整会議

「道路・河川班」は、災害発生後の緊急輸送路の被害状況を確認するとともに、迂回路等を検討、指定する。

２　緊急輸送路指定路線

緊急輸送路及び迂回路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通対策、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

３　緊急輸送路指定情報の伝達

「道路・河川班」は、緊急輸送路及び迂回路に指定された路線を各班と埼玉県及び防災関係機関に伝達する。

「広報・情報収集班」並びに久喜警察署及び幸手警察署は、速やかに市民に対して広報する。

第２　輸送力の確保【総務部】

１　車両等の確保・運用

災害対策本部が設置されたときは、庁用車は、すべて「管財班」が集中管理する。

ただし、「管財班」から要請があるまでは、当該課所が実施する応急業務に使用することができる。

（１）市有車両

担当	「管財班」が担当し、車両の掌握、配車を行う。
要請	各班は、車両を必要とするときは「管財班」に要請する。

（２）市有以外の車両

「財政班」が各班の意見を調整し、現在稼働可能な車両や車両運行を行う人員が不足する場合、他機関や民間に車両調達を要請し、必要な車両及び人員を確保する。

（３）協力要請

車両の確保が困難な場合は、埼玉県又は近隣市町に対し、協力を要請する。

（４）輸送用燃料の調達

「管財班」は、石油商業協同組合の協力を得て車両用の燃料を調達する。

２　配車の方法

（１）配車手続き

各班で車両を必要とするときは、配車要請書を「管財班」に提出する。

（２）配車計画

「管財班」は、各班から提出された配車要請及び被害状況等の情報収集に努め、効率的に配車するための緊急配車計画を策定する。

（３）配車

緊急配車計画に基づき、速やかに各班に配車する。

【資料編参照】　資料－２２「配車要請書」

３　人員の確保

「総務・動員班」は、各班からの輸送用人員の要請を受け、必要な人員を確保する。

４　輸送の範囲

輸送の範囲は、次のとおりである。

- 被災者の避難
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用の物資
- 遺体の捜索及び遺体の処理のための人員並びに資材

第３　緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】

被災地において、災害応急対策に必要な物資の輸送及び消防、水防、避難者の救助又は輸送、その他災害の発生を防御し、もしくは拡大の防止の応急処理を実施するため、緊急輸送車には埼玉県知事又は埼玉県公安委員会（久喜警察署又は幸手警察署）に対し、災害対策基本法施行規則に定める標章及び証明書の交付を申請する。

第４　空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】

１　空中輸送の実施

「総務・動員班」は、陸上交通が困難な場合又は緊急を要する場合、埼玉県や自衛隊等の関係機関に空中輸送の実施を依頼する。

２　ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、陸上自衛隊第 32 普通科連隊等

の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第１編-第２章-第５節-第３-２ 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）。

３　人員の確保

「総務・動員班」は、空中輸送による物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保し、ヘリコプターの場外離着陸場へ派遣する。

第５　災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】

市は、応急救助のための輸送に要した経費について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。

第 13 節　要員確保計画

第１　労務供給計画【関係各室部】

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

１　要員確保の対象となる災害応急対策

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用物資の整理分配及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 緊急輸送路の確保

２　災害救助法が適用された場合の費用等

市は、応急救助のための人件費として要する費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求する。

第 14 節　自衛隊災害派遣要請計画

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第１　派遣要請【市長公室】

１　派遣要請の判断基準

- 市長は、被害の規模や初期消火活動期に収集された情報に基づき、人命及び財産の保護を必要とし、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣の要請を依頼する。
- 各班は、災害応急対策の実施にあたり、災害発生後の概略被害情報から市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、「総括班」に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。
- 特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

２　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

- 緊急性の原則
  差し迫った必要性があること。
- 公共性の原則
  公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 非代替性の原則
  自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 （ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は本市準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年１月総理府令１号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

３　災害派遣の手続き等

（１）担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

（２）依頼方法

市長が埼玉県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により埼玉県総括部に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合等、事態が急迫し、通信等の途絶により、埼玉県知事に要求できない場合は、直接最寄りの部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊）に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

■埼玉県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当）	ＴＥＬ　048-830-8131	ＦＡＸ　048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直	ＴＥＬ　048-830-8111	ＦＡＸ　048-830-8119

■埼玉県への依頼要領

提 出 先	埼玉県総括部
提出部数	３部
記載事項	➢ 災害の状況及び派遣を要請する事由 ➢ 派遣を必要とする期間 ➢ 派遣を希望する区域と活動内容 ➢ その他参考となるべき事項 （注）特別救護要請の場合は、次のとおりとする。 ・要請者 ・要請内容　事由（目的） 派遣希望時期又は期間 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 （輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

第２　災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

１　受入れ準備

「総括班」及び関係各班は、埼玉県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

■競合重複の排除

市は、自衛隊と他の防災関係機関の活動が競合重複せず、もっとも効率的となるよう調整のうえ、作業分担を行う。

■作業計画及び資材の準備

市は、部隊到着後、速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておく。
また、作業実施に必要な資材等を確保し、諸作業に関係する管理者等の了解をとる。
さらに、自衛隊の活動が円滑にできるよう常に関係情報を収集し、作業実施に必要な資料（現場の地図等）を準備する。

作業計画に明示すべき事項は、おおむね次のとおりである。
- 作業箇所（地区）及び作業内容
- 作業の優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

■市の窓口担当

- ➢ 自衛隊との連絡調整は、「総括班」を窓口として統一する。
- ➢ 自衛隊派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するものであるが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、「総務・動員班」が行う。
- ➢ 自衛隊から食料・飲料水等の要請があった場合は、「産業班」が確保する。

２　派遣部隊の受入れに関する具体的措置

市は、派遣部隊の活動が十分に達成できるように、次の措置を行う。

■本部事務所（連絡場所）の設置

派遣部隊の本部となる場所を設け、自衛隊及び埼玉県に連絡する。

■宿泊施設の提供

派遣部隊の宿泊施設を確保し、あるいは野営場所を準備する。この際、資材置場や駐車場（車１台の基準３ｍ×８ｍ）を併せて確保するとともに、必要に応じて臨時電話を設置するように努める。

■派遣部隊の受入れ場所

区分	施設名	所在地	面積(㎡)	備考
本部事務所	久喜市役所	久喜市下早見 85-3	－	災害対策本部
宿営地、材料置場、駐車場	総合運動公園	久喜市江面 1616	総面積 約 13.3ha	グラウンド サッカー場　　１面 ゲートボール場６面 テニスコート　６面 多目的広場
ヘリコプター発着地	－	－	－	**「■離着陸場一覧」** （P32）参照

■協議体制の確立

作業計画に基づき、現場指揮官と協議を行う。必要に応じ、地図、略図等を提供する。また、作業地区ごとに連絡員を定める。

■埼玉県への報告

「総括班」は、派遣部隊の到着後、次の事項を埼玉県に報告するとともに、必要に応じて随時埼玉県に報告する。

・派遣部隊の長の官職氏名
・隊員数
・到着日時
・従事している作業内容及び進捗状況

第３　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、埼玉県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに埼玉県知事及び災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 災害発生に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

第４　派遣部隊の撤収要請【市長公室】

１　市長から埼玉県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに埼玉県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

２　撤収を依頼する際の留意事項

（１）撤収日時等の協議

市は、消防組合及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議のうえ、撤収日時等を決定する(時刻までの調整を含む)。

（２）埼玉県への連絡

市は、撤収日時等が決定次第、埼玉県へ連絡をする。
連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて依頼する。

第５　経費負担【総合政策部】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は、原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、区分を定めにくいものについては、市と派遣部隊が協議のうえ、決定する。

また、多数の市町村が同時に自衛隊の災害派遣を受けた場合は、まず、埼玉県と派遣部隊との間で経費負担に関する協定を交わしたうえで、各市町村の負担分については、埼玉県と市町村間の協議により決定する。

■市町村が負担する経費例

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備にかかるものを除く）損害の補償

■派遣部隊が負担する経費例

- 派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- 写真用消耗品

第 15 節　環境衛生整備計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及び災害に伴って発生した廃棄物（災害廃棄物）の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用できるよう検討する。

第１　廃棄物処理【関係各室部】

災害におけるごみ及びし尿並びに災害に伴って発生した廃棄物（災害廃棄物）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復興を図る。

１　災害廃棄物等処理の基本方針

（１）廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

①　通常のごみ（一般廃棄物）

通常は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源プラスチック類又は、プラスチック製容器包装」「資源リサイクル」「有害ごみ」「粗大ごみ」に分類される。

② 災害により発生するごみ（一般廃棄物）

- 屋内で破損した陶磁器等の「燃やせないごみ」
- 屋内で破損した家具類、電化製品等の「有害ごみ」「粗大ごみ」
- 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

③ 災害により発生するがれき（災害廃棄物）

- 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等
- 倒壊した建築物から発生するがれき
- 倒壊した家屋に残り、解体時に発生する廃棄物
  （畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）

（２）基本的な処理方針

① 分別の徹底

災害時処理においても、「資源」と「ごみ」の分類を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。

② ごみ（一般廃棄物）の処理

上記分類のうち一般廃棄物については、衛生組合への搬入を原則とする。

なお、被災状況、廃棄物の量等によっては、他都市の応援、許可業者等民間収集業者の協力により行う。

③ がれき（災害廃棄物）の処理

上記分類のうち災害廃棄物については、自衛隊、土木・建築解体業者等の協力を求めて、解体、運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者の協力を求めるとともに、広域災害時に埼玉県が設置する「災害廃棄物処理推進協議会」との調整を図る。

④ 衛生組合との連携

ごみ処理にあたっては、衛生組合との連携を密にし、要員、資機材、車両等の確保に努め、迅速な処理を実施する。

２　ごみ（一般廃棄物）の処理

（１）ごみ処理施設等の被害調査

「環境班」は、衛生組合との連携を図り、ごみ処理施設及びごみ収集車等の被害状況を調査する。

（２）ごみ収集・処理計画の策定

「環境班」は、市域の被災状況等を踏まえ、次の内容のごみ収集・処理計画を策定する。

- ごみ収集量の推定（※）
- ごみ収集の優先順位
- ごみ処理ルート
- ごみ仮置場
- ごみ処理方法

（※）災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常のごみは、１人１日あたり１㎏程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の４倍から５倍に達すると推定される。

（３）人員の確保

「環境班」は、「環境班」及び衛生組合並びに民間業者に所属する職員の被災状況を調査し、勤務可能人員を把握する。

ごみ収集・処理計画と照らし合わせ、所要人員が不足する場合、「総務・動員班」に人員の確保を依頼する。

（４）車両等の確保

ごみ収集・処理に必要な車両等が不足する場合は、他都市、埼玉県への応援要請を「総括班」に依頼する。

（５）収集

収集活動は、避難所及び住宅密度の高いところから実施する。道路交通状況によっては、夜間収集も検討する。避難所の収集活動については、避難者数により、高頻度で実施する。

（６）処理

衛生組合で焼却、破砕処分し、破砕したものは可能な限り資源化をし、資源化できないものは民間の最終処分場で適正に処分する。

衛生組合の焼却能力及び破砕能力の限界を超える場合は、「建築公園班」と調整してごみ仮置場を確保し、ごみを一時保管する。

焼却処分等の処理が困難となった場合は、環境衛生を配慮しながら、埋立等を検討する。

（７）広報

「広報・情報収集班」は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

- ごみ収集の曜日、収集する品目
- ごみ収集の場所
- 資源、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ等の分別の徹底

（８）処理施設の復旧対策

衛生組合は、ごみ処理施設が被害を受け、復旧活動が必要な場合は、速やかに復旧を実施する。この間は、災害対策本部と連絡を密にし、必要に応じて他自治体等への支援・要請を行うとともに、ごみ仮置場への一時保管等に混乱が生じないようごみ処理計画に反映させる。

３　がれき（災害廃棄物）の処理

（１）がれき（災害廃棄物）処理の基本方針

解体工事及び災害廃棄物の運搬等の処理は、原則として所有者が行う。

「道路・河川班」は、洪水等の災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。

がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。

災害の規模によっては、がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ安全な仮置場の事前確保を計画的に進める。

区分	処理
個人、中小企業の事務所	自己処理とする。 ただし、災害規模によっては、埼玉県・国との協議により公費負担とする。その場合、「第２編-第２章-第 15 節-第１-１-（２）-③ がれき（災害廃棄物）の処理」に基づき実施する。
大企業の事務所	自己処理とする。
公共・公益施設	施設管理者とする。

（２）がれき処理の実施方法

① 情報の収集及び報告

「環境班」は、自ら廃棄物処理施設や処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、「広報・情報収集班」から情報提供を受け、市域の損壊建物等の情報を収集・整理

し、全体のがれき量の概略を把握する。被害状況に応じて、埼玉県にがれき処理の必要性を連絡する。

なお、埼玉県災害廃棄物処理指針（H29.3）による利根川氾濫の災害廃棄物発生量推計結果に基づくと、本市における災害廃棄物の量は約 23.1 万トンと見積もられる。

② がれき収集・処理計画の策定

「環境班」は、がれき収集を効率的に行うため、次の項目からなるがれき処理計画を策定する。

項目	内容
がれき量の全体処理の把握	被災情報をもとに、がれきの全体量の概算を推定する。
がれき処理の優先順位	緊急輸送路指定路線の被災状況や危険度などを勘案し、がれき処理の優先順位を策定する。主に危険なものや通行上支障のあるものなどから優先的に撤去する。
がれき処理体制の確立	がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などにあたり、埼玉県建設業協会、埼玉県産業廃棄物協会及び衛生組合に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。
がれきの仮置場の決定	「建築公園班」と調整し、がれき仮置場を確保する。なお、がれき置場は、次の要件を満たす場所が望ましい。 ・十分な広さを有すること。 ・住宅から離れ、騒音や振動、粉塵などに留意すること。 ・市内からの交通路が複数確保できること。また、被災していない交通路が確保できるか、又は被災していても容易に復旧可能な道路を確保できること。 ・周囲に柵、植樹等があり、区画されていることにより安全が確保されていること。
必要資機材の調達	がれき収集計画を実施するために、必要な資機材をリストアップし、その調達方法を検討する。

③ がれきの収集・処理の実施

項目	内容
民間業者の動員	民間処理業者に動員を要請し、がれき処理計画に基づき、がれき処理の指示を行う。
民間業者からの資機材の調達	必要な資機材が不足する場合は、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。
他都市、他の行政機関への応援要請	必要な場合、「総括班」を通じて、他都市や他の行政機関に対して応援要請を行う。 被災状況により、最終処分までの処理ルートの確保ができない場合は、速やかに埼玉県へ協議又は支援要請を行う。
がれきの収集・処理	・「環境班」は、民間業者を指揮・監督し、がれき処理計画に基づき迅速にがれきの収集・処理を行う。 ・がれきは、収集の段階で種別ごとに分別収集を行う。 ・収集したがれきは、いったんがれき仮置場へ輸送し、その後、処理施設又は処分場へと移送し、最終処理を行う。

４　し尿処理

災害が発生すると断水や下水道・農業集落排水処理施設の損壊が予想されるため、災害の状況に応じ仮設公衆便所等を確保する必要がある。

（１）被害状況等の情報収集

「環境班」は、上下水道の被災状況及び避難所等の避難人員を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要数を把握する。

また、し尿の収集・処理見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

（２）仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置基準

避難所等の避難人員に応じた仮設トイレを設置する。設置の基準としては、次表を目安とする。

■仮設トイレの設置基準

	必要数
仮設トイレの設置箇所数	５箇所/1,000 世帯
仮設トイレの設置台数	1.2 台/100 人

② 仮設トイレの調達

備蓄の仮設トイレに不足を生じた場合は、他自治体等へ支援・要請を行うとともに、関係業者から仮設トイレを確保する。

③ 仮設トイレ等の設置

災害の状況に応じ、次の措置をする。

- 公共施設のトイレの開放等で対応できない場合、仮設トイレを、まず避難所等公共施設に設置する。続いて、在宅の被災者のために被災現場の状況を勘案のうえ、公園その他の空地に設置する。
- 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力と調整のうえ、照明施設を設置する。
- 被災状況に応じ、仮設トイレの設置と併せて、備蓄品の簡易トイレの配布も検討する。
- 避難所となる学校や公共施設の新設・改修の際は、マンホールトイレの設置について検討する。

④ 仮設トイレの管理

仮設トイレのくみ取りは、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に委託し行う。

仮設トイレの日頃の消毒・清掃等の維持管理は、自主防災組織の協力を得て行い、また、使用方法や衛生の確保について市民に啓発する。

（３）し尿収集・処理計画の策定

「環境班」は、効率的なし尿処理を行うため、次の内容のし尿収集・処理計画を策定する。

- し尿処理量の概算
- し尿処理の優先順位の決定
- し尿処理ルートの決定
- し尿処理体制の確立
- し尿処理方法の決定
- 必要な機材の調達
- し尿処理施設の応急復旧計画

（４）し尿収集・処理の実施

し尿収集・処理計画に基づき、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に要員の確保及び車両の調達等を要請する。

人員等が不足する場合は、「総務・動員班」へ他都市等への応援要請を依頼する。

し尿収集・処理に必要な資機材や車両等が不足する場合、「環境班」は、関係業者等から調達する。

し尿の処理については、市の処理施設において処理するものとし、施設の能力を超える場合は、適切な処分先を検討し、処理する。

「環境班」は、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者、他都市応援要員等の適切な配置を指示し、収集・処理活動を実施する。

（５）施設設備の応急復旧

「下水道班」は、災害の発生時において、下水道・農業集落排水処理施設の構造等を勘案して、速やかに下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第２　防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】

１　防疫対策の実施

（１）防疫体制の確立

「環境班」「医療・救護班」は、防疫対策のための体制を確立し、応急防疫に関する計画の策定を行う。

「環境班」「医療・救護班」は、必要に応じ防疫用薬剤、防疫用資機材及び医薬品の調達、供給を行う。

市長は、防疫に関し必要があると認めるときは、埼玉県知事に防疫用薬剤、防疫用資機材及び医薬品の供給要請を行う。

（２）防疫チームの編成

「環境班」「医療・救護班」は、状況にあわせて検病疫学調査、健康診断、予防接種、消毒・清掃、そ族害虫駆除のチームを編成する。

（３）防疫活動

① 検病疫学調査

「医療・救護班」は、主として保健師を中心として聞き込みにより在宅患者の調査を行い、感染症患者を発見した場合は、感染源等を調査する。

調査にあたっては、機動力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ、緊急度の高いものから実施し、感染症患者の早期発見に努める。

感染症予防教育等広報活動の推進を図る。

② 健康診断

「医療・救護班」は、消化器疾患に重点を置き、感染症の発生又はその疑いがある市民に対して問診や検便等の健康診断を実施する。

③ 予防接種

「医療・救護班」は、定期又は臨時に予防接種等を実施する。

④ 清掃

「環境班」は、感染症の発生又はおそれのある家屋内外、便所、給水及び給食施設の清掃を実施する。

⑤ 消毒

「環境班」は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施し、そのために必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- 飲料水の消毒
- 家屋の消毒
- 便所の消毒
- 側溝等の消毒
- 患者輸送用機器等の消毒

⑥ そ族害虫駆除

「環境班」は、汚染地域の蚊・蝿発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去並びに必要に応じたねずみの駆除を実施する。

２　防疫資材の調達

予防接種資機材及び消毒資材などの防疫資材については、現有のものを使用するとともに、医師会及び薬剤師会等の協力を得て不足資材を調達する。

また、必要に応じ埼玉県知事に供給要請する。

第３　食品衛生監視【健康スポーツ部】

１　衛生指導の実施

「医療・救護班」は、災害発生後、季節や被災環境等を勘案しながら、必要に応じ、衛生指導を実施する。

２　食中毒対策

「医療・救護班」は、災害の状況に応じて必要と認めたときは、埼玉県に対して食品衛生監視班の派遣を要請する。

「医療・救護班」は、災害時の食品衛生に関する広報等を「広報・情報収集班」に依頼し、食中毒の未然防止に努める。

第４　動物愛護【環境経済部】

災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。

なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

１　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

（１）所有者明示に関する普及啓発

市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（２）災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

２　動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等について、関係団体等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

３　避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助

犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

４　情報の交換

市は、埼玉県、動物救援本部と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 市内の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

５　動物救援本部

埼玉県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

６　その他

市は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）に指定する特定動物（危険な動物）が脱走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。

第 16 節　広域応援受入計画

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

さらに、国内の公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

第１　地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう埼玉県に準じた配慮を行う。

地方公共団体、指定行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは、次により行う。

１　関係各班への連絡

「総務・動員班」は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着日時等必要な事項を本部及び関係する班に対して速やかに連絡する。

２　受入れ体制の整備

「総務・動員班」は、要請、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

（１）要請、活動等の内容

- 要請場所、要請作業、要請時間（先方に対して）
- 集積場所
- 応援部隊に対する情報提供窓口
- 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- 活動、滞在期間、食料、飲料水の有無
- 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- 応援部隊間の連絡方法

（２）食料、飲料水、宿泊所等の準備

要請する応援部隊は、自立できることが原則であるが、応援部隊が自立できない場合、「総務・動員班」は「産業班」など関係各班に要請し、必要最小限の食料、飲料水、待機場所、駐車場等を準備する。

（３）受入れの手続き等

「総務・動員班」は、派遣隊等を受入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿営地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係班の責任者に引き継ぐものとする。

関係班は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等にあたるものとする。

関係班は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を本部長に報告するものとする。

関係班は、業務終了後速やかに活動記録を「総括班」を通じて本部長に提出する。

第２　ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】

災害発生後のボランティア活動は、救援・救護活動に重要な役割を担っている。

そのため、ボランティア活動の特性を発揮するための受入れ体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

１　受入れ体制の整備

（１）ボランティア需要の把握

① ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を「市民ボランティア班」に報告する。

② ボランティア需要の整理

「市民ボランティア班」は、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

（２）久喜市災害ボランティアセンターの開設

① ボランティア活動の受入れ窓口及び活動の拠点となる久喜市災害ボランティアセンターの開設にあたって、「市民ボランティア班」はその活動方針や運営について久喜市社会福祉協議会と事前に協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

② 久喜市災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行うものとする。

> ➢ ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受け付けについては、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼すること。

- ボランティアの登録にあたっては、次の事項等を記した「災害ボランティア（受入れ）名簿」を作成すること。
  ・受入れ日　　・氏名　　・住所
  ・電話番号　　・活動予定期間　　・ボランティア活動保険の加入の有無
  ・その他（活動希望分野等）
- 作成した名簿は、「市民ボランティア班」に送付する。
- 「市民ボランティア班」からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行うこと。
- ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行うこと。
- ボランティアの募集について、インターネット、マスコミ等を通じて行うこと。

【資料編参照】　資料－２３「災害ボランティア（受入れ）名簿」

（３）ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他
一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者
久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者

２　ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入れ要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングは、久喜市災害ボランティアセンターに窓口を設け、実施するものとする。

また、久喜市災害ボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

３　埼玉県及び埼玉県災害ボランティア支援センターへの要請

「市民ボランティア班」は、ボランティア需要をもとに、市のみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び埼玉県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

４　専門ボランティアの登録・活動調整

（１）専門ボランティアの登録

久喜市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入れ）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

- 救急・救助ボランティア
- 医療ボランティア
- 介護ボランティア
- 応急危険度判定ボランティア
- ボランティアコーディネーター
- 輸送ボランティア

（２）専門ボランティアの活動調整

「市民ボランティア班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

５　ボランティア活動への支援

「市民ボランティア班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。
- ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。
- ボランティア活動に従事する者に対して、ボランティア保険の加入の有無を確認するとともに、加入していない者に対しては、加入手続きを行う。市は久喜市社会福祉協議会と協議して必要な情報交換を行い、円滑な加入手続きを進める。
- ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第３　市民、自主防災組織等の協力【市長公室】

災害時に各応急対策を実施するにあたって極めて重要となる市民、自主防災組織及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

１　市民、事業所等の責務

市民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない。

２　市民、事業所等としての活動

（１）市民としての活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- 出火防止、初期消火活動の協力
- 情報を授受したときの速やかな災害対策本部への連絡
- 避難、給食に際しての近隣住民相互の協力
- 被災者の救出、救護活動の協力
- 自主防災組織活動の協力
- 住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示
- 避難施設入所時又は移動時における名簿登録
- その他、必要な災害応急対策業務の協力

（２）事業所等としての活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- 当該事業所等の出火防止、初期消火活動
- 従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置
- 要請があった場合の地域における救助活動等の協力並びに必要機材等の貸与又は譲与
- 要請があった場合の地域自主防災組織活動の協力
- その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

３　自主防災組織としての活動

（１）自主的に行う活動

災害が発生した直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は、次のとおりとする。

この場合、活動するにあたっては、自主防災組織の規約等に基づき、統一的かつ効率的に行うものとする。

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（２）市又は防災関係機関に協力する活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に積極的に協力するものとする。

この場合、活動を行うにあたっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

- 給水、給食、救護物資の配分等
- 清掃、防疫活動
- それぞれの自主防災組織の区域内における市民の安否情報収集
- 市民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- 市民の避難施設の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- 避難施設、避難場所等の運営
- その他、必要な応急対策業務の協力

第３章　風水害復旧復興対策計画

第１節　迅速な災害復旧

災害復旧事業計画は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度の被害の発生を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の風水害に備えるための事業計画とし、風水害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し作成する。

第１　復旧計画の基本方針

災害復旧事業計画は、単に被災した施設を原形復旧するだけでなく、防災上危険な地域については、再び同様の被害が発生することを防止するために、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分な連絡調整を図りながら、将来に向けて、更に風水害に強い防災都市づくりを目指した計画とする。

第２　災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次のとおりとする。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は埼玉県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、埼玉県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

２　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう、また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３条、令第２～３条）

① 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

② 公共土木施設災害関連事業

災害箇所の原形復旧のみでは、その効果が限定される場合、また、これに接する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所をあるいは一連の効用を発揮するため、未被災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度の被害を防止する改良事業

③ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

④ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第８条の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

⑤ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）又は第 41 条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）に基づき設置された保護施設の災害復旧事業

⑥ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第 35 条第２項から第４項までに基づき設置された児童福祉施設の災害復旧事業

⑦ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 12 条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第４条第１項に基づき設置された幼保連携型認定こども園又同附則第３条第２項に基づくみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

⑧ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条に基づき設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第 28 条第１項又は第２項に基づき、埼玉県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

⑩障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第１項若しくは第２項又は第 83 条第２項若しくは第３項に基づき埼玉県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑪ 女性自立支援施設災害復旧事業

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条第１項に基づき埼玉県が設置した女性自立支援施設の災害復旧事業

⑫ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業

⑬ 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条に基づく埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業

⑭ 特定私立幼稚園災害復旧事業

子ども・子育て支援法第 27 条第１項に基づく確認された学校教育法第１条に基づく私立幼稚園の災害復旧事業

⑮ 堆積土砂排除事業

ｱ）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫（されき）、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの

ｲ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い前記の施設の区域外の発生した堆積土砂であって、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

⑯ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（湛水）の排除事業で、地方公共団体が施行するもの

（２）その他の財政援助及び助成

激甚法に規定されている財政援助及び助成制度は、次のとおりである。

■激甚法に規定されている財政援助及び助成制度

条項	適用措置	本激	局激
３条・４条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○
５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○
６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○
７条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○
８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	－
９条	森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助	○	－
10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	－
11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	－
11 条の２	森林災害復旧事業に対する補助	○	○
12 条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○
14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	－
16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	－
17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	－

条項	適用措置	本激	局激
19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	－
20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	－
21 条	水防資材費の補助の特例	○	－
22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	－
24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○
25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	－

第４　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度の被害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得るように努める。

第２節　計画的な災害復興

第１　災害復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置し、災害復興方針を策定する。

第２　災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第３　災害復興事業の実施

１　専管部署の設置

災害復興に関する専管部署を設置する。

２　災害復興事業の実施

災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業の推進に努める。

また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、こどもや障がい者などを含むすべての市民が住みやすい共生社会を実現する。

第３節　生活再建等の支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人身の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し、生活環境の安定のための緊急措置を講ずる。

第１　体制の整備【関係各室部】

１　市民への情報提供及び広報の実施

災害により被害を受けた市民、事業者に対し、対策が広く行き渡り、かつ効果的に機能し、自立復興を促進していくためには、その対象者である罹災者に対する正確でわかりやすい十分な情報提供が必要であり、そのための事前、事後（発災後）の広報活動体制を整備する。

２　手続きの簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた市民、事業者が対策を有効に活用し、自立復興を進めていくために、市は手続きの簡素化、迅速化等に努める。

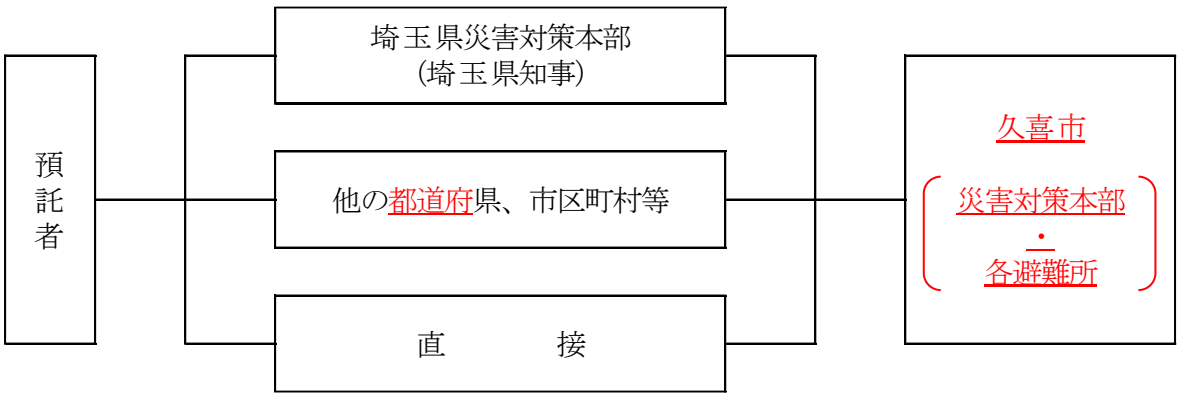
３　実施主体の協力体制の確立

対策は、災害により被害を受けた市民、事業者等の自立復興を支援する行政側として迅速かつ的確な対応が求められるが、市だけでは災害後、十分な人員が確保できない場合も想定されるため、埼玉県、市との間における人員等の協力体制の整備を図る。

第２　義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】

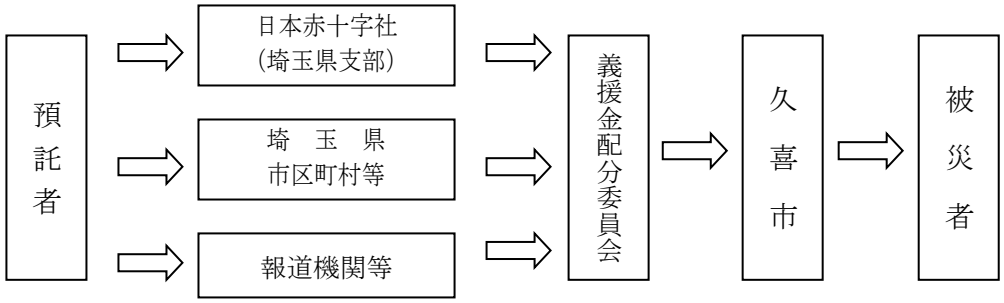
１　義援品の受入れ

一般から拠出された義援品は、次の経路により市に寄託される。



２　義援金受入れ

一般から拠出された義援金は、次の経路により市に寄託される。



市に寄託された義援金品は、「被災者救援班」で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付け後、「被災者救援班」に引き継ぐ。

また、義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

３　義援金品の保管

義援金の保管は、「経理班」が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。

また、義援品については、市役所会議室又は公共施設の会議室等を一時保管場所とする。

４　義援金品の配分

応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長と協議のうえ、「被災者救援班」において有効に活用する。

義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況等を考慮し、災害対策本部長の決定による配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。配分計画の立案は、「被災者救援班」において行う。

また、被災者に対する配分に際しては、区長等に協力を要請し、迅速に実施する。

第３　被災者の生活確保【関係各室部】

生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付、資金の貸付け、職業のあっ旋、税等の徴収猶予及び減免、生活保護等により被災者の生活確保を支援する。

１　生活相談

被災者の生活再建を支援するため、応急対策に引き続き生活相談を受け付けるものとし、災害復旧の推移に応じた相談受付体制を整備する。

２　災害弔慰金等の支給

市は、災害救助法が適用されるなど、一定規模以上の自然災害により市民が死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に著しい障がいを受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する（久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則、久喜市災害見舞金等支給条例・同施行規則）。

３　災害援護資金の貸付け

市は、災害により世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う（久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則）。

４　生活福祉資金の貸付け

埼玉県（久喜市）社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更正させるため、生活福祉資金貸付制度による福祉資金の貸付けを行う（生活福祉資金の貸付けについて（厚生省事務次官通知））。

５　勤労者住宅資金の貸付け

平時の融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。

６　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

市は、埼玉県や他市町村と共同して、被災者生活再建支援法や災害救助法では救済されない世帯に対して、被災者生活再建支援法と同様の支援金の支給や、民間賃貸住宅の入居のための家賃給付金を支給する。

また、罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定ができる職員などの相互派遣を行う。

７　職業のあっ旋

市は、災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業のあっ旋について、離職者の状況を把握し、埼玉県（産業労働部）に報告するとともに、状況によって臨時職業安定所の開設又は巡回職業相談の実施を埼玉県に要請する。

８　租税等の徴収猶予及び減免等

国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。

また、保育料についても関係規定に基づき、減免措置をする。

９　生活保護

災害により被災した者で、自力で生計を立てることができない者について、生活保護を図る。

10　被災者生活再建支援法の適用

洪水などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

【資料編参照】　資料－２４「久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例」
資料－２５「久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
資料－２６「久喜市災害見舞金等支給条例」
資料－２７「久喜市災害見舞金等支給条例施行規則」
資料－２８「被災者生活再建支援法の改正」
資料－２９「埼玉県・市町村被害者安心支援制度」

第４　被災中小企業の融資【環境経済部】

被害を受けた中小企業の復旧に資するため、埼玉県は、協力金融機関等に特別配慮を要請し、中小企業者に対する融資を行い、事業の安定を図る。

１　経営安定資金（埼玉県経営安定資金制度要綱）

市は、埼玉県の被災中小企業者に対する復興資金の貸付特別制度の活用について、中小企業者に周知、徹底を図る。

２　被災農林業事業者への融資

被災農林業者等は、次のような資金融資制度等が利用できるので、その周知を図る。

天災融資法に基づく資金融資	経営資金、事業資金
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）災害復旧関係資金	農林魚業セーフティネット資金等
埼玉県農業災害特別措置条例に基づく資金融資	農業用生産資材倉庫等の復旧に必要な資金
農業保険法に基づく災害補償	当該保険加入の被災農家に対する農業共済及び農業経営収入保険

３　その他の融資

日本政策金融公庫	災害復旧貸付
商工組合中央金庫	通常の貸付

第５　尋ね人の相談【市民部】

尋ね人の相談及び照会については、埼玉県、他市町村、久喜警察署並びに幸手警察署と協力して、発見に努める。

埼玉県外で被災したと推定される相談等については、関係都道府県の協力を得て発見に努める。

また、他都道府県からの照会に対しても協力し、発見に努める。

第６　被災者台帳の作成【総合政策部、市民部、福祉部】

「市民ボランティア班」は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施し、各種被災者救護対策を行うため、被災者台帳を整備する。

１　被災者台帳の内容

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

２　台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

３　被災者支援業務の標準化

市及び埼玉県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、被災者台帳等の共通化を検討する。

第７　罹災証明書の発行【総務部】

各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、次のとおりその基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む）を行うものとする。

１　家屋等被害調査

「調査・避難支援班」は、市域全体を対象として、棟単位で被害状況調査を実施し、その個別調査結果をもとに罹災台帳（罹災者調査原票）を作成する。調査に際して、火災による被災については、消防局と連携して行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

２　応援要請

被災の程度により、職員のみでは人員が不足すると予想されるときは、「総務・動員班」に対して応援要請を依頼する。

３　罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の申請に基づき、罹災台帳で確認することによって発行する。罹災

台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに必要な場合は再調査のうえ、客観的に判断する。ただし、罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

４　証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

種別	内容
物的被害	①　全壊又は全焼　　②　流出 ③　大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、又は準半壊 ④　床上浸水　　⑤　床下浸水　　⑥　一部損壊 ⑦　その他の物的被害

【資料編参照】　資料－３０「罹災者調査原票」
資料－３１「罹災証明願／罹災証明書」

第８　被災証明書（農業）の発行【環境経済部】

災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るため、次のとおり被災証明書発行事務を行うものとする。

１　被害状況調査

「産業班」は、市域全体を対象として、農業施設等の被害状況調査を実施する。

２　応援要請

被災の程度により、職員のみでは人員が不足すると予想されるときは、「総務・動員班」に対して応援要請を依頼する。

３　被災証明書の発行

被災者からの申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって被害を認定した場合は、申請者に対して被災証明書を発行する。このとき、証明手数料は徴収しない。

【資料編参照】　資料－３２「農業施設等被災証明書交付申請書」

第９　被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】

１　郵便

（１）郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災１世帯あたり通常郵便はがき５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付を行う。（郵便法第 18 条、同施行規則第２条）

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。（郵便法第 18 条、同施行規則第３条）

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。（郵便法第 19 条、同施行規則第４条）

２　為替貯金関係

（１）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。（郵便振替法第 23 条の２、同施行規則第１条）

（２）為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。（郵便振替法第 23 条）

３　簡易保険関係

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、保険料及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第４節　激甚災害の指定

激甚法は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市の地域に大規模な災害が発生した場合、市としても、迅速かつ適切な災害復旧事業を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

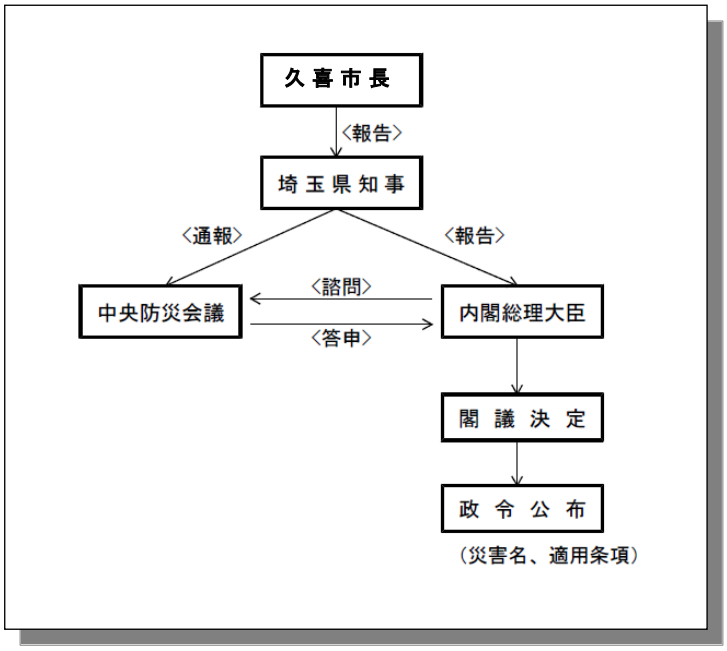
本節では、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続きについて定める。

第１　激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生したとき、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を埼玉県知事に報告し、埼玉県知事は、内閣総理大臣に報告することとされている（災害災策基本法第 53 条）。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで、激甚災害として政令で指定し、その災害に対してとるべき措置を指定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

■激甚災害指定の流れ



第２　激甚災害に関する被害状況の報告

１　埼玉県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生したとき、災害災策基本法第 53 条第１項に基づき、速やかにその被害状況等を埼玉県知事に報告する。

２　報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

第３　特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、埼玉県知事に提出する。

第４章　突風・竜巻等対策

第１節　突風・竜巻災害の概況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。日本では、年平均で約 20 件（2007 年～2024 年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの９月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

第１　突風・竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

第２　その他の突風

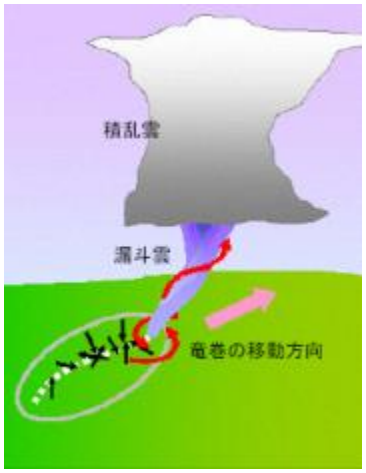
１　ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

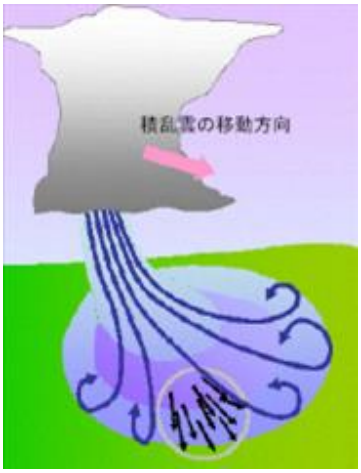
２　ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

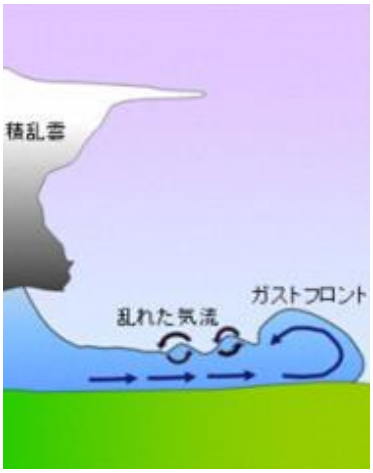
■竜巻



■ダウンバースト



■ガストフロント



出典：気象庁ホームページ

第３　気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

１　竜巻注意情報の概要

（１）竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北東部など）で気象庁から発表される。

（２）竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約１時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

■竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第１号
令和××年××月××日××時××分　気象庁発表

埼玉県北東部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

２　竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km 四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と１時間先までの予測が提供されており、10 分ごとに更新されている。

発生確度１以上の地域では、予測の適中率は発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

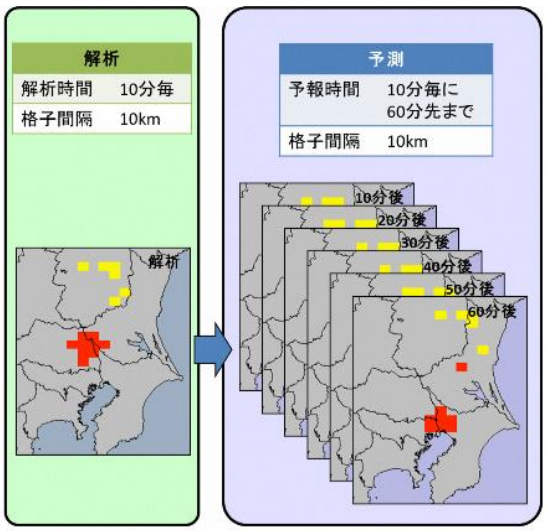
（１）発生確度１

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある（適中率１～７%、捕捉率 80%程度）。

（２）発生確度２

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である（適中率７～14%、捕捉率 50～70%）。

■竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度１以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

出典：気象庁ホームページ

３　その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平時に比べ、竜巻突風等の発生する可能性は、気象情報で約８倍、雷注意報で約 20 倍高くなっている状態である。

第２節　予防・事前対策

第１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及【市長公室、教育部】

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

１　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や埼玉県などが作成した資料等を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

２　学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努めるものとする。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全管理運用体制の充実を図る。

第２　竜巻注意情報等気象情報の普及【市長公室】

熊谷地方気象台は市及び埼玉県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。市は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

第３　被害予防対策【関係各室部】

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

市は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第４　突風・竜巻等対処体制の確立【市長公室】

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第５　情報収集・伝達体制の整備【市長公室】

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

１　住民への伝達体制

防災行政無線、インターネットなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を検討する。

２　目撃情報の活用

市及び埼玉県や防災関係機関の職員から、突風・竜巻等の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、突風・竜巻等の迅速な捕捉を検討する。

第６　適切な対処法の普及【市長公室】

突風・竜巻等への具体的な対処法を市民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

１　具体的な対処方法の普及

市民は、突風・竜巻等から身の安全を守るため、突風・竜巻等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び埼玉県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示するとともに、突風・竜巻等対応マニュアルを作成し、突風・竜巻等に対し適切に対処できるよう平時からの備えるものとする。

■竜巻から命を守るための対処法

- 頑丈な建物への避難する
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 24 年８月 15 日））

（Ａ）竜巻注意情報発表時

（Ｂ）積乱雲の近づく兆しを察知したとき

（Ｃ）竜巻の接近を認知したとき

次表に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
（Ａ）竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用やこども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
（Ｂ）積乱雲の近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
（Ｃ）竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③ゴーというジェット機のようなごう音が聞こえる ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

第３節　応急対策

第１　情報伝達【市長公室】

市は、市民が突風・竜巻等から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

（Ａ）「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

・なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

（Ｂ）竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

・竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

・竜巻発生確度ナウキャストを用い、市が、実況及び予測で発生確度２、発生確度１、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10㎞格子単位の表示であるため、市が発生確度１又は２の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファクスを用いて情報伝達を行う。

（Ｃ）市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

・市において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度２の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。

・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（P221 の「具体的な対応例」を参照）の２点がある。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

（Ｄ）市において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）

・市及び周辺において竜巻が発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線やインターネット等を用いて住民へ情報伝達を行う。

・情報伝達の内容にとしては、竜巻が発生した旨及び住民の対処行動（P221 の「具体的な対応例」を参照）の２点がある。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです）。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 24 年８月 15 日）

第２　救助の適切な実施【福祉部、こども未来部】

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「第２編-第２章-第９節　災害救助保護計画」を準用する。

第３　がれき処理【環境経済部】

突風・竜巻等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

第４　避難所の開設・運営【福祉部、こども未来部】

突風・竜巻等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。
「第２編-第２章-第９節-第３　避難所の設置・運営」を準用する。

第５　応急住宅対策【市民部】

突風・竜巻等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。
「第２編-第２章-第 10 節-第４　応急住宅対策」を準用する。

第４節　復旧・復興対策

「第２編-第３章 風水害復旧復興対策計画」を準用する。

第５章　大規模水害対策

第１節　大規模水害にかかる被害想定

国土交通省は、想定最大規模降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第 14 条第１項及び同条第３項に基づき指定・公表した。

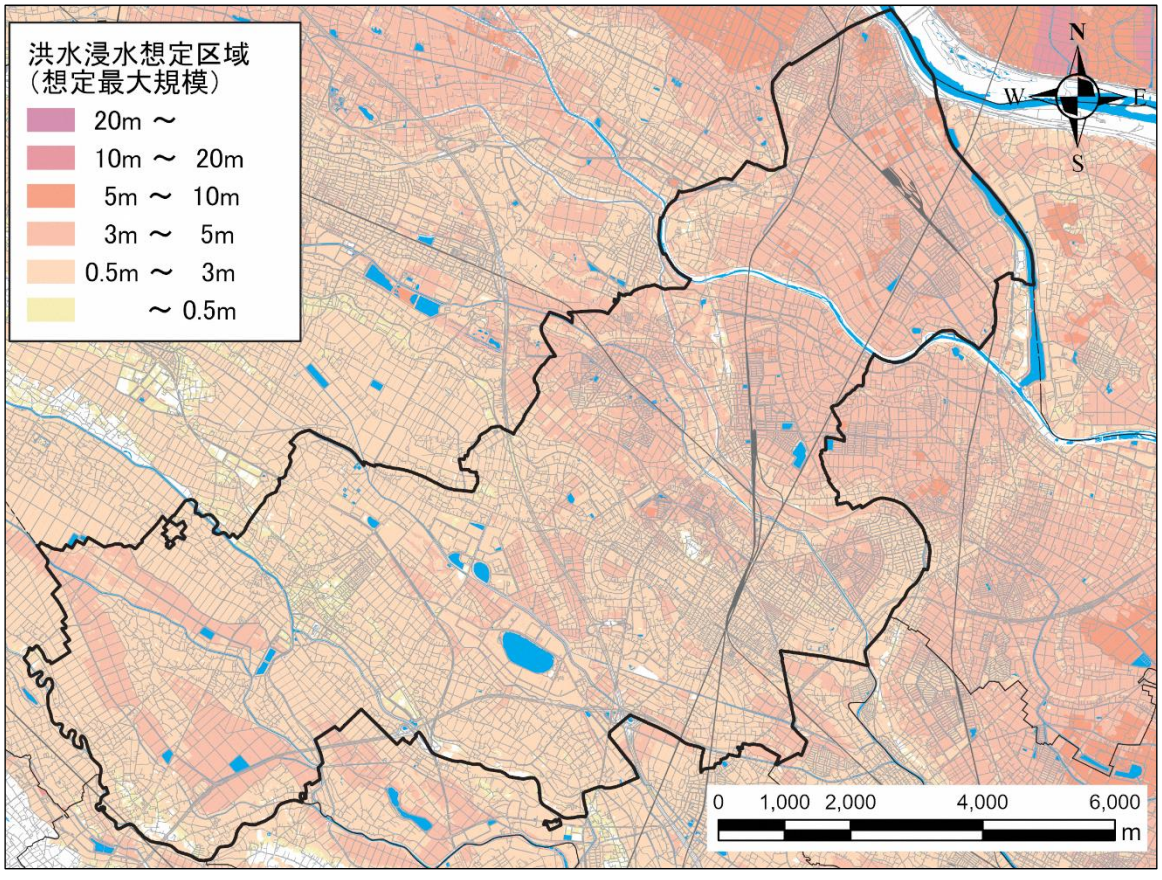
本市において、大規模な被害を及ぼす可能性のある洪水氾濫は次のとおりである。

第１　利根川

想定される最大規模の降雨（72 時間総雨量 491㎜）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内のほぼ全域（約 95%）が浸水し、最大で２週間程度浸水が継続するという結果が出ている。

第２　荒川

想定される最大規模の降雨（72 時間総雨量 632㎜）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内のおよそ６割が浸水し、最大で２週間以上浸水が継続するという結果が出ている。



注）利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）及び荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を重ね合わせた最大包絡図である。

第２節　大規模水害の特徴

第１　広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、市内の浸水面積約 78 ㎢、浸水区域内人口約 15 万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、浸水深が３階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

第２　地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

第３　浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

第４　孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

第５　地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第３節　大規模水害対策

大規模水害対策については、平成 24 年９月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

- 適時・的確な避難の実現
- 応急対応力の強化と重要機能の確保
- 地域の大規模水害対応力の強化
- 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- 防疫及び水害廃棄物処理対策

第１　適時・的確な避難の実現【市長公室、総務部、福祉部、こども未来部】

「第２編-第２章-第９節 災害救助保護計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。

堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講ずる。

２　具体的な取組内容

（１）浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市、国及び埼玉県は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、市は浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

（２）大規模水害リスクに関する情報の普及

市及び埼玉県は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを市民にわかりやすく提供する。

（３）適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう市及び埼玉県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

（４）適時・的確な高齢者等避難、避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な高齢者等避難、避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

さらに、利根川流域で大雨の可能性が予想される場合、関係機関と連携の上、広域避難の情報を発表することを検討する。

（５）域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合等は、事業者の施設（駐車場）や、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

また、埼玉県は緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう支援する。

（６）避難支援

市は、バスを利用した避難体制の整備等、避難率の向上を図り、避難にかかる情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達にあたっては、消防組合、久喜警察署、幸手警察署、消防団及び自主防災組織等が連携し、市民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

（７）広域避難に向けた検討

市は、市町村を越える広域避難を円滑に実施するため、埼玉県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村間との避難者受入れ協定の締結や受入れ対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

（８）孤立者の救助体制の整備

市及び埼玉県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

（９）入院患者等の広域受入れ体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市及び埼玉県は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

第２　応急対応力の強化と重要機能の確保【関係各室部】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な市、久喜市警察署、幸手警察署、消防組合、水防組合、埼玉県、その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

１　堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市及び埼玉県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、埼玉県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

２　防災活動拠点の浸水危険性の把握

市、防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防組合、久喜警察署、幸手警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講ずる。

３　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

第３　地域の大規模水害対応力の強化【市長公室、埼玉県、防災関係機関、事業者】

自主防災組織や消防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

１　避難行動力の向上

市、埼玉県及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

２　水防活動の的確な実施

市及び埼玉県は、消防団員の確保や水防訓練の充実を図るとととともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

３　事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業者、社会福祉施設及び病院等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置、機器の多様化等に努める。

第４　氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】

大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。

また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用にかかる各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

１　治水対策の着実な実施

市、国及び埼玉県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・堤防強化等の保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

２　排水対策の強化

市、国及び埼玉県は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

３　土地利用誘導による被害軽減

市及び埼玉県は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう防災ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報のより一層の周知・広報に努める。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

４　計画的な土地利用の推進

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全なまちづくりを進める。

第５　防疫及び水害廃棄物処理対策【環境経済部、建設部、健康スポーツ部】

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

１　災害廃棄物の仮置場候補地の選定

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

２　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

３　生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

４　広域連携による廃棄物処理

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

５　衛生環境の確保

「第２編-第２章-第 15 節-第２　防疫活動」を準用する。

６　広域連携による衛生環境の確保

「第２編-第２章-第３節　相互応援協力計画」を準用する。

第６章　雪害対策

第１節　雪害対策計画

平成 26 年２月、平成 30 年１月に大量の雪が降り、市民生活に大きな影響を与えるとともに、農業分野においては、大きな被害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な項目を定める。

第１　予防・事前対策【関係各室部】

１　食料、飲料水、生活必需品の備蓄

（１）市民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間））、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。また、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーバー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施するうえでの留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

（２）市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努めるものとする。

２　情報通信体制の充実強化

（１）気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪にかかる気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

また、熊谷地方気象台は、降雪・積雪にかかる気象情報等について、市に伝達する体制整備に努める。

（２）市民への伝達及び事前の周知

市、埼玉県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪･積雪にかかる気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

３　避難所の確保

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「第１編-第２章-第７節 避難予防対策」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。

４　建築物の雪害予防

（１）物的被害を軽減させるための措置

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

② 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

５　道路交通対策

（１）災害未然防止活動

また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

（２）道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみ道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ、市その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

ならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るため、効率的な除雪に努める。

また、道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

なお、集中的な大雪に対しては、市及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

（３）雪捨て場の選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて、適当な雪捨て場を選定する。

（４）関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市は、埼玉県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

「第１編-第２章-第 10 節 防災都市づくり計画」を準用する。

６　鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

７　ライフラインにおける雪害対策の推進

（１）ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

（２）ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう連携体制の強化を図るものとする。

８　農産物等への被害軽減対策

市及び埼玉県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し又は被害を最小限に抑えるため、農業団体等と連携を密にして、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討するとともに、被害防止に関する指導を行う。

第２　応急対策【関係各室部】

市及び埼玉県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

１　初動期の人員確保

市は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。

配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制を執るものとする。職員参集については、「緊急連絡網」に従い電話やスマートフォンの通信アプリ等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

２　情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

（１）気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第２編-第２章-第４節 注意報、警報及び特別警報伝達計画」を準用する。

（２）積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集し、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく埼玉県に報告する。

（３）市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、エリアメール、インターネット、久喜市防災アプリなど多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

（４）積雪に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。

■大量の積雪が見込まれるときに取るべき行動（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないように注意する。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

３　避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

「第２編-第２章-第９節-第２ 避難所の設置・運営」を準用する。

４　道路機能の確保

（１）道路開削等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（２）効率的な除雪

異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

（３）除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は埼玉県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保について要請する。

５　ライフラインの確保

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧にかかる措置を講ずるとともに、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

また、市及び埼玉県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

６　地域における除雪協力

除雪は、土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

７　がれき処理

雪害により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「第２編-第２章-第 15 節-第１　廃棄物処理」を準用する。

第３　復旧対策【関係各室部】

１　農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第２編-第３章-第３節 生活再建等の支援」を準用する。

２　その他復旧対策

「第２編-第３章-第１節 迅速な災害復旧」を準用する。

３　生活再建等の支援

「第２編-第３章-第３節 生活再建等の支援」を準用する。

第３編　事故災害対策編

災害対策基本法第２条において、「災害」を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義している。

これらの大規模な災害は、災害対策基本法第１条に定める「国民の生命、身体及び財産」に災害を及ぼす危険性の高いものであり、中央防災会議で策定している防災基本計画、埼玉県防災会議で策定している埼玉県地域防災計画においても、これらの災害対策について定めているところである。

そのため、本市地域防災計画においても、災害対策基本法に基づき、これらの計画に準じて本編に掲げる様々なその他の災害、事故に対する計画を定めるものである。

なお、事故対策についての所掌事務は、事故の態様も様々であることから、本市地域防災計画の震災対策編の計画を準用し、災害対策を行う。想定対応マニュアルについては、今後整理していくものとする。

第１節　事故災害の概況

埼玉県内において過去に生じた大規模事故は、秩父市（旧秩父郡吉田町）の大火（昭和32年２月17日）及び八高線列車の脱線転覆（昭和22年２月25日）があるが、本市では、大規模事故災害の発生はない。

第２節　火災対策計画

第１　大規模火災予防【市長公室、福祉部、建設部、まちづくり推進部、消防組合】

大規模火災の予防を図るため、消防組合を中心とし、市と連携を強化しながら、消防団の組織、消防施設の充実を推進していく。

また、建築物の不燃化や防災都市づくりを進めるとともに、平時から情報通信体制の整備、関係機関の連携、資機材の整備、防災意識の普及・啓発を進める。

１　防災都市づくり

（１）災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、住宅密集地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定による建築物の防火性向上等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、備蓄倉庫や河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

（２）火災に対する建築物の安全化

①　消防用設備等の維持管理

消防組合は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、駅、レジャー施設等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

- 一般建築物の不燃化の促進
- 都市計画法第８条第１項第５号に基づく防火地域又は準防火地域の指定
- 消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用

③ 建築物の延焼の防止

建築物の延焼の防止を図るため、次の対策を推進するものとする。

- 既成市街地の再整備
  地区生活道路やポケットパークなどの整備
- 住宅密集地の解消
  集合住宅への誘導、民間宅地開発等の誘導
- 市街地における防災基盤の強化
  市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施、都市計画道路の整備に合わせた良質な住宅の整備、建物の延焼防止のための道路幅員の確保及び都市空間の創出

（３）火災発生原因の制御

① 建築物の防火管理体制

消防法第８条に規定されている防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、同報に規定されている責務を遂行するものとする。

また、消防組合は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

② 予防査察指導の強化

消防組合は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう関係者に対して指導するものとする。

③ 高層建築物等の火災予防対策

消防組合は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

④ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防組合は、関係機関の協力を得て年２回、春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（１）情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、関係市町、埼玉県、国、警察、消防等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

市は、平時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

③ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第１編-第２章-第６節 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

（２）災害応急体制の整備

① 職員の体制

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、ほかの職員や機関等との連携等について、定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前に関係機関との連携を強化しておくものとする。

（３）消火活動体制の整備

消防組合は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、プールや河川などの既存水利についても把握し、指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

市は、平時から消防組合、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「第１編-第２章-第５節 防災活動拠点」に定める緊急輸送路ネットワークの整備に努めるものとする。

また、市は、道路情報案内板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

（５）避難収容活動への備え

① 避難誘導

市は、指定緊急避難場所・指定避難所をあらかじめ確保し、日頃から市民に周知徹底するとともに、災害時の避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成するものとする。

また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者にかかる避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

② 指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所、指定避難所については、「第１編-第２章-第７節 避難予防対策」に準じる。

また、市は、あらかじめ指定緊急避難場所・指定避難所の運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努めるものとする。

（６）施設、設備の応急復旧活動

市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、応急活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備しておくものとする。

（７）被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するとともに、市民等からの問い合わせに対応する体制についても、あらかじめ計画を作成するものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

市及び事業者は、大規模火災を想定し、各種防災訓練等を通じて実践的な消火、救急・救助活動等の訓練を実施するものとする。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び事業者が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うものとする。

３　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

消防組合は、市と連携して年２回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難場所・避難所でのとるべき行動等について周知を図るものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

（２）防災関連設備等の普及

消防組合は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

（３）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第２　大規模火災対策【市長公室、消防組合】

大規模火災が発生した場合は、被害を最小限に抑えるため、埼玉県等の関係機関との連携のもと、迅速な消火活動に努めるとともに、的確な緊急輸送、避難収容及び情報提供等に努める。

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

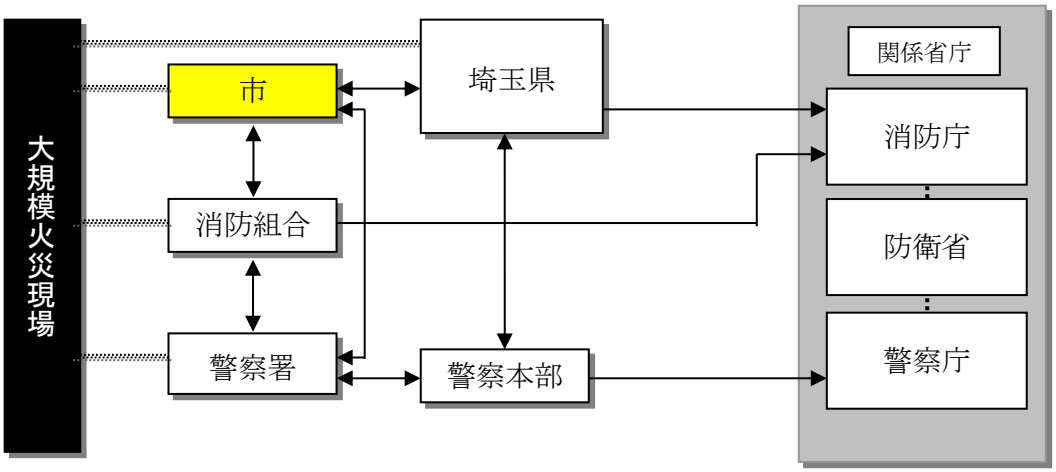
（１）災害情報の収集・連絡

① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市	市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡するものとする。
埼玉県 警察	埼玉県は、必要に応じ防災ヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を、警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



ｱ）応急対策活動情報の連絡

市は、埼玉県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとするとともに、市、埼玉県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行うものとする。

（２）通信手段の確保

市及び埼玉県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市及び埼玉県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集・把握に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに埼玉県に対し設置状況等を報告するとともに、埼玉県及び関係機関等と連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

（２）事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

３　消火活動

消防組合は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（1）緊急輸送活動

市及び埼玉県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

（2）交通の確保

市、埼玉県及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5　避難収容活動

災害時における避難誘導については、「第２編-第２章-第９節-第１　避難活動」に準ずる。

6　施設・設備の応急復旧活動

市、埼玉県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7　被災者等への的確な情報伝達活動

（1）被災者等への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（2）市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

（3）関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第３節　危険物等災害対策計画

市内には、令和５年 12 月末現在で 215 事業所に危険物施設があることから、消防組合を中心として、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、埼玉県、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

また、サリン等による人身被害に対する対応体制を整備する。

応急対策としては、災害の特殊性に配慮し、当該施設管理者、消防、警察、関係機関などとの連絡を密にし、二次災害などの被害の拡大防止などの緊急措置を講ずる。措置にあたっては、法令及び地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

第１　危険物等災害予防【消防組合】

１　危険物製造所等の整備改善

消防組合は、次のとおり危険物製造所等の整備改善を図る。

① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等に基づく技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

２　危険物取扱者制度の運用

消防組合は、次のとおり危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
② 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。
③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

３　危険物施設の安全管理の徹底

消防組合は、次のとおり施設、取扱いの安全管理を図る。

① 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。
② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

第２　危険物等災害応急対策【消防組合、事業者、警察署、関係機関】

１　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第３　高圧ガス災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】

１　活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報する。

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて市民への情報提供や避難指示を行う。

２　予防措置

① 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

② 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

③ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

④ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

３　応急措置

① 施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア	製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
イ	貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
ウ	ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
エ	充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

② 高圧ガス路上災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」により対処する。

③ 埼玉県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

第４　火薬類災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】

１　活動方針

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、施設の責任者は、緊急の措置を講ずるとともに、この事態を発見した者は、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて市民への情報提供や避難指示を行う。

２　予防措置

① 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。

② 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

③ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

３　応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する
- 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる
- 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を退避させるための措置を講ずる

第５　毒物・劇物災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】

１　活動方針

毒物・劇物取扱い施設にかかる災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防組合に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて市民への情報提供や避難指示を行う。

２　予防措置

① 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

② 久喜警察署、幸手警察署及び消防組合と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

③ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

３　応急措置

施設責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる
- 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する

通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

第６　サリン等による人身被害対策計画【市長公室、消防組合、埼玉県、警察署】

１　災害予防

市は、市内でサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応できるよう関係機関との連携体制、職員の非常参集体制を整備するものとする。

２　応急対策

（１）市の責務

市は、市内においてサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生した場合は、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、埼玉県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

（２）応急措置

① 原因究明

市は、埼玉県と連絡を密にし、埼玉県の行う原因究明のための調査に協力し必要な連絡・調整を行う。

② 情報収集及び連絡通報体制

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて埼玉県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、埼玉県に報告する。

③ 立ち入り禁止等の措置

市は、警察及び消防と連携し、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

④ 救出・救助

市は、埼玉県と連絡を密にし、消防組合を主体とした救出・救助活動にあたるとともに、埼玉県の求めに応じて必要な資機材等を提供する。詳細は、「第２編-第２章-第９節-第４救急救助・医療救護」に準ずる。

⑤ 避難誘導

市長又は警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場の周辺の市民に対して避難の指示を行うものとする。

⑥ 応援要請

市は、サリン等毒性ガス発生事件と推測される場合には、埼玉県及び他の市町村と緊密な連絡を図るとともに、市長は必要に応じて埼玉県に対し自衛隊の派遣要請を行う。自衛隊派遣要請についての詳細は、「第２編-第２章-第 14 節 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第４節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】

１　基本方針

（１）趣旨

東日本大震災の発生に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響がおよんだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図るため、その予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

（２）現況

本市における医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届け出事業所）は、令和７年３月 31 日現在、２事業所となっている。

一方、埼玉県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。

また、本市は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響のおよぶ可能性がある区域を定めたうえで、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：PrecautionaryActionZone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径５km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・施設からおおむね半径 30 km））に含まれていない。

しかしながら、本市から 95 km強の位置には東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組がもっとも重要であるが、放射性物質の取扱事業所は限られ、国からの連絡により埼玉県及び該当消防本部は、その全施設数を把握している。

（３）計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、市はその動向に注視していくものとする。

【資料編参照】　資料－３３「原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項」

第２　実施計画【関係各室部、消防組合、事業者、埼玉県】

１　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

（１）放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障がいのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるようあらかじめ消防組合、警察、市、埼玉県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

（２）放射性物質取扱施設の把握

市、埼玉県及び消防組合は、放射性物質にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

市及び埼玉県は、国、関係市町村、警察、消防組合、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析・整理

埼玉県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう国、その他関係機関との連携を図るものとする。

③ 通信手段の確保

市及び埼玉県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第１編-第２章-第６節 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

（２）災害応急体制の整備

① 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

② 防災関係機関の連携体制

市及び埼玉県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう埼玉県及び国、その他の関係機関との連携を図るものとする。

③ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、埼玉県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとし、市は、必要に応じて応急対策、救急医療等の広域応援を埼玉県に要請する。

（３）緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

埼玉県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。

また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

市及び埼玉県は、あらかじめ埼玉県、市町村（消防組合）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

② 被ばく検査体制の整備

埼玉県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺の住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

③ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や埼玉県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、埼玉県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

市は、必要に応じて広域搬送を埼玉県に要請するものとする。

なお、出動にあたっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

（４）防護資機材の整備

市、埼玉県、警察及び消防組合は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

（５）放射線量等の測定体制の整備等

埼玉県は、放射線関係事故が発生した場合に、市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するとともに、災害時に十分機能し活用できる状態に保つものとする。

（６）避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第２編-第２章-第９節 災害救助保護計画」を準用する。

② 避難所の指定

市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図るものとする。

③ 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者にかかる避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（７）飲料水の供給体制の整備

市及び埼玉県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第２編-第２章-第 10 節-第１ 飲料水の確保・供給」を準用して飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

（８）広報体制の整備

市及び埼玉県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。

（９）市民相談窓口の整備

市及び埼玉県は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ整備するものとする。

（10）防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

市及び埼玉県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施するものとする。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 放射線による健康への影響に関すること
- 放射線関係事故発生時に、市及び埼玉県がとるべき措置に関すること
- 放射線関係事故発生時に、市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- その他必要と認める事項

② 市民に対する知識の普及

市及び埼玉県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時から防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 放射線による健康への影響に関すること
- 放射線関係事故発生時に、市及び埼玉県がとるべき措置に関すること
- 放射線関係事故発生時に、市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- その他必要と認める事項

③ 訓練の実施と事後評価

市及び埼玉県は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第３　放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】

１　目標

本市における放射線関係事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中に発生する事故が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分される。放射能量の少ない順にＬ型、Ａ型、Ｂ型等に区分される。本市を通過する核燃料物質の輸送物はもっぱら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、Ｂ型輸送物※をも視野に入れたものとする。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

※大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に予想される大事故にも十分耐えられるように極めて強固な輸送物として安全性を確保するもの。

２　核燃料物質等輸送事故災害対策計画

（１）輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

① 事故情報の収集・連絡

ｱ）核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前段に基づき通報を行うべき事象)」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄り

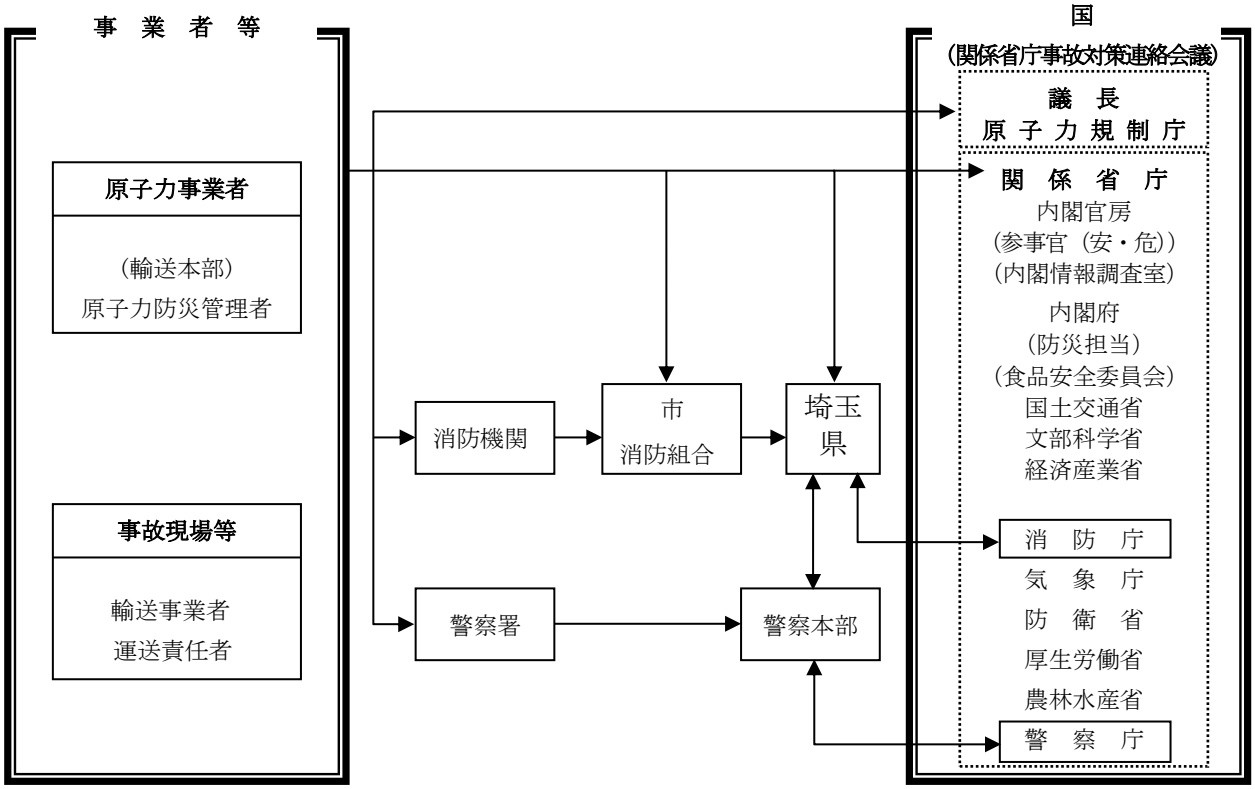
の消防機関、警察署に通報するとともに、埼玉県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第１において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。

- 特定事象発生の場所及び時刻
- 特定事象の種類
- 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 気象状況（風向・風速など）
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状態
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項

埼玉県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

ｲ）核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



※　通報先は、事故発生現場を管轄する県、消防組合、消防機関、警察署、市である。

ｳ）応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、埼玉県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、埼玉県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、埼玉県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

② 通信手段の確保

市及び埼玉県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市及び埼玉県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（２）活動体制の確立

① 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりとする。

- 関係機関への通報・連絡
- 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- 消火及び輸送物への延焼防止
- 輸送物の移動
- 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m以内について、立入を制限する）
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障がいを受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障がいの防止のために必要な措置

② 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

③ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。

※警戒区域の設定にかかる留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100mを確保する。

④ 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、埼玉県知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

（３）消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

（４）原子力緊急事態宣言発出時の対応

① 市災害対策本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市及び埼玉県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、次の(５)以下の措置を講ずるものとする。

② 市災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、もしくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市は、災害対策本部を閉鎖するものとする。

（５）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

市及び埼玉県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

② 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

（６）退避・避難収容活動など

① 退避・避難等の基本方針

市長は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

（mSv：ミリシーベルト）

屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量当）（mSv）		防護対策の内容　（注）
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避 その際、窓を閉め気密性に配慮すること
50 以上	500 以上	市民は避難

注）防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避　　難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

② 警戒区域の設定

ｱ）警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心として半径 15ｍの円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とする。

ｲ）市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、市民に指示等するものとする。

また、埼玉県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第 72 条第１項に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

ｳ）関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

③ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設するものとする。この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

④ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

⑤ 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導に十分配慮し、避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

⑥ 市民への的確な情報伝達活動

ｱ）市民への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

ｲ）市民への的確な情報の伝達

市及び埼玉県は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ｳ）市民等からの問合せへの対応

市及び埼玉県は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

（７）核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

（８）各種規制措置と解除

① 飲食物の摂取制限等

市及び埼玉県は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲食物の摂取制限等を行うものとする。

対　　象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上

② 解除

市、埼玉県、原子力事業者等及び消防機関は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

（９）被害状況の調査等

① 被災市民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録をするものとする。

② 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査する。

- 退避・避難等の措置
- 立入禁止措置
- 飲料水、飲食物の制限措置
- その他必要と認める事項

（10）市民の健康調査等

市及び埼玉県は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と生活環境の安定を図るものとする。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

３　放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

（１）事故発生直後の情報の収集・連絡

①　事故情報の収集・連絡

ｱ）放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

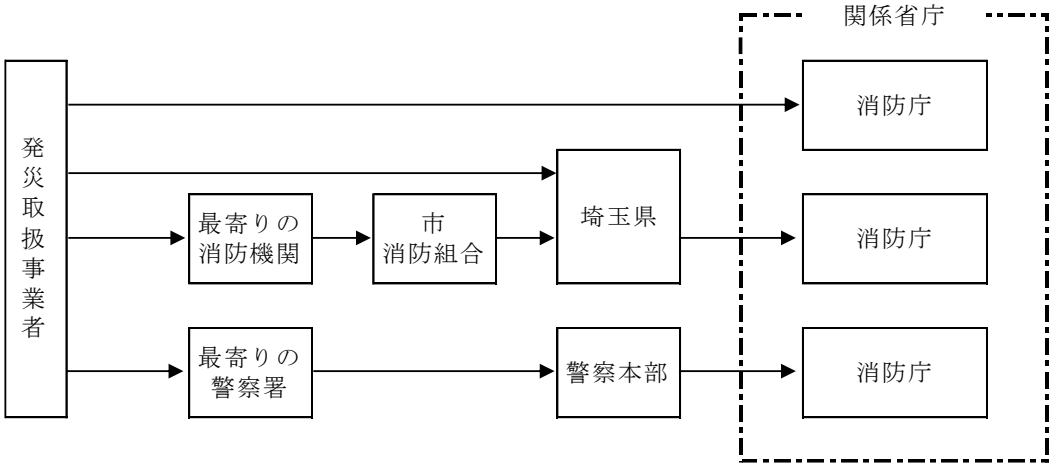
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、埼玉県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

ｲ）放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合にかかる連絡系統



ｳ）放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

埼玉県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

ｴ）応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、埼玉県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市は、埼玉県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、埼玉県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

② 通信手段の確保

埼玉県及び市等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、埼玉県及び市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（２）活動体制の確立

市は、「２ 核燃料物質等輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

４ 原子力発電所事故対策計画

「２ 核燃料物質等輸送事故災害対策計画（４）～(10)」については、原子力発電所事故対策計画にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び埼玉県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

（１）放射線量等の測定体制の整備

① 埼玉県民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

埼玉県は、県民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

② 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

埼玉県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、県民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする。

③ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

埼玉県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、「原子力災害対策指針」（令和６年９月 11 日、原子力安全委員会）及び国等が定める「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（令和６年３月 21 日、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携をとりながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「２ 核燃料物質等輸送事故災害対策計画（８）」の摂取制限等を行うものとする。

第５節　農林畜産災害対策計画

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

第１　注意報及び警報の伝達【環境経済部】

市は、埼玉県から災害オペレーション支援システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は埼玉県春日部農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は防災行政無線等により速やかに農業協同組合等関係団体及び市民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第２　農業災害対策【環境経済部】

１　被害状況の把握

市は、農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

２　農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合、また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

３　農作物応急対策

（１）災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に抑えるため、埼玉県春日部農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

（２）病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病害虫防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

（３）風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第３　畜産災害対策【環境経済部】

１　被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を埼玉県中央家畜保健衛生所に報告する。

２　家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、埼玉県中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

３　飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあっ旋を求められた場合は、埼玉県に必要な飼料のあっ旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第６節　道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により橋梁の落下等の道路構造物に大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第１　道路災害予防対策【市長公室、建設部、まちづくり推進部】

１　気象情報等の情報収集体制整備

熊谷地方気象台が発表する気象等に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

２　危険箇所の把握

災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、事前に設定し、交通関係者並びに市民や利用者に広報する。

３　予防対策の実施

災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制を備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るために重要な所管施設の構造図等の整備に努める。

また、市道について、次の予防対策を実施する。

- 道路施設の点検を通じた現状把握
- 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- 道路施設等の安全を確保するための必要な体制の整備
- 県道との機能分担による安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備の計画的かつ総合的な実施

４　資機材の整備

被災した道路等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有するか、資機材を扱う業者等と協定を締結するなど、資機材を速やかに手配ができるよう努める。

５　関係機関との情報の収集・連絡体制の整備

埼玉県、警察、消防署等との関係機関の間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等に対応できる体制とする。なお、関係機関との情報連絡システムについては、「第１編-第２章-第６節 情報収集・伝達体制の整備」に準じる。

６　緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、埼玉県では、緊急輸送ネットワークの整備を進めている。市においても、関係機関と連携し、発災時の道路管理体制の整備を進める。

７　被災者への的確な情報伝達活動への備え

道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第２　道路災害応急対策【建設部、まちづくり推進部、消防組合】

１　災害情報の収集

（１）事故情報等の連絡

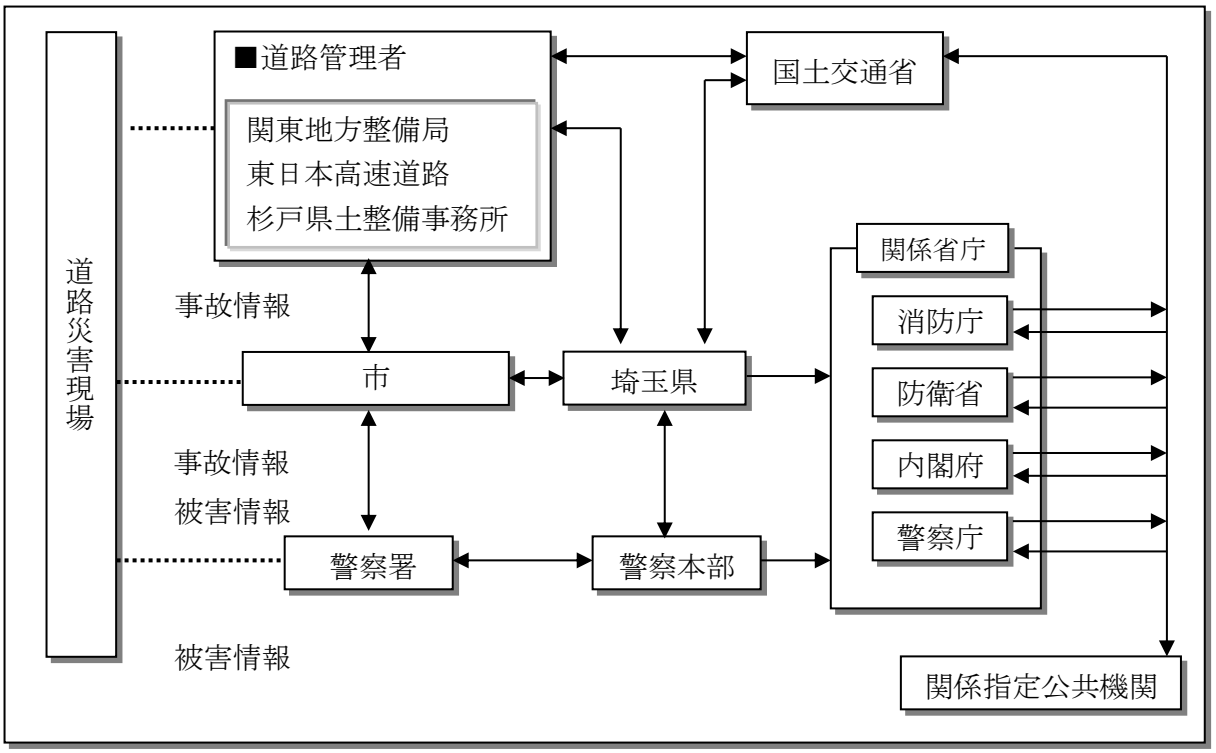
道路管理者は、道路構造物等の被災により大規模な事故が発生した場合には、速やかに埼玉県、関係機関と相互に連絡を取りあう。

（２）被害情報の収集・連絡

人的被害状況等の被害情報を収集するともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに埼玉県へ連絡する。

（３）道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



２　職員動員体制

道路構造物等の被災により大規模な事故が発生した場合には、速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、「第２編-第２章-第１節-第３　災害対策本部の設置・運営」に準じ、災害対策本部を設置し、埼玉県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制をとるとともに、埼玉県に災害対策本部の設置状況を報告する。

３　応援要請

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「第２編-第２章-第３節-第１　地方公共団体、指定行政機関への応援要請」に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

４　消火活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、必要な場合は、道路管理者に対し、迅速かつ的確な初期消火活動の要請を行う。

５　緊急輸送活動

災害時には、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

６　危険物の流出に対する応急対策

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

７　応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

８　被災者及び市民への情報伝達

埼玉県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

なお、情報提供にあたっては、防災行政無線、広報車、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図り、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

９　災害復旧

関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第７節　鉄道事故・施設災害対策計画

本市にはＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線の分岐点となるＪＲ久喜駅・東武鉄道久喜駅をはじめとして、ＪＲ栗橋駅、ＪＲ東鷲宮駅、東武鉄道栗橋駅、東武鉄道南栗橋駅、東武鉄道鷲宮駅があり、電車の本数も地下鉄日比谷線、東急田園都市線への直通運転などにより増え続け、鉄道網の整備がなされてきている。

そのため、この計画では、列車の追突、脱線、転覆その他の死傷を伴う事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

第１　予防対策【市長公室、事業者】

市は、市域内で鉄道事故が発生した場合における連絡通報体制及び情報収集体制を整備するとともに、職員の非常参集体制、乗客及び現場周辺市民の避難誘導体制等を整備する。

第２　活動体制【市長公室、事業者】

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、埼玉県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

市は、市内において、相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「第２編-第２章-第１節活動体制計画」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

第３　情報の収集と伝達の基本方針【市長公室】

１　情報の収集

市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ埼玉県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他については、「第２編-第２章-第５節 災害情報通信計画」に準じる。

２　被災者、市民への情報伝達

市は、埼玉県及び鉄道事業者と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否確認、医療機関の情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等を被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

第４　避難誘導【市長公室、消防組合、事業者、警察署】

１　乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険がおよぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

（１）鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

（２）警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防組合と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

（３）消防組合の対応

消防組合は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

２　災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命・財産に危険がおよぶ場合は、市長、警察官等は「第２編-第２章-第９節-第１　避難活動」に準じ、避難の指示を行う。

３　救出・救助

（１）市の対応

災害対策本部等が中心となり、協力者の動員を行い、消防組合を主体とした救出・救助活動の支援を行う。

（２）消防組合の対応

消防組合は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、受傷が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防組合に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業、市民の協力を得て救出・救助活動を実施する。

（３）警察の対応

① 警察は、消防組合と協力をして被害者の救出を行い、状況により、消防組合の行う救助活動に協力する。

② 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力し積極的に生命の危機に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

第５　消防活動【消防組合】

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域におよぶ危険性があるため、人命救助、救出活動をほかのあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

第６　応援要請【総務部、消防組合】

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「第２編-第２章-第３節 相互応援協力計画、同第 13 節 要員確保計画、同第 14 節 自衛隊災害派遣要請計画」に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

第７　医療救護【健康スポーツ部、消防組合】

災害対策本部は、鉄道事故に受傷者が多く、近辺の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防組合と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

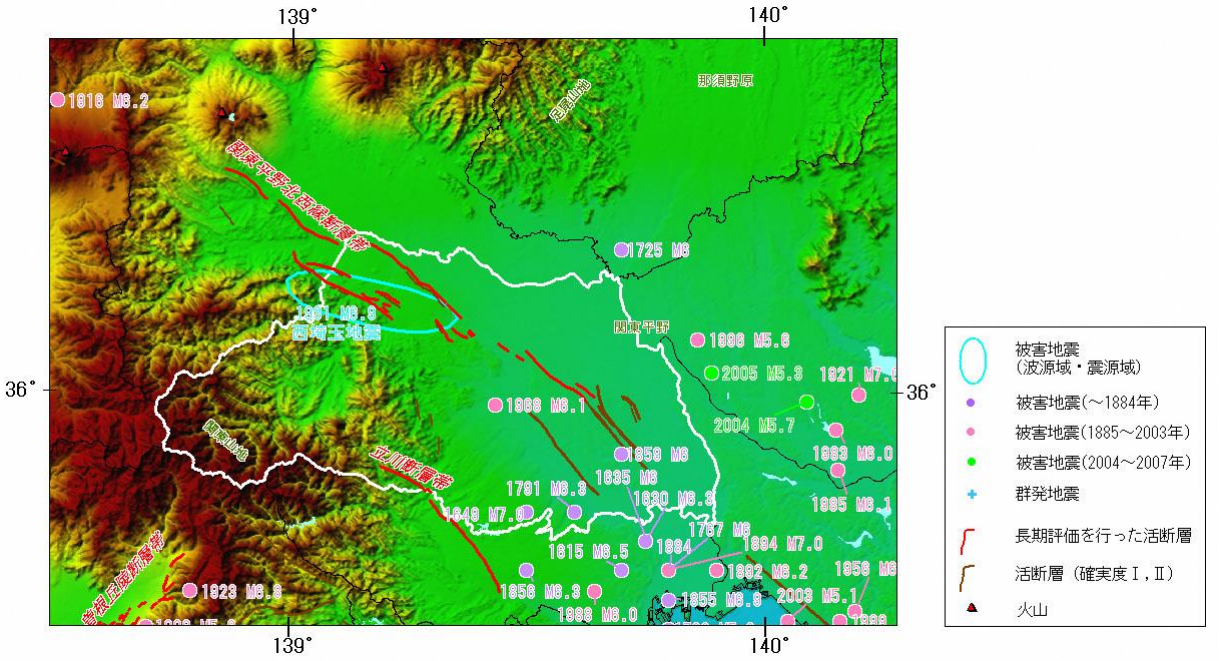
第４編　震災対策編

第１章　震災予防計画

第１節　過去の地震の履歴

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と陸域の様々な深さの場所で発生する地震である。

■埼玉県とその周辺の主な被害地震



資料）「地震調査研究推進本部事務局」（文部科学省研究開発局地震火山防災研究課）による。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）で、埼玉県内のほぼ全域で震度５～６の揺れとなり、死者・行方不明者 343 名などの被害が発生した。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931 年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、埼玉県内の広い範囲で震度５程度の揺れとなり、埼玉県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者 11 名などの被害が生じた。

また、遺跡調査などによると、818 年の関東諸国の地震（M7.5 以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。

また、1649 年の武蔵・下野の地震（M7.0）は立川断層帯で発生した可能性があると指摘されているが、詳細はわかっていない。

荒川河口付近で発生した 1855 年の（安政）江戸地震（M7.0～7.1）は、埼玉県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる 1894 年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがある。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、埼玉県内で負傷者45名などの被害が生じたが、本市においてもこれまでにない被害が発生した。

■本市内の被害状況（東北地方太平洋沖地震）　［平成24年８月１日］

項目		被害状況
人的被害	重傷者	２ 名
建物被害	全壊	12 件
	大規模半壊	42 件
	半壊	60 件
	一部破損	506 件
ブロック塀・石垣等の倒壊		73 件
道路陥没・沈下		103 か所（現在は復旧済み）
河川・水路の破損		５ か所
公園の園路沈下等		１ か所
ライフライン	電気	市内約15,000戸停電
	ガス	市内全域復旧済み
	水道、下水道	市内全域復旧済み

注１）重傷者の定義は、１か月以上の治療等を要する者としている。

注２）建物被害は、市の罹災証明による。

第２節　地震被害想定

第１　想定地震

埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を５回実施している。平成 24・25 年度に実施した５回目の地震被害想定調査は、平成 23 年（2011 年）３月に発生した東北地方太平洋沖地震によって顕在化した様々な課題やそれと前後して、関東地域における地震学等の各種の研究成果が新たに示されたこと、また、埼玉県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考にして、次の５つの地震を選定している。

■想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	M	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域でＭ７級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ０％
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ０％～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～２％

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月、埼玉県

■被害想定の予測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 ３ｹｰｽ	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬５時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者がもっとも多くなるケース
	冬 18 時	火気の使用が一年中でもっとも多く、火災の被害がもっとも多くなるケース
風速 ２ｹｰｽ	３ m/s	平均的な風速のケース
	８ m/s	強風のケース

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月、埼玉県

■被害予測項目

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤災害	急傾斜地崩壊
建物	全壊棟数、半壊棟数
火災	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋梁被害、鉄道路線被害
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、要配慮者数、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物等関連施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震動、大規模盛土造成地、防災公共施設、震災廃棄物量、直接被害額

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月、埼玉県

■想定地震の断層位置図



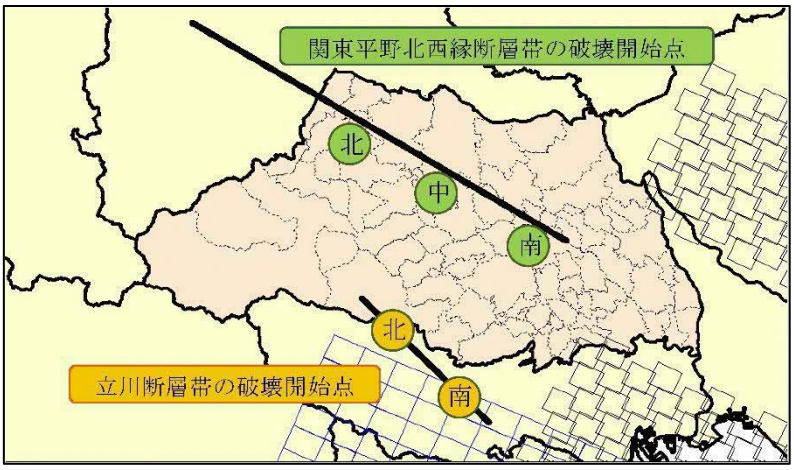
出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月、埼玉県

第２　活断層による地震動について

活断層による地震動の計測にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定している。

関東平野北西縁断層帯は３点（北、中央、南）、立川断層帯は２点（北、南）のパターンを設定している。

■活断層の破壊開始点



出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月、埼玉県

第３　想定結果

埼玉県が想定した５地震による本市への被害の発生状況を見ると、本市にもっとも大きな被害をもたらす地震は関東平野北西縁断層帯地震である。

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本市における最大震度は７と予想されており、それに伴う被害の発生状況は次のとおりである。

建築物被害は、全壊が 537 棟、半壊が 2,566 棟、焼失が 63 棟と予想されている。

人的被害については、死者数が 28 人、負傷者数が 403 人でそのうち 34 人が重傷者と予想されている。避難者数（１日後）は、2,590 人、帰宅困難者数は平日で最大 18,284 人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が 48,379 人となっている。

また、もっとも切迫性の高い地震と想定される茨城県南部地震が発生した場合、本市における最大震度は６弱と予想されており、それに伴う被害の発生状況は次のとおりである。

建物被害は、全壊が 287 棟、半壊が 806 棟、焼失が 20 棟と予想されている。

人的被害については、死者数が１人、負傷者数が 56 人と予想されている。避難者数（１日後）は 1,142 人、帰宅困難者数は最大 17,277 人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が 8,751 人となっている。

■市における地震被害想定結果

項目	予告内容			単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
								破壊開始点(北)	破壊開始点(中央)	破壊開始点(南)	破壊開始点(北)	破壊開始点(南)
震度				－	5強	6弱	5強	6強	6強	7	5弱	5弱
発生確率	今後30年以内			－	70%	70%	ほぼ0%	ほぼ0%～0.008%			0.5%～2%	
液状化	高い地域		面積	㎢	0	0.929	0	2.390	1.015	1.168	0	0
			面積率	%	0.0	1.3	0.0	3.0	1.3	1.8	0.0	0.0
建物被害	全壊（揺れ+液状化）		全壊棟数	棟	6	287	19	537	411	375	0	0
			全壊率	%	0.01	0.52	0.03	0.97	0.74	0.68	0.00	0.00
	半壊（揺れ+液状化）		半壊棟数	棟	23	806	55	2,566	2,235	1,600	0	0
			半壊率	%	0.04	1.45	0.10	4.62	4.02	2.88	0.00	0.00
	焼失 1)		焼失棟数	棟	8	20	10	63	55	36	1	0
			焼失率	%	0.01	0.03	0.02	0.10	0.09	0.06	0.00	0.00
人的被害 2)	死者数			人	0	1	0	28	21	20	0	0
	負傷者数			人	2	56	4	403	345	261	0	0
	うち重傷者数			人	0	1	0	34	25	25	0	0
ライフライン被害	電気 1)	停電人口	直後	人	409	19,343	1,256	36,177	27,721	25,307	0	0
			1日後	人	82	2,986	215	5,644	4,342	3,931	3	0
		停電率	直後	%	0.27	12.54	0.81	23.44	17.96	16.40	0.00	0.00
			1日後	%	0.05	1.94	0.14	3.66	2.81	2.55	0.00	0.00
	電話 1)	不通回線	回線数	回線	6	38	8	102	86	71	1	0
			不通率	%	0.01	0.06	0.01	0.16	0.14	0.11	0.00	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.1	1.9	0.1	3.7	2.8	2.5	0.0	0.0
			不通率	%	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
	都市ガス		供給停止件数	件	0	28,607	0	38,318	39,192	33,156	0	0
			供給停止率	%	0.0	64.3	0.0	86.1	88.0	74.5	0.0	0.0
	上水道		断水人口	人	280	8,751	0	22,857	16,275	48,379	4,950	0
	下水道		機能支障人口	人	18,200	25,639	18,588	28,692	28,188	26,780	5,308	564
生活支障	避難者数 1)		1日後	人	48	1,142	100	2,590	2,101	1,720	4	0
			1週間後	人	67	1,722	100	4,200	3,247	5,120	4	0
			1か月後	人	48	1,263	100	6,291	4,611	8,762	4	0
	帰宅困難者数 3)		平日	人	16,989	17,277	14,107	18,284	18,284	16,651	4,858	2,438
			休日	人	15,683	15,998	12,829	16,996	16,996	15,396	4,450	2,317
その他	廃棄物 1)	災害廃棄物		万ﾄﾝ	0.3	6.7	0.6	10.5	8.2	6.9	0.0	0.0
				万㎥	0.2	4.3	0.4	6.8	5.3	4.5	0.0	0.0

※ 1)の項目に関しては、冬18時、風速8m/sの結果

※ 2)の項目に関しては、冬5時の結果

※ 3)の項目に関しては、内閣府手法（出典：南海トラフの巨大地震の被害想定第二次報告，内閣府）による夏12時の結果

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

第３節　災害対応の方針

地震の原因となる活断層やプレートなどについては、日々調査研究が行われており、最近でも、首都圏においてもっとも切迫性の高い地震と考えられている東京湾北部地震を起こすプレート境界が、国の中央防災会議の想定より５～10㎞浅いことがわかった（※１）。

これを受けて、文部科学省の研究チームが行った東京湾北部地震（M7.3）の震度予測によると、広範囲で震度７になることが予測された（※２）。

そのため、国は「最大震度７」を念頭に首都圏の被害想定や防災対策を見直しており、埼玉県においても、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施したところである。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査したところ、本市の最大震度は７で、震度６弱以上の地域が埼玉県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることがわかった。

このため、関東平野北西縁断層帯地震を本市が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置付け、埼玉県や近隣市町、防災関係団体とともに、防災・減災対策にあたることとする。

なお、ほかの４地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、関東平野北西縁断層帯地震への対応に包含する。

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定どおりの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。

したがって、対策については、目標を明確にするために関東平野北西縁断層帯地震を対象としながらも、茨城県南部地震や東京湾北部地震などを意識外におくことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

※１）出典：文部科学省委託研究「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 総括成果報告書」（平成 24 年３月、東京大学地震研究所、（独）防災科学技術研究所、京都大学防災研究所）

※２）出典：「首都直下地震の震度分布図」（平成 24 年３月 30 日、文部科学省）

第４節　建築物・施設等の耐震性向上

第１　公共建築物等の耐震不燃化【まちづくり推進部、各施設管理者】

庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や市民が集まる施設について、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、昭和 56 年以前に建築された建物を優先し、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に推進するため、「久喜市建築物耐震改修促進計画」を策定した。この計画では、次の建築物について、その建物の重要度に応じた耐震化を図るとともに、建築物の窓ガラス、外壁等の落下による被害を防止するため、網入りガラス、飛散防止フィルム等の使用により、窓ガラス飛散防止策を実施する。

- 市の災害応急対策の推進に不可欠な施設（本庁舎、第二庁舎、各行政センター）
- 地震発生時に避難所となる公共施設（小・中学校体育館、コミュニティセンター等）
- 不特定多数の者が利用する公共施設等
- （文化会館、総合体育館、図書館、集会施設等）
- 園児、児童、生徒、高齢者・障がい者などの要配慮者の支援のため、不可欠な施設（幼稚園、小・中学校、社会福祉施設等）

第２　一般建築物の耐震不燃化【市民部、まちづくり推進部】

駅周辺の商業地域等、あるいは密集市街地については、防火地域等の指定や民間既存建築物の耐震診断等により、建築物の耐震不燃化を促進し、延焼や倒壊等による被害を防止するなど災害に強いまちづくりを行う。

また、震災時における建築物の安全性を確保するため、特定建築物、大規模建築物等に対する耐震改修にかかる規定に基づく規制の順守の指導と防火地域等の指定を検討する。

１　防火地域等の指定

火災等による建造物の災害を予防し、被害を最小限に抑えるための耐火性能をもつ建築物の建築促進を図るため、用途地域及び過去の災害事情等を考慮し、防火地域や準防火地域の指定について検討するとともに、消防法による防火上、あるいは構造上の適切な指導を建物所有者等に対して行うものとする。

２　民間既存建築物の耐震診断

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、国土交通大臣の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、都道府県及び市町村において耐震改修促進計画を定めることとなっている。

本市においては、「久喜市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震改修を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進する。

３　ブロック塀等の倒壊防止対策の推進

過去の地震災害でブロック塀の倒壊による被災者が発生している。このため、今後ブロック塀を設置している市民に対し、十分な安全対策を講ずるよう意識の啓発を図っていく。

４　空家等の状況の確認

市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第３　ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】

１　電気供給対策

大地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

（１）電気施設の現況

① 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。

② 送電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

③ 配電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

（２）電気施設の予防に関する事項

① 電気施設の耐震性の向上

地震に対しては、各設備ごとに科学的な解析を行うとともに、平成 24・25 年度に埼玉県が実施した地震被害想定調査報告書を参考とし、さらに従来の経験を生かして、万全の予防措置を講ずる。

（３）災害対策用機器及び資機材等の配備

① 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平時から復旧用資材や工具、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保のため、車両等の確保に努める。

③ 応援協力体制の整備

災害時の不足資機材の調達を迅速に行うため、他電力会社等との応援協力体制を整備する。

（４）公衆災害、二次災害の防止

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、平時、定期的に巡視（災害のおそれのある場合には特別の巡視）し、並びに一般需要家の電気工作物の調査を行い、感電事故の防止を図るよう努める。

② 広報活動

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電源災害を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。

（５）防災訓練・防災教育に関する事項

① 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上の防災訓練を実施し、非常事態においてこの計画が有効に機能することを確認する。

また、他の地方公共団体等が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

② 防災教育

従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、 防災意識の高揚に努める。

２　ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性があり、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

（１）都市ガス施設の震災予防対策

① 目的

この計画は、ガス供給事業者が「地震防災対策ガイドライン」に基づき、ガス施設並びにガス供給にかかる災害の未然防止と、被害の軽減及び早期復旧を図ることを目的とする。

② 予防対策

都市ガス施設の予防対策は、次のとおりである。

区分	内容
火災予防	本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。
ガス施設の点検	各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。
防災施設等の整備	災害発生時の二次災害防止に備え、防消火設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を平時から整備しておくものとする。
防災教育	防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項
防災訓練	➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。
資機材の備蓄等	➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。

③ ガス工作物等の整備対策

➢ ガス導管網のブロック化推進を図る。
➢ 既設のガス工作物で十分な耐震性を有しないものについては、随時補強、取替え等推進するものとする。
➢ 導管図、住宅地図は、常に最新のものを整備し必要部数を備えておくものとする。

（２）ＬＰＧ関係施設の震災予防対策

① 安全機器の設置等

種別	内容
供給設備	➢ 感震機能（震度５以上の地震を検知する）の付いた安全器具（Ｓ型保安ガスメーター等）の普及 ➢ 供給設備機器の期限管理（交換）の実施
消費設備	➢ ガス漏れ警報器の設置 ➢ ヒューズコックの設置 ➢ 安全装置付き器具（立ち消え、不完全燃焼防止、加熱防止装置付き等）の普及促進

② 緊急時の措置

- 万一の事故発生の場合に消費者から販売店へ速やかに連絡ができるように、連絡先等の書面交付やパンフレット等の配布など、連絡先の周知徹底を図る。
- 消費者に対し、緊急事故が発生した場合のとるべき初期動作の周知を図り、消費者の協力を求める。
- 消費者から通報があった場合、受け付けた担当者は必要な事項を聴取するとともに、その内容を記録し、業務主任者に報告し、緊急度を判断する。また、修理内容を掌握し、必要な処置を講ずる資料とする。
- 緊急事故の発生時には、速やかに修理に訪問できる体制を整備する。
- 修理に必要な各種機材、車両を確保し、緊急時に備える。
- 震災等の災害発生の場合は、通報機関、道路及び交通機関の途絶により、緊急要員の確保が困難となるため、その対策を考慮しておく。
- 緊急病院等ガス供給を停止できない消費者に対する緊急容器を確保しておく。
- 市及び地域同業者に対して連携を密にし、復旧作業を円滑に行うことができる体制づくりに努める。
- アパート等の管理人又は下請け業者に対し、日頃から緊急事故が発生した場合のとるべき初期動作の徹底を依頼し、協力を求める。

３　上水道施設対策

大地震の発生では、水道管の破損や停電による送水不能のため、広い範囲で断水となり、市民生活への影響は極めて大きい。

このため、水道施設の耐震性を向上させるとともに、給水資材の備蓄により円滑な復旧活動ができる体制を確立する。

（１）水道施設の整備

地震時における断水地域の縮小、応急復旧の迅速化を図り、被害を最小限に抑える対策として水道施設の整備を行う。

① 地震災害で、特に被害を受けると思われる石綿管等の配水管については、計画的に管路の耐震化を図る。
② 地震災害発生時において、配水池の水量確保とともに、本管破損による二次災害防止のため、配水池近傍に緊急遮断弁を設置する。
③ 緊急時の応急給水のため、資機材の計画的な備蓄を行う。

（２）災害応急体制の確立

緊急時における職員の非常参集体制を整備し、情報を収集し、関係機関や他市町と連携を図り、市民への情報提供等の適切な対応をするための方策を整備する。

① 職員行動指針の策定

- 初動体制の確立、機械器具操作マニュアルの策定
- 職員の訓練・育成

② 情報収集・連絡体制の整備

- 配管図面等の分散管理、電算機器のバックアップ等によるデータ保存策
- 市民への情報提供と関係機関との連携
- 無線通信の増強等緊急連絡方法の整備

４　下水道施設・農業集落排水処理施設・トイレ対策

大地震の発生では、下水処理場や農業集落排水処理施設、管きょの多くが亀裂・破断、また、土砂の流入、マンホールの損傷等の被害を受け、水道の復旧後には汚水が道路に噴き出したり、逆流してトイレから溢れ出るなどの事後災害が起きるおそれがある。

（１）下水道・農業集落排水処理施設対策

地震災害の発生に備えて、下水道施設・農業集落排水処理施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を講ずる。

① 「下水道施設の地震対策指針と解説（日本下水道協会)」「農業集落排水施設震災対応の手引き（農林水産省)」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
② 停電、断水等を考慮して設備の複数化の対策を図る。
③ 既設管等の事前調査などにより、老朽管の付け替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。
④ 下水道台帳・農業集落排水処理施設台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資機材の備蓄及び近隣市町との協力体制等の確立を図る。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

（２）トイレ対策

トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであり、仮設トイレ等の設置や下水マンホール、既存浄化槽の利用等により、迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図り、避難所における仮設トイレの設置場所について事前に選定しておく。

５　通信設備対策

ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう平時から通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

（１）通信設備等の防災対策

災害の発生を未然に防止するため、地震又は火災に備えて主要な通信設備等について、耐震・防火対策を実施する。

（２）通信網の防災対策

災害時において、通信を確保するため、次のとおり通信網の整備を行う。

- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- 主要な中継交換機を分散設置する。
- 通信ケーブルの地中化を推進する。
- 主要な通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、協議の上加入ケーブルの２ルート化と回線の分散収容を行う。

（３）災害対策用機器等の確保

災害時において、通信を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、平時から災害対策用機器、資機材、車両等を確保しておく。

（４）災害時における対応計画の策定

災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害復旧ができるよう災害時の対応計画、動員計画等を策定し、災害時の活動体制を整備する。

また、広範囲にわたる災害が発生したときに備えて、広域による応援協力体制の整備を図る。

（５）防災訓練の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施するとともに、地方行政機関等が主催する防災訓練に積極的に参加する。

６　廃棄物処理施設対策

廃棄物処理施設については、施設の耐震化、不燃堅牢化を図り、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。

また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第４　交通施設【東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社】

交通施設の各施設管理者は、施設の耐震化及び安全対策並びに事故等の二次災害の発生の防止を図るものとする。

また、市は各施設管理者と協力して、情報提供など緊急時の連絡体制の確立に努めるものとする。

１　鉄道施設

（１）東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）

① 施設の現状

線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

② 事業計画

防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成７年７月運輸省通達）により対応する。

また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

（２）東武鉄道株式会社

① 施設の現況

土木構造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等により、建築物の耐震設計は、法規で定められた構造強度基準により、変電所機器は重力加速度 0.5G、架空線支持物は風圧の基準によりそれぞれ設計されている。

レンガ構造など明治、大正時代につくられた土木構造物は、逐次、耐震性を考慮した土木構造物に更新している。

２　高速道路

高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理にあたっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な措置を講じ、もって一層の安全の確保に努める。

（１）災害予防計画

① 予防のための点検及び耐震性の確保

高速道路においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講ずる。

橋梁については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

② 利用者に対する広報活動

地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

③ 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材及び生活用品等の備蓄に努める。

第５節　防災都市づくり

第１　災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】

本市は、首都圏内に位置するため農地の宅地化が進み、一部で過密な市街地や家並みが形成されている。これは、地震に対するもろさを内包しており、街並み自体が様々な危険性をもっていることになる。

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、脆弱な都市構造を改造して防災環境の整備を行い、災害要因の解消を図るとともに、そこに生活する市民が災害の危険性を認識し、地域コミュニティを育む中で防災への備えを自発的に行うものとする。

１　安全・快適な都市空間の形成

大規模火災では、公園・緑地や街路樹等の市街地内の緑が火災の延焼防止に効果を発揮したり、河川水が災害時の消火、生活用水として利用されている。このため、公園・緑地の整備、残存緑地の保全、河川空間の整備等により、市街地内において緑の創出・保全とオープンスペースの確保を進め、自然と共生し、水と緑に包まれた安全で快適な都市空間の形成を図る。

２　安全・安心な生活空間の形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、日常生活を営む中で形成されたコミュニティが、救援、防災活動に有効に機能したことから、市民の自発的な連携意識に支えられたコミュニティ活動の醸成を図ることにより、こどもから高齢者まで、市民の誰もが思いやりとふれあいの中で、共に助けあい、支えあう、心豊かな地域社会の形成を図る。

このため、市民の身近な活動拠点となる集会施設等の整備を進めるなどコミュニティを育む日常的な交流空間の整備・充実を進めるとともに、建築物の耐震・不燃化と宅地内緑化を誘導し、コミュニティの防災安全性の向上とあわせ、住宅密集地の解消や狭隘（きょうあい）道路の改善促進等によって、安全・安心な生活空間の形成を図る。

３　公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施する。

４　社会資本の老朽化対策の推進

市及び埼玉県は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し安全性の確保に努める。

第２　防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部】

震災時において、避難者の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中に公園・緑地、道路等のオープンスペースを確保することは、災害に強いまちづくりの基本的課題である。

また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほかに、災害時の救援活動や緊急物資の集積等の拠点、応急仮設住宅の建設用地としても利用でき、重要かつ多

様な役割を有している。

１　公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、また、市民生活に安らぎを与える憩いの場、こどもの遊び場を提供するという日常的な機能に加えて、災害時には避難場所、救援活動拠点等の災害対応の機能を有する防災活動拠点、他市町村や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点として重要な役割を果たすことができる。

したがって、これらのニーズに対応し、今後さらに増大するニーズに応えるため、公園・緑地等の一層の整備を進めるとともに、各種の防災機能の充実を図る。

２　道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、震災時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

また、災害復旧にあたっては、防災活動や救援活動に支障のないように、あらかじめ復旧優先道路を指定しておくほか、交通規制用資材や応急復旧資材などの備蓄に努める。

（１）幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の延焼遮断帯となるとともに、避難、緊急物資等の輸送道路となるなど、災害時には重要な役割を有している。このため、都市計画道路等の市内の主要な幹線道路の整備を進めるとともに、緑化、植栽を推進していく。

（２）生活道路の整備

生活道路は、平時には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。

（３）消防活動困難区域の解消に資する道路整備

火災が発生した場合に、消防活動が支障なく行えるよう整備に努める。

（４）橋梁の整備・点検

避難、救援救護活動、復旧活動等に支障のないよう橋梁の整備・点検等を計画的に行うとともに、既設橋梁の耐震性向上のため、調査や補強を行う。

３　都市基盤の整備

市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路整備事業等を推進し、災害に対して強いまちづくりを目指す。

４　農用地の保全

農用地は、良好な環境はもとより防災上も、遊水機能の確保、火災の延焼防止、発災時の被災者への食料供給等の重要な役割を担っている。

このため、これら生産機能や防災機能の優れた農用地の計画的な保全を図る。

第６節　地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

なお、本市は平坦な地形であり、砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はなく、地震動により崩落の危険性が考えられる急傾斜地崩壊危険区域の指定もない。

本市の地盤災害の防止は次のとおり推進する。

第１　液状化被害の状況

本市では、東日本大震災により液状化による住宅被害が南栗橋地区に集中して発生し、全壊 11、大規模半壊 41、半壊 54 となっており、その他にも上下水道施設、道路被害等が発生した。

■液状化による住家被害　［平成 24 年８月１日］

地区	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
南栗橋地区	11	41	54	71

資料）市の罹災証明による。

第２　軟弱地盤区域の安全措置【まちづくり推進部、上下水道部、埼玉県】

１　液状化

国土交通省においては、東日本大震災による液状化被害を踏まえ、液状化対策技術検討会議を設置し、液状化被害実態把握や発生メカニズムの研究等を行い、液状化被害想定手法や宅地、道路、住宅・建築などの各分野で技術基準の再検討を進めている。

本市においても、国土交通省や埼玉県、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究成果を参考に液状化対策を推進する。

（１）液状化対策工法の活用

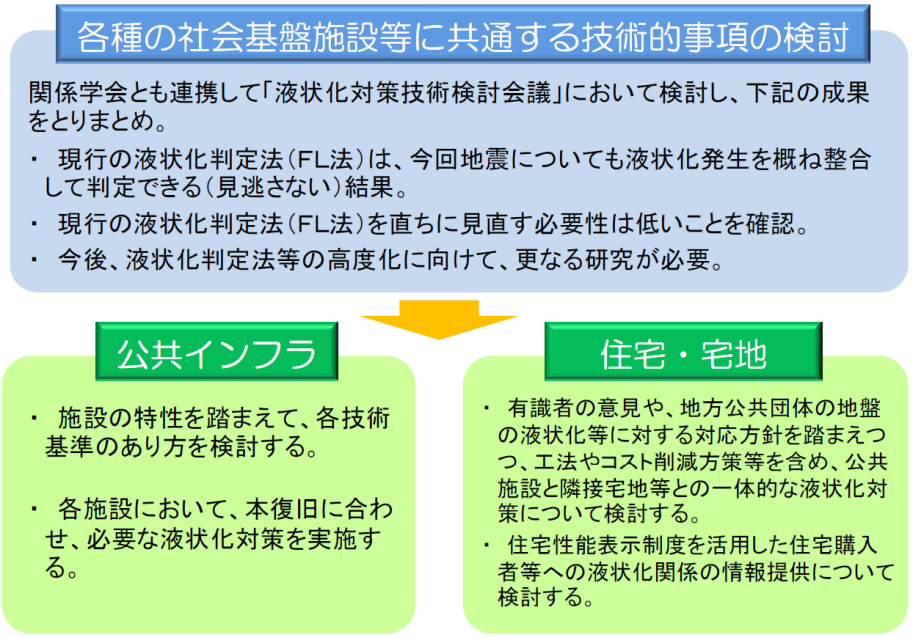
次の工法をはじめとする各種の対策工法が施設整備に反映されるよう指導する。

- 土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。
- 宅地造成については、開発許可申請時に適正な液状化対策工法を指導していく。

（２）地盤調査の実施

土地所有者もしくは建築主は、地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査を実施し、適切な手法で施設の耐震設計を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。

■国土交通省の液状化対策に関する取組について



２　地盤沈下

地盤沈下は、広域的な低地化をもたらすため、地震や水害による被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下により、家屋等の建築物や水路等の構造物の耐震性の劣化が指摘されている。

市は、水道用水を県営水道のほか地下水を水源としていることから、地盤沈下の原因となる過剰な採取を行わないとともに、地下水の適正な利用に努めるものとする。

第３　宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】

１　災害防止に関する指導等

都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、梅雨期や台風接近時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

２　指導基準

（１）軟弱地盤の改良

土地所有者もしくは開発事業者は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）が望まれる。

（２）盛土地盤の安定措置

土地所有者もしくは開発事業者は、盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずる。

3　宅地造成等工事規制区域の指定・公示

埼玉県は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第 10 条に基づき、盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

この指定をした場合は、これを公示するものとする。

4　安全性の確保・工事の許可

埼玉県は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、盛土規制法第 12 条に基づき、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、着手する前にこれを審査し、適合する場合のみ、許可するものとする。

5　災害防止措置

埼玉県は、盛土規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、同法などの各法令に基づき、盛土等に伴う災害を防止するために速やかに監督処分や撤去命令等の必要な措置を行うものとする。

《参考》
◆**宅地造成及び特定盛土等規制法**（昭和 36 年法律第 191 号）
盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律。

《参考》
◆**宅地造成等工事規制区域**
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の体積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域（市街地等区域）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域。

第７節　地震火災等の予防

火災の発生を未然に防止するため、消防施設の整備及び教育訓練等を強化して、消防体制の充実を図るとともに、火災被害の軽減のため、防災関係機関、市民及び事業所が一体となった消火活動体制の整備を図ることが必要である。

このため、埼玉東部消防組合と協力して、出火防止対策及び火災に迅速に対応するための対策を整備し、活動体制の強化に努める。

第１　大規模地震・火災に関する調査研究【市長公室、消防組合】

地震時に予想される同時多発性大規模地震・火災対策を、科学的データに基づいて推進するため、消防組合の協力を得て、出火の防止及び避難の安全確保等基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、市の防災対策の充実を図るものとする。

- 初期消火に関する調査研究
- 火災拡大防止に関する調査研究
- 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

第２　出火防止、初期消火体制の確立【市長公室、消防組合】

地震に伴う火災の発生を防止するためには、防災関係機関、市民及び事業所が一体となった取組が必要であり、特に、市民及び事業所の担う役割は大きい。

このことから、市民及び事業所を対象に、出火防止及び初期消火体制について積極的に育成指導するものとし、特に、大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下で初期消火の目的を十分に発揮するため、各家庭に消火器、防火用水、水バケツ等の設置を推進する。

また、女性防火クラブ及び自主防災組織の結成・育成を推進する。

- 広報紙及びパンフレット等による地震に関する知識の普及
- 起震車での防災指導
- 街角消火器の設置
- 住宅用火災報知機の設置推進

第３　消防力の増強【市長公室、消防組合】

地震をはじめとする災害による被害を極力軽減するため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化する。

１　消防施設、消防機動力の増強

（１）小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ及び消防車の活動が制限される場合が多いので、小型動力ポンプの配置を検討し、非常用として整備する。

（２）救出機械の整備

家屋の倒壊などにより、重量物の下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、ポートパワージャッキなどの救出機材とともに、動力カッター及びノコギリ等の整備を進める。

（３）破壊消防による防御線の設定等

他の方法により被害の拡大を防御できないときは、破壊消防による防御線の設定、場所、方法、補償及び破壊用具の整備又は調達について事前に検討し計画を立てる。実際に、決断力をもって破壊消防を実施し、延焼防止ができるようにする。

（４）応援協力体制の強化

大規模広域災害への対応として、広域的な消防相互応援協定の締結を図るとともに、災害時に応援を実施する場合及び受入れる場合のいずれの活動状況をも想定した訓練、準備を十分に行っておく。特に、情報伝達、指揮、資機材の共同利用等については、具体的な計画を作成しておく。

（５）地震火災訓練の強化

大規模地震における消火、破壊、救助、避難及び通信等効果的方法を検討した結果をもとにした実践的な防災訓練を実施する。

２　消防用水利の強化

危険地域に耐震性防火水槽の消防水利を増設し、その適切な配置を推進するとともに、河川、堀及び沼等自然水利も消防水利として利用できるよう事前に検討し、その利用計画を立てるものとする。

３　消防団の育成

消防団は、震災時には常備消防の活動を補充し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。このため、消防団を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な訓練を実施するとともに、市民への防災指導に、より一層努める。

第４　防災資機材の整備【市長公室、消防組合】

１　消防機械器具の整備点検

消防機械器具の安全性及び性能の保持を図るため、点検・整備を行う。

２　自主防災組織用資機材等の整備

自主防災活動が円滑に実施できるように組織単位で防災資機材の整備を図る。

第８節　震災に強い地域（社会）づくり

災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、市民が「自らの安全は自らが守る」という自覚をもち、市民自ら出火防止、初期消火、被災者・要配慮者の救出救護及び避難等を行うことが必要である。

これらの防災活動は、組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものであるため、地域あるいは事業所ごとに自主防災組織を設け、日頃から災害の発生を予想し、訓練を積み重ねることが必要である。

このため、市民への防災知識の普及、防災訓練、研修など啓発事業を継続して実施し、地域の防災リーダーを養成し、活動経費の助成等により自主防災組織の育成・強化を図るものとする。

第１　自主防災組織の編成【市長公室】

自主防災組織は、既存の地域コミュニティである行政区又は複数の行政区から構成されている町内会、自治会等を活用し編成する。その際、青年層・女性層の参加促進を図るとともに、ＮＰＯ、民間事業者等多様な主体を協力団体として指定することで、自主防災活動の担い手を確保し、その育成・強化を図るものとする。

また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

さらに、地域内の事業所の防災組織と協議のうえ、連携を図っていくこととする。

第２　自主防災組織の活動【市長公室】

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

１　平時の活動

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
- 地域の把握（危険箇所の把握、要配慮者）
- 男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設・避難訓練の実施

２　災害発生時の活動

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

第３　地域の自主防災組織の育成・連携【市長公室】

１　広報・助言

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織を作るために必要な資料等を提供する。

また、活動についての助言あるいは援助等を行うことにより、自主防災組織の育成に努める。

２　自主防災組織づくりの推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、今まで以上に地域コミュニティ内で災害対策の話しあいを進めるとともに、地域が実施する防災訓練等を通じて信頼関係を築き、災害時には、初期の段階から地域と連絡を取りあい協力体制が構築できるように、市と地域との連携強化に努める。

３　自主防災組織への助成

市は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、活動上必要な防災資機材等の購入及び防災訓練を実施する自主防災組織に対し、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するなど必要な助成を行うものとする。

【資料編参照】　資料－４「久喜市自主防災組織補助金交付要綱」

４　自主防災組織の連携

本市には、自主防災組織が 173 団体（令和７年３月 31 日現在）の存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。そのため、自主防災組織による地域防災活動をより実効性のあるものにするために、自主防災組織の相互協力体制の確立や災害時の連携強化及び情報共有に努める。

また、地域内に事業者、社会福祉施設等を有する自主防災組織については、当該施設との災害時の介護・避難の援助、施設備蓄飲料水・物資の提供等の相互支援など当該施設等との協力関係づくりに努めるものとする。

第４　事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】

消防法第８条に規定する学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有するものは、消防組合と協議のうえ、防火管理者を中心にして自主的な防災組織の育成及び訓練指導、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する事業所は、国及び地方公共団体が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐためテレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第５　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市長公室】

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第９節　防災教育

災害からの被害を最小限に抑え、被害の拡大を防止するためには、防災関係機関の努力はもちろん、市民自らも予防措置を講じ、災害時にも落ちついて適切な行動がとれるようにする必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、防災関係職員に対し、防災知識の向上を図るとともに、相互に密接な連絡を保ち、市民に対し、常に防災思想の普及・啓発を行い、もって防災意識の高揚を図るものとする。

第１　市民に対する防災知識の普及【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

また、市及び学校法人は、学校における防災教育の一層の充実を図るため、学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じたこどもたちの防災対応能力の育成を推進する。特に避難、災害が発生した際の危険及び安全な行動について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

さらに、市は、学校における消防団員・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- 「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確保
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- 広域避難の実効性を確保するための、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 家族が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

市、消防組合及びその他防災関係機関は、所管業務に関して、次の方法により防災意識の向上を図る。なお、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- 広報紙への防災関連記事の掲載
- 防災ハザードマップ等の作成・配布
- 総合防災訓練への市民・事業者の参加の促進
- 防災ビデオの貸出し
- 防災研修会の実施
- 埼玉県防災学習センター「そなーえ」の活用
- 支援ボランティアの養成、参加促進
- 自主防災組織の活動の促進
- 出前講座の実施
- 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
- その他有効適切な方法

第２　職員等に対する防災教育【市長公室】

災害応急対策は、職員一人ひとりの心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修、講演会、班別行動マニュアルの作成等の手段をもって職員の防災教育を行い、防災知識の周知徹底を図る。

１　職員に対する防災教育

（１）防災研修会

学識経験者等を講師として、防災関係職員の研修会を実施し、専門的知識の習得を図る。

（２）防災検討会

震災発生時、特に初期段階においては、迅速な被害状況の把握と情報の共有が応急対策を実施するうえで大変重要となり、災害時に使用する情報伝達機器の取扱いなどを職員が十分に習熟していなければならない。

そのため、班ごとに検討会を開催し、使用する情報機器の習熟も含めて、所属職員の事務分掌を定めるとともに、各職員の具体的な役割を整理するなどして徹底を図る。

（３）班別行動マニュアルの見直し

防災活動を円滑に推進するため、各班において班別行動マニュアルの見直しを毎年度実施する。

２　消防団員に対する防災教育

消防団員に災害時のリーダーとしての位置付けを確立するため、研修及び訓練を実施する。

３　防災上重要な施設の職員等に対する教育

（１）防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通じて防災学習の徹底を図る。

（２）防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習、立入検査、地域における防災講習会を通じ、防災施設の管理、応急対策上の措置等の周知徹底を図る。

第３　防災関係機関の組織の整備【市長公室】

市の地域を管轄し又は市内にある関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、組織を整備するとともに、他の関係機関が必要とする協議会、連絡協議会等の組織の整備に協力するものとする。

第４　関係機関相互の連携【市長公室】

市の地域を管轄し又は市内にある関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、協定を締結するなど、相互において連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなされるようにするものとし、協定締結などの連携強化にあたっては実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お

互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

なお、市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

また、市は災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

《参考》

◆事務委任制度

救助の実施を市長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合、県知事は、市長に対して、その救助の実施に関する事務の一部を委任することができる

なお、実際に事務委任を行う場合においては、事務の内容及び期間を市に通知し、その旨を公示しなければならない

第 10 節　防災訓練

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の育成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、次のとおり防災訓練を実施するものとする。

第１　訓練の種別【市長公室】

１　消防訓練

消防計画に基づき、消防署、消防団、市民及びその他関係機関の協力を得て実施する。

- 一般火災警防訓練
- 特殊火災警防訓練
- 救出、救助訓練

２　水防訓練

水防法第４条に基づき指定された水防管理団体が、同法第 32 条の２に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

３　避難救護訓練

救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の訓練とあわせ災害救助訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者には、児童、生徒、患者、入所者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くようにするものとする。

- 避難訓練
- 食料調達訓練
- 救護訓練

４　災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害時における有線通信が不通となった場合又は有線通信系を利用することが著しく困難な場合において、関係機関の通信連絡を迅速かつ確実に実施するため、災害情報の収集・伝達機器が機能し十分活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を行うものとする。

- 非常有線通信訓練
- 非常無線通信訓練
- 災害情報の収集・伝達・広報訓練

５　非常参集訓練・災害対策本部設置訓練

市長及び防災関係機関の長は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害対策本部設置訓練などを実施し、災害時の即応体制の強化に努める。

第２　総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】

防災体制の万全を期するため、防災関係機関と一体となり年１回実施し、防災対策の習熟と自衛隊等防災関係機関相互の協力連携体制の確立・確認を図る。

１　訓練の時期及び場所の選定

訓練の種類によって、もっとも訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとする。

２　方法

消防組合との共催、防災関係機関の協力のもと、実施する。

３　訓練の実施種目

消防、避難救護、通信等の訓練の全部又は一部を総合して立体的に実施する。

４　訓練の方法及び訓練記録

実施機関が、単独又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を実施するなど効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録しておくものとする。

５　訓練実施計画

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制に重点をおく総合防災訓練及び各機関の個別訓練についての実施方法等について、訓練実施計画を作成する。

第３　事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】

災害時の行動に習熟するため、市民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

１　事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に併せて防災訓練を実施することとし、地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

２　自主防災組織等の訓練

市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し又はこれらの機関の指導・協力のもと、自主防災組織自ら初期消火訓練や応急手当訓練、避難訓練などの訓練を実施するとともに、併せて災害図上訓練（ＤＩＧ（ディグ））や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ（ハグ））などの実施に努める。

第４　その他の訓練【市長公室】

市が実施する前記訓練のほか、状況付与型図上訓練及び埼玉ＤＭＡＴ（ディーマット）（災害派遣医療チーム）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

第５　訓練の検証【市長公室】

実際の災害を想定して計画を立て、災害の状況にあわせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに、評価及び検証を行う。

第 11 節　調査研究

地震による災害は、個人の生命、身体の損傷、財産の喪失と生活機能の破壊のほか、社会的、経済的混乱による有形、無形の被害が考えられる。しかも、これらの被害は、広域的かつ同時期に発生し、個人はもとより公共機関でも万全といえる対策を講ずることは困難である。さらには、平成 24・25 年度に埼玉県で実施した地震被害想定調査報告書によると、関東平野北西縁断層帯地震が、本市にもっとも大きな被害をもたらすと考えられている。しかしながら、地震予知は可能とされているものではない。

したがって、震災対策の方針としては、突如として発生する地震に対しても、その被害を最小限に抑えるようもっとも効果的な震災対策を樹立することを基本とする。

第１　防災アセスメントに関する調査研究【市長公室】

災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント」という。

その内容は、大きく分けると次のとおりである。

- 災害誘因の検討
- 災害素因の検討
- 災害履歴の検討
- 地域別防災カルテの検討

１　災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出・検討する作業を行う。

２　災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因としてその地域がもともともっている弱点である。

ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を行う。

災害素因には、軟弱地盤、急傾斜地、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集地、危険物等関連施設の集中地域等の社会的な要因がある。

３　災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する癖を具体的に把握する作業を行う。

４　地区別防災カルテの検討

自主防災組織は、実際に各地区の総合的な危険度の把握のために地区別防災カルテを作成するように努める。地区別防災カルテとは、行政区、自治会、学校区等の地域単位で十分に活用できるような精度で危険地域や防災関係施設等を表示した地区別防災地図と地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成される。

第２　震災対策に関する調査研究【市長公室、まちづくり推進部】

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は、多岐にわたっている。したがって、こうした地震災害に対する有効な対策を検討するために、現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていくものとする。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大要因の原因となるものは何か、被害を最小限に抑える方法は何かを常に調査研究し、災害の防止策の向上を図る。

特に、過去の大規模地震による教訓を基に、本市においても発生した液状化被害や地震後の行政対応に関する調査研究を実施し、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

さらに、地震発生後、迅速かつ適切な震災復興が円滑に行えるよう復興対策についても、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする復興事例の調査研究を行う必要がある。

震災対策に関する研究テーマとしては、次のものがあげられる。

１　公共公益施設等の震災対策に関する研究

学校や病院、各種ライフラインなどの公共公益施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重、かつ、十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市施設の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究を行う必要がある。

- 学校、病院等の公共建築物の耐震性及び信頼性の向上
- ライフライン施設の耐震性及び信頼性の向上、復旧に関する調査研究
- 交通施設の耐震性及び信頼性の向上、復旧に関する調査研究
- 河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

２　既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。

また、耐火建築物を一体的かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策及び経済的な助成等の政策的な方策等について、調査研究を行う必要がある。

３　地震火災に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を、科学的データに基づいて推進するため、消防組合の協力を得て、出火防止、初期消火、拡大防止及び避難の安全確保等基本的重要事項に関する調査研究を行う必要がある。

- 初期消火に関する調査研究
- 火災拡大防止に関する調査研究
- 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

４　避難の安全確保に関する調査研究

平成 25 年６月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を進めるとともに、その選定にあたっては、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を反映するものとする。

なお、避難所・避難場所等は、地震・火災に際して常に安全性が確保されなければならず、現在指定している避難所・避難場所はそれ自体本来の使用目的があり、それ自体変化し、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、避難所・避難場所の安全性について変化が起こり得る。

したがって、避難所・避難場所等については、その選定についてはもちろん、選定後も一定期間ごとに安全性について調査研究する必要がある。

第 12 節　震災に備えた体制整備

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第１　活動体制の整備【各室部】

災害発生時の初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ体制の構築を図る。

１　初動要員の確保

各部は、災害発生時の初動体制に万全を期し、市役所から徒歩 30 分圏内の職員を中心に、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

① 初動要員に指定された職員は、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。
② 各課は、「災害時における職員の心構え（ポケット版)」を補完するものとして、各課独自に初動体制時の活動内容について班別行動マニュアルを作成しておき、常に必要な見直し、修正を実施する。
③ 職員は、転居等により初動要員となることが可能又は不可能となった場合は、その都度、各所属長に届ける。

２　避難所管理職員・避難所参集職員の確保

地震災害発生後に、迅速に避難所を開設できるようあらかじめ各避難所へ派遣する職員を定めておくとともに、指定された職員は、自分の任務、参集場所等を十分習熟するよう努める。

避難所管理職員は、あらかじめ指定した避難所に各１名又は２名を指名するものとする。
（「第４編-第２章-第 10 節-第２ 避難所の設置・運営」を参照）

また、防災備蓄倉庫からの物資の搬出・提供のため、拠点避難所へ参集する職員を定めておくとともに、指定された職員は、自分の任務、参集基準、参集場所等を十分習熟するよう努める。

避難所参集職員はあらかじめ指定した避難所に各３名を指名するものとする。

３　災害対策本部

（１）参集に対する備え

① 災害対策本部構成員は、参集基準、参集場所等を十分習熟するとともに、必要な判断及び指揮を行うために、日頃から地域防災計画全般の習熟に努める。
② 危機管理課は、災害発生直後に必要な職員の活動を事前に検討し、迅速に初動体制を構築できるよう全職員共通の「災害時における職員の心構え（ポケット版)」を作成し、全職員に周知徹底を図る。また、「災害時における職員の心構え（ポケット版)」については、常に必要な見直し、修正を実施する。

③ 各部は、勤務時間外に災害が発生した場合における、部内の緊急連絡網を整備する。
④ 職員は、参集基準及び災害時における各自の任務について、十分習熟しておかなければならない。
⑤ 職員は、災害の被害のために参集が妨げられないよう自宅建物の耐震性の向上、家具等の固定、家族との連絡方法の確立等、必要な対策を講ずるよう努める。
⑥ 職員は、携帯用ラジオ、懐中電灯等、必要な携行品を事前に準備する。
⑦ 職員は、公共交通機関の途絶時にも可能な限り迅速に参集できるようオートバイ、自転車、徒歩等により参集するための経路を日頃から検討し、訓練時等に確認しておく。

（２）運営に対する備え

各部は、災害応急対策として必要な活動を事前に検討し、迅速に活動体制を構築できるよう班別行動マニュアルを作成し、所属職員に周知徹底を図る。

また、班別行動マニュアルについては、常に必要な見直し、修正を実施する。

職員は、班別行動マニュアルに基づき、各職員が初期段階で行うべき事項について所属長等と共同で検討し、常に活用できるようにしておく。

４　関係機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために、応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備基準等を定めておくものとする。

第２　災害広報・広聴体制の整備【市長公室、市民部】

災害発生時の混乱した状況の中で、市民に対し、迅速かつ正確な情報等の提供及び被災者等の相談に対し適切に対応できる体制の整備を図る。

１　災害広報体制の整備

（１）災害応急対策のための事前準備

① 「広報・情報収集班」は、災害時広報マニュアルをあらかじめ作成する。

- 被災者に対して提供すべき広報内容について、時系列で整理する。
- 災害発生直後に発行する広報紙や緊急広報案文をあらかじめ作成しておく。

② 各部は、広報する必要のある情報を収集、整理するものをあらかじめ指定しておく。

（２）多様な広報手段の整備

「広報・情報収集班」は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関と災害時の報道要請及び協力について、事前に調整しておく。

広報担当職員は、災害時の広報手段の多様化を図るため、日頃からインターネット、ＳＮＳ等、多様な情報提供手段を検討し、習熟に努める。

２　各種相談体制の整備

① 「市民ボランティア班」は、災害発生直後の市民からの通報や問い合わせに対応する災害相談窓口及び相談所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、設置・運営に関するマニュアルを作成する。

② 市民等からの緊急問い合わせ、要望に対するため、問い合わせ、要望内容の処理、担当課への連絡方法、本部会議への報告方法等に関するマニュアルを作成する。

③ 緊急問い合わせの対応に必要な地図、資料等をあらかじめ準備する。

第３　他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【各室部】

大規模な災害発生時には、他都市及び防災関係機関との連携体制が極めて重要であるため、災害応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時より連携の強化に努める。

１　広域的応援体制の確立

大規模な災害発生時には、市単独では対応に限界があるため、近隣市町及び同時被災の確立の少ない遠隔地との広域的な相互応援協定を進める。

災害時に応援の受入れ体制を円滑に構築できるよう宿泊場所や執務場所等の確保について、事前に計画を作成する。

また、必要な事務手続き等を円滑に行えるよう事前に要請・受入れ・調整等に関する活動についてマニュアル化を進める。

（１）応援受入体制の整備

埼玉県及び市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】
- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応式支援チーム（D-SUT）、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置　等
- 防災関係機関等におる応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班　等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

（２）埼玉県、市が行う対策

・埼玉県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。
・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

２　防災関係機関との連携体制の確立

（１）防災関係機関との連携

各部は、指定公共機関、防災関係民間団体等と、日頃の業務、連絡会議、訓練等を通じて、日頃から良好な関係づくりに留意する。

また、協力協定が未締結の団体等に対しては、必要により災害時の協力協定等を締結する。

（２）自衛隊との連携体制の構築

市及び埼玉東部消防組合は、日頃から自衛隊との間で情報交換等を行い、スムーズな連絡体制を確立する。

自衛隊の派遣要請を想定した訓練を実施する。

３　ボランティアとの連携体制の構築

ボランティア活動が円滑・効果的に進められるよう災害ボランティア人材の把握、福祉団体等と連携して、震災時に活動できるボランティア団体の把握と情報交換を行う。

（１）災害ボランティアの把握と連携

看護師等の有資格者など応急援護が可能な人材の把握を行い、災害ボランティアとして研修、訓練等の支援を行う。

（２）福祉団体等との連携

久喜市社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、市内の福祉団体と連携をとり、ボランティア団体の掌握と情報交換を図る。

第４　防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市長公室、建設部】

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるようこれらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

１　防災活動拠点の整備

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、人・物・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

なお、市役所本庁舎をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、地区ごとの防災地区拠点、避難拠点、物資拠点及び医療拠点等を次に示す。

■本市の防災活動拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。	・市域全体の災害情報の集約 ・各拠点への指示 ・関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整
防災地区拠点	各地区拠点は、市役所第二庁舎及び各行政センターに設置する。	・防災中枢拠点との連携 ・各地区内の情報収集 ・各地区内避難所の統括 ・各地区の応急対策の活動拠点 ・食料等の備蓄
消防活動拠点	消防組合：久喜消防署、各分署 消防団：各消防団器具置場	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動
緊急消防援助隊活動拠点	進出拠点候補地 宿営場所候補地	緊急消防援助隊への進出目標とする拠点及び宿営場所
自衛隊活動拠点	駐屯候補地：総合運動公園	自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地
避難拠点	指定緊急避難場所	災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保する場所
	指定避難所	避難者が避難生活を送るところ

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
物資拠点	救援物資の集配基地	避難所等への物資の供給拠点
医療拠点	・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・当該病院は、埼玉県の災害拠点病院に指定されている。

注１）「避難拠点」の詳細については、「第４編-第１章-第 12 節-第 11-１　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」（P323）参照のこと。
注２）「緊急輸送拠点」の詳細については、「第４編-第１章-第 12 節-第４-３　輸送拠点の設定」（P315）参照のこと。
注３）「緊急消防援助隊活動拠点候補地」の一覧表については、**資料編「資料－５　緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧」**参照のこと。

２　緊急輸送路ネットワーク

道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、埼玉県の緊急輸送路ネットワークから円滑な緊急物資等の輸送が図れるように、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークの形成を図る。

（１）緊急輸送指定路線の指定及び整備

埼玉県は、埼玉県外からの物資流入地点と埼玉県内の広域輸送拠点を結ぶ幹線道路を緊急輸送道路ネットワークとして指定している。

種　類	道　路
第一次特定緊急輸送道路	国道４号、国道 122 号、国道 125 号、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道、主要地方道さいたま栗橋線
第一次緊急輸送道路	主要地方道川越栗橋線
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日部久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道幸手久喜線、一般県道下早見菖蒲線、一般県道加須幸手線、一般県道六万部久喜停車場線

このため、市では、埼玉県の指定路線から円滑な緊急物資等の輸送が図れるように、次のとおり緊急輸送路線の指定及び整備を図る。

- 本市では、災害対策の拠点となる市役所本庁舎・第二庁舎・各行政センター、空輸基地となる総合運動公園及び指定避難所等の防災拠点を結ぶ幹線道路を緊急輸送指定路線として定めるとともに、迂回路を設定する。
- 市民に災害時の車両使用の自粛、緊急輸送路指定路線等に関する情報提供を行う。
- 緊急輸送路は、災害時における災害応急活動に必要な物資、資材、要員及び市外からの緊急物資の受入れ、被災者への緊急物資の輸送のために非常に重要な役割を有していることから、これらの整備を促進するとともに、必要に応じて道路の占用の禁止又は制限を図るものとする。
- 下水道においては、マンホールの浮上防止対策を推進する。

なお、埼玉県指定緊急輸送道路のうち、次の３路線については公安委員会が指定する緊急交通路の指定を受けている。災害時の応急対策を円滑・的確に行うため、緊急交通路においては交通規制及び緊急通行車両の確認が行われる。

＜緊急交通路＞　第１次緊急交通路：東北縦貫自動車道・首都圏中央連絡自動車道
第２次緊急交通路：国道 122 号

【資料編参照】　資料－６「埼玉県緊急輸送道路網図」

（２）予防対策

災害時における道路について、特に留意しなければならない点は、次のとおりである。

市では、これらの要求を満たすために、道路舗装の普及、側溝の整備及び下水道事業の推進を図っていく。

- 避難及び救助作業のために関係者が安全に通行し、また、十分に活動できること。
- 救助車両が支障なく安全に通行できること。
- 浸水や溢水（いっすい）の場合、路面の流水を早急に排水できること。

３　輸送拠点の設定

（１）緊急輸送拠点

市内外からの緊急物資の受入れ及び各地への輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送拠点の設定を行うとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

輸送拠点としては、総合運動公園を広域輸送拠点として、緊急物資の受入れ及び市内各地への輸送拠点として予定する。

また、指定避難所でもある市内小・中学校については、地域輸送拠点として予定する。

■緊急輸送拠点の予定施設

区分	施設名	所在地	電話	管理者
広域	総合運動公園	久喜市江面1616	0480-21-3611	久喜市（指定管理者）
地域	市内小・中学校	－	－	久喜市
県営	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町 70	0480-23-1366	埼玉県（指定管理者）
県営	権現堂公園（１号公園）	久喜市小右衛門50	0480-53-1553	埼玉県（指定管理者）
県営	埼玉県立久喜工業高校	久喜市野久喜474	0480-21-0761	埼玉県

注）「市内小・中学校」については、**資料編「資料－７　学校一覧」**参照のこと。

（２）航空輸送拠点

大規模災害において、空のルートを活用した救援物資供給や被災者の搬送等を行うため、ヘリコプター場外離着陸場は次の施設が指定されている。

大規模災害に対応した場外離着陸場を十分確保するため、場外離着陸場の指定の見直し及び新規緊急離着陸場の調査拡充を図るため、消防組合と調整する。

■離着陸場一覧

区分	施設名	所在地	電話	管理者
場外	埼玉東部消防組合消防局訓練場	久喜市上早見396	0480-21-0119	埼玉東部消防組合消防局
場外	菖蒲行政センター　庁舎	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111	久喜市
場外	久喜市立栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	0480-52-0215	久喜市
場外	鷲宮運動広場　野球場	久喜市鷲宮6-3120	0480-59-2288	久喜市
緊急	久喜市立青葉小学校	久喜市青葉1-3-1	0480-22-6121	久喜市
緊急	菖蒲老人福祉センター	久喜市菖蒲町三箇2904	0480-85-1205	久喜市
緊急	森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間5495-1	0480-85-1111	久喜市
緊急	栗橋いきいき活動センターしずか館	久喜市栗橋中央1-11-1	0480-58-1111（生涯学習課）	久喜市
緊急	久喜市立栗橋南小学校	久喜市南栗橋4-21-1	0480-52-0235	久喜市
緊急	久喜市立桜田小学校	久喜市東大輪311	0480-58-1306	久喜市
緊急	久喜市立鷲宮西中学校	久喜市上内1797	0480-58-9645	久喜市

「場外離着陸場」は航空法第 79 条ただし書きの「国土交通大臣の許可」を受けた者のみが利用可能であり、「緊急離着陸場」は航空法第 81 条の２（捜索又は救助のための特例）が適用される緊急時のみ利用可能である（航空法施行規則第 176 条により「国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索又は救助を任務とするもの」であり、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）等が該当する）。

第５　情報収集・伝達体制の整備【市長公室、総合政策部、総務部】

災害予防及び災害応急対策の適切な実施を図るため、迅速かつ正確に被害状況等を把握する必要がある。このため、市は関係機関等に通ずる情報収集体制の整備を図るものとする。

１　情報伝達体制の整備

市は、避難所、防災関係機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し、災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、次に示す様々な通信手段等を効果的に用いる。

① 久喜市防災行政無線（同報系）
② 埼玉県防災行政無線
③ 消防・救急無線
④ アマチュア無線
⑤ タクシー無線
⑥ ＮＴＴ電話回線
⑦ 久喜市ホームページ・ＳＮＳ
⑧ 久喜市防災アプリ
⑨ 携帯電話
⑩ 衛星通信ネットワーク
⑪ 埼玉県災害オペレーション支援システム
⑫ 緊急情報架電サービス
⑬ 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
⑭ Ｌアラート（災害情報共有システム）

注）ＳＮＳ（Social Networking Service）とは、主にＸ（旧 Twitter）、Facebook など、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

【資料編参照】　資料－８「防災行政無線設備」
資料－９「久喜市防災行政無線局管理運用規程」
資料－１０「久喜市防災行政無線局運用細則」

２　防災行政無線の整備

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を庁内及び防災関係機関等に連絡する手段として、市防災行政無線の活用・拡充を図るとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

なお、市は災害時に支障の生じないよう情報通信機器の整備点検に努め、情報伝達訓練を定期的に実施する。

３　情報通信設備の安全対策

市及び防災関係機関は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、次のような安全対策を講ずる。

（１）非常用電源の確保

非常用電源を防災無線室に設置し、危機管理課において管理点検を行うものとする。

また、停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを行うよう努める。

（２）地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床を設置するなど、地震動に対する対策を検討する。

また、各種機器には転倒防止措置を施す。

（３）システムのバックアップ

市と埼玉県を結ぶ防災行政無線システムは地上系と衛星系で２重化し、また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。

４　災害情報のための電話の指定

市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるように体制を整備する。

第６　ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】

大規模災害時には、被災地外から大勢の一般・専門ボランティアが自発的に被災地に駆け付け、災害ボランティアとして被災者救援にあたるボランティア活動の重要性が実証されている。

災害時に活動できる災害ボランティアと、それに対する市民側のニーズの把握、的確な需給調整のできるシステムや災害対策本部の方針及び施策をボランティア全体にまでスムーズに伝達するため、体制の充実や計画の習熟に努めるものとする。

１　ボランティアの登録

災害ボランティアの活動を希望する市内在住の個人又は団体を対象として災害ボランティア活動の登録を推進する。なお、登録に際しては、久喜市社会福祉協議会のボランティア登録制度を活用する。

２　ボランティア諸団体との連携

災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう平常時から市及び久喜市社会福祉協議会は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）及びＮＰＯ等との連携並びにボランティア団体同士の連携を促進するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

３　ボランティアの受入れ体制の整備

災害時のボランティア活動が効率的に行われるよう受入れ体制の整備を推進する。

- ボランティア総合窓口の設置
- 被災者ニーズの把握
- ボランティアのコーディネート業務の一元化
- ボランティア活動に対する物的支援及び活動拠点の確保
- ボランティア保険制度の活用による補償制度の整備

第７　消防【市長公室、消防組合、埼玉県】

１　消防力の充実強化

（１）消防資機材の整備

消防組合は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、震災対策に有効な資機材の整備も進める。消防団は、必要な消防資機材を整備していく。

（２）消防水利等の整備

消防組合は、これまでも防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

（３）消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数は年々減少傾向にある。本市は、消防団活性化総合計画（昭和 63 年２月 29 日消防消第 60 号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。埼玉県は、市の消防団活性化総合計画の策定について、積極的に促進する。

第８　危険物【消防組合、埼玉県】

大地震の発生では、軟弱地盤地域の危険物等関連施設は、液状化により燃料タンクの傾斜や沈下等の損傷を受け、燃料漏れから誘爆や被害の拡大の可能性があり、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、消防法及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。

また、市民の安全を図るため、危険物等関連施設の現状と災害時の被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物等関連施設の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。

先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変化及び危険物等関連施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策の指針に努めるものとする。

１　危険物等関連施設の災害予防対策

危険物等関連施設の災害予防対策は次の内容で実施する。

■危険物製造所等の整備及び改善

- 危険物製造所等の位置や構造上の整備について、消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- 立入検査を励行して、災害防止上の指導をする。

■危険物取扱者の災害防止にかかる制度の効果的な運用

- 危険物保安監督者の選任及び解任の届出を励行する。
- 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。
- 保安教育を実施する。

■危険物等関連施設及び危険物の取扱いの安全管理

- 施設の安全管理に万全を期するため、危険物施設保安員の選任を指導する。
- 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

２　高圧ガス施設の災害予防対策

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者は、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス容器を喪失し、又は盗まれた場合は、遅滞なく埼玉県知事又は警察官に届け出なければならない旨、注意喚起を図る。

高圧ガス保安協会の協力のもとに、適正な貯蔵又は取扱方法についての講習会等による防災上の注意喚起を行う。

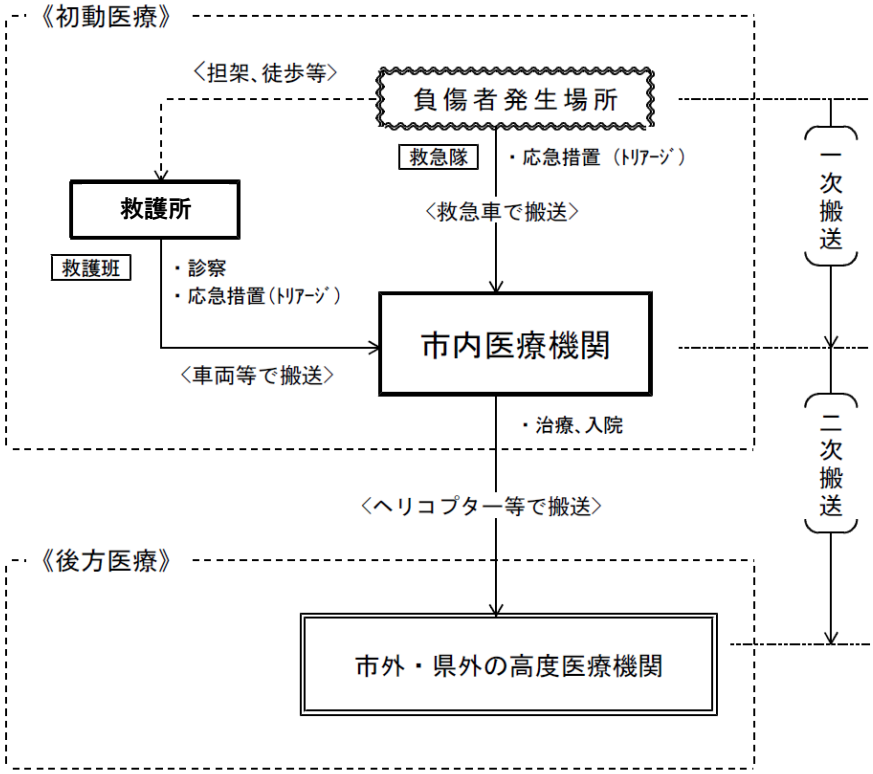
第９　救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

１　救急救助体制の整備

市及び消防組合は、消防署、消防団器具置場及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備に努め、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

２　傷病者搬送体制の整備

■傷病者搬送体制の流れ



（１）情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう災害時医療情報連絡体制を確立する。

（２）搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

（３）搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

（４）ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を確認する。

（５）効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

また、地震発生直後は、119 番回線の不通等電話がつながりにくい状況や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急搬送体制の充実を図る。

３　災害時広域医療搬送体制の整備

地震などの大災害が埼玉県内で発生し、埼玉県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、埼玉県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

埼玉県は、このような事態においても負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

本市は、災害時広域医療搬送計画に基づき、埼玉県に対して傷病者の搬送を要請するものとする。

第 10　医療救護【健康スポーツ部】

災害時の医療体制を確保するため、平時から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。

１　災害医療体制の整備

（１）初期段階の救急医療体制の充実

災害の発生を想定し、初期段階の救急医療活動が速やかに開始できるよう関係機関と調整し、その体制を整備する。

（２）医療救護チームの編成

地震発生後、市地域保健課等の看護師や保健師等により医療救護チームを編成するとともに、医師会等の関係機関と連携を図り、医師会救護班の派遣や医薬品の調達などに努める。なお、円滑な医療の実施や医薬品調達が図れるよう市は関係機関と発災前に協議するものとする。

２　医薬品等の備蓄

災害発生後３日程度の間に必要とする医薬品（包帯や消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）を備蓄するとともに、救護所設置に必要な資機材の確保に努める。

３　医療保健応援体制の整備

市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、平時から連絡・協力体制を確立する。

第 11　避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】

災害の発生により、避難活動が必要となった場合に、迅速かつ適切な避難収容対策を行うため、避難所の整備及び避難誘導体制の確立を図る。

１　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、さらに、高齢者やこども、障がい者等へ配慮した避難所のあり方や避難生活の長期化への対応について検討する。

また、避難所運営マニュアル等の見直しにあたっては、男女共同参画や要配慮者支援の視点から、女性や要配慮者の人権・安全が守られるよう配慮しなければならない。

（１）指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間、これらに含むものとする。

■指定緊急避難場所・指定避難所の考え方

指定緊急避難場所		指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所		指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性が無くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
	拠点避難所	避難所のうち小・中学校、高等学校、総合運動公園及び菖蒲文化会館（アミーゴ）を利用する避難所で、避難所以外の被災者に対しても、情報や物資の提供をする拠点施設である。
	補助避難所	拠点避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、コミュニティセンター等を補助避難所として利用するが最寄りの市民等が自主避難して来た場合は、受入れるものとする。
	福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。

【資料編参照】　資料－１１「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

（２）広域避難場所の指定

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の市民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とする。その際、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- 面積 10ha 以上とする（面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む)。
- 避難者１人あたりの必要面積は、おおむね 3.5 ㎡を満たすよう努める。
- 要避難地区のすべての市民を収容できるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

（３）避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した際には、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定にあたっては、市民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

指定緊急避難場所への避難路についても、上記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進する。

（４）避難場所等の周知

災害時には、極めて混乱した状況の中で大勢の市民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう市民に対し事前に周知するため、次の対策を講ずる。

- 市の広報紙・ホームページを利用した広報
- 防災ハザードマップ等の作成・配布
- 案内板等の設置
  - ・誘導標識
  - ・避難所案内図
  - ・避難所表示板
- 防災訓練の実施

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきものであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、市ホームページやアプリケーション等の多数な手段の整備に努める。

なお、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

２　避難所の安全確保

（１）施設管理者との協議

用地、施設の管理者と災害時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう日頃から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

（２）有線通信の確保

ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。

（３）郵便物の集配業務の確保

郵便局との協議により、災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう体制の整備を推進する。

（４）避難所の安全化・整備充実

指定した避難所について、避難所としての機能や災害時の安全性に問題がないかどうか定期的に点検し、安全性確保のための必要な措置を行う。

３　福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定

高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所（要配慮者用避難所）についても指定の促進を図る。福祉避難所（要配慮者用避難所）は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相

談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等から選定し、災害時の受入れ体制及び移送体制等について、事前の体制整備に努める。

また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、民間のホテル等の借り上げや応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも検討する。

４　避難誘導体制の整備

（１）誘導体制の確立

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制及び相互の連携、役割分担について定めた避難計画の作成に努める。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市民の避難活動は、発生する災害種別に対して立退き避難が必要な場合には、当該災害に対応した市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。

また、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

避難計画で定める主な内容は、次のとおりとする。

- 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 避難所・避難場所の名称、所在地、収容人数等
- 避難所・避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  避難所の管理・運営に関する事項

（２）避難誘導方法への習熟

関係職員をはじめ、市民も避難方法、避難所の特色を理解し、災害時に混乱をきたさないようにしなければならず、地域ごとの実情にあった計画づくりと訓練が必要である。このため、自主防災組織による「災害時の避難誘導計画」等の整備を推進していくものとする。

（３）要配慮者にかかる避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

（４）学校における児童・生徒の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の幼児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し幼児、児童及び生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるものとする。

① 防災対策

- 児童・生徒に対し、教科指導・学級等をとおして地震・火災・風水害・落雷等の災害について理解を深めさせ、防災上必要な安全教育の充実を図るとともに、避難訓練の徹底を図る。
- 緊急時の防火及び警備の実施は、教職員が担当する。
- 防火、警備及び避難等の組織は、できるだけ単純なものとし、状況に即して実働できるよう弾力をもたせる。
- 非常の際における対策措置は、状況による変更が予想されるため、まず、第一に児童・生徒の避難と初期消火活動等に重点をおくものとする。

② 避難訓練計画

各小・中学校は、災害に備え避難訓練計画を策定する。計画は、避難所や避難経路、さらに避難にあたっての留意事項等を定める。

５　避難所の管理運営体制の整備

（１）マニュアルの整備・見直し

「被災者救援班」と避難所施設の管理所管課は協力して、避難所の開設時に円滑な運営ができるよう職員、自主防災組織並びにボランティア団体等を各避難所に配置し、あらかじめ作成した避難所開設マニュアルや避難所運営マニュアルに従い避難所を開設し、管理運営を行う。

ただし、状況に応じて適宜見直すものとする。

なお、マニュアルの作成にあたっては、避難所におけるプライバシーの保護のため、女性や高齢者、障がい者、こどもをもつ家庭等の視点からの配慮を行うため、幅広い意見を求めるとともに、次の点について定める。

- 職員、ボランティア団体等の配置
- 避難所の開設、受入れ準備
- 避難所の管理運営
- 避難所の閉鎖

（２）避難所運営の知識の普及及び訓練

拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（３）避難所機能の充実

各拠点避難所（小・中学校）において、備蓄機能や情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能の確保を検討するとともに、プール又は受水槽により、生活用水の確保に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、ソーラー付ＬＥＤ街灯等についても検討する。

発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス、太陽光、蓄電池等）への転換や、それらの燃料に対応する炊出用調理器具等の設置等についても検討する。

（４）集約避難所の選定

避難生活の改善と避難者の自立促進及び避難所施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所開設後一定期間が経過した時点で、応急仮設住宅が建設されるまでの間、避難者数の減少に応じて避難所を集約し、避難所を段階的に解消する。

集約避難所については、あらかじめ指定することはせず、災害時の避難者の状況や施設の被災状況を勘案し、選定するものとする。

第 12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】

災害時に市外からの救援が届くまでの間、市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。備蓄にあたっては、基準を定めて備蓄量の維持に努め、災害時の輸送経路の遮断等を想定し、拠点避難所である小・中学校ごとに防災備蓄倉庫を分散配置し、期限切れ等を考慮して計画的に購入する。

また、備蓄倉庫の容量、維持管理の面から現物在庫には限界があることを考慮し、物流事業者及び商工業者等の協力を得て流通在庫等の方式による物資の確保を図るものとする。

１　食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針

災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後最低３日間（推奨１週間）分の非常用物資等を確保する。なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。

また、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。

- 市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低３日間（推奨１週間）分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。なお、食料の備蓄については、災害用非常食に限ったものである必要はなく、日常生活における各家庭の食料ストック（即席麺、レトルト食品、米等）の状況に応じて、災害時に対応できる量を各家庭において判断することが大切である。
- 市民は、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
  また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。
- 市は、市民の備蓄を補完するため、予測される被災者の食料等の備蓄及び調達に努める。
- 市及び防災関係機関は、災害対策要員に必要な食料等を備蓄する。

２　備蓄物資の品目及び備蓄場所

市民の基本的な生活を確保するうえで必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に抑えるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。特に、乳幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日間（合計３日間）分以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を３日間分以上とする。

備蓄場所は倒壊の危険性や浸水のおそれなどを念頭に、市役所及び市内の防災備蓄倉庫に分散して備蓄する。なお、備蓄物資についてはおおむね次の品目とする。

■備蓄物資の品目

種別	品目
食料品等	アルファ米、クラッカー、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等
給食・給水用品	釜セット、炊事用品、カセットコンロ、水袋等
衛生医療用品	救急箱（消毒液、三角きん、副木（そえぎ）、包帯、ガーゼ、絆創膏（ばんそうこう）、眼帯、マスク等）、生理用品、紙おむつ（乳幼児用、大人用）、肌着、哺乳びん、ウエットティッシュ等
避難・救護用品	テント、毛布、布団、カーペット、担架、簡易ベッド、車いす、タオル、懐中電灯、ろうそく、バケツ、ほうき、乾電池、洗剤、ビニール袋等
災害用トイレ用品	仮設トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等
情報伝達用品	トランジスタラジオ、携帯電話等
資機材	チェーンソー、発電機、投光器、折りたたみリヤカー、はしご、ブルーシート、拡声器、救助用資機材、ヘルメット、自転車、水中ポンプ、軍手、間仕切り等

３　緊急調達体制の確立

災害時において被災人口が拡大すると、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、

さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品等の関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

４　応急給水

（１）応急給水体制の整備

① 応急給水目標量

地震発生時に上水道の給水が停止した場合、断水世帯に対し、次表を目標に給水体制を整備する。

■一日あたりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３Ｌ/人･日	生命維持に必要な最小水量
４日から10日	20Ｌ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100Ｌ/人･日	通常の生活には不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250Ｌ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

② 相互応援体制の確立

他都市水道事業体との災害応援協定の締結に努め、速やかに市町村水道事業体に応援要請できる体制を確立する。

（２）給水資機材の整備

① 応急給水用資機材の整備

非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材を整備する。

② 耐震性貯水槽の維持管理

災害時における市民の飲料水を確保するため、耐震性貯水槽の適切な維持管理を行う。

③ 水資源の活用

受水槽等の活用や雨水等の利用を検討し、総合的な生活用水確保のための対策を講ずる。

５　石油類燃料の調達・確保

埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。

本市においては、既に石油類燃料の調達のため石油商業組合との災害時優先供給に関する協定を締結していることから、締結した協定にのっとりこれらの物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

第 13　帰宅困難者対策【市長公室、教育部、埼玉県】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を埼玉県など関係機関と研究・協議し、実施していく。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

１　帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

２　帰宅困難者数の把握

帰宅困難者数の算定方法は次のとおりとする。

① 震度６弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されるとしたこと。
② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用するとしたこと。
③ 帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能としたこと。
④ 帰宅距離10km～20kmの者は、１km長くなるごとに帰宅可能者が10%ずつ低減するとしたこと。
⑤ 帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能としたこと。
⑥ 平時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能
⑦ 平時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、上記①～⑤の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。
⑧ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用

帰宅困難率%＝（0.0218×外出距離km）×100

「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年３月）によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が平日の夏 12 時に発生した場合、本市における帰宅困難者は 18,284 人にのぼるものと算定されている。

また、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の被害想定によれば、首都圏においてもっとも切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が昼 12 時に発生した場合に、埼玉県内で、埼玉県外からの通勤通学者等を含め、67 万人の帰宅困難者が発生すると予想され、さらに都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390 万人の帰宅困難者が発生するとされている。

３　帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

■帰宅困難者発生に伴う影響

項目	内容
地域の災害対応力の低下	約 3.6 万人（※）の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。
被害の拡大	発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。
通信手段の喪失	多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。
市内主要駅等での帰宅困難者	埼玉県には 67 万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、市内の主要駅においても帰宅できない多くの駅前滞留者が発生し混乱する。

※埼玉県内外に通勤・通学や私用などで外出し、外出先で地震が発生した場合に、帰宅できなくなる市民の数。

４　帰宅困難者対策の普及啓発

（１）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（２）企業等への要請

職場や学校、ホテルや旅館あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成
- 飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- 従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供
- 仮泊場所等の確保

（３）徒歩帰宅の心得７カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。

- 「留まる」
  1．連絡手段、事前に家族で話し合い
  2．携帯も、ラジオも必ず予備電池
- 「知る」
  3．日頃から、帰宅経路をシミュレーション
  4．災害時の味方、帰宅支援ステーション
- 「帰る」
  5．職場には、小さなリュックとスニーカー
  6．帰宅前には、状況確認
  7．助け合い、励まし合って徒歩帰宅

５　帰宅困難者支援のための広域的な連携

（１）鉄道事業者との連携

市は、市域を通る鉄道事業者と平時での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入れに努める。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者などの情報に基づき、各駅ごとに受入れ公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

（２）関係機関等との連携

① 埼玉県石油業協同組合との協定

埼玉県は、ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

② フランチャイズチェーン、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

埼玉県は、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む。）内容の協定を締結している。

【資料編参照】　資料－３４「災害時帰宅支援ステーション」

（３）九都県市での広域的な取組

帰宅困難者対策は、首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市地震防災・危機管理対策部会で検討を進め、次の普及啓発活動を実施している。

- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配付
- 帰宅支援ホームページの運用
- 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配付
- 大手鉄道事業者と連携し通勤通学者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

（４）帰宅困難者対策の検証

埼玉県は、交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、埼玉県内市町村との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

６　一時滞在施設の確保

市、埼玉県及び鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

市は埼玉県と協力し、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

７　企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

８　学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ定めておく。

第 14　遺体の埋・火葬【市民部、福祉部】

１　遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・遺体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

２　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

市は、震災時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいはほかの市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

なお、埼玉県は、市で震災時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ市町村と関係業者あるいは市町村間で協定を締結しておくよう指導、助言及び情報提供を行う。

また、埼玉県は、市町村を補完する立場で埼玉県と関係業者あるいは他都県との協定の締結についても検討していく。

第 15　生活環境の整備【環境経済部、健康スポーツ部、衛生組合】

災害時におけるトイレ対策や災害に伴う廃棄物等の処理対策等について定める。

１　トイレ対策

下水道の普及率の高い本市において、災害時の断水に伴う水洗トイレの使用不能となる事態は生活上の大問題である。被災者救援について、まず、水の供給、食料の配布が最優先課題として向けられがちであるが、トイレ対策についても同様の重要課題である。

災害時のトイレ対策は、単に仮設トイレ等の基数を増やせばよいというものではなく、ハード・ソフト両面にわたって極めて多くの要素が関係している。

このため、各種トイレ施設の整備、応急トイレ対策、災害用トイレの確保及び市民に対する教育・訓練・広報等の総合的なトイレ対策について検討を進める。

２　廃棄物対策

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（１）し尿処理対策

災害時において、し尿処理が必要となった場合のために、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者と災害協定を事前に締結し、初期体制を確立する。

また、非常時対応用収集車両の確保を検討するとともに、大型のし尿処理車両を保有している業者及び自治体の情報をあらかじめ把握し、必要に応じて応援協定を締結する。

（２）ごみ処理対策

衛生組合は、ごみ焼却処理施設について、災害時における緊急停止等のマニュアルを作成し、施設の安全確保に即座に対応できるよう定めておく。

また、市及び衛生組合は、所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法についてマニュアルを作成するとともに、仮置場の候補地を選定しておく。

（３）がれき対策

災害時に効率的ながれき処理が実施できるようあらかじめお互いに連携がとれる体制、処理方法について検討する。

がれきが処分できる業者の能力を把握し、災害時の搬入割り当てを計画する。

また、他市及び他の行政機関への救援要請については、その被害状況に応じて行うこととし、広域災害の場合は、埼玉県に調整を依頼する。

災害時に動員できる許可業者数、保有資機材、車両を平時から把握するとともに、事業者に対して、災害時における対応について、研修、協議の場を設ける。

災害時のがれき処分は、市内に仮置きした後、リサイクルを心がけながら最終処分地に搬送する。

そのため、災害時における仮置場を周辺環境及び接道条件等を勘案しながら、公園等の中から候補地をあらかじめ選定し、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

（４）広報体制の整備

災害時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する市民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、平時から市民等に対して必要な広報等の啓発活動を行っていく。

- 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

３　防疫・衛生対策

（１）防疫対策

「環境班」「医療・救護班」は、被害の程度により、迅速に防疫活動ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を定めておく。

防疫用資機材は、市の保有する資機材を使用するとともに、不足分は市内薬局等から調達する。さらに、不足する場合は、埼玉県に対して確保を依頼する。

感染症患者又は保菌者が発見されたときは、速やかに感染症隔離病舎等に収容する。

（２）衛生確保

幸手保健所と協力して、各避難所を巡回し、衛生状況の確認と必要な衛生指導等を実施する。

衛生指導の内容は次のとおりである。

- 救援食料等の保管、取扱いに関する衛生啓発
- 避難所における環境衛生の保持に関する指導
- 飲料水の衛生に関する指導
- ペット動物の飼育に関する指導

第 16　応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。そのため、あらかじめ罹災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

１　応急措置等の指導、相談

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

２　応急仮設住宅の供給体制

応急仮設住宅を速やかに供給するため、応急仮設住宅の建設に関し、関係業者等と災害時における必要建設戸数の供給について、事前に協議するものとする。

３　事前の用地選定の考え方

市は、応急仮設住宅の建設用地について、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。ただし、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避するものとする。

また、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。

■建設用地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

４　適地調査

市は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年１回、埼玉県に対して報告する。

５　設置事前計画

市及び埼玉県は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定するよう努める。

■応急仮設住宅設置計画の内容

- 仮設住宅の着工時期
- 応急仮設住宅の入居基準
- 応急仮設住宅の管理
- 要配慮者に対する配慮

第 17　文教対策【こども未来部、教育部、消防組合】

教育施設における防災体制の強化充実を図るとともに、文化財の保護対策について定める。

１　防災体制の強化充実

（１）防災計画の充実

各教育施設管理者は、地震災害に対応した防災計画を作成・充実する。

災害発生時に迅速に対応できる連絡体制の整備と、市民を含めた役割分担の明確化を図る。

上記事項については、特に次の２通りの場合を想定し、その場合の応急措置方法について定めておく。

■在校時に発災の場合

- 児童・生徒の避難
- 児童・生徒の帰宅方法
- 保護者との連絡方法
- 地域住民との協力体制

■在校時外の発災の場合

- 休業措置等を決定した場合の児童・生徒への迅速・確実な連絡方法

（２）防災訓練の実施

各教育施設において、地震災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。

消防組合と協力して地震災害に対応した学校・園一斉の避難訓練を実施する。

（３）学校・園の防災教育の推進

児童・生徒に防災に関する知識を習得させるため、防災教育の手引書を作成する。

災害に備え、防災訓練を通じて避難など適切な行動がとれるよう指導する。

【資料編参照】　資料－７「学校一覧」

２　文化財の保護対策

（１）文化財の災害予防対策

① 現状及び予防措置

文化財の災害は、有形文化財全般にわたるものとし、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想される。ほとんどの場合は火災により失われるが、建造物自体の老朽化等から地震による被害も大きい。

したがって、文化財の災害予防措置に関し、随時又は災害の発生が予想されるときに、点検及び見回り等を行い、文化財の保存に万全を期する。

② 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

■火災予防体制

- 防火管理体制の整備
- 文化財に対する環境の整備
- 火気使用の制限
- 火気の厳重警戒と早期発見
- 自衛消防と訓練の実施
- 火災発生時における措置の徹底

■防火施設の整備強化

- 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- 消火器、屋内消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ等の充実強化
- 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

■その他

- 文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- 所有者に対する教育
- 管理保護についての助言と指導

【資料編参照】　資料－３５「文化財の現況」

第 18　災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、こども未来部、教育部、久喜市社会福祉協議会】

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約２倍にのぼった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市及び埼玉県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定、令和７年６月更新）を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。

○災害時の要配慮者にかかる定義

・要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、日本語が堪能でない外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者のことをいう。

また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

・避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

・避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第 49 条の 11 第２項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、久喜市社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、行政区などのほか、各種障がい者団体や事業者など地域に根ざした幅広い団体や個別避難計画の作成に参画する者の中から、地域の実情により避難支援者を決めることとしている。

１　避難行動要支援者の安全対策

（１）全体計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「久喜市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画)」（以下「全体計画」という。）を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、高齢者等避難の発令・伝達、自助・共助・公助の役割分担、避難支援体制など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

（２）要配慮者の把握

市は、要援護者見守り支援登録台帳を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努める。

また、難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報のうち、要援護者見守り支援登録台帳の作成のために必要があると認められる情報については、埼玉県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

（３）避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、次のとおりとする。

■対象となる避難行動要支援者

- 高齢者（65 歳以上の方）
  - ・ひとり暮らし
  - ・高齢者のみの世帯
  - ・日中・夜間独居世帯
  - ・要介護認定区分が要介護３以上の認定を受けた方
- 障がい者
  - ・身体障害者手帳１級、２級
  - ・療育手帳 Ⓐ、A
  - ・精神障害者保健福祉手帳１級
  - ・難病患者
  - ・障害支援区分３以上の方
- 状況により支援が必要な方
  - ・妊産婦及び乳幼児
  - ・児童
  - ・日本語が堪能でない外国人の方など
  - ・その他援護を必要とする方

（４）要援護者見守り支援登録台帳の作成

災害対策基本法第 49 条の 10 において、市は、避難行動要支援者にかかる避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成が義務付られた。市においては、既に要援護者見守り支援登録台帳が作成されていることから、当該台帳を災害対策基本法第 49 条の 10 に基づくものとして位置付けるものとする。

なお、台帳の作成にあたっては、前述「（２）要配慮者の把握」により収集した情報のうち、要件を満たすものについて次の事項を記載するものとする。

■要援護者見守り支援登録台帳の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号（携帯電話）その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（５）個別避難計画の作成

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な要配慮者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、要援護者見守り支援登録台帳情報に基づき福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織など地域の関係機関や支援者と打合せながら、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難個別支援プラン（個別避難計画）を作成する。なお、避難個別支援プラン（個別避難計画）は、「要援護者見守り支援登録書兼個別プラン」とする。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、自力で避難することが困難な避難行動要支援者から優先して作成するものとし、優先して作成する者の個別避難計画については、概ね令和７年度までを目途に作成できるように努める。

また、平時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（６）要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドをはじめとしたデータ管理や埼玉県との連携などにより要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画のバックアップ体制について、検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても台帳及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、台帳及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

（７）要援護者見守り支援登録台帳の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、毎年度、地域関係機関と協力し、「要援護者見守り支援登録台帳」を基にした要配慮者にかかる登録内容を確認し、情報を最新の状況に保つよう努める。

（８）要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用

要援護者見守り支援登録台帳は平時から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。

そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

なお、平時から台帳情報を外部提供するために、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関らず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

（９）避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

（10）要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画情報の適正管理

要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう市においては、個人情報保護の管理徹底について説明を行うなど適切な措置を講ずる。

（11）防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

２　要配慮者全般の安全対策

（１）要配慮者の安全確保

① 緊急時通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急時通報システムを整備し、その周知に努める。

② 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者の人権を考慮した防災基盤整備を推進する。

また、市、埼玉県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を推進する。

③ 要配慮者の人権に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者等の人権に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所運営マニュアルの見直しを図るものとする。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

④ 防災カード（ヘルプカード・あんしんカード）の普及

市及び久喜市社会福祉協議会は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらう

ことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

⑤ 情報伝達方法の確立

市は、要配慮者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、避難誘導等の施設、設備等の導入及び普及を図る。

通常の音声・言語・映像等による手段では、適切に情報が入手できない要配慮者に配慮した方法を使用する。また、その情報伝達に必要な専門技術を有する通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

（２）福祉避難所（要配慮者用避難所）の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、あらかじめ福祉避難所（要配慮者用避難所）を確保しておき、社会福祉施設等においても、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄物資の調達及び供給に努める。

（３）地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

（４）相談体制の確立

市及び久喜市社会福祉協議会は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

（５）防災知識の普及啓発

市及び久喜市社会福祉協議会は、要配慮者自身が自らの災害対応能力を高められるよう要配慮者の態様にあわせた防災知識の普及、啓発及び防災訓練を行うとともに、これらを効率よく実施できるよう施設の整備の推進を図る。

（６）保育所における要配慮者の事前措置

■園長の行うべき措置

- 各保育所の園長は、災害の発生に備えて、児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置、保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防組合、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。
- 各保育所の園長は、保育所の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等について的確な計画を立てておく。
- 各保育所の園長は、災害発生に備えて、保存食料、飲料水、離乳食等の備蓄に努める。
- 勤務時間外における職員の非常招集の方法を定め、日頃から職員に周知する。
- 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講ずる。

（７）外国人の安全確保

① 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。

また、市は案内板のデザインの統一化について、検討を進める。

③ 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解することができない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、外国語による情報提供を行うよう努める。

④ 防災訓練の実施

市は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

３　社会福祉施設入所者等の安全対策

（１）施設管理者

①　災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

②　緊急連絡体制の整備

ｱ）職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

ｲ）安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

③　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

④　被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の要介護高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑤　食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

■備蓄物資（例示）

- 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（３日間分以上）
- 飲料水（３日間分以上）
- 常備薬（３日間分以上）
- 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日間分以上）
- 照明器具
- 熱源
- 移送用具（担架・ストレッチャー等）

⑥　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

⑦ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から地域内の施設、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時のボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう市との連携を図っておく。

⑧ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

（２）市

① 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

② 防災計画策定の指導

防災計画及び各種マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第 19　業務継続計画（ＢＣＰ）【各室部】

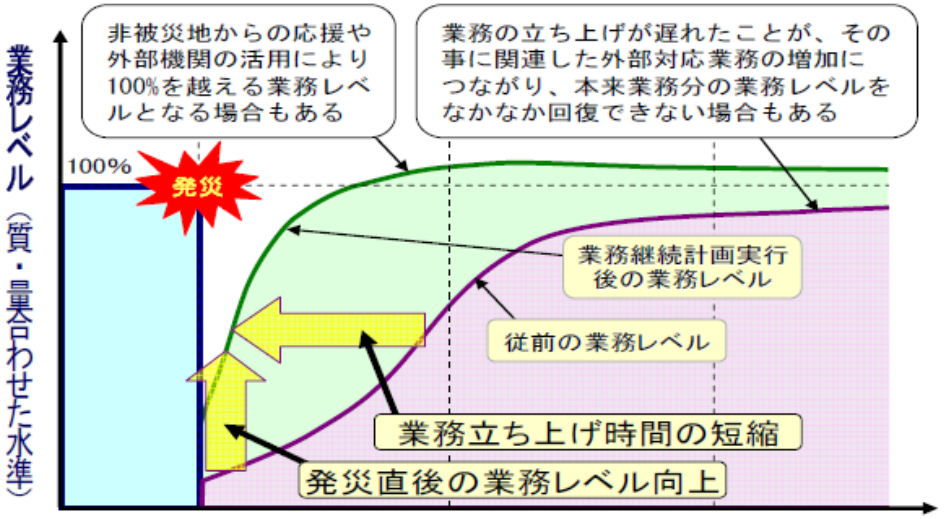
１　業務継続計画の役割

業務継続計画とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、次の特徴をもっている。

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じると、その重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

■業務継続計画策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図



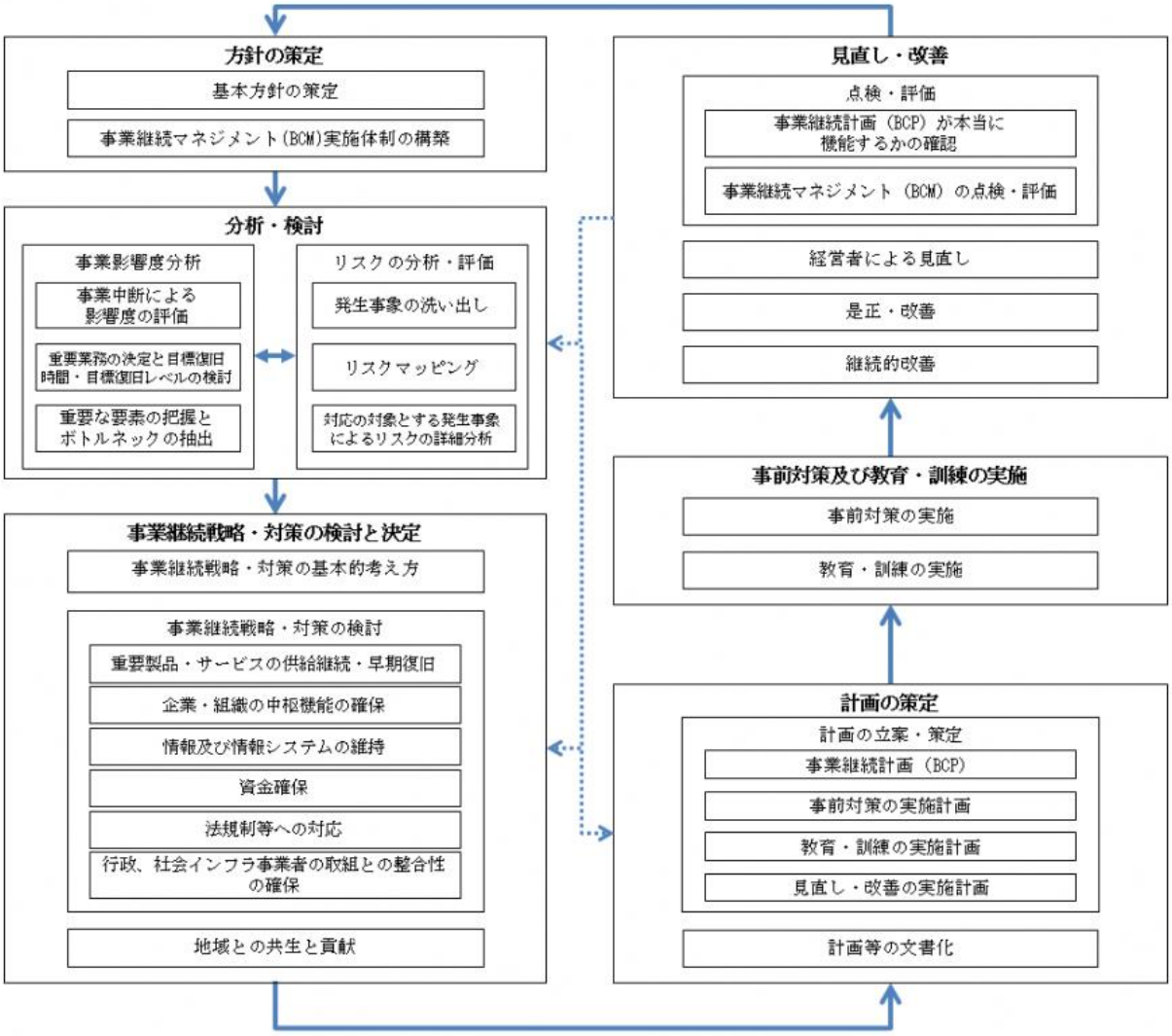
２　市政の業務継続計画

市は、災害に備えて平時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるようあらかじめ対策を立てておく必要がある。

そのため、市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政の業務継続計画を策定しており、その継続的な見直しを図る。

■業務継続計画のマネジメントサイクル



出典：内閣府「事業継続ガイドライン」（令和５年３月）

３　本計画と業務継続計画との関係

本計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための予防・応急・復旧対策等に重点を置いており、ほとんど自らが深刻な被害を受けることを想定しておらず、自らは無事で市民や企業の救援に全力であたる前提となっているため、深刻な被害を受けた場合における業務の継続が考慮されていない。

業務継続計画は、自らの深刻な被害を想定して合理的に対応を考える計画である。

第２章　震災応急対策計画

第１節　応急活動体制

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、市の活動体制を整えるとともに、埼玉県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。

また、大規模地震時には自衛隊と連携し、市民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を次のとおり定める。

第１　配備体制と動員計画【各室部共通】

１　配備体制

本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたものの、市域に発生した地震が震度５弱未満であった場合は、本市の被害状況等に応じ、その都度、配備区分を市長が決定するものとする。

■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策）

配備区分		配備基準	活動内容
警戒体制 （災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制）		➢ 原則として市域に「**震度５弱**」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 （災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制）	第１配備	➢ 原則として市域に「**震度５強**」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第２配備	➢ 原則として市域に「**震度６弱以上**」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制

注）市内にある複数の計測震度計が示す最大値を市域の震度の代表値とする。

■配備決定の手続き

NO.	配備体制	決定の手続き
①	警戒体制	市長公室長が、市長の承認を得て行う。
②	非常体制	配備基準に該当する場合、自動設置となる。設置後、市長公室長は、速やかに市長に報告し、承認を得る。
③	体制の解除	①、②の規定を準用する。

２　動員計画

（１）職員の動員計画

職員の動員計画は、配備体制の種別に応じて当該室長又は部長が定めるものとし、災害応急対策に必要な人員の確保をするため、次に定める「職員動員計画表」によるものとする。

また、表中の〇印のついた部所では、年度当初に所属長があらかじめ動員職員を指定し、「危機管理課」に報告する。

なお、動員内容を表す記号の凡例は、次のとおりである。

△：所属職員のおおむね 1/3　　〇：所属職員のおおむね 1/2　　◎：全班員

■職員動員計画表

警戒体制			非常体制			
通常組織		（震度５弱）	第１配備（震度５強）	第２配備（震度６弱以上）	災害対策本部	
室部名	課・所名				班名	室部名
市長公室	秘書課	△	◎	◎	秘書班	市長公室
	危機管理課	◎	◎	◎	総括班	
	シティセールス課	△	◎	◎	広報・情報収集班	
ー	議会総務課	△	〇	◎	広報・情報収集班	
総合政策部	企画政策課	ー	◎	◎	財政班	総合政策部
	財政課	ー	〇	◎	財政班	
	情報推進課	〇	〇	◎	財政班	
	アセットマネジメント推進課	△	〇	◎	財政班	
ー	出納室	△	〇	◎	経理班	
総務部	庶務課	ー	◎	◎	管財班	総務部
	人事課	△	◎	◎	総務・動員班	
	管財課	〇	◎	◎	管財班	
	人権推進課	ー	〇	◎	総務・動員班	
	しょうぶ会館	〇	〇	◎	総務地区活動班	
	市民税課	△	〇	◎	調査・避難支援班	
	資産税課	△	◎	◎	調査・避難支援班	
	収納課	ー	〇	◎	調査・避難支援班	
ー	選挙管理委員会事務局	ー	〇	◎	管財班	
ー	監査委員事務局	ー	〇	◎	管財班	
市民部	市民生活課	△	〇	◎	市民ボランティア班	市民部
	市民課（総合窓口）	ー	〇	◎	市民ボランティア班	
	交通住宅課	△	〇	◎	交通住宅班	
	菖蒲行政センター	〇	〇	◎	菖蒲行政センター班	
	栗橋行政センター	〇	〇	◎	栗橋行政センター班	
	鷲宮行政センター	〇	〇	◎	鷲宮行政センター班	
環境経済部	環境課	△	◎	◎	環境班	環境経済部
	資源循環推進課	△	◎	◎	環境班	
	農業振興課	△	◎	◎	産業班	
	農業委員会事務局	ー	◎	◎	産業班	
	商工観光課	△	〇	◎	産業班	

警戒体制			非常体制			
通常組織		（震度５弱）	第１配備（震度５強）	第２配備（震度６弱以上）	災害対策本部	
部名	課・所名				班名	部名
福祉部	社会福祉課	○	◎	◎	被災者救援班	福祉部
	生活支援課	△	○	◎	被災者救援班	
	障がい者福祉課	△	○	◎	被災者救援班	
	高齢者福祉課	△	○	◎	被災者救援班	
	介護保険課	△	○	◎	被災者救援班	
健康スポーツ部	健康医療課	△	○	◎	医療・救護班	健康スポーツ部
	地域保健課	△	○	◎	医療・救護班	
	国民健康保険課	－	○	◎	医療・救護班	
	スポーツ振興課	△	○	◎	体育施設班	
こども未来部	子育て支援課	△	○	◎	こども支援班	こども未来部
	こども家庭保健課	△	○	◎	こども支援班	
	保育幼稚園課	△	○	◎	こども支援班	
	こども育成課	△	○	◎	こども支援班	
建設部	建設管理課	○	◎	◎	道路・河川班	建設部
	道路建設課	○	◎	◎	道路・河川班	
	道路維持課	○	◎	◎	道路・河川班	
	治水河川課	○	◎	◎	道路・河川班	
まちづくり推進部	都市計画課	△	○	◎	建築公園班	まちづくり推進部
	都市整備課	△	○	◎	建築公園班	
	産業拠点整備推進課	△	○	◎	建築公園班	
	公園緑地課	△	○	◎	建築公園班	
	建築審査課	○	◎	◎	建築公園班	
上下水道部	上下水道経営課	△	○	◎	上下水道総務班	上下水道部
	水道施設課	○	◎	◎	給水班	
	下水道施設課	○	◎	◎	下水道班	
教育部	教育総務課	△	○	◎	教育総務班	教育部
	学校施設課	○	◎	◎	学校施設班	
	学校給食課	○	○	◎	学校教育班	
	指導課	○	○	◎	学校教育班	
	生涯学習課	○	○	◎	社会教育班	
	文化振興課	○	○	◎	社会教育班	

（２）動員の方法（動員指令の伝達）

① 勤務時間内の職員の動員方法

勤務時間内の指令伝達は、「危機管理課」があたり、口頭又は庁内放送で各部に連絡を行う。

また、体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

② 勤務時間外の職員の動員方法

休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。

各職員は、ラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を把握し、職員動員計画に従って自主的に参集する。

また、体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

■自主参集基準

基準	内容
本市の震度が 震度５弱の場合	地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が 震度５強の場合	地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に、避難所参集職員は所定の避難場所に自主参集する。
本市の震度が 震度６弱以上の場合	全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された職員は所定の場所へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

（３）出動職員の把握

① 各班の出動職員の把握

各班長は職員の出動状況を取りまとめ、所属室長又は部長へ報告を行う。室長及び各部長は報告を取りまとめ、「総務・動員班」に職員の参集状況を報告する。「総括班」は、「総務・動員班」と連携し、各部における職員参集状況を把握する。

② 各室部の要員配備の調整

各室部の長は、室部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要な場合（現職員だけでは対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）は、室部内の各班間で要員を調整する。

また、要員が不足する場合は、「総務・動員班」に要員配備の調整を求める。「総務・動員班」は、要員配備の調整を求められた場合には、各室部と調整を行う。

③ 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「総務・動員班」は本部長（市長）の指示により、各室部との間で要員配備の調整を行う。

第２　災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部、市民部】

１　災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第 23 条の２に基づき、災害対策本部を設置する。

（１）設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- 本市域で「**震度５強以上**」の地震が発生したとき
- 「**南海トラフ地震臨時情報**」が発表されたとき
- その他市長が必要と認めたとき

（２）設置場所

災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とし、正面玄関に「久喜市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、市役所本庁舎が被災した場合、市長公室長は、市役所本庁舎内への災害対策本部設置の可否を判断し、設置できない場合は久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置するとともに、参集した職員にわかるように明示する。

（３）実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、不在又は事故がある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第１順位：副市長	第２順位：教育長	第３順位：市長公室長

（４）設置の手順

① 来庁者等の安全確保

職員は、来庁者等を屋外の安全な場所へ避難誘導し、安全を確保する。

② 庁舎の被害状況の把握

「管財班」は、市役所本庁舎（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の被害状況の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を講ずる。

災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては「総括班」に報告する。

③ 職員の被災状況の把握

「総務・動員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに災害対策本部各室部各班（以後、「各部班」という。）から職員の負傷等の状況に関する報告を求め、その集約結果を「総括班」に報告する。

また、勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明者の概況を掌握する。

④ 通信機能の確保

「総括班」は、市防災行政無線（同報系）、埼玉県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

⑤ 備品類の用意

「管財班」は、本部の運営に必要な次に示す備品類を用意する。

■災害対策本部に用意すべき備品類

区分	備品類
情報機器類	・有線電話及びファクス　・防災行政無線　・携帯電話 ・災害対応用臨時電話　・庁内放送設備　・プロジェクター、スクリーン ・テレビ、ラジオ　・パソコン（インターネット）

区分	備品類
事務用品	・複写機　・ホワイトボード、掲示板 ・筆記用具等事務用品　・ハンドマイク、懐中電灯
関係資料	・防災関係機関一覧表　・災害時の市内応援協力者名簿 ・職員名簿　・災害処理表その他書類一式 ・被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

（５）閉鎖基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を解散する。

（６）設置及び閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときには、直ちに関係機関等に通知するものとする。

■災害対策本部設置及び閉鎖の通知

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班 （議会総務課）
報道機関	電話、メール、ファクス	広報・情報収集班 （シティセールス課）
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）
市民	・市防災行政無線（同報系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）
	・市ホームページ ・ＳＮＳ ・メール配信	広報・情報収集班 （シティセールス課）

注）国（消防庁）へは、埼玉県に連絡できない場合に通知する。

２　行政機能の確保状況の報告

震度６弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて埼玉県（統括部）に報告する（第１報は原則として発災後１２時間以内、第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

【資料編参照】　資料－３６「市町村行政機能チェックリスト」

３　災害対策本部の運営

本部長は、次に示す本部会議及び各部班を総括し、災害対策本部の運営にあたる。

（１）災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

（２）災害対策本部員（以下「本部員」という。）

本部員は、久喜市部設置条例等に規定する室及び部の長をもって充てる。

本部員は、本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（３）災害対策本部付（以下「本部付」という。）

本部に本部付を置き、危機管理課長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。

本部付は、各部との連絡、災害関連情報及び各部の応急対策の実施状況に関する情報の収集、本部会議への報告を行う。

（４）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、国（リエゾン）、自衛隊、警察署及び消防組合等の関係者に対し本部会議への出席を求めることができる。なお、本部会議の庶務は、「総括班」があたる。

■本部会議の協議、調整事項

- 震災応急対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

（５）現地災害対策本部

特に被害が激甚な地区において、本部長は、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、現地情報の総合的集約等を行い、円滑かつ的確な防災活動の実施を図る。

要員配備及び設置場所については、本部長がその都度決定する。

■現地災害対策本部の事務

- 現地情報の収集に関すること。
- 地域内の応急対策に関すること。
- 災害対策本部との連絡に関すること。
- その他市民対応に関すること。

（６）各室部班

各室部班ごとに定められた「**（３）災害対策本部各部班の事務分掌**」（P359 参照）に従って災害応急対策を行う。なお、各室部に共通する事務は、次のとおりである。

■各室部の共通事務

- 各室部の動員、配備に関すること。
- 各室部及び各室部内の連絡調整に関すること。
- 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関すること。
- 他の室部の応援に関すること。

（７）班長会議

本部会議と各班との情報伝達を円滑にするため、各班に班長を置くとともに、班長会議を設置する。

■班長会議の事務

- 各班の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報等の取りまとめに関すること。
- 各班間の連絡調整に関すること。
- 本部会議の協議事項の作成に関すること。
- 本部会議からの指令、その他連絡事項等の連絡に関すること。

（８）防災関係機関会議

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るために、必要に応じ災害対策本部に防災関係機関会議を設置する。

また、必要に応じて防災会議を招集し、情報の収集、連絡調整を行い、災害応急対策の推進を図る。

■防災関係機関会議を構成する機関

・市　・消防組合　・埼玉県　・警察署　・ライフライン関係機関
・自衛隊　・医療機関　・その他必要な機関

■防災関係機関会議の事務

- 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報等の取りまとめに関すること。
- 本部会議及び各防災関係機関からの指令、その他連絡事項等に関すること。

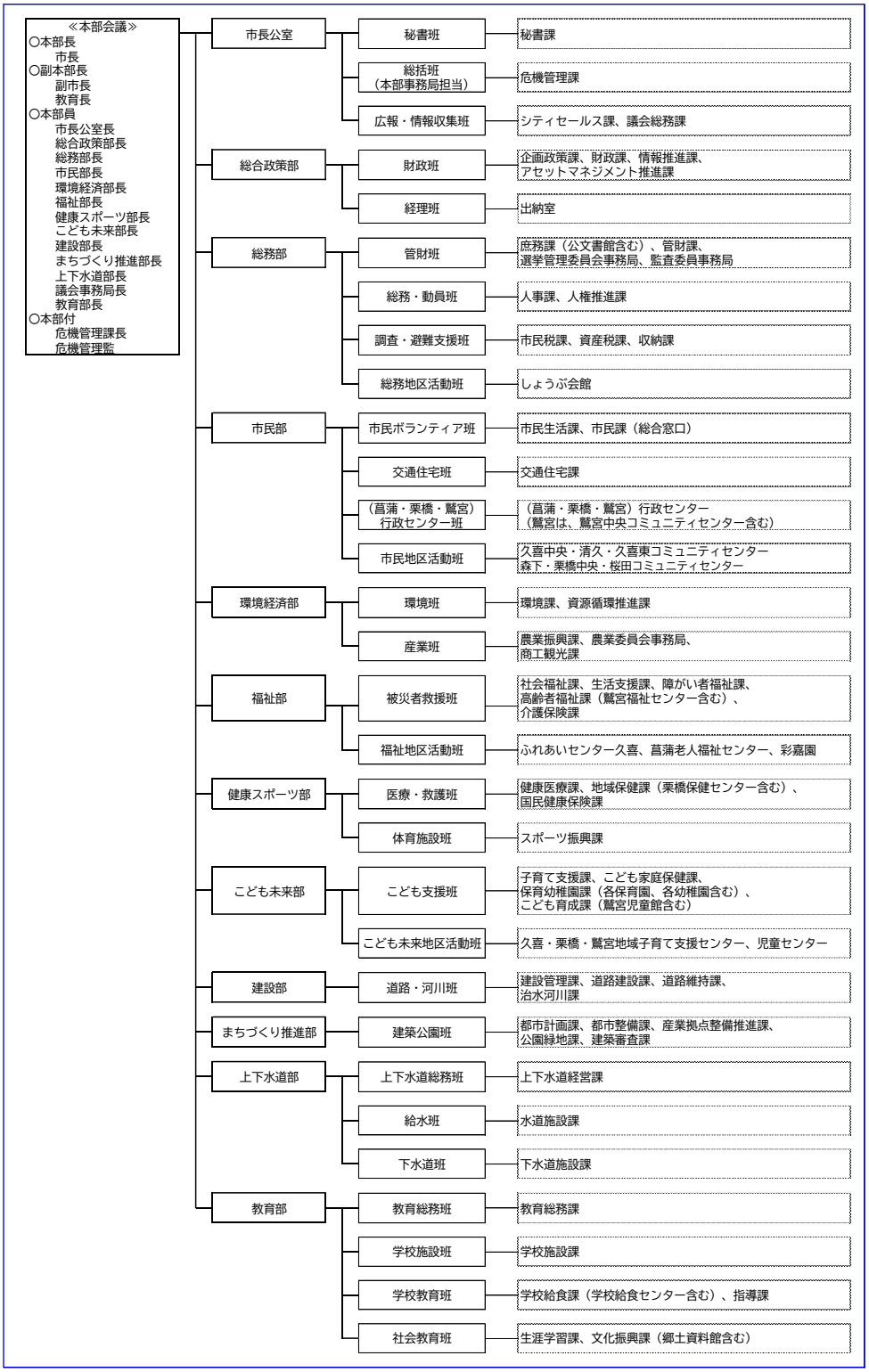
４　災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部班の事務分掌は、次のとおりである。

（１）災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次のとおりである。

■久喜市災害対策本部組織図　　［令和７年４月１日現在］



（２）災害対策本部会議の事務分掌

災害対策本部の本部会議及び各部班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部長、副本部長、本部員及び本部付の構成及び事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する（順位は副市長、教育長の順とする）。
本部員	市長公室長 総合政策部長 総務部長 市民部長 環境経済部長 福祉部長 健康スポーツ部長 こども未来部長 建設部長 まちづくり推進部長 上下水道部長 議会事務局長 教育部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地へおもむき各班の指揮をとる。
本部付	危機管理課長 危機管理課危機管理監	各班との連絡並びに各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

注）本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合は、増員することができる。

（３）災害対策本部各部班の事務分掌

災害対策本部各部班の事務分掌は、次のとおりである。

【市長公室（市長公室長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
秘書班 （秘書課長）	秘書課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。 ・災害視察者、その他見舞者の応接に関すること。
総括班 **〔本部事務局担当〕** （危機管理課長）	危機管理課	【災害対策本部に関する事務】 ・災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること。 ・災害対策本部会議、班長会議、防災関係機関会議に関すること。 ・災害対策本部長の命令伝達に関すること。 ・災害対策本部の庶務に関すること。 ・災害対策本部の決定に基づく指令等の伝達に関すること。 ・避難指示及び避難所の開設の指示に関すること。 ・防災行政無線の運用及び防災行政無線情報メール配信に関すること。 ・災害オペレーション支援システムに関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 【その他】 ・被害状況の集約、分析及び災害対策本部への報告に関すること。 ・防災備蓄倉庫の管理に関すること。 ・災害救助法の申請手続きに関すること。 ・災害応急対策の取りまとめ及び報告に関すること。

班（班長）	担当部署	事務分掌
広報・情報収集班 **（シティセールス課長）**	シティセールス課 議会総務課	・避難情報等の市民に対する広報に関すること。 ・市ホームページ、ＳＮＳ等による情報提供に関すること。 ・報道機関との連絡及び調整に関すること。 ・広聴及び被災者からの陳情に関すること。 ・被災状況の写真等による記録に関すること。 ・気象及び災害等の情報収集管理に関すること。 ・議会（市議会議員）との連絡及び調整に関すること。

【総合政策部（総合政策部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
財政班 （情報推進課長）	企画政策課 財政課 情報推進課 アセットマネジメント推進課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・緊急予算編成及び資金調達に関すること。 ・電気通信設備の状況把握に関すること ・公共施設の公衆無線 LAN の災害時運用への切り替えに関すること。 ・災害状況の統計に関すること。 ・市有建築物（防災拠点建物、避難所、集会所等）の安全確認に関すること。
経理班 （出納室長）	出納室	・災害見舞金の管理保管に関すること。 ・災害に関する現金の出納に関すること。 ・その他経費に関すること。

【総務部（総務部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
管財班 **（管財課長）**	庶務課 管財課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 【関連施設】 公文書館	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・災害対策本部等の設置場所の確保に関すること。 ・公用車両の管理及び配車に関すること。 ・災害対応用臨時電話の確保に関すること。 ・ライフライン（ガス・電気・電話等）の被害情報収集・復旧情報収集に関すること。 ・衣料及び生活必需品等の調達に関すること。 ・資機材及び燃料等の調達に関すること。
総務・動員班 （人事課長）	人事課 人権推進課	・国、埼玉県への陳情、要請及び連絡調整に関すること。 ・他市町村、関係機関への要請及び連絡調整に関すること。 ・職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 ・出動職員の配置状況の集約に関すること。 ・出動職員の給与及び食料に関すること。 ・災害従事者の損害補償に関すること。 ・自衛隊及びその他関係機関の厚生に関すること。 ・受援に関する状況把握・とりまとめに関すること。 ・その他応援に関すること。
調査・避難支援班 **（資産税課長）**	市民税課 資産税課 収納課	・家屋等の被害状況の現地調査及び取りまとめに関すること。 ・災害記録一切に関すること。 ・被災による市税の減免及び納税相談等に関すること。 ・罹災証明に関すること（火災、農業関係は除く）。 ・避難用バスによる避難誘導に関すること。
総務地区活動班 **（しょうぶ会館長）**	しょうぶ会館	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【市民部（市民部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
市民ボランティア班 （市民生活課長）	市民生活課 市民課（総合窓口）	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・電話等による被害通報の受付、整理に関すること。 ・災害にかかる問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること。 ・区長等からの被害情報収集及び情報提供に関すること。 ・埼玉県災害ボランティアの派遣要請に関すること。 ・災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ・外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 ・救援物資の受入れ及び配給に関すること。 ・安否情報の収集及び提供に関すること。 ・安否不明者等の氏名等の公表に関すること。 ・被災者台帳に関すること。
交通住宅班 （交通住宅課長）	交通住宅課	・公共交通（鉄道・バス・高速道路等）の被害情報収集・復旧情報収集に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・市営住宅の被害調査及び復旧に関すること。 ・被災者の住宅相談に関すること。 ・市域が災害救助法の適用を受ける場合における住宅の応急修理に関すること。
（菖蒲・栗橋・鷲宮）行政センター班 （行政センター長）	（菖蒲・栗橋・鷲宮）行政センター 【関連施設】 鷲宮中央コミュニティセンター	・行政センターの庶務に関すること。 ・災害情報、避難命令等の市民に対する広報に関すること。 ・被災者の相談及び広聴に関すること。
市民地区活動班 （各機関の所属長）	久喜中央・久喜東・清久・森下・栗橋中央・桜田コミュニティセンター	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【環境経済部（環境経済部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
環境班 （環境課長）	環境課 資源循環推進課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・衛生組合との連絡調整に関すること。 ・清掃、消毒、防疫に関すること。 ・そ族、害虫等の駆除に関すること。 ・防疫資材等の確保、調達に関すること。 ・廃棄物及びがれき処理に関すること。 ・処理施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・災害時における公害対策に関すること。 ・避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること。 ・避難者とともに避難したペットに関すること。
産業班 （農業振興課長）	農業振興課 農業委員会事務局 商工観光課	・救援物資の受入・保管、緊急物資の調達及び物資の輸送に関すること。 ・食料その他生活必需品の調達及び確保に関すること。 ・農作物、農業用施設等の被害状況調査及び農家に対する金融措置その他対策に関すること。 ・被災証明に関すること（農業関係）。 ・農協等農業関係機関との連絡調整に関すること。 ・商店、工場、観光施設及び事業所等の被害調査に関すること。 ・商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 ・中小企業等の被害状況調査に関すること。 ・中小企業等に対する金融措置及び経営相談に関すること。

【福祉部（福祉部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
被災者救援班 （社会福祉課長）	社会福祉課 生活支援課 障がい者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 【関連施設】 鷲宮福祉センター	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ・災害救助に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること。 ・被災者生活再建支援法に関すること。 ・被災者の保護及び収容に関すること。 ・避難所・避難場所・福祉避難所の管理・運営に関すること。 ・炊き出し、その他応急食料品の調達、配分に関すること。 ・要配慮者対策に関すること。 ・避難行動要支援者に関すること。 ・避難所等での救援物資等の受入れ、保管、配分に関すること。 ・遺体の捜索、収容及び埋火葬に関すること。 ・被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関すること。 ・災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関すること。 ・災害見舞金品及び義援金の受入れ及び配分に関すること。
福祉地区活動班 （各機関の所属長）	ふれあいセンター久喜 菖蒲老人福祉センター 彩嘉園	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【健康スポーツ部（健康スポーツ部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
医療・救護班 （健康医療課長）	健康医療課 地域保健課 国民健康保険課 【関連施設】 栗橋保健センター	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・救急医薬品等の調達に関すること。 ・被災者の医療及び医師会等医療機関との連絡調整に関すること。 ・保健所及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・感染症の予防に関すること。 ・健康対策及び心のケアに関すること。 ・医療機関等の被害情報の収集、救護所の設置、各関係機関との連絡調整（伝令員）に関すること。
体育施設班 （スポーツ振興課長）	スポーツ振興課	・所管する施設の指定避難所の開設に関すること。 ・社会教育施設のうち、体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。

【こども未来部（こども未来部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
こども支援班 （子育て支援課長） ※被災者救援班を兼務	子育て支援課 こども家庭保健課 保育幼稚園課 こども育成課 【関連施設】 鷲宮児童館 さくら保育園 すみれ保育園 ひまわり保育園 中央保育園 中央幼稚園 栗橋幼稚園	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・児童の安全確保に関すること。 ・児童福祉施設等の被害調査に関すること。 ・応急保育・応急教育に関すること。 ・所管する施設の福祉避難所の開設に関すること。 ・被災者の保護及び収容に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難所・避難場所・福祉避難所の管理・運営に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・炊き出し、その他応急食料品の調達、配分に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・要配慮者対策に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難行動要支援者に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・避難所等での救援物資等の受入れ、保管、配分に関し、被災者救援班の協力に関すること。 ・保健師及び看護師について医療・救護班の協力に関すること。
こども未来地区活動班 （各機関の所属長）	久喜地域子育て支援センター 栗橋地域子育て支援センター 鷲宮地域子育て支援センター 児童センター	・避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ※「地区活動班」は、避難所として指定されている施設等で、現地での避難所管理・運営を行う。 ※避難所として開設していない施設については、通常業務の所管課の属する班を支援する。 ※避難所を開設した際は、被災者救援班として避難所の運営に当たる。

【建設部（建設部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
道路・河川班 （建設管理課長）	建設管理課 道路建設課 道路維持課 治水河川課	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・道路、橋梁、河川等の土木関係被害状況調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運輸に関すること。 ・緊急輸送路の確保及び避難路に関すること。 ・交通対策（通行規制）の実施及びその周知に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 ・住居及びその周辺の障害物等の除去に関すること。 ・水防に関すること（利根川を除く）。 ・杉戸県土整備事務所との連絡調整に関すること。

【まちづくり推進部（まちづくり推進部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
建築公園班 （公園緑地課長）	都市計画課 都市整備課 産業拠点整備推進課 公園緑地課 建築審査課	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・公園及び駅前広場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・オープンスペース利用計画に関すること。 ・教育施設以外の避難場所の確保、整備及び維持管理に関すること。 ・被災者等の公園受入れに関すること。 ・土地区画整理事業等の被害調査に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定活動の実施に関すること。 ・被災宅地の危険度判定活動の実施に関すること。 ・建設業者等の連絡調整に関すること。 ・堤防強化事業、圏央道整備事業等の被害調査に関すること。 ・建築基準法第 84 条による建築制限の地域の指定に関すること。 ・建築基準法第 85 条による応急仮設建築物の許可に関すること。

【上下水道部（上下水道部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
上下水道総務班 （上下水道経営課長）	上下水道経営課	・災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・上下水道についての広報に関すること。 ・部内の応援に関すること。
給水班 （水道施設課長）	水道施設課	・水道施設の被害状況調査に関すること。 ・応急給水及び給水計画に関すること。 ・貯蔵品の調達及び受け払いに関すること。 ・水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関すること。 ・浄水場関連施設の点検及び整備に関すること。
下水道班 （下水道施設課長）	下水道施設課	・下水道・農業集落排水処理施設の被害状況調査に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設の復旧計画、復旧資材の調達及び総合調整に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設の危険予防、応急復旧及び清掃に関すること。 ・下水道・農業集落排水処理施設等の応急修理に対応する労力確保に関すること。 ・内水被害の被害調査に関すること。

【教育部（教育部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	・災害対策本部、関係機関及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・教科書・教材等の調達及び給付に関すること。 ・被災校の保健及び衛生指導に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。
学校施設班 （学校施設課長）	学校施設課	・教育関係施設の被害状況の調査、応急対策・復旧に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。
学校教育班 （指導課長）	学校給食課 指導課 【関連施設】 学校給食センター	・児童、生徒の安全確保に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・被災児童・生徒の把握に関すること。 ・学校給食指導に関すること。 ・炊き出しの協力に関すること。 ・所管する学校施設の避難所開設に関すること及び管理・運営への協力に関すること。 ・各学校の校内通信ネットワークの災害時運用への切り替えに関すること。
社会教育班 （生涯学習課長）	生涯学習課 文化振興課 【関連施設】 郷土資料館	・所在地周辺の被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望等に関すること。 ・社会教育施設のうち、体育施設を除く施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・文化財の保護、被害調査に関すること。 ※「社会教育班」は、「学校教育班・地区活動班・被災者救援班」と協力し、施設周辺での避難所運営活動を支援するものとする。

（備考）

① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務に関わらず部班を重点的に配置換えすることができる。

② 室長又は各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務に関わらず部内の班を配置換えすることができる。

③ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の室部班の他に室部班を編成することができる。

５　応急活動の留意点

（１）職員の非常心得

職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
- 非常の際、直ちに参集できるよう所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- 各室部の室長又は部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
- 災害のため、緊急に参集する際の服装は、防災服又は活動に適したものとし、必要に応じ、食料、懐中電灯、ラジオ等、その他活動に必要なものを携行すること。
- 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報を把握し、また人命救助活動などの協力に努め、到着後、「災害発生情報カード」により所属の班長に報告すること。
- 交通手段の遮断等により参集することができない場合は、最寄りの避難所等に参集し、所属班長の指示を受けること。
- 市民に不安や誤解を与えないよう言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

（２）職員及び職員の家族の被災状況の把握等

「総務・動員班」は、各職員へ被害状況調査票を配布し、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。

（３）職員の健康管理、感染症対策

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「総務・動員班」は「医療・救護班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

また、災害対応に当たる職員は感染症対策を徹底する。

（４）災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「総務・動員班」は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、室長又は各部長が事務分掌を考慮して決定する。

（５）公務災害処理

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、「総務・動員班」は公務災害適用に関する所要の事務をとる。

第２節　災害情報の収集

災害情報の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の連絡を迅速かつ的確に実施するため、市、埼玉県及び防災関係機関は、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、連絡に努める。

地震後の混乱の中での情報収集は困難を極めるが、初動活動時の正確な情報の把握が災害応急対策にとって特に重要であるため、防災行政無線設備、携帯電話機器、広報発行機能の充実、維持に努めるほか、旅客運送業、アマチュア無線団体・個人等の協力を得て無線設備の活用を図る。

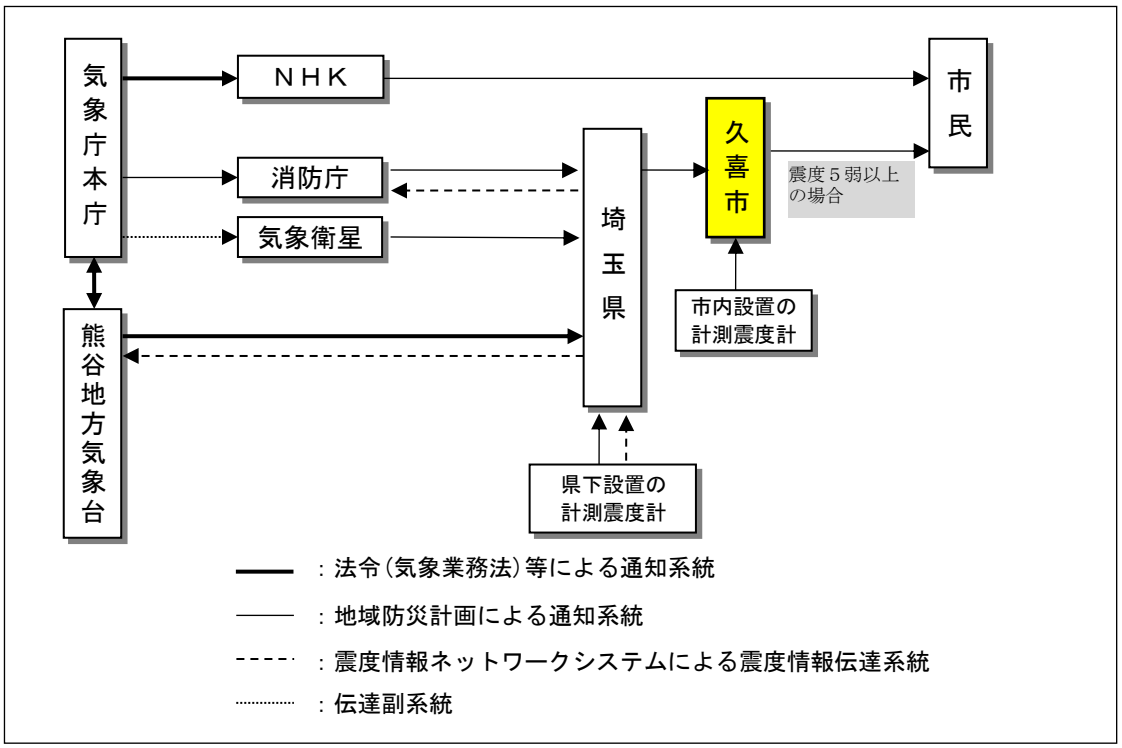
第１　地震情報の収集・連絡【市長公室】

１　地震情報の収集・連絡系統

本市域における地震の震度は、市役所本庁舎及び菖蒲・栗橋・鷲宮の各行政センターに設置した計測震度計により把握し、震度５弱以上の場合は市防災行政無線（同報系）を通じて市民に伝達する。

埼玉県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される緊急地震速報、地震情報については、埼玉県防災行政無線、ラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通じて入手する。

■地震情報の収集伝達体制



【資料編参照】　資料－３７「気象庁震度階級関連解説表」

２　地震情報の収集・連絡方法

地震情報を収集した場合、次により連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

（１）職員への情報連絡

① 連絡する情報

地震情報等の庁内の連絡は、次の情報について行う。

- 本市において震度５弱以上の地震が観測された場合の地震情報
- その他重要なもの

② 勤務時間内における連絡方法

- 各室部への連絡は、「総括班（危機管理課）」が職員ポータル掲示板、庁内放送、電話、携帯電話又は伝令で行う。
- 電話、携帯電話又は伝令の場合は、各室長又は部長に対して行う。ただし、室長又は部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- 各室部内の連絡は、あらかじめ定められた「室部内連絡網」に基づき行う。

③ 勤務時間外における連絡方法

地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は自らテレビ、ラジオ等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に出勤する。

（２）市民への連絡

① 市民に対する連絡方法

ｱ）市民は、まずテレビ、ラジオ等により情報入手に努める。

ｲ）市民に対する災害情報等の連絡活動は、防災行政無線・市ホームページ・久喜市防災アプリ等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市は対象地域の市民へ迅速かつ的確に伝達するように努める。

ｳ）勤務時間外等のため、「広報・情報収集班」による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、消防組合が、消防団、自主防災組織等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。

ｴ）地震情報等は、報道機関が自主的にテレビ、ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた地震情報等についても、埼玉県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。

ｵ）特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法は、次のいずれかにより周知する。

- 防災行政無線の地域指定放送
- 消防団等による市内放送
- 広報車等の拡声装置の利用
- 口頭、電話等による個別通知

② 連絡する情報

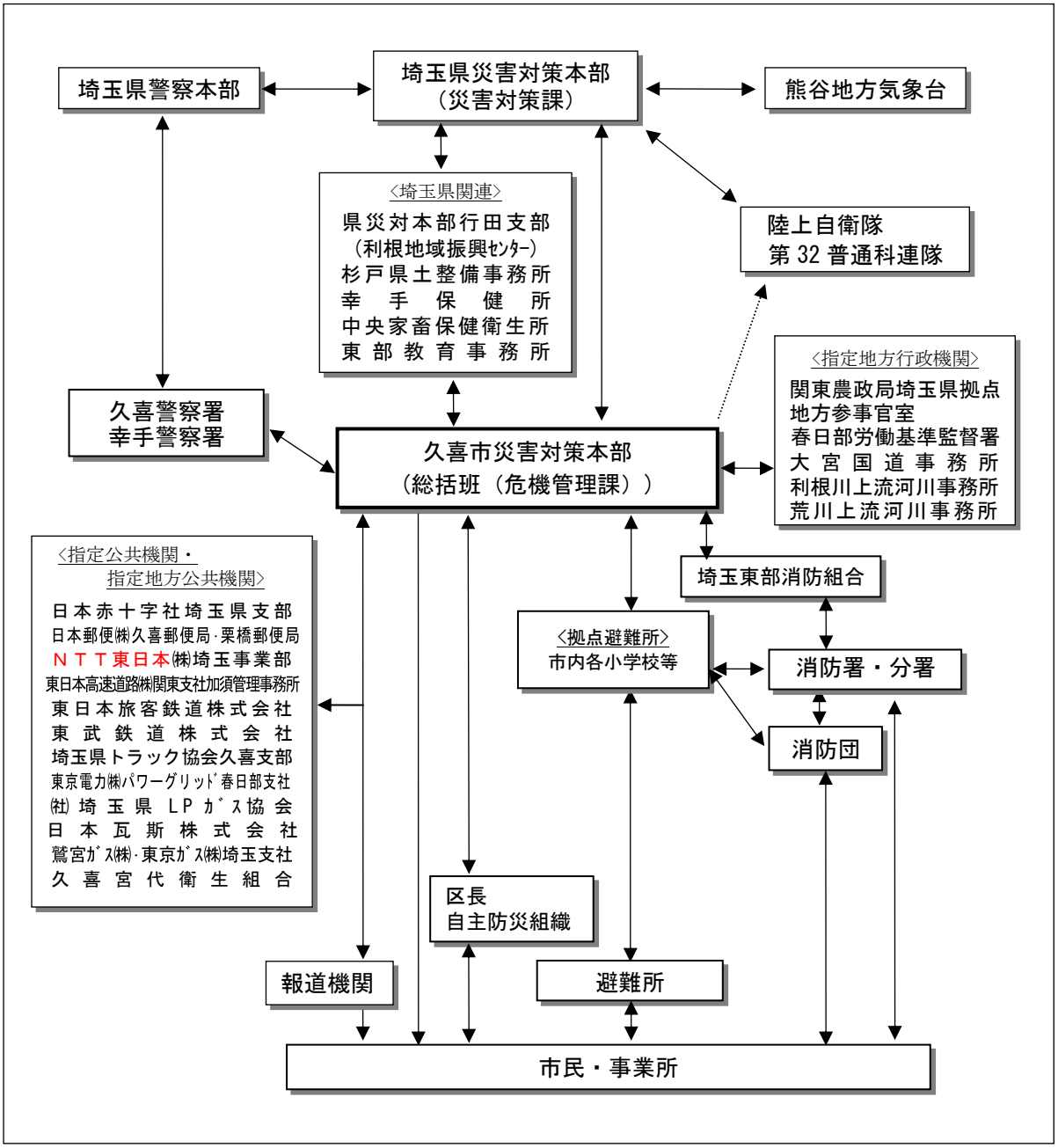
災害対策本部は、必要と認められる地震情報だけでなく、火の始末に関する注意事項など、予想される事態及びこれに対処する措置も併せて市民に周知するようにする。

第２　情報の連絡体制【市長公室、関係各部】

１　情報の収集・連絡系統

災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、次の系統により行う。

■情報連絡系統図



注）┈┈┈▶　：市から埼玉県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

【資料編参照】　資料－３「関係機関連絡先一覧」

２　通信連絡体制

市及び防災関係機関は、有線が途絶又は途絶するおそれがある場合には、次により行う。

（１）災害通信の運用方針

主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとする。

（２）市災害対策本部と市の各機関との通信手段

市の各機関との通信手段は、防災行政無線を活用する。

各機関及び拠点避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、携帯電話、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

（３）国、埼玉県等との通信手段

市と埼玉県との通信手段は、埼玉県防災行政無線を使用し、埼玉県災害対策本部（災害対策課）及び埼玉県の地域機関（利根地域振興センター）と情報連絡を実施する。

（４）防災関係機関との通信手段

市と防災関係機関との通信手段は、災害時優先電話、埼玉県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話（衛星電話)、消防無線等を使用して通信連絡を実施する。

（５）非常電報及び緊急電報

防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第８条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、第 56 条に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙余白に「非常」又は「緊急」と朱書するものとする。

① 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、災害の予防、救援、交通、通信、もしくは電力の確保又は秩序の維持のため、必要な事項を内容とする電報を他の電報に先だって伝送及び配達することになっているので、次に掲げる事項に該当する場合は、これを活用するものとする。

- 地震等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報、警報、もしくは予防のため、緊急を要する事項を内容とする電報であって防災関係機関相互間において行うもの。
- 災害予防又は救援のため、緊急を要する事項の内容とする電報であって消防機関又は防災関係機関相互間において行うもの。
- 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行う。

② 緊急電報

公共の利益のため、緊急に通知することを要する事項を内容とする電報については、他の電報に先だって伝送及び配達することになっているので、次に掲げる事項に該当する場合は、これを活用するものとする。

> ➢ 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救護もしくは復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者とその予防、救護、もしくは復旧等に直接関係がある機関との間又はこれら相互間において行うもの。

（６）災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところによる。

① 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関	消防機関	水防機関
航空保安機関	気象業務機関	鉄道事業者
電気事業者	鉱業事業者	自衛隊

② 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

③ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱が生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者及び優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

市が災害情報通信のための警察通信設備を使用する場合は、埼玉県警察本部長と昭和 38 年４月 25 日付で締結した「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」第３条に基づき、久喜警察署長の承認を得て使用する。

（７）非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- 人命の救助に関すること。
- 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- 鉄道線路、道路、電力設備、通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- 災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

② 非常無線通信文の要領

- 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- 簡単で要領を得たものとし、１通の字数を 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく 200 字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。なお、非常通信の取扱料は原則として無料とする。

④ 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電話 03-6238-1776（直通）　　ＦＡＸ 03-6238-1769

（８）警察通信

有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するため、必要により通信統制を行うものとする。

警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第 57 条に基づき、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。

第３　災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】

１　災害情報等の収集・連絡体制

■情報の収集にあたっての留意点

- 市は、災害情報の収集にあたっては、久喜警察署、幸手警察署及び防災関係機関と緊密に連携するものとする。
- 被害の程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（１）実施体制

各部班において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の連絡体制により収集、整理及び伝達する。

- 各部班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに「広報・情報収集班」へ報告する。
- 「広報・情報収集班」は、各部班をはじめ埼玉県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部（総括班）へ報告する。
- 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を「総括班」を通じて各部班に伝達、指示する。
- 「広報・情報収集班」は、災害情報を防災関係機関及び市民に伝達・広報する。

■災害情報の収集担当

情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	被災者救援班	社会福祉課長
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)等	調査・避難支援班	資産税課長
公共土木施設被害	道路、河川、水路、橋梁等	道路・河川班	建設管理課長
建築施設等被害	市営住宅	交通住宅班	交通住宅課長
	公園施設・駅前広場等	建築公園班	公園緑地課長
ライフライン施設被害	上水道施設	給水班	水道施設課長
	下水道施設、農業集落排水処理施設	下水道班	下水道施設課長
	ガス・電気・電話	管財班	管財課長
社会福祉施設被害	社会福祉施設、障がい者支援施設等、老人福祉施設	被災者救援班	社会福祉課長
児童福祉施設	児童福祉施設	こども支援班	子育て支援課長
環境衛生施設被害	ごみ処理施設、し尿処理施設	環境班	資源循環推進課長
医療施設被害	医療機関	医療・救護班	健康医療課長
商工業関係被害	商工業施設等	産業班	商工観光課長
観光関係被害	観光施設	産業班	商工観光課長
農業関係被害	農産物・農業施設等	産業班	農業振興課長
火災等被害	火災及び危険物等による被害	総括班	危機管理課長
学校施設被害	市立学校、給食施設、市立学校以外の施設	学校施設班	学校施設課長
社会教育施設被害	プール、体育館等	体育施設班	スポーツ振興課長
	文化財、図書館等	社会教育班	生涯学習課長
市民文化系施設被害	コミュニティセンター、文化会館、集会所等	市民ボランティア班	市民生活課長
公共交通施設被害	鉄道、バス、高速道路等	交通住宅班	交通住宅課長
その他（行政財産等）	市庁舎	管財班	管財課長

（２）初動期の情報収集体制

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、次に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

① 情報収集

「広報・情報収集班」は、原則として震度５強以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるとき、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集にあたっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

② 防災拠点からの情報収集

市内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期被害情報を収集する。

③ 消防団からの情報収集

消防団支団の管轄区域ごとに当該支団の分団長が担当者となり被害情報の収集活動を行う。

④ 自主防災組織、区等からの情報収集

市内の自主防災組織や区等からも地域における被害情報を収集する。

⑤ その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて被害情報を収集する。

また、市民の間に通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被害情報を収集する。

２　災害情報の収集

（１）火災情報

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

（２）人的被害情報

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。

また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期にもっとも必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部班は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集し「被災者救援班」に報告する。「被災者救援班」は、各部班からの情報、消防組合、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握するとともに「広報・情報収集班」に人的被害情報を伝達する。

「広報・情報収集班」は、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

（３）一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施のうえで重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握し、「広報・情報収集班」へ報告する。

（４）公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「広報・情報収集班」に報告する。被害状況は、現地写真等により記録する。

また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から情報を収集する。

（５）ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

① ライフライン（上下水道）被害調査

上下水道については、「給水班」「下水道班」が被害状況調査を実施し、「広報・情報収集班」に報告する。また、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

② その他のライフライン被害調査

その他のライフラインについては、「管財班」が各事業者から被害状況を把握する。

③ ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「管財班」が各事業者から復旧情報を把握し、「広報・情報収集班」に報告する。

（６）交通施設被害情報

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、埼玉県、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

① 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。「道路・河川班」は、道路施設の被災状況を調査し、「広報・情報収集班」に報告する。

■道路被害情報

- 市は、市域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに埼玉県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- 市は、埼玉県が取りまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

② 鉄道被害

「交通住宅班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集し、「広報・情報収集班」に報告する。

（７）その他の被害情報

その他の被害としては、商工業、農業等に関する被害があげられる。

「産業班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集し、把握する。

３　被害調査の報告

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

（１）市災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各室部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、「広報・情報収集班」へ報告する。

（２）埼玉県への報告（災害対策基本法第 53 条第１項）

埼玉県への報告は、「総括班」が災害の発生と経緯に応じて災害オペレーション支援システム（使用できない場合はファクス等）により報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。なお、報告には埼玉県所定の様式を用いることとする。

■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 市が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が２都県以上にまたがるもので、埼玉県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの。
- 地震が発生し、埼玉県内で震度４以上を観測したもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの。

■発生速報及び被害速報

報告区分		内容
被害速報	発生速報	災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報」により防災行政無線ファクス等で報告する。
	経過速報	災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「経過速報」により防災行政無線ファクス等で報告する。
確定報告		「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。

【資料編参照】　資料－１２「発生速報」
資料－１３「経過速報」
資料－１４「被害状況調」
資料－１５「確定報告記入要領」

（３）埼玉県への報告先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

被害速報及び確定報告は、埼玉県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通）　　防災行政無線　（発信特番）-200-6-8111

（４）消防庁への報告先（災害対策基本法第 53 条第１項）

市が埼玉県に報告できない場合は、直接、消防庁を通じて内閣総理大臣へ報告する。

また、119 番通報が殺到する状況については、市長は埼玉県に報告するとともに、直接消防庁へも報告する。

報告先	通信手段	番号	
消防庁応急対策室 〔平日（9:30～18:15)〕	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527
		ＦＡＸ	03-5253-7537
	消防防災 行政無線	電話	TN-90-49013
		ＦＡＸ	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033
消防庁宿直室 〔上記以外〕	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7777
		ＦＡＸ	03-5253-7553
	消防防災 行政無線	電話	TN-90-49102
		ＦＡＸ	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

４　安否不明者等の氏名等の公表

市は、埼玉県や救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和４年 10 月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

第３節　災害広報計画

災害時において、被災者は、不安定な心理状態にあり、不正確な情報でも受入れやすく、誤った情報によりパニックの発生も考えられる。

このため、市民、報道関係者等に被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と社会秩序の維持を図る必要がある。この場合、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に対する情報伝達に配慮する。

第１　災害時における広報体制【市長公室】

- 「広報・情報収集班」は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括するほか、記者会見の日時等の諸調整を行う。
- 各班の班長は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行うとともに、広報する必要のある情報については、「広報・情報収集班」へ提出する。
- 「総括班」は、消防機関と相互に密接な連絡をとり、災害状況及び処置の状況等の広報資料を収集するほか、必要に応じ関係機関及び各種団体に対し情報の提供を求める。
- 「広報・情報収集班」は、広報する事項を決定し、災害対策本部長の承認を得て、市民等への広報を行う。

第２　広報資料の収集【市長公室】

１　現地取材の実施

「広報・情報収集班」は、広報資料等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告する。

２　災害写真の撮影及び収集

「広報・情報収集班」は、広報資料等に資するため、必要に応じて次に掲げる災害写真の撮影等を行う。

- 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影
- 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- 他の機関等から依頼があった場合における写真の提供

第３　市民への広報【市長公室、関係各部】

１　広報内容

（１）緊急広報

地震発生直後からおおむね 24 時間経過後までの初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。

ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を実施する。

■緊急広報の内容

広報事項	内容
① 地震、火災等の災害の発生状況	・災害の規模、範囲、内容の概要情報 ・余震情報 ・二次災害に関する情報
② 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ	・初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力依頼 ・市民、自主防災組織、区長、事業所等への人命救助、要配慮者救助の協力依頼
③ 避難場所、避難経路等、避難に関する事項	・避難指示、警戒区域設定関連情報 ・避難場所、避難経路等の情報 ・避難時の注意 （携行品、車の利用規制、連絡先の表示）
④ 医療、救護に関する事項	・救護所の開設状況 ・医療機関等の受入れ情報 ・専門医療（透析等）機関の情報
⑤ その時点で判明している被害の状況	・ライフライン情報 ・道路情報（交通規制、緊急道路等） ・交通機関情報（運休、運行状況）
⑥ 市及び関係機関の応急対策の状況	・応急対策の実施状況 ・全国からの救援情報
⑦ その他必要な事項	・飲料水、食料、物資等の状況 ・安否に関する情報 ・遺体収容関係情報 ・その他必要な情報

（２）一般広報

地震発生後からおおむね 24 時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる事項とする。

■一般広報の内容

広報事項	内容
① 災害情報	その時点での被害情報
② 市及び関係機関の応急対策状況	その時点での各応急対策の実施状況
③ 給水、給食、物資等の支給に関する状況	・飲料水、食料、生活必需品等の支給情報 （場所、日時、対象者等） ・救援物資の受入れ、支給情報
④ ライフラインの復旧情報	・ライフラインの復旧情報 ・復旧見込み及び代替措置等の情報 ・代替交通機関の情報

広報事項	内容
⑤ 道路情報、交通機関の運行・復旧状況	・道路情報（交通規制、緊急道路等） ・公共交通機関の運行・復旧情報 ・代替交通機関の情報
⑥ 市民の安否に関する事項	・避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 ・警察、消防機関、自主防災組織等への安否確認の協力依頼 ・安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
⑦ 医療機関、救護所の運営状況	・医療機関の受入れ情報 ・専門医療機関に関する情報 ・救護所の運営状況
⑧ 避難施設、地域での生活関連事項	・要配慮者に対する情報 ・ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報 ・風呂の情報 ・商店（スーパーマーケット、ガソリンスタンド等）の営業情報
⑨ 施策の実施等に関する事項	・住宅関連情報 （応急危険度判定、応急仮設住宅、空室あっ旋等） ・倒壊家屋、がれき処理関連情報 ・各種相談窓口の開設情報 ・罹災証明、義援金関連情報 ・教育関連情報（休校、再開等） ・見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ・税、手数料等の減免措置の状況 ・各種貸付、融資制度関連情報 ・市の一般平常業務の再開情報
⑩ その他必要な事項	・ボランティア関連情報 ・その他必要な情報

【資料編参照】　資料－１６「災害広報案文」

２　広報の方法

（１）市民に対する広報

① 広報手段の有効活用

「広報・情報収集班」は、市民等に対して広報を行う場合は、災害の状況等により次の手段等を適宜有効に活用して実施する。

- 防災行政無線
- 広報車
- ハンドマイク
- 消防団車両
- 広報紙（臨時号)、チラシ等印刷物の配布又は掲示
- インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）
- 久喜市防災アプリ

② その他の方法

- 警察署及びその他の防災関係機関に対し、広報依頼を行う。
- 新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼を行う。

（２）一時市外避難者に対する広報

「広報・情報収集班」は、市外への一時避難者に対する広報は、初期段階においては報道機関へ協力を依頼して対応する。

その後、時間の経過等に応じて「被災者救援班」から市外への一時避難者情報の提供を受けて、広報紙を直接郵送する等の方法により広報を行う。

第４　報道機関等に対する発表【市長公室】

１　災害放送の要請

市長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害情報等の伝達又は警告が緊急を要し、その通信のため特別の必要がある場合は、埼玉県の「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送要請に関する協定実施要領」に基づき、次の放送機関に対し、災害放送の要請をする。

なお、この場合の要請は、原則として埼玉県を経由（埼玉県知事に要請依頼）するものとされており、埼玉県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接、放送機関に対し要請できる。

(1) ラジオ	ＮＨＫさいたま放送局、　（株）エフエムナックファイブ
(2) テレビ	ＮＨＫさいたま放送局、　（株）テレビ埼玉

２　報道機関に対する資料提供による広報

「広報・情報収集班」は、災害対策本部が取りまとめた災害情報や応急対策状況等に関する情報を、定期的に記者会見を開催し、報道関係機関に資料提供を行う。

３　防災関係機関の情報等の発表

防災関係機関の災害情報等は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行う。

ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合、又は効率性確保のうえで必要な場合等においては、「広報・情報収集班」を通じて統一的に行う。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し、説明のための同席を求める。

４　関係機関が発表する情報の把握

「広報・情報収集班」は、情報の共有化の立場から各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についても把握する。

第５　帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】

１　帰宅困難者への広報

帰宅困難者への広報は、次のとおり実施する。

■帰宅困難者への広報

区分	実施主体	内容
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起

２　要配慮者に対する広報

市及び埼玉県は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクスや文字放送による広報の実施など、要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

（１）障がい者等への広報

「広報・情報収集班」は、在宅及び避難所の障がい者等へ情報伝達を行うため、「被災者救援班」及び「市民ボランティア班」等の協力を得て、次の手段で広報を行う。

- 視覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、「広報・情報収集班」は、広報紙、テレビ等に広報情報を提供する際に、ラジオ、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。
- 聴覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、「広報・情報収集班」は、広報紙、テレビ、掲示板等の多様な媒体を活用するとともに、テレビ局に文字放送や字幕付放送を流してもらうように協力要請する。

（２）外国人への広報

「広報・情報収集班」は、被災外国人への情報伝達を行うため、「市民ボランティア班」や通訳ボランティア、外国人団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

第６　広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】

地震発生時に、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動について定める。

１　広聴体制

（１）災害相談窓口

- 「市民ボランティア班」は、災害発生直後から大量に発生する市民からの通報や問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を庁内及び現地対策本部に開設する。なお、安否に関する問い合わせは、「市民ボランティア班」内に安否情報係を設置し、専属的に業務にあたる。
- この窓口には、専用の電話、ファクス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。
- 窓口開設にあたっては、日本語を理解することができない外国人に対応するため、必要に応じ英語その他の外国語による相談窓口を併設するほか、法律相談等専門的な相談窓口も設置する。

（２）相談窓口の開設

「市民ボランティア班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

各相談所は、市民からの問い合わせへの対応や要望の受け付けを実施するとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、「市民ボランティア班」にそれらの内容を報告する。

（３）相談業務の総合管理

- 「市民ボランティア班」は、相談所が整理した問い合わせや要望などの情報を統括管理する。
- 要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、併せて依頼内容について「総括班」に報告する。

２　緊急問い合わせへの対応方法

- 「市民ボランティア班」は、地震発生直後に大量に発生する市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、対応記録票に記入し、必要があれば関係部署に伝達する。
- 「総括班」は、市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で「市民ボランティア班」に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
- 「市民ボランティア班」は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係室部長又は班長に連絡する。関係する部署が特定できない場合には、「総括班」に報告する。
- 「総括班」は、報告された問い合わせ内容について、本部会議へ報告し、その対応について関係室部・班に指令する。
- 「広報・情報収集班」は、必要に応じ広報紙等への掲載及びインターネット等による情報提供を実施する。

【資料編参照】　資料－１７「災害時対応記録票」

３　相談窓口関連広報

「広報・情報収集班」は、「市民ボランティア班」から相談窓口設置状況、問い合わせ頻度の高い事項についての情報を受けて広報する。

広報の方法は「第４編-第２章-第３節-第１　災害時における広報体制」に準じる。

４　安否情報

（１）安否確認受付体制の確保

大規模地震が発生した場合、混乱時には被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想される。

そのため、「市民ボランティア班」は、「広報・情報収集班」と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）を整える。

なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、埼玉県、消防機関、埼玉県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（２）安否情報の範囲

① 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取扱うものは警察等の検視又は遺体調査及び医師の検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

② 一定時間経過後

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取扱う。

①　死亡者
②　行方不明者
③　避難施設等への避難者
④　病院収容者

（３）避難所における安否確認対策

発災後における安否確認の問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、「被災者救援班」は、早期に避難者名簿を作成し、その情報を「市民ボランティア班」に提供する。

（４）被災者台帳の作成

市は、災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。

第４節　自衛隊災害派遣要請計画

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第１　派遣要請【市長公室】

１　派遣要請の判断基準

- 市長は、被害の規模や初期消火活動期に収集された情報に基づき、人命及び財産の保護を必要とし、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣の要請を依頼する。
- 各班は、災害応急対策の実施にあたり、地震発生後の概略被害情報から市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、「総括班」に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。
- 特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

２　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

- 緊急性の原則
  差し迫った必要性があること。
- 公共性の原則
  公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 非代替性の原則
  自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開（けいかい）除去等 （ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は本市準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年１月総理府令１号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

３　災害派遣の手続き等

（１）担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

（２）依頼方法

市長が埼玉県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により埼玉県統括部に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合等、事態が急迫し、通信等の途絶により、埼玉県知事に要求できない場合は、直接最寄りの部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊）に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

■埼玉県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当）	ＴＥＬ 048-830-8131	ＦＡＸ 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直	ＴＥＬ 048-830-8111	ＦＡＸ 048-830-8119

■埼玉県への依頼要領

提 出 先	埼玉県統括部
提出部数	３部
記載事項	➢ 災害の状況及び派遣を要請する事由 ➢ 派遣を必要とする期間 ➢ 派遣を希望する区域と活動内容 ➢ その他参考となるべき事項 （注）特別救護要請の場合は、次のとおりとする。 ・要請者 ・要請内容　事由（目的） 派遣希望時期又は期間 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 （輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

第２　災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

１　受入れ準備

「総括班」及び関係各班は、埼玉県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

■競合重複の排除

市は、自衛隊と他の防災関係機関の活動が競合重複せず、もっとも効率的となるよう調整のうえ、作業分担を行う。

■作業計画及び資材の準備

市は、部隊到着後、速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておく。
また、作業実施に必要な資材等を確保し、諸作業に関係する管理者等の了解をとる。
さらに、自衛隊の活動が円滑にできるよう常に関係情報を収集し、作業実施に必要な資料（現場の地図等）を準備する。

作業計画に明示すべき事項は、おおむね次のとおりである。

・作業箇所（地区）及び作業内容
・作業の優先順位
・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
・派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

■市の窓口担当

➢ 自衛隊との連絡調整は、「総括班」を窓口として統一する。
➢ 自衛隊派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するものであるが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、「総務・動員班」が行う。
➢ 自衛隊から食料・飲料水等の要請があった場合は、「産業班」が確保する。

２　派遣部隊の受入れに関する具体的措置

市は、派遣部隊の活動が十分に達成できるように、次の措置を行う。

■本部事務所（連絡場所）の設置

派遣部隊の本部となる場所を設け、自衛隊及び埼玉県に連絡する。

■宿泊施設の提供

派遣部隊の宿泊施設を確保し、あるいは野営場所を準備する。この際、資材置場や駐車場（車１台の基準３ｍ×８ｍ）を併せて確保するとともに、必要に応じて臨時電話を設置するように努める。

■派遣部隊の受入れ場所

区分	施設名	所在地	面積（㎡）	備考
本部事務所	久喜市役所	久喜市下早見 85-3	－	災害対策本部
宿営地、材料置場、駐車場	総合運動公園	久喜市江面 1616	総面積 約 13.3ha	グラウンド サッカー場　１面 ゲートボール場　６面 テニスコート　６面 多目的広場
ヘリコプター発着地	－	－	－	**「■離着陸場一覧」**（P316）参照

■協議体制の確立

作業計画に基づき、現場指揮官と協議を行う。必要に応じ、地図、略図等を提供する。また、作業地区ごとに連絡員を定める。

■埼玉県への報告

「総括班」は、派遣部隊の到着後、次の事項を埼玉県に報告するとともに、必要に応じて随時埼玉県に報告する。

・派遣部隊の長の官職氏名
・隊員数
・到着日時
・従事している作業内容及び進捗状況

第３　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、埼玉県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに埼玉県知事及び災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

第４　派遣部隊の撤収要請【市長公室】

１　市長から埼玉県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに埼玉県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

２　撤収を依頼する際の留意事項

（１）撤収日時等の協議

市は、消防組合及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議のうえ、撤収日時等を決定する(時刻までの調整を含む)。

（２）埼玉県への連絡

市は、撤収日時等が決定次第、埼玉県へ連絡をする。
連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて依頼する。

第５　経費負担【総合政策部】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は、原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、区分を定めにくいものについては、市と派遣部隊が協議のうえ、決定する。

また、多数の市町村が同時に自衛隊の災害派遣を受けた場合は、まず、埼玉県と派遣部隊との間で経費負担に関する協定を交わしたうえで、各市町村の負担分については、埼玉県と市町村間の協議により決定する。

■市町村が負担する経費例

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備にかかるものを除く）損害の補償

■派遣部隊が負担する経費例

- 派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- 写真用消耗品

第５節　相互応援協力計画・要員確保計画

大規模地震等により被害が広範囲におよび、本市による対応だけでは困難な場合は、災害対策基本法やあらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他自治体又は各団体に応援の要請を行う。

また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第１　地方公共団体、指定行政機関への応援要請【市長公室、総務部、関係各部】

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

１　応援要請の依頼

各班は、各自の担当応急活動を行うことが各班のみで対応できない場合、「総務・動員班」に対して速やかに人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

２　応援要請の判断

「総務・動員班」は、地方公共団体、指定地方行政機関等への応援要請の判断を行う。

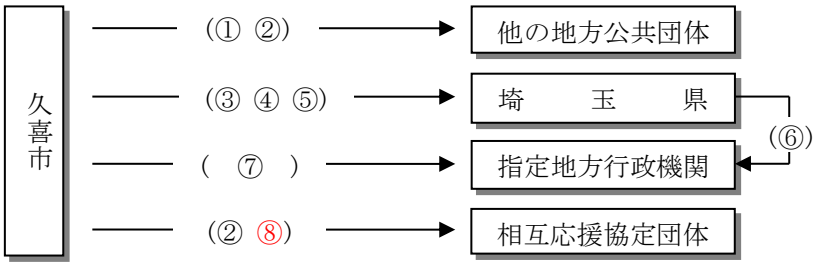
応援要請について必要と判断した場合は、「総括班」へ報告する。判断基準は、次のとおりとする。

- 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

３　応援要請【市長公室、総務部】

（１）法令、協定に基づく応援要請の系統

法令及び災害時相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。



要請等の内容		要請等の根拠
①	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第１項
②	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
③	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第１項
④	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第30条第１項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第30条第２項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第１項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第２項
⑧	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定

（２）他の地方公共団体に対する応援要求

① 応援要求の基準

本市に地震災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条第１項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。

② 応援に従事する者の指揮

上記の要求により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

③ 応援要求の手続き等

- 本市における応援要求者は市長（本部長）とする。
- 応援要求の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。
- 応援の要求には、次の事項を記載した文書をもって行う。
  ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要求し、事後文書を提出するものとする。
  - 被害の状況
  - 資機材、物資等の提供を要求する場合にあっては、その品名、数量等
  - 職員の派遣を要求する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - 応援場所及び応援場所への経路
  - 応援の期間
  - その他応援要求に必要な事項

④ 災害応急対策に対する費用負担

応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用は、災害対策基本法第 92 条の定めるところにより市の負担とする。

（３）埼玉県知事に対する応援要求と災害応急対策実施要請

① 応援要求と災害応援対策実施要請の基準

市に地震災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。

② 応援要求・災害応急対策実施要請の方法

- 応援要求及び災害応援対策実施要請者は市長（本部長）とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。
- 要求及び要請先は、埼玉県知事とする。
- 要求等の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
  - ・被害の状況
  - ・応援要求又は災害応援対策実施要請の理由
  - ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - ・応援又は災害応援対策の実施を必要とする場所及び応援場所への経路
  - ・応援又は災害応援対策の実施を必要とする活動内容及び期間
  - ・その他応援の要求又は災害応援対策実施の要請に関し必要な事項

（４）職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求

① 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条第２項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第１項に基づき、埼玉県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求する。

③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第２項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 に基づく他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっ旋を要求する。

④ 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求の手続き

職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求については、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が次の要領により行う。

ｱ）職員の派遣要請の手続き

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第 15 条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項

ｲ）職員の派遣あっ旋要求手続き

埼玉県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求するときは、災害対策基本法施行令第 16 条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣のあっ旋を求める理由
- 派遣のあっ旋を求める職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるものの他、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

（５）相互応援協定に基づく応援要請

「総括班」は、相互応援協定を締結している地方公共団体への応援要請を行う。

なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は協定書に基づくものとする。

応援要請の手続き等は、次のとおりである。

- 本市における応援要請者は市長（本部長）とする。
- 応援要請の手続きは、「総括班」が行う。
- 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
  - ・被害の状況
  - ・資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
  - ・職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - ・応援場所及び応援場所への経路
  - ・応援の期間
  - ・その他応援要請に必要な事項

（６）埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、埼玉県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

①　１次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する埼玉県災害対策本部支部（県受援支部）は埼玉県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

② ２次要請（全県支援） 想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、埼玉県災害対策本部各部及び県受援支部以外の埼玉県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】
- 期間：短期
- 業務・職種
  災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

（７）応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

埼玉県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

＜内容＞
- 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

＜第１段階支援の要請方法＞
- 埼玉県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第２段階支援の要請方法＞
- 第１段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、埼玉県に第２段階支援の必要性を連絡する。埼玉県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第２段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては埼玉県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

４　派遣隊等の撤収【総務部、関係各室部】

（１）本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する班長は、速やかに本部長に報告し、指示を受けるものとする。

（２）埼玉県知事等への撤収要請

市長は、派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなったと認める場合には、埼玉県知事又は関係自治体等に対し、撤収を要請する。

撤収にかかる埼玉県知事等への要請手続きは、「総務・動員班」が行い、速やかにその結果を関係班へ連絡する。

（３）撤収の手続き

撤収にかかる手続きは、関係班がその都度、協議して行うものとする。

第２　要員確保【関係各室部】

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

１　要員確保の対象となる災害応急対策

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用物資の整理分配及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 緊急輸送路の確保

２　災害救助法が適用された場合の費用等

市は、応急救助のための人件費として要する費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求する。

第６節　広域応援受入計画

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

さらに、国内の公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

第１　地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう埼玉県に準じた配慮を行う。

地方公共団体、指定行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは、次により行う。

１　関係各班への連絡

「総務・動員班」は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着日時等必要な事項を本部及び関係する班に対して速やかに連絡する。

２　受入れ体制の整備

「総務・動員班」は、要請、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

（１）要請、活動等の内容

- 要請場所、要請作業、要請時間（先方に対して）
- 集積場所
- 応援部隊に対する情報提供窓口
- 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- 活動、滞在期間、食料、飲料水の有無
- 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- 応援部隊間の連絡方法

（２）食料、飲料水、宿泊所等の準備

要請する応援部隊は、自立できることが原則であるが、応援部隊が自立できない場合、「総務・動員班」は「産業班」など関係各班に要請し、必要最小限の食料、飲料水、待機場所、駐車場等を準備する。

（３）受入れの手続き等

「総務・動員班」は、派遣隊等を受入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿営地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係班の責任者に引き継ぐものとする。

関係班は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等にあたるものとする。

関係班は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を本部長に報告するものとする。

関係班は、業務終了後速やかに活動記録を「総括班」を通じて本部長に提出する。

第２　ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】

地震発生後のボランティア活動は、救援・救護活動に重要な役割を担っている。

そのため、ボランティア活動の特性を発揮するための受入れ体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

１　受入れ体制の整備

（１）ボランティア需要の把握

① ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を「市民ボランティア班」に報告する。

② ボランティア需要の整理

「市民ボランティア班」は、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

（２）久喜市災害ボランティアセンターの開設

① ボランティア活動の受入れ窓口及び活動の拠点となる久喜市災害ボランティアセンターの開設にあたって、「市民ボランティア班」はその活動方針や運営について久喜市社会福祉協議会と事前に協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

② 久喜市災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行うものとする。

- ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受け付けについては、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼すること。

- ボランティアの登録にあたっては、次の事項等を記した「災害ボランティア（受入れ）名簿」を作成すること。
  ・受入れ日　　・氏名　　・住所
  ・電話番号　　・活動予定期間　　・ボランティア活動保険の加入の有無
  ・その他（活動希望分野等）
- 作成した名簿は、「市民ボランティア班」に送付する。
- 「市民ボランティア班」からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行うこと。
- ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行うこと。
- ボランティアの募集について、インターネット、マスコミ等を通じて行うこと。

【資料編参照】　資料－２３「災害ボランティア（受入れ）名簿」

（３）ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他
一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者
久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者

２　ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入れ要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングは、久喜市災害ボランティアセンターに窓口を設け、実施するものとする。

また、久喜市災害ボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

３　埼玉県及び埼玉県災害ボランティア支援センターへの要請

「市民ボランティア班」は、ボランティア需要をもとに、市のみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び埼玉県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

４　専門ボランティアの登録・活動調整

（１）専門ボランティアの登録

久喜市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入れ）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

- 救急・救助ボランティア
- 医療ボランティア
- 介護ボランティア
- 応急危険度判定ボランティア
- ボランティアコーディネーター
- 輸送ボランティア

（２）専門ボランティアの活動調整

「市民ボランティア班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。

また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

５　ボランティア活動への支援

「市民ボランティア班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。
- ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。
- ボランティア活動に従事する者に対して、ボランティア保険の加入の有無を確認するとともに、加入していない者に対しては、加入手続きを行う。市は久喜市社会福祉協議会と協議して必要な情報交換を行い、円滑な加入手続きを進める。
- ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第３　市民、自主防災組織等の協力【市長公室】

災害時に各応急対策を実施するにあたって極めて重要となる市民、自主防災組織及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

１　市民、事業所等の責務

市民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動

に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない。

２　市民、事業所等としての活動

（１）市民としての活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- 出火防止、初期消火活動の協力
- 情報を授受したときの速やかな災害対策本部への連絡
- 避難、給食に際しての近隣住民相互の協力
- 被災者の救出、救護活動の協力
- 自主防災組織活動の協力
- 住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示
- 避難施設入所時又は移動時における名簿登録
- その他、必要な災害応急対策業務の協力

（２）事業所等としての活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- 当該事業所等の出火防止、初期消火活動
- 従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置
- 要請があった場合の地域における救助活動等の協力並びに必要機材等の貸与又は譲与
- 要請があった場合の地域自主防災組織活動の協力
- その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

３　自主防災組織としての活動

（１）自主的に行う活動

災害が発生した直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は、次のとおりとする。

この場合、活動するにあたっては、自主防災組織の規約等に基づき、統一的かつ効率的に行うものとする。

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（２）市又は防災関係機関に協力する活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に積極的に協力するものとする。

この場合、活動を行うにあたっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

- 給水、給食、救護物資の配分等
- 清掃、防疫活動
- それぞれの自主防災組織の区域内における市民の安否情報収集
- 市民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- 市民の避難施設の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- 避難施設、避難場所等の運営
- その他、必要な応急対策業務の協力

４　事業所・自衛消防組織に対する活動の要請方法

（１）事業所等に対する活動の要請方法

① 活動の要請者

事業所等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班の長又は自衛消防組織の責任者が必要と認めるとき、直接、事業所等の責任者に対して行うものとする。

② 要請の手続き

上記活動要請を行う場合には、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 活動の場所、時間（期間）
- 協力希望の人員
- 活動の内容
- 機材の貸与等の場合は、その必要とする機材等の品名、数量
- その他参考となる事項

③ 活動決定後の報告

活動の協力が決定した場合には、要請を行った班長等は、その内容を本部長（「総括班」）に報告する。

（２）自衛消防組織に対する活動の要請方法

① 活動の要請者

自衛消防組織等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が、直接自衛消防組織の責任者に対して行うものとする。

② 要請の手続き

自衛消防組織に活動要請を行う場合には、次の点を明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 活動の場所、時間（期間）
- 協力希望の人員
- 活動の内容
- 調達を必要とする資機材等の品名、数量
- その他参考となる事項

第７節　災害救助法の適用

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を埼玉県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第１　災害救助法の概要【市長公室、福祉部】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

１　救助の実施機関

救助の実施については、埼玉県知事に全面的に委任されており、埼玉県知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

２　救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- 日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

３　救助の実施者

埼玉県知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第 13 条）とされている。

救助の種類と実施者は、「**■救助の種類と実施者**」（P404 参照）に示すとおりである。

なお、応急仮設住宅の建設、医療・助産についても市長に委任することができるとされている。

４　費用

救助にかかる費用の負担は、災害救助法に基づく救助の費用については埼玉県が負担（救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を埼玉県知事に申請する。）し、その他の費用については市が負担する。

５　庶務

災害救助法が適用された後の庶務は、「被災者救援班」が行う。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	災害発生の日から７日以内	市
応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から 20 日以内 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに提供	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県
炊き出し及び食品の給与	災害発生の日から７日以内	市
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	災害発生の日から 10 日以内	市
医療及び助産	災害発生の日から 14 日以内 （助産は災害発生の日から７日以内）	医療班派遣は埼玉県 及び日赤支部 （委任したときは市長）
被災者の救出	災害発生の日から３日（72 時間）以内	市
住家の被害の拡大を防止する緊急の修理	災害発生の日から 10 日以内に完了	市
日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理	災害発生の日から３カ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内）に完了	市
学用品の給与	○教科書、正規の教材 災害発生の日から１カ月以内 ○文房具、通学用品及びその他の学用品 災害発生の日から 15 日以内	市
埋葬	災害発生の日から 10 日以内	市
遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内	市
遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内	市
障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内	市

注）期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得たうえで、実施期間を延長することができる。

第２　災害救助法の適用及び実施【市長公室、福祉部】

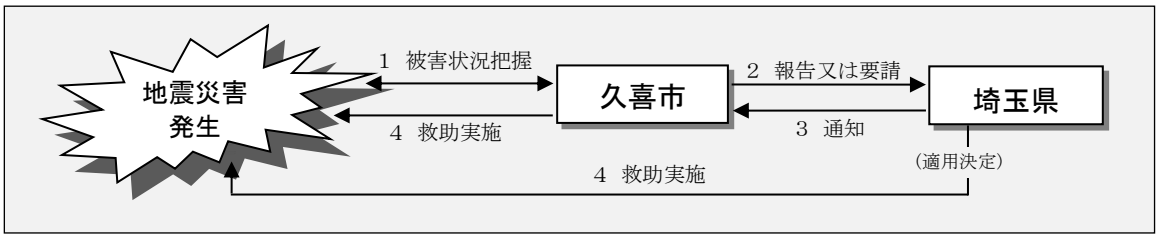
災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

１　適用・実施の流れ

（１）原　則

市長は、次に示す基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、埼玉県知事に対して災害救助法の適用を要請する。

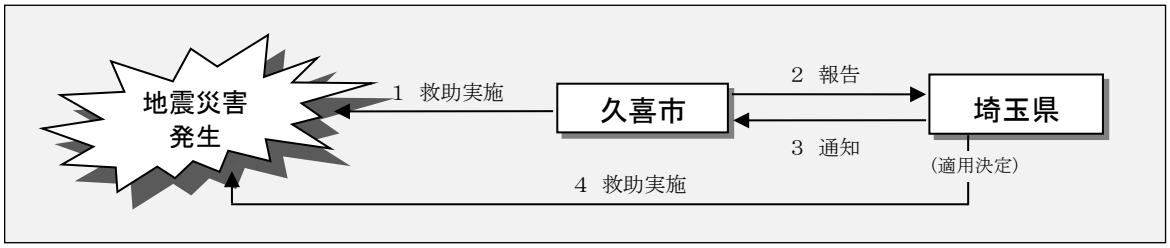
埼玉県知事は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。



（２）災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を埼玉県知事に報告し、その後の措置について埼玉県知事から指揮を受けなければならない。



２　適用基準

災害救助法による救助は、本市域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき、適用される。

■災害救助法適用基準

①	本市における住家の被害世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯の数）が 100 世帯以上の場合
②	住家の被害世帯数が 100 世帯に達しない場合でも、被害が相当広範な地域にわたり、埼玉県内の被害世帯数が 2,500 世帯以上であって、市の被害世帯数が 50 世帯に達した場合
③	被害が広域な地域にわたり、埼玉県内の被害世帯数が 12,000 世帯以上で、本市における被害世帯数が多数（滅失世帯数が 50 世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合
④	被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあるとき（住家の被害には関係なく、直接多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等）であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合

注）基準 ④、⑤ については、これまで次のような災害について適用の例がある。

・船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合
・火山爆発、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
・パニックの発生により多数の者が死傷した場合
・山崩れ等により多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

３　被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失)」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については２世帯をもって１世帯とみなし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については３世帯をもって１世帯とみなす。

４　滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

①住家の滅失	(ｱ) 住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの。
	(ｲ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。
②住家の半壊・半焼等著しい損傷	(ｱ) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。
	(ｲ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂の堆積等	(ｱ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	(ｲ) ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取扱う。

５　埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に埼玉県知事に報告しなければならない。

６　追加委任された場合の対応

埼玉県知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、埼玉県知事と調整を進め相互の業務を明確にしたうえで実施する。

第３　災害救助法が適用されない場合の措置【関係各室部】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

第８節　消防活動

地震発生時における消火活動を実施するための組織体制、活動業務、情報連絡等について定める。

第１　消防活動の基本方針【消防組合】

地震災害時における活動方針は、人命の安全確保を最優先とし、基本方針を次のとおりとする。

１　消火活動

二次的に発生する火災に対処するため、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。

２　人命救助

消防の人員・資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先に行い人命の安全確保に努める。

３　安全避難の確保

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

第２　初動体制の確立【消防組合、消防団】

１　非常配備

市域で震度５強以上の地震が発生したとき、又は消防局長が消防力を増強する必要があると判断したときは、早期に災害警備体制の確立を図る。

（１）警防本部の設置

各消防署の災害活動を総合的に掌握し、適正な指揮管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防局に警防本部を設置する。

（２）初動措置の指令

指令課は、市域で震度５強以上の地震を覚知したときは、各消防署所に初動措置の実施を指令する。各消防署は、指令受信後直ちに初動出動体制を確立するとともに、市内の被害状況の把握に努める。

（３）非常招集の基準

消防職員及び消防団員の招集は次の区分により行うものとし、消防局長の判断により下位又は上位の招集をかけることができる。

■非常配備体制

配備指令	配備体制		参集場所
	消防職員	消防団員	
第１号招集	警防会議の構成員及び消防班に対して行う招集	消防団長及び必要と認める支団長等に対して行う招集	埼玉東部消防組合消防局
第２号招集	消防課長及び署長の指定する職員に対して行う招集	消防団長の指定する消防団員に対して行う招集	所属部署 ただし、所属部署へ参集することが困難と思慮されるときは、最寄りの署所に参集する。
第３号招集	全職員に対して行う招集	全団員に対して行う招集	

（４）参集記録及び報告

消防署長は、非常招集の参集状況及び非常招集結果報告を消防局長に報告する。

消防団の支団長は、参集状況及び非常招集結果報告を消防団長に報告する。

２　初動措置

（１）消防局・署所の初動措置

各消防署所は、震度５強以上の地震による揺れを覚知したとき、又は消防署長が消防力を増強する必要があると判断したときは、直ちに災害警備体制の確立を図り、消防局との連絡を密にするとともに、直ちに次の措置をとる。

- 通信施設の確保、無線基地の開局
- 庁舎の安全及び機能確保
- 車両の安全確保
- 情報の収集・伝達
- 非常招集体制の確立
- 救急隊等の出動準備

（２）消防団の初動措置

消防団長は、地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施して市民の生命、身体の安全を確保する。

初動措置として、次の措置をとる。

- 消防団本部の設置
- 非常招集
- 消火活動準備
- 救助活動準備

３　情報の収集・伝達

情報の収集は、指揮車、消防車、オートバイ及び自転車等の巡回その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により無線基地局へ伝達する。

また、災害発生時における情報及び伝達等は、消防団又は自主防災組織等を経由して各地域と連絡する。

４　火災防御活動の基本方針

地震災害では、人命に対するあらゆる危険現象が複合的に発生するが、もっとも被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。したがって、地震時における警防活動は、人命の安全確保を優先とするため、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

（１）避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

（２）重要地優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

（３）消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

（４）市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

（５）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

（６）火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

※転戦路：消火活動中の火災現場から他の火災現場へ移動し、消火活動をするための道

（７）救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。詳細については、「第４編-第２章-第９節 救急救助・医療救護」による。

５　他の消防機関に対する応援要請

（１）消防相互応援協定による応援要請

消防組合の管理者は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

（２）埼玉県知事に対する応援出動の要請

消防組合の管理者は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、次の事項を明らかにして、埼玉県知事に対して埼玉県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

① 要請の内容

要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとなるが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合には、その旨を埼玉県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 被災地への進入経路及び結集場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

② 応援隊の受入れ体制

埼玉県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、消防局は連絡係を設け、受入れ体制を整えておく。

ただし、被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨を連絡し、応援隊の支援隊の派遣についても要請する。

- 応援消防隊の誘導方法
- 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

（３）緊急消防援助隊の応援要請

消防組合の管理者は、大規模災害又は特殊災害が発生し、自地域の消防力及び埼玉県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに埼玉県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

① 応援要請を行うために必要な災害情報

- 災害発生日時及び場所
- 災害の種別・状況
- 人的・物的被害の状況
- 必要応援部隊の種別及び隊数

② 調整本部の設置

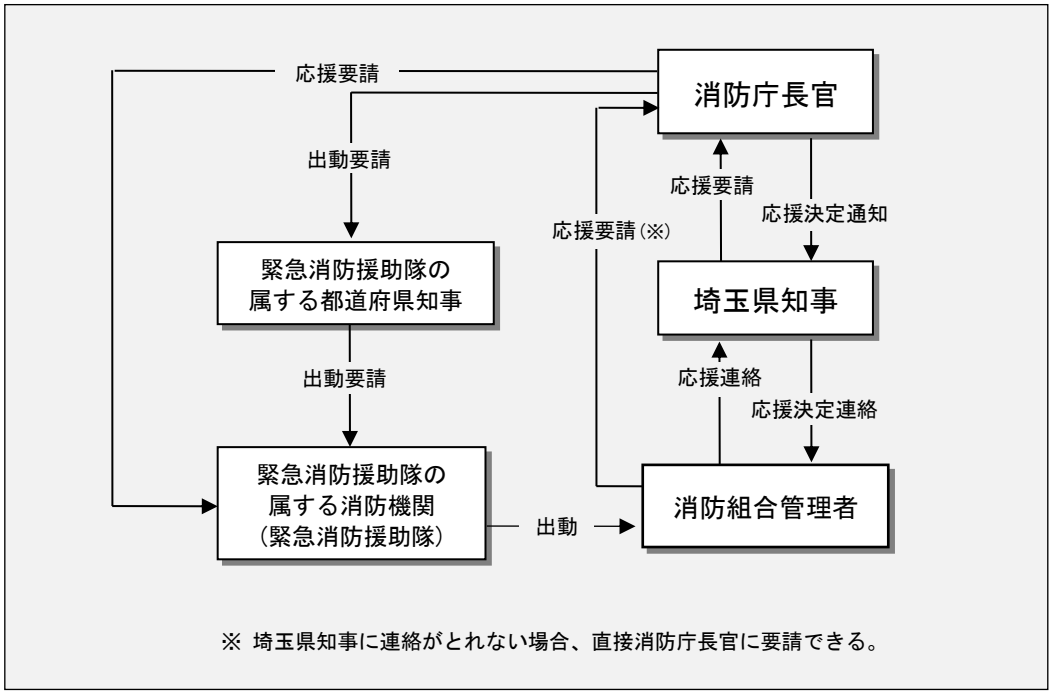
緊急消防援助隊の応援を要請した場合、被災地域での迅速かつ的確な活動に資するため、調整本部を設置する（被災地が複数の市町である場合は埼玉県が設置する）。調整本部は、次の事務をつかさどるものとする。

- 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること
- 被災地を管轄する消防組合の消防隊、埼玉県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること
- 各種情報の集約・整理に関すること
- 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること
- その他必要な事項に関すること

③ その他

調整本部の設置及び運営については、別に定める埼玉県消防応援活動調整本部設置要綱による。

■緊急消防援助隊にかかる応援要請の流れ



第９節　救急救助・医療救護

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第１　救急救助体制【消防組合】

１　救急救助における出動

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

また、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

２　救急救助における活動

- 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。
- 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。
- 埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ（スマート））は、特別の訓練や教育を受けた機動救助隊、24 時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉ＤＭＡＴ（ディーマット）、これら３隊が力をあわせて効果的な救助、救命活動を行う。

《参考》

◆埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ（スマート））

高度な資機材を装備し、特別の教育・訓練を受けた消防（局）本部の機動救助隊、埼玉県防災航空隊、埼玉ＤＭＡＴ（ディーマット）（災害派遣医療チーム）から編成される。

なお、埼玉東部消防組合消防局は、機動救助隊の一翼を担っている。

３　災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した経費については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。

第２　傷病者搬送【消防組合、埼玉県】

１　現場からの傷病者の搬送

① 消防組合は、事故等発生機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに救急隊を出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に収容するための情報の収集と搬送にあたる。

なお、救急車が不足するときは、次の措置を講ずる。

- 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
- 事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
- 近隣消防機関へ応援を要請する。

② 傷病者が多発している場合の救護所への搬送にあたっては、消防団、付近の市民及び自主防災組織等への協力を求めて実施する。

２　二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、埼玉県防災ヘリコプターの要請を行い搬送する。

３　傷病者搬送体制の整備

（１）情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう災害時医療情報体制を確立する。

（２）搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

震災時はさらに、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえ、最終的な搬送先を決定する。

（３）搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

（４）ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

第３　医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

災害のため医療及び助産の途を失った者に対して、応急的な医療及び助産の処理を確保し、被災者の保護を図るため、医療及び助産活動について定める。

１　救急医療活動

（１）救護対象者

医療又は助産の途を失った被災者で、現に医療又は助産を必要とする者

（２）救急情報

集団災害が発生した場合の情報の収集及び伝達は、迅速に行う。

- 消防組合は、医療・救護班員又はその他の機関から情報を収集し、災害の概況を早期に把握し、この災害に必要な救急隊員の派遣及び招集並びに隣接市町に対する応援要請等を行い、災害の収拾を図る。
- 「医療・救護班」は、伝令員を配備して消防組合と常に緊密な連絡を行い、事故又は災害の状況及び負傷者の概数の把握並びに必要な救急隊員、資機材等の要請を図り、負傷者救護の万全を期する。

（３）救急隊

① 構成と役割

消防組合は、救急隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請の有無の判断、負傷者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。

② 救急隊の出動

消防組合は、災害発生後、直ちに救急隊を出動させる。

（４）災害医療本部

「医療・救護班」は、医療救護活動の全体調整及び救急医薬品の調達・確保、人員確保を行う災害医療本部を組織する。

（５）医療機関への協力要請

「医療・救護班」は、集団災害が発生した場合、地元医師会と緊密な連絡を図り、救急処置が速やかに行われるように努めるとともに、負傷者が多数で医療機関へ収容することができない場合は、学校及びコミュニティセンター等の施設に収容し、地元医師会に医師等の派遣を要請する。さらに、必要に応じて埼玉県知事に対し救護班の派遣を要請する。

【資料編参照】　資料－１９「幸手保健所管内　救急病院・救急診療所一覧」

（６）医療・助産活動

「医療・救護班」は、医療救護チームを編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地元医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療・助産活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないと認められたときは、埼玉県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

（７）救護班の編成

救護班の編成は、次を基本とする。

- 医　師　　１人
- 看護師又は助産師　２～４人
- 事務員　　１人
- 運転手　　１人

（８）医療の範囲及び方法

① 範囲

- 診察（トリアージ）
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置・手術その他の治療及び施術
- 病院又は診療所等への収容
- 看護

② 方法

負傷者等の応急的処理については、「医療・救護班」が行うが、重症等により専門の治療の必要があるときは、病院又は診療所等に移送し、処置する。

（９）助産の範囲及び方法

① 範囲

- 分べんの介助
- 分べん前及び分べん後の処置
- 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方法

診療所・産院・助産所に移送し、処置する。

(10) 医療及び助産の費用

① 医療

- 救護班による場合は、使用した薬剤・治療材料・医療器具等の実費とする。
- 一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬以内の額とする。
- 施術者による場合は、当該地域における協定料金以内の額とする。

② 助産

救護班、産院又はその他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は処置費を除く）等の実費とする。

助産師による場合は、当該地域における慣行料金の８割以内の額とする。

（11）救護所の設置

災害による傷病者の救護所は、必要に応じ学校、コミュニティセンター等の避難所をもって救護所に充てるものとする。

２　精神科救急医療の確保

被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がいが認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

また、入院搬送にあたっては、専門医の立会いのもと、適正な措置をとる。

３　医療マンパワーの確保

（１）医療マンパワーの活動調整

「医療・救護班」は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を医師会と協力して行う。

「医療・救護班」は、市内の被災状況に基づき、医療マンパワーの配置等を検討し、指示する。

（２）医療ボランティア

「医療・救護班」は、埼玉県を通じ、埼玉県医師会等に派遣を要請する。

「医療・救護班」は、医療ボランティア等と協力し、救護所等での医療活動を行い、医師会救護班、医療機関等との連携を図り、被災者の救護を行う。

４　医薬品の調達、供給

「医療・救護班」は、医薬品卸業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品を確保する。また、調達に関して医薬品取扱い業者との協定を推進する。

「医療・救護班」は、医薬品に不足が生じる場合、埼玉県へ供給の救援を要請する。

５　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して埼玉県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、埼玉県知事が負担する。

ただし、災害救助法が適用されない災害の場合は、被災者の医療及び助産の経費は、市長が負担する。

（２）救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

■「医療」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	災害により医療の途を失った者
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。
医療の範囲	1　診療 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処置手術、その他の治療及び施術 4　病院又は診療所への収容 5　看護
対象経費	1　救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2　病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期　　間	災害発生の日から14日以内
備　　考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。

■「助産」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。
助産の範囲	1　分べんの介助 2　分べん前後の処置 3　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
対象経費	1　救護班等による場合、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合、当該地域における慣行料金の８割以内の額
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。

第４　後方医療【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

１　後方医療支援体制の確立

救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者、高度救命処置が必要な患者等を、後

方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県と協議のうえ、確立を図る。

なお、埼玉県内の災害拠点病院、救命救急センターは、資料編のとおりである。

【資料編参照】　資料－２０「埼玉県内　災害拠点病院・救急救命センター一覧」

２　搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送)、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、埼玉県には埼玉県防災航空隊（防災ヘリコプター）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

また、平成 19 年 10 月 26 日から埼玉医科大学総合医療センターで埼玉県内では最初のドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）が運用されている。

■搬送順位

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

■搬送経路

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

３　ヘリコプター場外離着陸場

本市では、傷病者の緊急輸送、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、ヘリコプター場外離着陸場を指定している（「第４編-第１章-第 12 節-第４-３　輸送拠点の設定　■離着陸場一覧」参照)。

第５　保健衛生【健康スポーツ部、埼玉県】

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について、定める。

１　巡回健康相談

① 「医療・救護班」は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

② 「医療・救護班」は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導や健康相談、健康教育等を実施する。

③ 「医療・救護班」は、巡回健康相談の実施にあたり、「被災者救援班」と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努める。

④ ③において、災害発生による精神的不安定、あるいは避難所生活等における環境的変化による精神疾患の急発・急変、あるいは精神障がい者の症状の悪化等に対応するため、身体の健康のみならず、「メンタルケア」にも配慮し、必要に応じ、専門医の派遣要請や保健所、埼玉県へ「精神保健活動班」の派遣を要請する。

２　巡回栄養相談の実施

①「医療・救護班」は、避難所や仮設住宅、給食施設を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談を実施する。

②「医療・救護班」は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適性化を支援する。

③「医療・救護班」は、巡回栄養相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第 10 節　避難

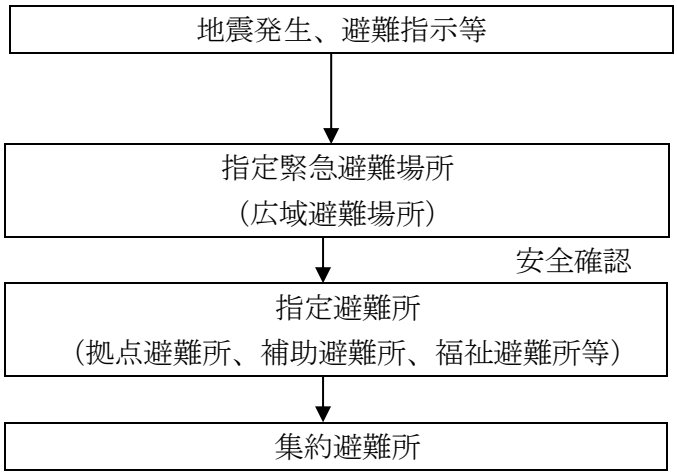
地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第１　避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】

１　避難の流れ

地震発生後、市民自らが避難する場合、又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、下図の流れによる。



（１）指定緊急避難場所又は指定避難所への避難

地震発生直後においては、市民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合、又は火災延焼等の危険が迫り、市からの避難指示が発令された場合、市民は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所へ避難する。

指定緊急避難場所に集合した市民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。この段階で、火災等の危険がなく、自宅が被害を免れた、又は軽微な市民は、各自の自宅に帰宅する。

また、安全が確認された場合、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。

（２）集約避難所への集約

避難所生活が長期化し、避難所によっては避難者が少数となるなど、避難所の本来機能が回復できる見込みができた場合は、応急仮設住宅建設までの間、当該避難者は指定された集約避難所へ移動する。

２　避難指示

（１）実施責任者

避難指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が実施するものである。

なお、避難の指示の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

■避難の指示の実施責任者

実施責任者	避難の指示を行う要件等	根拠法令
市長 (※埼玉県知事)	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第60条
警察官	・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法 第94条
埼玉県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施	水防法第29条
埼玉県知事、その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施	地すべり等防止法 第25条
埼玉県（危機管理防災部、県土整備部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局	・避難情報に関する市長への助言	災害対策基本法 第61条の２

注）※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

（２）避難指示の判断基準

市長は、次の基準により避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

■避難指示発令の判断基準

区分	発令の目安
避難指示	➢ 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ➢ がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近の市民に生命の危険が認められるとき。 ➢ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ➢ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

（３）避難指示の伝達内容及び伝達方法

① 内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- 避難対象地域
- 避難の理由
- 避難先及び必要に応じた避難経路
- 避難時の留意事項

※ その他避難にあたっての注意事項
・火気等危険物の始末
・２食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
・素足を避け、帽子、ヘルメット等を必ず着用する。
・隣近所そろって避難する。

② 伝達・報告

避難指示を行った者は、おおむね次のとおり必要な事項を関係機関へ通知する。

■市長の措置

久喜市長　→　埼玉県知事（災害対策課）

■警察官の措置

警察官　→　久喜市長　→　埼玉県知事（災害対策課）

■自衛官の措置

自衛官　→　久喜市長　→　埼玉県知事（災害対策課）

■放送事業者への措置

区分	内容
伝達ルート	・放送事業者への依頼は、「広報・情報収集班」が原則として埼玉県に要請する。ただし、埼玉県へ連絡できない場合は、「広報・情報収集班」から直接、放送事業者へ依頼する。
伝達手段	・埼玉県への要請は、所定の様式を用いてファクスにより行う。 ・放送事業者へはファクス及びＥメールを用いて行う。 ・確実性を図るため、埼玉県又は放送事業者へは情報の伝達後電話連絡する。
伝達する情報の種類	・災害対策基本法に基づく、避難指示（解除を含む。）

注）法的及び制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。
ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

③ 市民への周知

市は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他の防災関係機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、必要に応じて隣接市町へも併せて連絡を行う。

■伝達方法

- 防災行政無線（サイレン吹鳴）
- 広報車
- 市ホームページ、ＳＮＳ、メール、エリアメール
- 緊急情報架電サービス
- 久喜市防災アプリ
- テレビ、ラジオ
- 標識など
- 口頭伝達
- 関係機関の広報（消防車、パトカー）

（４）避難指示の解除

当該市民の身辺から災害による直接の危険がなくなったと認められるときとする。

《参考》
◆災害対策基本法第60条第５項（市町村長の避難の指示等）
市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

３　警戒区域の設定

（１）市長の措置（災害対策基本法第 63 条第１項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立ち入りの制限、禁止をし、又は退去を命ずる。

なお、市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第１項に基づき、職員に委任し、又は臨時に代理させることができる。

（２）警察官の措置（災害対策基本法第 63 条第２項）

警察官は、市長若しくは委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。

（３）消防局長又は消防署長の措置（消防法第 23 条の２）

消防局長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

（４）消防吏員又は消防団員の措置（消防法第 28 条、消防法第 36 条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、消防法第 36 条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

４　避難誘導及び移送

（１）避難誘導担当者

避難誘導は、避難指示を出した機関が行う。

なお、災害発生初期段階においては、消防団員、自主防災組織が避難誘導にあたる。

（２）避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 状況により、高齢者、乳幼児、児童、病弱者、障がい者又は歩行困難者は車両等による輸送を行う。
- 誘導中は、事故防止に努める。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区や自治会、町内会等の単位で行う。

（３）避難順位及び携行品の制限

①　避難順位

避難順位は、おおむね次の順位による。

①　病弱者、障がい者
②　高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
③　上記以外の市民
④　防災従事者

②　携行品の制限

避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、２食分程度の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。

また、非常持出し品については、平時から用意しておくものとする。

（４）要配慮者の避難誘導

「被災者救援班」は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び日本語を理解することができない外国人等の要配慮者が確実に避難できるよう次の対策を講ずる。

- 要配慮者で、避難所で生活できる者は、一般の避難所に収容する。
- 要配慮者で、避難所では生活できない者は、福祉避難所（要配慮者用避難所）に収容する。
- 寝たきり等施設での生活が必要な者は、社会福祉施設での対応を要請する。
- 要配慮者に配慮した広報を実施する。
- その他、市民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第２　避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】

災害による避難所の開設及び避難所への収容保護、管理・運営方法について定める。

１　避難所の開設

（１）開設基準

本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所のすべて、又は一部を開設することとし、総括班長に避難所の開設を指示する。

総括班長は、被災者救援班長と協力し、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

（２）収容対象者

避難所への収容対象者は、次のとおりである。

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- 避難指示が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

（３）避難所の開設方法

避難指示を行った場合又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに、「体育施設班」「学校教育班」「地区活動班」、コミュニティセンター等避難所の職員のうち、あらかじめ定められた職員（以下「避難所管理職員」という。）を当該避難所に派遣し、開設する。その際、速やかに安全点検を実施、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行い、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

なお、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

① 勤務時間内に避難所を開設する場合

避難所となる施設管理者に対して開設を指示又は要請する。

避難者が収容を求めた場合は、本部長からの指示又は要請がなくとも、施設管理者は避難所を開設し、総括班長に、「被災者救援班」のうちであらかじめ定められた職員（以下「避難所担当職員」という。）の派遣を要請する。

② 勤務時間外に避難所を開設する場合

避難所管理職員及び避難所担当職員は、速やかに各避難所に参集し、受入体制を整え、避難所を開設する。

（４）臨時の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合「総括班」は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。ただし、市役所本庁舎等防災中枢拠点は極力避け、必要に応じて付近の適当な場所に天幕その他屋外収容施設を設置する。

② 臨時の避難所の開設

「被災者救援班」は、臨時の避難所を開設するときは避難所担当職員を配置する。

開設後は、指定の避難所と同等に対応する。

（５）福祉避難所（要配慮者用避難所）

避難所において、高齢者及び障がい者等への配慮を必要とする状況となった場合、本部長は、「被災者救援班」に指示して福祉避難所（要配慮者用避難所）を開設する。

開設の時期については、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要に応じて福祉避難所（要配慮者用避難所）を開設するものとする。

（６）開設の公示、避難誘導及び保護

市は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

（７）埼玉県への報告

避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を埼玉県知事に報告しなければならない。

- 避難所の開設の目的、日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

２　避難所の管理・運営

（１）避難所の運営組織

① 避難所の管理

避難所の管理は、「被災者救援班」があたる。

なお、避難所管理職員及び施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

② 避難所の運営

避難所の運営は、自ら生活を行う避難者が主体となってルールを決めるなど、自主防災組織等を中心とした市民組織が行う。市は、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。「被災者救援班」、避難所管理職員及び施設管理者は、運営に協力する。

また、あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、「第４編-第２章-第６節-第２　ボランティアの応援受入れ」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

（２）避難所の管理・運営における留意点

■第１段階（１日～３日）

①　施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 ②　「総括班」との連絡体制の確立 ③　傷病者の把握及び救護所設置等、必要な措置を「医療・救護班」に要請のうえ、「総括班」に報告 ④　要配慮者の把握と処置（福祉避難所（要配慮者用避難所）、医療機関及び福祉施設への搬送、要配慮者の健康状態に対する配慮） ⑤　避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 ⑥　収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資配給等の実施 ⑦　仮設トイレの設置等必要な措置を「環境班」に要請のうえ、「総括班」に報告 ⑧　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力 ⑨　施設内でのプライバシーの保護策について検討 ⑩　災害関連情報の伝達

■第２段階（４日～14 日）

①　避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ②　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力 ③　市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供

■第３段階（15 日～）

①　避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ②　避難者の健康管理及び栄養指導について、「医療・救護班」と協議 ③　「市民ボランティア班」による安否確認等への協力

【資料編参照】　資料－１８「避難者名簿」

（３）要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらず誰でも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。

また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと)をしないよう配慮して対応する。

これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。

（４）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握して福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、介護職員の派遣等の必要な措置をとる。

（５）避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする

① 市民への分散避難の周知

広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ、久喜市防災アプリ等を活用し、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討することを周知する。

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

② 感染症対策の実施

手洗い、マスクの着用、定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に)、食事時間をずらして密集・密接を避けるなどの感染症対策を徹底する。

避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。

また、市民にマスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難することを周知するとともに、市では、マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認

避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。

また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。

④ 健康状態に合わせた避難場所、スペースの確保

自宅療養者、発熱者等の健康状態に合わせた避難場所、避難スペース等の確保に努める。

体育館が避難所となる学校施設の空き教室、県有施設やホテル・旅館等の流用など、指定避難所以外の臨時的な避難所の確保・開設を検討する。

（６）避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

（７）やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

① 在宅避難者等の支援等

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。

② 車中泊避難者の支援等

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。

これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。

３　広域一時滞在と避難所の集約

市は、災害から被災した市民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災市民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、埼玉県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

なお、避難生活の改善と避難者施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所設置後一定期間が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、避難者数の減少に応じて避難所を集約し、段階的に解消する。

４　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における避難所の供与は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における避難所の供与は、市長が行う。

（２）救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、次のとおりである。

■「避難所の供与」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者
対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
費用の限度額	（基本額）避難所設置費　１人１日あたり360円の範囲内
期間	災害発生の日から７日以内
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

５　避難所開設マニュアル・避難所運営マニュアルについて

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった市民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活が送ることができるよう避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理・運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるようマニュアルの適宜見直しを実施する。

第 11 節　交通対策計画

災害のため交通施設に被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれがある場合は、交通施設の管理者又は交通機関に協力して当該施設を防御し、又は迅速な応急復旧を行い、交通輸送の確保を図る。

第１　交通支障箇所等の情報収集【建設部】

「道路・河川班」は、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所又は交通の支障箇所に関する情報を収集する。

また、国道、県道の状況についても、各管理者から同様の情報収集を行う。これらの情報収集は、埼玉県及び警察があらかじめ指定したネットワーク路線及び緊急輸送路を優先して行う。

市内の指定状況は、次のとおりである。

種　類	道　路
第一次特定緊急輸送道路	国道４号、国道 122 号、国道 125 号、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道、主要地方道さいたま栗橋線
第一次緊急輸送道路	主要地方道川越栗橋線
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日部久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道幸手久喜線、一般県道下早見菖蒲線、一般県道加須幸手線、一般県道六万部久喜停車場線

第２　関係機関への通報【市長公室、建設部】

１　道路、橋梁等の支障箇所に関する通報

「道路・河川班」は、市内における道路及び橋梁等が災害を受けた場合、国・埼玉県等の道路管理者に通報して応急対策を速やかに実施するよう求める。

なお、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所については、「広報・情報収集班」に伝達するとともに、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜警察署及び幸手警察署等関係機関に通報する。

２　国道、県道等の支障箇所に関する情報の収集

「広報・情報収集班」は、本市周辺の緊急輸送道路の被災箇所について、各道路管理者、警察署、周辺自治体等からの情報を集め、収集した情報を速やかに災害対策本部に伝達するとともに、関係機関に通報する。なお、他の部班が国道、県道等の支障箇所を発見した場合についても、「広報・情報収集班」へ報告する。

第３　交通対策に関する措置【建設部】

１　被災地内の交通対策

① 道路管理者、埼玉県公安委員会、久喜警察署及び幸手警察署は、道路の破損等の理由により通行が危険な状況を発見したとき、もしくは危険が予想されるとき、又は避難路、緊急交通路の確保の必要があるときなどは、第４の２に掲げる範囲において、それぞれの関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な対策を行う。

② 実施責任者は災害対策基本法施行令第 32 条第１項に基づき、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。

③ 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損等の理由により通行が危険であると認められる場合は、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

④ 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する久喜警察署長又は幸手警察署長に、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由を通知する。あらかじめ通知することができなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

⑤ 道路管理者が交通対策を行った場合は、久喜警察署又は幸手警察署に連絡のうえ、規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示し、職員等をもって、現場において指導する。この場合においては、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって、一般交通にできる限り支障のないように努める。

⑥ 交通対策を行ったときは、広報車両等を利用し、一般に周知徹底する。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等のマスコミ、交通情報、インターネット等の利用も図る。

２　交通対策の実施責任者

関係法令に基づく交通規制の実施責任者の範囲は、次の表のとおりである。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	１　道路の破損等の理由により通行が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第１項
公安委員会	１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 ２　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	道路交通法 第５条第１項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

３　警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	１　通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両、その他物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 ２　措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるため、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の３
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記措置をとることができる。	

第４　道路の応急復旧等【市長公室、建設部】

１　緊急啓開路線の選定

地震発生後、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、埼玉県公安委員会は次の基準により緊急道路啓開路線を選定する。

（１）緊急啓開路線の選定基準

- 市役所本庁舎・第二庁舎、各行政センター、消防署所、警察署、地域防災拠点、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線
- 緊急輸送路ネットワーク
- （「第４編-第１章-第 12 節-第４　防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備」参照）
- 避難所等主要な防災拠点に接続する路線
- その他上記ルートを補完する路線

（２）緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うにあたっては、道路管理者、警察、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

２　道路啓開の実施

「道路・河川班」「総括班」は、協力しながら効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する（「第４編-第２章-第 11 節-第５　障害物の除去」参照）。

原則として２車線の車両通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

３　応急復旧業務にかかる建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物の除去、応急復旧に必要な人員、機材を確保する。

《参考》
◆道路啓開（けいかい）
緊急車両等の通行のため、１車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。
大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要である。
※啓開：切りひらくこと。

第５　障害物の除去【建設部、まちづくり推進部】

災害に際して、土砂・立木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所及び道路の機能上支障をきたす場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

１　障害物の情報収集及び危険回避措置

（１）情報の収集及び提供

「道路・河川班」「建築公園班」は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報収集を行うとともに、必要な場合は、防災関係機関に情報を提供する。

（２）市における情報の収集

市民等からの通報等による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。

「道路・河川班」「建築公園班」は、情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定する。

また、除去の予定や進捗状況についても、随時、災害対策本部へ連絡し、広報する。

２　道路等の障害物の除去

（１）実施責任者

道路上の障害物の除去についての計画の樹立とその実施は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路管理者が行う。

（２）障害物除去の対象

- 市民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

（３）障害物除去の方法

市長は、障害物の除去について「道路・河川班」及び関係団体の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ埼玉県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。

障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（４）障害物除去の優先順位

障害物を除する際の優先順位は、次のとおりである。

⑤ 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
⑥ 緊急輸送路に使用する道路
⑦ 不通により市民生活に著しい支障のある道路
⑧ その他必要と認める道路

（５）他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連携をとり、協力して効率的に行う。

３　河川関係障害物の除去

（１）実施責任者

河川の障害物の除去についての計画の樹立とその実施は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）又は久喜市普通河川等管理条例に規定する河川管理者が行う。

（２）障害物除去の対象

- 河川の溢水（いっすい）防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

（３）障害物除去の方法

各河川管理者は、河川の機能を確保するため、被害状況に応じ関係機関と協力し、効果的な方法により障害物を除去する。

４　住居にかかる障害物の除去

（１）障害物除去の方法

「道路・河川班」は、災害救助法が適用された場合に、久喜市建設産業懇和会等の協力を得て、障害物の除去を行う。なお、労力又は機械力が不足する場合には埼玉県（建築安全課）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

（２）災害救助法の実施基準

① 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「障害物の除去」は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

■「障害物の除去」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	半焼（焼）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することができない者
対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
費用の限度額	１世帯当たり　143,900円以内
期　　間	災害発生の日から10日以内
備　　考	１　障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 ２　雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。

５　障害物の集積場所

障害物の一時集積場所は、交通に支障のない国有地、県有地又は市有地とする。

国有地、県有地又は市有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結する。

第 12 節　輸送計画

被災者、災害応急対策要員の移送及び救助用物資、災害対策用資機材の輸送を迅速に実施させるため、必要な車両等を確保し輸送の万全を期するものとする。

第１　緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】

１　緊急輸送調整会議

「道路・河川班」は、災害発生後の緊急輸送路の被害状況を確認するとともに、迂回路等を検討、指定する。

２　緊急輸送路指定路線

緊急輸送路及び迂回路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通対策、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

３　緊急輸送路指定情報の伝達

「道路・河川班」は、緊急輸送路及び迂回路に指定された路線を各班と埼玉県及び防災関係機関に伝達する。

「広報・情報収集班」並びに久喜警察署及び幸手警察署は、速やかに市民に対して広報する。

第２　輸送力の確保【総務部】

１　車両等の確保・運用

災害対策本部が設置されたときは、庁用車は、すべて「管財班」が集中管理する。

ただし、「管財班」から要請があるまでは、当該課所が実施する応急業務に使用することができる。

（１）市有車両

担当	「管財班」が担当し、車両の掌握、配車を行う。
要請	各班は、車両を必要とするときは「管財班」に要請する。

（２）市有以外の車両

「管財班」が各班の意見を調整し、現在稼働可能な車両や車両運行を行う人員が不足する場合、他機関や民間に車両調達を要請し、必要な車両及び人員を確保する。

（３）協力要請

車両の確保が困難な場合は、埼玉県又は近隣市町に対し、協力を要請する。

（４）輸送用燃料の調達

「管財班」は、石油商業協同組合の協力を得て車両用の燃料を調達する。

２　配車の方法

（１）配車手続き

各班で車両を必要とするときは、配車要請書を「管財班」に提出する。

（２）配車計画

「管財班」は、各班から提出された配車要請及び被害状況等の情報収集に努め、効率的に配車するための緊急配車計画を策定する。

（３）配車

緊急配車計画に基づき、速やかに各班に配車する。

【資料編参照】　資料－２２「配車要請書」

３　人員の確保

「総務・動員班」は、各班からの輸送用人員の要請を受け、必要な人員を確保する。

４　輸送の範囲

輸送の範囲は、次のとおりである。

- 被災者の避難
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用の物資
- 遺体の捜索及び遺体の処理のための人員並びに資材

第３　緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】

被災地において、災害応急対策に必要な物資の輸送及び消防、水防、避難者の救助又は輸送、その他災害の発生を防御し、もしくは拡大の防止の応急処理を実施するため、緊急輸送車には埼玉県知事又は埼玉県公安委員会（久喜警察署又は幸手警察署）に対し、災害対策基本法施行規則に定める標章及び証明書の交付を申請する。

第４　空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】

１　空中輸送の実施

「総務・動員班」は、陸上交通が困難な場合又は緊急を要する場合、埼玉県や自衛隊等の関係機関に空中輸送の実施を依頼する。

２　ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、陸上自衛隊第 32 普通科連隊等

の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第４編-第１章-第 12 節-第４-３ 輸送拠点の設定 ■離着陸場一覧」参照）。

３　人員の確保

「総務・動員班」は、空中輸送による物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保し、ヘリコプターの場外離着陸場へ派遣する。

第５　災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】

市は、応急救助のための輸送に要した経費について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。

第 13 節　生活支援計画

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料、生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第１　飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

１　給水対象者

災害により、水道及び井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、汚染し、又は現に飲料に適する水を得ることができない者

２　水道施設状況

本市の給水可能水量は、配水池、耐震性貯水槽をあわせて 20,360m^{3}となっている。

■水道施設状況

地区名	種別	設置場所	容量(m^3)	構造
久喜地区	配　水　池	吉羽浄水場	3,600	ＰＣ配水池容積　9,000m^3
	〃	本町浄水場	5,200	ＰＣ配水池容積　13,000m^3
菖蒲地区	配　水　池	森下浄水場	1,600	ＰＣ配水池容積　4,000m^3
栗橋地区	配　水　池	佐間浄水場	3,200	ＰＣ配水池容積　8,000m^3
	耐震性貯水槽	栗橋南小学校	60	φ2,600×12.3m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋中央コミュニティセンター	100	φ2,600×19.3m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋西小学校	50	φ2,000×17.0m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	栗橋北彩高校	50	〃
	〃	栗橋東中学校	50	〃
鷲宮地区	配　水　池	鷲宮浄水場	1,000	ステンレス・配水池容積2,500m^3
	〃	八甫浄水場	5,200	ＰＣ配水池容積　13,000m^3
	耐震性貯水槽	鷲宮行政センター	50	φ2,000×17.0m、ダクタイル鋳鉄製
	〃	鷲宮東コミュニティセンター	50	〃
	〃	鷲宮西中学校	50	〃
	〃	鷲宮中学校	50	〃
	〃	堤下公園	50	〃
合　　計	－	－	20,360	－

３　応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくこととする。

なお、市民は、自ら３日間（推奨１週間）分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。

■１日あたりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３Ｌ/人･日	生命維持に必要な最小水量
４日から 10 日	20Ｌ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11 日から 21 日	100Ｌ/人･日	通常の生活には不便であるが、生活可能な必要水量
22 日から 28 日	250Ｌ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

４　応急給水の実施

（１）発災直後の情報収集及び初動給水の準備

① 情報収集及び整理

「給水班」は、発災直後、直ちに班の初動体制を確立し、次の情報の集約・整理を行う。

- 水道施設（浄水場、管路等）の被害状況を確認し、配水量を把握
- 市内の断水エリアの把握
- 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- 交通状況（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握

② 資機材の準備、調達

「給水班」は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用資機材の準備を行う。必要な資機材は、民間業者から調達する。

（２）応急給水の実施

① 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

「給水班」は、次の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。なお、応急給水活動は水道施設の復旧状況にあわせて効果的に行う。

ｱ）応急給水エリア及び給水方法の決定

断水状況や避難所開設状況に基づき、応急給水を実施するエリアを決定する。給水方法は、断水状況や耐震性貯水槽の有無、災害発生からの時間経過などの状況にあわせて次の方法から適切な方法で行う。

■給水方法

種別	内容
運搬給水	給水タンク積載車、袋詰め水などによる水の供給
拠点給水	給水拠点の耐震性貯水槽などによる水の供給
仮設給水	消火栓に取り付けた給水栓又は仮設配管による水の供給

■給水体制と給水方法

種別	内容
第１次応急給水	運搬給水を実施する。
第２次応急給水	運搬給水、拠点給水及び仮設給水を実施する。
第３次応急給水	水道施設の応急復旧完了に伴う給水を開始する。 建物の被害の復旧状況によっては、拠点給水、仮設給水を継続する。

ｲ）応急給水先の優先順位の決定

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や高齢者、障がい者などの要配慮者の施設には優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓をそれらの近くに設置する。

ｳ）応急給水体制の確立

応急給水に必要な要員を配置するなど、速やかに応急給水活動が実施できるような体制の構築を行う。

② 広報の実施

「給水班」は、「広報・情報収集班」を通じて、給水時間、給水場所等を市民に伝達するとともに、自らも広報車等を用いて、給水活動について周知徹底を図る。

③ 他機関への応援要請

災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難な場合は、「総括班」を通じて、埼玉県や他の水道事業者などに支援要請を行う。

自衛隊の応援要請が必要な場合は、「総括班」を通じて埼玉県知事に要請を行う。「給水班」は、埼玉県・他機関からの応援部隊が効率的に活動できるように、受入れ体制を確立する。

５　給水施設の応急復旧

給水施設に災害が生じた場合、「給水班」は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。

緊急給水を必要とする施設として、病院等への給水を確保する。

また、被災した共同住宅等で簡易専用水道及び小規模受水槽水道（以下「受水槽水道」という。）を所有している施設所有者並びに施設管理者については、受水槽に亀裂等が生じ、汚水が混入するおそれがあるので、衛生確保を図るため、受水槽の被災状況の点検及び検査機関による検査並びに塩素剤の備蓄、煮沸等、自主管理に努める。

復旧計画の作成及び久喜市管工事業協同組合との復旧体制づくりを早期に実施する。

なお、資材及び技術者が不足する場合は、埼玉県知事に応援を要請し早期復旧に努める。

６　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「飲料水の供給」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「飲料水の供給」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次のとおりである。

■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	基準等
対　　象	災害により現に飲料水を得ることができない者
対象経費	１　水の購入費 ２　給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ３　浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	１　機械：自動車、給水車、ポンプ等 　　器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ２　薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 　　資材：ろ水器に使用するフィルター等

第２　食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】

災害時に被災者及び災害応急対策実働部員に配給する食料について、救助に必要な食料の確保とその配給の確実を期するものとする。

１　食料供給の基本方針

（１）食料供給の基本的考え方

市民は、自ら３日間（推奨１週間）分の食料を備蓄し、災害時に活用する。
「被災者救援班」と「産業班」は協力して、被災者への食料の供給を次の方法で行う。

- 災害用備蓄食料
- 流通調達食料
- 広域からの調達食料

（２）炊き出し等による食品の給与

■給与の内容

① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給
② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、埼玉県知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対して行う米穀等の応急供給

■給与する食品の品目

① 給与の内容の①にあっては、米穀（米飯を含む）、アルファ米、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜、缶詰等の副食、みそ、しょう油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。
② 給与の内容の②にあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

（３）食料供給計画の策定

「産業班」は、災害時の食料給与の円滑を期するため、食料の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画について食料供給計画を策定しておくものとする。

２　食料の調達

（１）食料供給計画の策定

① 食料供給計画の策定

「産業班」は、市域の被害状況や避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに、供給先（避難所等）別に必要な食料の品目・量を定めた食料供給計画を策定する。

- 供給先（避難所等）別の供給食料の品目・量
- 調達先（市内備蓄物資、業者からの調達、広域からの調達）
- 必要な輸送力及び輸送ルートの想定

② 広域（埼玉県）への支援要請

「産業班」は、市において必要な食料の供給が困難な場合、埼玉県やその他の団体に食料の調達を要請する。

「産業班」は、広域からの調達が必要な場合、広域輸送集積基地の開設を「建築公園班」に要請する。

（２）米穀の調達

市長（産業班）は、災害の状況により、米穀卸売業者等の手持精米のみでは不足する場合は、埼玉県知事に調達を要請する。

また、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲内で農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき政府所有米穀の緊急の引渡しを要請するものとする。

（３）その他の食料の調達

市長（産業班）は、米穀以外の食料品の給与を行う必要が生じたときは、一般業者より調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、埼玉県知事に食料の調達を要請することができる。

（４）広域からの食料の確保

① 広域輸送集積基地の開設

「建築公園班」は、「産業班」からの依頼に基づき、市内の被災状況、避難所の開設状況、交通状況に配慮し、公園等のオープンスペースの中から広域輸送集積基地の適地を選定する。

② 広域からの食料調達

「産業班」は、広域輸送集積基地の運営管理を行い、広域からの食料の受入れを行う。
食料供給計画に基づき、各避難所等に配送する食料の配分作業等を行う。

（５）避難所等への食料の輸送

「産業班」は、食料供給に必要な輸送力（車両、輸送用人員）を確保し、備蓄食料や広域輸送集積基地に集積された食料を各避難所に配送する。

３　給食基準

食料配給量の基準は、次のとおりである。

■１人あたりの配給量

品目	基準
米　　穀	被災者　　１食あたり精米換算200グラム以内 応急供給受配者　　１人１日あたり精米換算400グラム以内 災害救助従事者　　１食あたり精米換算300グラム以内
乾パン	１食あたり　　１包（115グラム）以内
食パン	１食あたり　　185グラム以内
調整粉乳	乳児１日あたり　　200グラム以内

４　炊き出しの実施方法

（１）炊き出し対象者

市長（被災者救援班）は、災害を受けない地域（比較的軽度な被災地を含む）の市民及び団体に対し、炊き出しについての協力を要請し、避難所内又はあらかじめ指定した場所において、炊き出しを実施する。炊き出しに必要な備品（移動式炊飯器等）については、あらかじめ実施場所に配備する。

炊き出し実施基準は、災害救助法による。

- 消防署（団）員
- 婦人会
- ボーイスカウト、ガールスカウト
- 市及びその他の団体で応急対策に従事している者

（２）配分方法

市長（被災者救援班）は、避難所又は炊き出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い確実に配分する。

（３）炊き出し実施場所

米飯の炊き出しは、米飯用の釜を常備する厨房設備を有する市内公共施設又は給食委託先にて実施する。

（４）災害時の食料の集積地の設置

市（産業班）は、施設の利用状況や輸送路の通行可能状況を把握し、食料集積地を指定する。

また、食品管理の万全を期するため、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置する。

（５）応援要請

炊き出し等食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは、埼玉県、隣接市町に応援を要請する。

（６）食品輸送車両

米穀業者が所有する車両のほか、緊急に輸送車両となり得る車両については、その都度指定し、協力を求める。

（７）炊き出し実施上の留意点

① 現場責任者

「被災者救援班」があたることを原則とし、必要に応じて他の部から応援を求める。

責任者は、その実態に応じ混乱が起こらないよう指導するとともに、必要事項を記録しておく。

② 実施状況報告

市長（被災者救援班）は、炊き出し、食品の配分、その他の食品を給与したとき（埼玉県の協力を得て給与した場合も含む。）は、実施状況を速やかに埼玉県知事に報告する。

５　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「炊き出し、その他による食品の給与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「炊き出し、その他による食品の給与」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	１　避難所に避難している者 ２　住家に被害を受けて炊事のできない者 ３　災害により現に炊事のできない者
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上料、消耗器材費、雑費
費用の限度額	１人１日当たり　1,390円以内
期　　間	災害発生の日から７日以内 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物により支給することができること。
備　　考	食品給与のための総経費を延べ給食日数（１人１日３食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。

第３　生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】

災害時に、被災者に対して生活必需品等の緊急物資の安定供給を行うため、それらの確保と配給について定める。

１　生活必需品等の給（貸）与の基本方針

「被災者救援班」は、被災者に対する被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）の給与又は貸与を、次の基準で実施する。

（１）生活必需品等の供給順位

生活必需品等の供給は、次の順位で行う。

① 災害用備蓄物資
② 流通調達物資
③ 広域からの調達物資

（２）供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の流通混乱により資力の有無に関わらず、これらの生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者

（３）給与又は貸与の品目

給与又は貸与品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- 寝具
- 外衣
- 肌着
- 身の周り品
- 炊事用具
- 食器
- 日用品
- 光熱材料
- 簡易トイレ
- 情報機器
- 要配慮者向け用品

２　生活必需品等の調達

（１）物資供給計画の策定

① 物資供給計画の策定

「産業班」は、市域の被害状況や避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、供給先（避難所等）別に必要な物資の品目・量を定めた物資供給計画を策定し、避難所までの輸送体制を確保する。

- 供給先（避難所等）別の供給物資の品目・量
- 調達先（市内備蓄物資、業者からの調達、広域からの調達）
- 必要な輸送力及び輸送ルートの想定

② 広域（埼玉県）への支援要請

「産業班」は、市において必要な物資の供給が困難な場合、埼玉県やその他の団体に物資の調達を要請する。

広域からの調達が必要な場合、広域輸送集積基地の開設を「建築公園班」に要請する（「第４編-第１章-第 12 節-第４-３ 輸送拠点の設定 ■緊急輸送拠点の予定施設」参照）。

（２）広域からの物資の確保

① 広域輸送集積基地の開設

「建築公園班」は、「産業班」からの依頼に基づき、市内の被災状況、避難所の開設状況、交通状況に配慮し、公園等のオープンスペースの中から広域輸送集積基地の適地を選定する。

② 広域からの物資調達

「産業班」は、広域輸送集積基地の運営・管理を行い、広域からの物資の受入れを行う。物資供給計画に基づき、各避難所等に配送する物資の配分作業等を行う。

（３）物資及び救助用品等配給（貸与）経路及び方法

物資供給計画に基づき、「産業班」及び「被災者救援班」は、緊密な連絡のもとに現地に輸送し、各個別の配給にあたっては、地元区長や自主防災組織又は他の団体の協力を得て遅滞なく行う。

３　災害救助法の実施基準

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

■「被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="8">一般基準</th></tr>
<tr><td>対　　象</td><td colspan="8">住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="8">1　被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等）
2　日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等）
3　炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等）
4　光熱材料（マッチ等）
5　防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））</td></tr>
<tr><td rowspan="6">費用の限度額（円）</td><td colspan="2">区　分</td><td>１人
世帯</td><td>２人
世帯</td><td>３人
世帯</td><td>４人
世帯</td><td>５人
世帯</td><td>６人以上
１人を増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
<tr><td colspan="8">（注）夏季は４月から９月まで、冬季は10月から３月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。</td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td colspan="8">災害発生の日から10日以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="8">現物給付に限る。</td></tr>
</table>

第 14 節　帰宅困難者対策

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、多くの帰宅困難者が発生すると想定される。膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するにあたっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まるための対策を実施するとともに、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

第１　現況

埼玉県では「自らの安全は自ら守る」「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

また、埼玉県では大規模災害により交通が途絶した際の徒歩帰宅者を支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

第２　帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】

１　帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して交通情報や埼玉県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

■帰宅困難者に伝える情報例

種類	内容
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅にあたって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

■帰宅困難者に伝える情報例

実施機関	項目	対策内容
埼玉県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや埼玉県ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
市	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、ＳＮＳ、防災行政無線、久喜市防災アプリ等による情報提供 ・デジタルサイネージを活用した情報提供 ・緊急速報エリアメールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
ＮＴＴ東日本株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言版(web171)の提供 ・特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 （埼玉県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第３　一時滞在施設の開設・運営【市長公室、福祉部、こども未来部、鉄道事業者、埼玉県】

市、埼玉県、鉄道事業者等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

１　主要駅周辺における一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとし、一時滞在施設の運営については、「第４編-第２章-第 10 節-第２ 避難所の設置・運営」を準用する。

■一時滞在施設の運営の流れ

- 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- 施設内の受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- 施設利用案内等の掲示
- 電話、特設公衆電話、ファクス等の通信手段の確保
- 市等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営にあたっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

２　新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、埼玉県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、ＪＲ東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

３　一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

鉄道事業者は、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営にあたっては、「自助」「共助」の点から、状況により受入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

４　災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用については、「第４編-第２章-第７節 災害救助法の適用」を準用する。

第４　帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】

１　帰宅活動への支援

埼玉県は、近隣都県や関係事業者と連携・協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施するとしている。市が代替輸送の発着所となる際には、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。

また、市は必要に応じ、発着所に救護所等を設置し、埼玉県及び埼玉県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅ステーションは、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

■帰宅活動への支援

実施機関	項目	対策内容
埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力株式会社	沿道照明の確保	沿道照明用電力の供給（ただし、幹線道路を優先）

２　帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。

地域の避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、地域の避難所とは別に徒歩帰宅者のための一時滞在施設の確保に努める。

第 15 節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画

災害時において、行方不明者又は死亡者が発生したときは、遺体の捜索、処理、収容及び埋・火葬等について、市及び関係機関との相互連絡を密にし、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る。

第１　遺体の捜索【市長公室、福祉部、警察署】

１　遺体の捜索

（１）捜索体制

遺体の捜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら捜索隊を編成し実施する。

（２）遺体捜索の対象

遺体捜索の対象となる者は、次のとおりである。

- 災害発生後、行方不明の状態にある者
- 災害の規模が広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場所で、行方不明の状態にある者
- 重度の身体障がい者又は重病人で、行方不明の状態にある者
- 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合に、行方不明の状態にある者

（３）対象者の範囲

遺体捜索対象者として適用を受ける範囲は、次のとおりである。

- 死亡者の居住地が災害救助法の適用を受けているかどうかは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていること。
- 本人の住家が被害を受けたかどうかは関係なく、本人が現に死亡して遺体が行方不明の状態にあること。
- 死亡した原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうとを問わず、現実に遺体の捜索をしなければならない状態にあるもの。

（４）捜索用資機材等の調達

捜索に際しては、必要に応じて、労務の雇い上げ、船艇、機械器具等の借上げを行う。

（５）相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、「被災者救援班」が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

（６）捜索リストの作成

「被災者救援班」は、行方不明者や捜索された遺体について、「市民ボランティア班」と連携して間違いのないようリスト化する。

（７）捜索期間

遺体の捜索期間は、原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を要する場合には、捜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。

２　検視又は遺体調査・検案

遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに久喜警察署又は幸手警察署に連絡し、警察官の検視又は遺体調査、医師の検案を受ける。

警察官が発見したり、警察官に届出があった遺体については、警察から遺族又は市等関係者に引き渡された後に必要な処置を行う。

状況により現場における検視又は遺体調査・検案が困難なときは、遺体安置所に収容の後、行う。「被災者救援班」（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

３　遺体の輸送

「被災者救援班」は、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、埼玉県に報告のうえ、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し、遺体の引き渡しを受ける。

引き渡しを受けた遺体は、遺体安置所に輸送し、安置する。

第２　遺体の収容・安置【市民部、福祉部】

１　遺体安置所の開設

「被災者救援班」は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。

前記安置所に遺体収容のための建屋がない場合は、天幕、幕張等を行い、必要な設備器具を確保する。遺体安置所には、検視、遺体調査及び検案を行うための検視所を併設するとともに、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者から調達する。

２　遺体の収容方法

遺体の収容等は、次の点に配慮して実施する。

- 「被災者救援班」は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼付し、遺体安置所に安置する。
- 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- 「市民ボランティア班」は、遺体安置所において、埋・火葬許可証を発行する。
- 一定期間後、なお、引取人がいないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、「被災者救援班」は、火葬許可証の交付を受ける。

第３　遺体の埋・火葬【総務部、福祉部】

１　車両の調達

「被災者救援班」は、遺体を火葬場へ搬送するための車両として、葬儀業者等の所有する霊柩車等を活用することとするが、不足する場合は「管財班」に車両の確保を要請する。

２　遺体の埋・火葬方法

（１）遺体の火葬

遺体の火葬は、次の点に留意して実施する。

- 遺体を火葬する場合は、災害死体処理票を作成のうえ、指定された火葬場に移送する。
- 遺骨及び遺留品に、遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管所へ一時保管する。
- 遺体及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ、引き渡す。

（２）身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者として墓地又は納骨堂に移管する。

（３）埋・火葬の調整及びあっ旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬を行うことができないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっ旋を行う。なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については、市が負担するものとする。

第４　災害救助法の実施基準【福祉部】

１　遺体の捜索

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「遺体の捜索」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「遺体の捜索」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「遺体の捜索」の実施基準は、次のとおりである。

■「遺体の捜索」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
期　　間	災害発生の日から10日以内

２　遺体の処理

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「遺体の処理」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「遺体の処理」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「遺体の処理」の実施基準は、次のとおりである。

■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの
費用の限度額	１　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置：１体当たり 3,700 円以内 ２　遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時：通常の実費 上記を利用できない場合：１体当たり 5,900 円以内 ※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 ３　検案：救護班以外は当該地域の慣行料金
期　　間	災害発生の日から10日以内
備　　考	１　遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は借上料、利用できない場合は賃金職員雇上費及び輸送費が対象 ２　救護班が検案をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。

３　埋葬

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

（２）救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「埋葬」の実施基準は、次のとおりである。

■「埋葬」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給
対象経費	1　棺（付属品を含む） 2　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） 3　骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）　232,200円以内 小人（12歳未満）　185,700円以内
期　　間	災害発生の日から10日以内

第 16 節　環境衛生整備計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及び災害に伴って発生した廃棄物（災害廃棄物）の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用できるよう検討する。

第１　廃棄物処理【関係各室部】

災害におけるごみ及びし尿並びに災害に伴って発生した廃棄物（災害廃棄物）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復興を図る。

１　災害廃棄物等処理の基本方針

（１）廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

①　通常のごみ（一般廃棄物）

通常は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源プラスチック類又は、プラスチック製容器包装」「資源リサイクル」「有害ごみ」「粗大ごみ」に分類される。

② 災害により発生するごみ（一般廃棄物）

- 屋内で破損した陶磁器等の「燃やせないごみ」
- 屋内で破損した家具類、電化製品等の「有害ごみ」「粗大ごみ」
- 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

③ 災害により発生するがれき（災害廃棄物）

- 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等
- 倒壊した建築物から発生するがれき
- 倒壊した家屋に残り、解体時に発生する廃棄物
  （畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）

（２）基本的な処理方針

① 分別の徹底

災害時処理においても、「資源」と「ごみ」の分類を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。

② ごみ（一般廃棄物）の処理

上記分類のうち一般廃棄物については、衛生組合への搬入を原則とする。

なお、被災状況、廃棄物の量等によっては、他都市の応援、許可業者等民間収集業者の協力により行う。

③ がれき（災害廃棄物）の処理

上記分類のうち災害廃棄物については、自衛隊、土木・建築解体業者等の協力を求めて、解体、運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者の協力を求めるとともに、広域災害時に埼玉県が設置する「災害廃棄物処理推進協議会」との調整を図る。

④ 衛生組合との連携

ごみ処理にあたっては、衛生組合との連携を密にし、要員、資機材、車両等の確保に努め、迅速な処理を実施する。

２　ごみ（一般廃棄物）の処理

（１）ごみ処理施設等の被害調査

「環境班」は、衛生組合との連携を図り、ごみ処理施設及びごみ収集車等の被害状況を調査する。

（２）ごみ収集・処理計画の策定

「環境班」は、市域の被災状況等を踏まえ、次の内容のごみ収集・処理計画を策定する。

- ごみ収集量の推定（※）
- ごみ収集の優先順位
- ごみ処理ルート
- ごみ仮置場
- ごみ処理方法

（※）災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常のごみは、１人１日あたり１㎏程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の４倍から５倍に達すると推定される。

（３）人員の確保

「環境班」は、「環境班」及び衛生組合並びに民間業者に所属する職員の被災状況を調査し、勤務可能人員を把握する。

ごみ収集・処理計画と照らし合わせ、所要人員が不足する場合、「総務・動員班」に人員の確保を依頼する。

（４）車両等の確保

ごみ収集・処理に必要な車両等が不足する場合は、他都市、埼玉県への応援要請を「総括班」に依頼する。

（５）収集

収集活動は、避難所及び住宅密度の高いところから実施する。

道路交通状況によっては、夜間収集も検討する。

避難所の収集活動については、避難者数により、高頻度で実施する。

（６）処理

衛生組合で焼却、破砕処分し、破砕したものは可能な限り資源化をし、資源化できないものは民間の最終処分場で適正に処分する。

衛生組合の焼却能力及び破砕能力の限界を超える場合は、「建築公園班」と調整してごみ仮置場を確保し、ごみを一時保管する。

焼却処分等の処理が困難となった場合は、環境衛生を配慮しながら、埋立等を検討する。

（７）広報

「広報・情報収集班」は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

- ごみ収集の曜日、収集する品目
- ごみ収集の場所
- 資源、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ等の分別の徹底

（８）処理施設の復旧対策

衛生組合は、ごみ処理施設が被害を受け、復旧活動が必要な場合は、速やかに復旧を実施する。この間は、災害対策本部と連絡を密にし、必要に応じて他自治体等への支援・要請を行うとともに、ごみ仮置場への一時保管等に混乱が生じないようごみ処理計画に反映させる。

３　がれき（災害廃棄物）の処理

（１）がれき（災害廃棄物）処理の基本方針

解体工事及び災害廃棄物の運搬等の処理は、原則として所有者が行う。

「道路・河川班」は、地震等の災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。

がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。

災害の規模によっては、がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ安全な仮置場の事前確保を計画的に進める。

区分	処理
個人、中小企業の事務所	自己処理とする。 ただし、災害規模によっては、埼玉県・国との協議により公費負担とする。その場合、「第４編-第２章-第 16 節-第１-１-（２）-③ がれき（災害廃棄物）の処理」に基づき実施する。
大企業の事務所	自己処理とする。
公共・公益施設	施設管理者とする。

（２）がれき処理の実施方法

① 情報の収集及び報告

「環境班」は、自ら廃棄物処理施設や処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、「広報・情報収集班」から情報提供を受け、市域の損壊建物等の情報を収集・整理

し、全体のがれき量の概略を把握する。被害状況に応じて、埼玉県にがれき処理の必要性を連絡する。

なお、埼玉県災害廃棄物処理指針（H29.３）による関東平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物発生量推計結果に基づくと、本市における災害廃棄物の量は約 17.4 万トンと見積もられる。

② がれき収集・処理計画の策定

「環境班」は、がれき収集を効率的に行うため、次の項目からなるがれき処理計画を策定する。

項目	内容
がれき量の全体処理の把握	被災情報をもとに、がれきの全体量の概算を推定する。
がれき処理の優先順位	緊急輸送路指定路線の被災状況や危険度などを勘案し、がれき処理の優先順位を策定する。主に危険なものや通行上支障のあるものなどから優先的に撤去する。
がれき処理体制の確立	がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などにあたり、埼玉県建設業協会、埼玉県産業廃棄物協会及び衛生組合に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。
がれきの仮置場の決定	「建築公園班」と調整し、がれき仮置場を確保する。なお、がれき置場は、次の要件を満たす場所が望ましい。 ・十分な広さを有すること。 ・住宅から離れ、騒音や振動、粉塵などに留意すること。 ・市内からの交通路が複数確保できること。また、被災していない交通路が確保できるか、又は被災していても容易に復旧可能な道路を確保できること。 ・周囲に柵、植樹等があり、区画されていることにより安全が確保されていること。
必要資機材の調達	がれき収集計画を実施するために、必要な資機材をリストアップし、その調達方法を検討する。

③ がれきの収集・処理の実施

項目	内容
民間業者の動員	民間処理業者に動員を要請し、がれき処理計画に基づき、がれき処理の指示を行う。
民間業者からの資機材の調達	必要な資機材が不足する場合は、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。
他都市、他の行政機関への応援要請	必要な場合、「総括班」を通じて、他都市や他の行政機関に対して応援要請を行う。 被災状況により、最終処分までの処理ルートの確保ができない場合は、速やかに埼玉県へ協議又は支援要請を行う。
がれきの収集・処理	・「環境班」は、民間業者を指揮・監督し、がれき処理計画に基づき迅速にがれきの収集・処理を行う。 ・がれきは、収集の段階で種別ごとに分別収集を行う。 ・収集したがれきは、いったんがれき仮置場へ輸送し、その後、処理施設又は処分場へと移送し、最終処理を行う。

４　し尿処理

災害が発生すると断水や下水道・農業集落排水処理施設の損壊が予想されるため、災害の状況に応じ仮設公衆便所等を確保する必要がある。

（１）被害状況等の情報収集

「環境班」は、上下水道の被災状況及び避難所等の避難人員を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要数を把握する。

また、し尿の収集・処理見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

（２）仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置基準

避難所等の避難人員に応じた仮設トイレを設置する。設置の基準としては、次表を目安とする。

■仮設トイレの設置基準

	必要数
仮設トイレの設置箇所数	５箇所/1,000世帯
仮設トイレの設置台数	1.2 台/100人

② 仮設トイレの調達

備蓄の仮設トイレに不足を生じた場合は、他自治体等へ支援・要請を行うとともに、関係業者から仮設トイレを確保する。

③ 仮設トイレ等の設置

災害の状況に応じ、次の措置をする。

- 公共施設のトイレの開放等で対応できない場合、仮設トイレを、まず避難所等公共施設に設置する。続いて、在宅の被災者のために被災現場の状況を勘案のうえ、公園その他の空地に設置する。
- 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力と調整のうえ、照明施設を設置する。
- 被災状況に応じ、仮設トイレの設置と併せて、備蓄品の簡易トイレの配布も検討する。
- 避難所となる学校や公共施設の新設・改修の際は、マンホールトイレの設置について検討する。

④ 仮設トイレの管理

仮設トイレのくみ取りは、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に委託し行う。

仮設トイレの日頃の消毒・清掃等の維持管理は、自主防災組織の協力を得て行い、また、使用方法や衛生の確保について市民に啓発する。

（３）し尿収集・処理計画の策定

「環境班」は、効率的なし尿処理を行うため、次の内容のし尿収集・処理計画を策定する。

- し尿処理量の概算
- し尿処理の優先順位の決定
- し尿処理ルートの決定
- し尿処理体制の確立
- し尿処理方法の決定
- 必要な機材の調達
- し尿処理施設の応急復旧計画

（４）し尿収集・処理の実施

し尿収集・処理計画に基づき、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に要員の確保及び車両の調達等を要請する。

人員等が不足する場合は、「総務・動員班」へ他都市等への応援要請を依頼する。

し尿収集・処理に必要な資機材や車両等が不足する場合、「環境班」は、関係業者等から調達する。

し尿の処理については、市の処理施設において処理するものとし、施設の能力を超える場合は、適切な処分先を検討し、処理する。

「環境班」は、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者、他都市応援要員等の適切な配置を指示し、収集・処理活動を実施する。

第２　防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】

１　防疫対策の実施

（１）防疫体制の確立

「環境班」「医療・救護班」は、防疫対策のための体制を確立し、応急防疫に関する計画の策定を行う。

「環境班」「医療・救護班」は、必要に応じ防疫用薬剤、防疫用資機材及び医薬品の調達、供給を行う。

市長は、防疫に関し必要があると認めるときは、埼玉県知事に防疫用薬剤、防疫用資機材及び医薬品の供給要請を行う。

（２）防疫チームの編成

「環境班」「医療・救護班」は、状況にあわせて検病疫学調査、健康診断、予防接種、消毒・清掃、そ族害虫駆除のチームを編成する。

（３）防疫活動

① 検病疫学調査

「医療・救護班」は、主として保健師を中心として聞き込みにより在宅患者の調査を行い、感染症患者を発見した場合は、感染源等を調査する。

調査にあたっては、機動力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ、緊急度の高いものから実施し、感染症患者の早期発見に努める。

感染症予防教育等広報活動の推進を図る。

② 健康診断

「医療・救護班」は、消化器疾患に重点を置き、感染症の発生又はその疑いがある市民に対して問診や検便等の健康診断を実施する。

③ 予防接種

「医療・救護班」は、定期又は臨時に予防接種等を実施する。

④ 清掃

「環境班」は、感染症の発生又はおそれのある家屋内外、便所、給水及び給食施設の清掃を実施する。

⑤ 消毒

「環境班」は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施し、そのために必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- 飲料水の消毒
- 家屋の消毒
- 便所の消毒
- 側溝等の消毒
- 患者輸送用機器等の消毒

⑥ そ族害虫駆除

「環境班」は、汚染地域の蚊・蝿発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去並びに必要に応じたねずみの駆除を実施する。

２　防疫資材の調達

予防接種資機材及び消毒資材などの防疫資材については、現有のものを使用するとともに、医師会及び薬剤師会等の協力を得て不足資材を調達する。

また、必要に応じ埼玉県知事に供給要請する。

第３　食品衛生監視【健康スポーツ部】

１　衛生指導の実施

「医療・救護班」は、災害発生後、季節や被災環境等を勘案しながら、必要に応じ、衛生指導を実施する。

２　食中毒対策

「医療・救護班」は、災害の状況に応じて必要と認めたときは、埼玉県に対して食品衛

生監視班の派遣を要請する。

「医療・救護班」は、災害時の食品衛生に関する広報等を「広報・情報収集班」に依頼し、食中毒の未然防止に努める。

第４　動物愛護【環境経済部】

災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。

なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

１　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

（１）所有者明示に関する普及啓発

市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（２）災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

２　動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等について、関係団体等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

３　避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた

者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

４　情報の交換

市は、埼玉県、動物救援本部と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 市内の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

５　動物救援本部

埼玉県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

６　その他

市は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）に指定する特定動物（危険な動物）が脱走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。

第 17 節　公共施設等の応急対策

応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物や社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講ずるよう指導する。

１ 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
２ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
３ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
４ 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
５ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
６ 被害状況を埼玉県担当部局に報告する

第１　公共建築物【まちづくり推進部】

１　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する。

本市が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、あらかじめ被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行うものとする。

２　被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

３　応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

第２　ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】

地震発生後、ライフライン被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持していくために、迅速に復旧活動に取り組むための基本方針について定める。

１　ライフラインの応急復旧の調整

（１）防災関係機関会議の開催

各ライフライン関係機関は、必要に応じ災害対策本部内に設置される防災関係機関会議に職員を派遣する。

本会議では、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。

（２）協議内容

① 被害状況及び応急対策の実施状況等の報告
② 復旧のスケジュール
③ 資機材置場、駐車場等復旧拠点の確保の調整
④ 要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設）への優先復旧
⑤ その他必要な事項

（３）ライフライン関連情報の広報

① 報道発表等の措置

ライフライン関係機関は、報道関係機関に対し、各応急活動等にかかる発表等を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため、災害対策本部にその内容を通知する。

② 災害対策本部の広報媒体の活用

ライフライン関係機関が応急対策の状況、その他について広報する場合は、必要に応じて「広報・情報収集班」に要請し、市の広報媒体の活用を図る。

２　水道施設の応急対策

災害により、機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。

（１）被害状況の把握

「給水班」は、発災後直ちに班の初動体制を確立し、次の情報の集約・整理を行う。

- 水道施設の被害状況を確認し、配水量を把握
- 市内の断水エリアの把握
- 下水道施設・農業集落排水処理施設の被害状況を確認し、当該施設の応急対策時期を把握
- 応急給水用資材の現況（利用可能性）
- 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- 交通状況の把握（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握

（２）対策の実施

① 初動対策の実施

「給水班」は、災害発生直後、被害を最小限に抑えるために、緊急性の高い施設から補修を実施し、水質保全を図り、応急給水を実施する。

項目	措置内容
水道施設の緊急措置	損壊した施設の応急補修及び損壊のおそれが生じた施設の応急補強をする。
二次災害の防止	・施設損壊に伴う水・薬品等の流出による二次災害の防止を図る。 ・配水状況の把握、水の流出を防止するための措置を実施する。 ・浄水の水質監視の強化、水質の保全を図る。
配水管事故への対応	配水管事故による初動応急給水を行う。

② 応急対策の実施

「給水班」は、水道機能を確保するための応急的な対策を講ずる。

項目	措置内容
応急対策の策定	・下水道施設・農業集落排水処理施設を含めた被害状況の把握した上で、総合的な応急対策の策定を行う。 ・応急対策を行う各人員の配分、応援要請の決定、復旧資材等の調達を行う。
応急復旧の実施	・水源施設等の一部損傷に対応するための仕切弁等の調整を行う。 ・浄水施設、配水管等の復旧工事を行う。 ・施設破損による家屋浸水等の災害対応と防止措置を実施する。 ・復旧見込みが判明次第、「広報・情報収集班」を通じて市民に対する広報を行う。
浄水施設管理の実施	・浄水施設の管理、復旧を行う。 ・水源施設等の一部麻痺に対応するための配水調整を行う。 ・施設破損による二次災害の防止措置を実施する。 ・水質保全のための水質監視強化等必要な措置を実施する。

（３）応援の要請

① 応援要請の実施

「給水班」は、応急対策実施時に資機材や人員が不足する場合、「総括班」を通じて、他の自治体などに対する広域的な支援を要請する。

② 応援部隊受入れ体制の確立

「総務・動員班」「給水班」は、応援部隊が効率よく復旧活動に参加できるように、その受入れ体制を整備する。

３　下水道・農業集落排水処理施設の応急対策

災害により機能が停止した下水道・農業集落排水処理の早期復旧のための対策について定める。

なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。

（１）被害状況の把握

「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設及び水道等の関連施設の被害状況を把握する。

被害情報の収集にあたっては、他のライフライン等の被害状況や建物損壊程度、道路等の陥没、マンホールの浮上等から推測するほか、他の関係機関からの情報収集及び現地調査等を行う。

（２）応急対策の実施

① 緊急活動の実施

「下水道班」は、上記の被害調査により、下水道・農業集落排水処理機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、道路や周辺施設等において緊急措置を実施する。

② 応急対策の実施

「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設全体の被害状況に加え、水道等の関連施設の被害状況を把握した上で応急復旧計画を策定し、下水道・農業集落排水処理施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。

施設等	対策内容
処理場・ポンプ場	埼玉県が管理する「古利根川水循環センター」の運転が停止した場合には埼玉県に、市が管理するポンプ場等の施設機器に不具合が生じた場合には管理委託先に速やかに被害調査を要請し、早期に処理能力が回復するよう努める。
管きょ	流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害の発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行うとともに、施工業者の手配と割り振りを行い、現場作業を実施する。
排水設備	市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。
農業集落排水処理施設	被害状況を確認後、バキュームによるくみ取り、仮設トイレの設置、迂回管路の設置等を埼玉県及び関係団体と協力して行う。

（３）応援の要請

① 応援要請の実施

「下水道班」は、応急対策実施時に資機材や人員が不足する場合、「総括班」を通じて、他の自治体などに対する広域的な支援を要請する。

② 応援部隊受入れ体制の確立

「総括班」「下水道班」は、他の自治体等が効率よく応急対策に参加できるように、その受入れ体制を整備する。

４　ガス施設の応急対策

（１）都市ガス

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公共施設としての機能を維持することとする。都市ガス事業者が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

① 災害応急対策

災害応急対策の実施内容は、次のとおりである。

応急対策	内容
緊急出動	緊急時の連絡系統及び出動要請は、「通信連絡網」並びに「自動発令」等により行う。 勤務時間外における初動体制は、次のとおりとする。 ・原則として勤務地に集合する。公共交通機関や車両が使用できない場合は、バイク、自転車、徒歩等可能な手段で出動する。 ・社内に災害対策本部が設置された場合、あらかじめ定められた非常時体制、組織図、要員図に基づき、可及的速やかに配備につく。
情報の収集及び伝達	・災害時の「通信連絡網」に基づき行う。 ・社内の災害対策本部は、ラジオ、テレビ、広報無線等公共的機関から積極的に情報の収集に努め、収集した情報を記録するとともに、必要により掲示する。 ・社員は、緊急出動の際に通る沿道の状況を社内の災害対策本部へ報告する。 ・社内の災害対策本部は、市、その他関係機関の災害対策本部と綿密な連絡、情報交換を行う。また、必要に応じて、久喜市災害対策本部に職員を派遣して連携を図る。
緊急措置	災害の発生時において、当該災害発生場所と社内災害対策本部との連絡が不可能なとき又は緊急を要するときは、本部長の指示を待たず積極的に災害応急対策活動を行い、事後報告をする。
応急措置	社内災害対策本部の本部長は、当該地域にかかる災害が発生したときは、原料又はガスによる二次災害の発生、又は災害の拡大を防止するために必要に応じて、ガス供給設備の停止、ガス遮断、あるいはガス導管内の圧力の低減又は緊急放散を行う。
広報	需要家及び市民に対し正しい情報を提供し不安の排除を図るため、広報を次のとおり行う。 ・広報内容は、社内災害対策本部の本部長の承認を得たものとする。 ・広報については、電話又は無線にて関係機関に依頼するか、各報道機関に協力依頼する。依頼時期は、社内災害対策本部の本部長の判断による。 ・局地を対象にしたときは、社内広報車、各戸訪問等による。

応急対策	内容
緊急輸送	資機材担当者は、供給担当者との連携を密にし、原料、資機材の緊急輸送にかかる緊急輸送路等の情報入手に努め、原料、資機材の入手に積極的に努力する。
応援要請	社内災害対策本部の本部長は、災害の規模、程度により関係機関又はガス協会に応援を要請する。

② 災害復旧対策

災害復旧対策の実施内容は、次のとおりである。

復旧対策	内容
被害状況の把握	被害の状況把握は、次のとおり行う。 ・道路状況に応じて、徒歩、自転車又は車両により巡回する。 ・巡回は、道路状況をできるだけ正確に把握する。 ・ラジオ、テレビ、広報無線等公共機関より積極的に被害状況を得る。
復旧計画の策定と実施	社内災害対策本部は、被害の状況に基づき復旧計画を策定し、人員、資機材等の体制を整え被害の復旧を実現する。
分割供給	被害の状況に基づき、一部の供給が可能な場合は、区域を分割して供給を再開する。
復旧状況の把握	社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を常に把握して、復旧計画の推進を図る。
復旧状況の報告	社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を関係機関へ報告する。

（２）ＬＰガス施設対策措置

地震等により、ＬＰガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ＬＰガス使用者は、ＬＰガス供給業者に通報するとともにプロパンガスボンベの元栓を閉め、ガス漏れチェックを行う等、速やかに応急安全措置を行うものとする。

ＬＰガス供給業者は、使用者に対し、日頃からメーター検針等の機会を捉え、安全措置について、周知・啓発努めるものとする。

５　電力施設の応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害のため、電力施設に被害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、電力施設の防護措置又は応急措置に努める。

（１）被害情報の把握及び非常体制の整備

設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために、必要な防護措置を実施する。

災害応急対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部を設置し、必要に応じて、市災害対策本部に職員を派遣して綿密な連携体制を確立する。

市長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に通報し、その応急措置について協力する。

（２）応急対策の実施

① 応急工事の基本方針

設備の復旧は、恒久復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害状況等によりやむを得ない場合は、応急工事とする。

② 応急工事の基準

電力設備に被害が発生した場合は、非常災害対策マニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。

③ 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう人員の動員や連絡の徹底を図る。

④ 復旧目標

復旧の順位を考慮し、できる限り短期間のうちにもっとも適切に行うよう努める。

⑤ 復旧作業状況等の伝達・広報

電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業状況等について、防災関係機関、報道関係機関及び市民に対して定期的に情報を伝達する。

（３）市民に対する安全対策

市民及び学校関係を含め、広報車その他適切な方法により安全確保の周知を行い、事故防止に努める。

① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社（0120-995-007 無料）（03-6375-9803 有料）に通報すること。
③ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取り付けること。また、電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
⑦ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

６　通信設備の応急対策

災害等により通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

（１）災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉事業部は災害対策本部を設置する。

② 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市災害対策本部、その他各関係機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

（２）応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を実施する。

① 重要通信の確保

行政や災害救助活動等を担当する防災関係機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等、疎通確保の処置を講ずる。

② 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等において被災者が利用する特設公衆電話について、自治体等が設置することを支援する。

③ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）を速やかに提供する。

（３）応急復旧対策

災害に伴う通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

（４）災害時の広報

災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した通信設備等の応急状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行う他、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル（171）等を提供した場合、交換機のふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第３　交通施設の応急対策【各事業者】

１　鉄道施設の応急対策

（１）東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

①　計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

②　地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

③　運転規制

ｱ）地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

- 12 カイン以上の場合は、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
- ６カイン以上 12 カイン未満の場合は、25km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ６カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※ カイン（Kine）は、速度の単位（１カイン＝１cm／秒）

ｲ）列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- 迂回又は折り返し運転
- バス代行又は徒歩連絡
- 臨時列車の特発

④　大地震（震度６弱以上）発生時の対応

ｱ）震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所に直ちに対策本部を設置する。

ｲ）各地区センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する（本市域の路線は、大宮地区センターの管轄)。

ｳ） 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

（２）東武鉄道株式会社

① 基本方針

計画の目的を達成するため、震度５以上の地震を想定し、輸送施設の整備を図るとともに、教育訓練等の充実により震災に対処するものとする。

② 応急対策

ｱ）災害時の活動組織の編成計画

a　災害対策本部	大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第５条）。
b　現地対策本部	特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第７条）。
c　災害対策総本部	a の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合、当社関係都県に警戒宣言が発令された場合又は震度６以上の地震が発生した場合は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する（災害対策規程第５条）。

ｲ）初動措置計画

災害発生時における被害を最小限に抑えるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平時から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

a　列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知、もしくは駅長から震度４以上の報告を受けたときは、運転取扱い実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合せ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度４以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合せ運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度４以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。

b　施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行い必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

c　電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める（高圧配電線については自動切替送電する）。

ｳ）列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

ｴ）災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

情報連絡系統は、「災害時の情報連絡系統図（東武鉄道）」のとおりである。

ｵ）旅客に対する避難誘導計画

ａ 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で適切な旅客誘導を図る。

ｂ 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄り駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

２　道路施設の応急対策

（１）東日本高速道路株式会社

① 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

② 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

③ 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため、地震の規模及び被災の状況に応じ、埼玉県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施するものとし、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

④ 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

（２）関東地方整備局、埼玉県

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、関東地方整備局及び埼玉県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び埼玉県民の安全を図るよう措置するものとする。

（３）市

本市域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに埼玉県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか、埼玉県の措置に準じて措置するものとする。

第４　その他公共施設等【環境経済部、施設管理者】

１　不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

２　畜産施設等

「産業班」は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を埼玉県中央家畜保健衛生所に報告する。

名称	所在地	電話	ＦＡＸ
埼玉県中央家畜保健衛生所	さいたま市北区別所町 107-1	048-663-3071（代表） 090-2757-1650（夜間・休日）	048-666-8731

３　医療救護活動施設

①　施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

②　施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

４　社会福祉施設

①　施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

②　施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

③　施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

④　被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第５　一般建築物等【市長公室、総務部、まちづくり推進部】

地震で被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するための応急危険度判定について定める。

詳細は、「久喜市被災建築物応急危険度判定要綱」（平成 22 年３月 23 日制定）、「久喜市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（令和６年４月１日策定）等による。

１　応急危険度判定実施体制の確立

（１）応急危険度判定実施本部の設置

① 応急危険度判定実施本部設置の判断

「建築公園班」は、「調査・避難支援班」がまとめる地震発生後の災害概況等に基づき、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあるかについて検討を行い、本部長の判断を仰ぐ。

本部長は、被災建物の応急危険度判定の実施が必要であると判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置する。

応急危険度判定実施本部は、「建築公園班」が担当する。「建築公園班」は、直ちに被災建築物応急危険度判定チームを編成する（要綱第３条、第４条)。

② 応急危険度判定士の派遣要請

本部長は、判定実施の決定に伴い、短期に終了することが困難と判断されるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請するものとする（要綱第５条)。

（２）応急危険度判定作業の準備

応急危険度判定実施本部（「建築公園班」）は、次のような応急危険度判定作業実施のために必要な準備を行う。

- 判定士の受付及び名簿の作成（実施本部業務マニュアル震後対策編第 11）
- 判定実施計画の策定（〃　第５）
- 判定調査表、判定標識、判定準備品等の配布（〃　第８）
- 車両等の調達、判定士の宿泊場所等の確保（要綱第９条第 10 条）

（３）判定作業の広報

応急危険度判定実施本部長（「建築公園班」）は、判定実施後、被災地の市民に対して、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、広報を「広報・情報収集班」に依頼する（実施本部業務マニュアル震後対策編第 16)。

２　応急危険度判定の実施

（１）判定

応急危険度判定士は、判定結果に基づき、次の３段階のいずれかを建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

危　険(赤色)	この建物に立ち入ることは危険です。
要注意(黄色)	この建物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済(緑色)	この建物の被害程度は小さいと考えられます。

（２）判定結果の報告

応急危険度判定士チームの班長は、判定作業を実施した場合、判定結果、進捗状況等を応急危険度判定士コーディネーターに、コーディネーターは応急危険度判定実施本部長（「建築公園班」）に順次、報告する。

また、応急危険度判定実施本部長（「建築公園班」）は報告を受けた判定結果を取りまとめ、災害対策本部へ報告する。

３　指導・相談

応急措置に関する指導・相談は、次のとおり実施する。

① 応急危険度判定実施本部長（「建築公園班」）は、判定開始とともに、建築物所有者等からの判定結果に対する相談に応じる窓口を開設する。(実施本部業務マニュアル震後対策編第 16)

② 応急危険度判定実施本部長（「建築公園班」）は、被災建築物の所有者に対し、被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

第 18 節　応急住宅対策

災害のため被害を受けた者で、自己の資力で住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置して、これに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。

第１　公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】

１　住宅の被害調査

（１）市営住宅の被害調査

「交通住宅班」は、市営住宅の被害程度、状況を調査、報告する。

（２）市営住宅の応急修理

市営住宅が被害調査結果から、応急修理により使用が可能と考えられる場合は、速やかに市営住宅の応急修理を実施する。

（３）公的賃貸住宅の利用可能情報の収集

「交通住宅班」は、埼玉県やＵＲ都市再生機構から埼玉県営住宅、ＵＲ賃貸住宅の被害状況及び利用可能戸数に関する情報等を収集・整理する。

２　公的賃貸住宅の供給

市営住宅の空き住戸を一時的に供給する。また、埼玉県及びＵＲ都市再生機構に対して県営住宅及びＵＲ賃貸住宅の空き住戸の一時使用について依頼する。

３　応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与する建設型応急住宅と民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

市は、避難所等で被災者に対して意向調査等を行い、応急仮設住宅の要望戸数の推計を行うとともに、応急仮設住宅の要望の有無を判断して埼玉県に報告する。埼玉県は、市からの要請に基づき供給戸数を決定し、応急仮設住宅を供給する。

（１）賃貸型応急住宅

市から協力要請を受けた埼玉県は、協力団体に対して協力要請し、要請を受けた協力団体は提供可能な賃貸住宅・協力者のリスト等を作成して埼玉県に提出する。埼玉県は応急仮設住宅の提供方針を決定し、実施要領を策定する。

（２）建設型応急住宅

市から要望を受けた埼玉県は協力団体に依頼し、供給可能戸数の把握を行う。市は建設用地を選定して協定団体の現地調査に立ち会い、埼玉県に結果を報告する。埼玉県は、市と協定団体の協力のもと、建設用地リストと配置計画の案を決定する。

建設型応急住宅の建設地は、災害の状況を勘案し、あらかじめ設定された候補地から「交通住宅班」が市長の承認を得て選定する。

建設予定地の確保にあたっては、次の基準に適合するものとする。

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

４　入居者の選考

（１）入居者の募集

「被災者救援班」は、応急仮設住宅募集窓口を設置し、応急仮設住宅への入居募集を行う。

（２）入居者の決定

「被災者救援班」は、被災者の状況を調査のうえ、次の各号に該当する者から入居者を決定する。入居者の選定あたっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行うとともに、コミュニティの形成に配慮する。

- 住家が全焼（壊）又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では、住宅を確保することができない者

第２　被災住宅の応急修理【総務部、市民部】

被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

１　修理の範囲

修理は居室、炊事場及び便所等日常生活に不可欠な部分に対し、必要最小限の修理を行う。

２　実施方法

（１）「調査・避難支援班」は、市域の住宅被害状況を調査する。

（２）「交通住宅班」は、応急修理制度について被災者へ周知を行い、以下の実施基準に基づいて実施する。

３　修理の期間

災害発生の日から３カ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内）に完了する。

第３　民間住宅のあっ旋【市民部】

１　民間住宅あっ旋の基本方針

災害による被害が甚大であり、一時使用できる公的賃貸住宅が不足し、応急仮設住宅の供給に時間を要する場合等、民間企業の所有する居住可能な施設を被災者の仮の居住場所として提供できるように、民間企業と調整し、被災者に対してそのあっ旋を行う。

２　あっ旋の対象となる施設

あっ旋の対象となる施設は、民間企業が保有する次の施設のうち、被災者用住宅として提供可能なものとする。

- 社宅
- 社員寮
- 研修施設

第４　災害救助法の実施基準【市民部】

１　応急仮設住宅の供与

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、埼玉県知事が実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における応急仮設住宅の供与は、市長が行う。

（２）救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、次のとおりである。

■「応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。
集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。
費用の限度額	１戸当たり平均　7,089,000円以内
着工時期	災害発生の日から20日以内
期　　間	完成の日から最長２年（建築基準法第85条）
備　　考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。

■「応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）」の実施基準（災害救助法）

〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
着工時期	災害発生の日から速やかに提供
期　　間	最長２年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能
備　　考	被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。

２　被災した住宅の応急修理

（１）実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災した住宅の応急修理は、市長が実施する。災害救助法が適用されない災害の場合における被災した住宅の応急修理は、市長が行う。

（２）救助基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目		一般基準
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	対　象	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊世帯以上（相当））
	費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり　53,900 円以内
	期　間	災害発生の日から 10 日以内に完了
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	対　象	１　災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ２　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯） ３　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）
	費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり ・大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯　739,000 円以内 ・準半壊世帯　358,000 円以内
	期　間	災害発生の日から３カ月以内に完了すること ※災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６カ月以内に完了すること。

第 19 節　文教対策計画

地震発生直後の幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保と学校施設又は児童等の被災により、通常の教育を行うことができない場合の応急復旧及び応急教育等について定める。

第１　発災時の学校長・園長の措置【こども未来部、教育部】

１　在校時間において、災害が発生又は発生が予想される場合

① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

② 災害の規模、児童等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会・「こども支援班」に報告する。

③ 必要に応じて、教育委員会・「こども支援班」と連絡のうえ、臨時休業など適切な措置をとる。

④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。

⑤ 児童等の下校については「学校教育班」・「こども支援班」の指示に従うものとするが、原則として保護者が迎えに来るまで学校・園で保護するものとする。そのため、保護者に連絡し、児童等を迎えに来るよう依頼する。

２　在校時間外において、災害が発生又は発生が予想される場合

① 災害の程度、災害の範囲に応じ、教育委員会・「こども支援班」と連絡のうえ、臨時休業など適切な措置をとる。教育委員会・「こども支援班」との連絡がとれない場合は、学校長・園長の判断で行い、事後、教育委員会・「こども支援班」に報告する。この場合、電話による緊急連絡網、防災行政無線等の手段により、保護者又は児童等に連絡する。

② 災害の程度、災害の範囲に応じ、必要な教職員の動員を図り、１と同様の災害応急対策体制を確立する。

第２　被害状況の報告【こども未来部、教育部】

「教育総務班」・「こども支援班」は、応急計画を策定するため、次に定める事項について、被害状況を速やかに把握し、災害対策本部との連絡を密にする。

- 学校施設の被害状況
- その他の教育施設の被害状況
- 教員、その他の職員の罹災状況
- 児童等の罹災状況
- 応急措置を必要と認める事項

第３　教育施設の応急復旧対策【こども未来部、教育部】

① 校舎の軽微な被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学時の危険がなくなったときに、直ちに授業が開始できるように処置する。また、被害が激しく応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、仮校舎の建築等を検討する。
② 運動場の被害については、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧を待って復旧する。
③ 冠水、破損等により使用不能の児童等の机、いすの補充は、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
④ 避難者の収容、現地災害対策本部の設置等で、屋内運動場、その他の施設を使用するときは、校舎の被害の程度を考慮し、関係機関と協議のうえ、処置する。
⑤ 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を実施できるような応急措置をとる。
⑥ その他特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、速やかに処置する。

第４　応急教育の実施【こども未来部、教育部】

１　応急教育の実施場所

校舎の激しい被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により、通常の授業を実施できない場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。

この場合、余裕のある学校がなく、又は不足し、被災学校の児童等を収容しきれない場合は、コミュニティセンター及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

「学校教育班・「こども支援班」」は、事態に即して、授業の場所や連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

２　応急教育の実施

応急教育の実施にあたっては、教育施設の被害及び応急復旧の状況、教員、児童等の被災の程度並びに交通機関、道路の復旧状況、その他を勘案し、始業・終業時間、授業時間数、休憩時間等を決定する。また、その後の状況の変化に応じ、段階的に改定していく。

- 登下校時の児童等の安全については、特に注意を払い、登校に長時間を要する場合は、始業時間を適宜繰り下げて授業を行う。
- 児童等の一部又は相当数が登校できない場合は、短縮授業又は臨時休業等の措置をとる。
- その他、特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、臨時休業、短縮授業、二部授業、分散授業、圧縮学級の編成等の応急教育の処置をとる。

第５　給食の措置【教育部】

学校給食施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続することを基本として、早期に正常な運営に回復するよう努める。

なお、特に衛生管理に留意し、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。

次の場合は、児童等に対する給食を一時中止し、速やかに保護者等に周知する。

- 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害援助のために使用された場合
- 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- 感染症、その他二次災害の発生が予想される場合
- 給食用物資の入手が困難な場合
- その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

第６　学用品の給与【教育部】

１　実施責任機関

災害救助法が適用された場合における「学用品の給与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合における「学用品の給与」は、市長が行う。

２　救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法）　〔令和５年４月１日適用〕

項目	一般基準
対　　象	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
対象経費	1　教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 2　文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 3　通学用品 傘、靴、長靴等 4　その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
費用の限度額	1　教科書及び正規の教材：実費 2　文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童１人当たり　5,500 円以内 中学校生徒１人当たり　5,800 円以内 高等学校等生徒１人当たり　6,300円以内
期　　間	災害発生の日から 1　教科書及び正規の教材：１か月以内 2　文房具、通学用品及びその他の学用品：　15日以内

項目	一般基準
備　　考	1　各人ごとに限度額以内とする。 2　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

第７　授業料等の減免【こども未来部、教育部】

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、埼玉県の関係条例及び規則により授業料等減免の措置を講ずる。

第８　教育実施者の確保措置【こども未来部、教育部】

災害のため、教員に欠員が生じた場合は、埼玉県教育委員会へ連絡し、不足教員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

第９　その他の措置【市民部、こども未来部、教育部】

市民の利用に供する学校・園以外の教育施設については、災害により使用上の危険が予想される場合、一時使用を停止する。

災害時における学校・園と教育委員会事務局・「こども支援班」との連絡は、常時定められている相互連絡の方法によって行うものとするが、これによらない連絡方法についても、あらかじめ定めておく。

その他緊急事態発生による特別の処置については、その都度関係者協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

第 10　文化財の保護【教育部】

「社会教育班」は、災害発生後直ちに、市内の文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況を「広報・情報収集班」へ連絡する。

文化財の周辺で火災延焼が発生し、文化財への延焼が懸念される場合は、直ちに消防局に連絡し、消火・延焼活動を行う。

美術工芸品等の文化財の所有者、管理者の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置をとる。

第 20 節　要配慮者等の安全確保対策

高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制について定める。

第１　要配慮者対策の基本方針【福祉部、こども未来部】

１　市民の助けあい

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、市民自らが互いに助けあい、特に高齢者や障がい者等の要配慮者の安否を確認することを基本とする。

２　福祉行政と地域組織との連携

災害時における要配慮者対策は、「被災者救援班」と区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して実施する。

第２　要配慮者に対する対策【市長公室、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】

１　初期情報の伝達及び安否の確認・救助

「被災者救援班」は、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等を介して、在宅の要配慮者に対して災害に関する情報等を伝達するとともに、被災状況に関する情報を収集する。民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等は、情報を伝達するとともに、要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

消防組合は、緊急時通報システム利用者や要配慮者から異常事態や緊急事態の発生が通報された場合、通報者の近隣の民生委員・児童委員に通報する等必要な措置を講ずる。

２　避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容

市は、要援護者見守り支援登録台帳や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

① 「被災者救援班」は、避難行動要支援者の避難支援について、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等と協力しながら実施する。

② 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。

③ 市は、災害時に本人同意の有無に関わらず、緊急に台帳情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう台帳情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
④ 避難行動要支援者及び台帳情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。
⑤ 高齢者及び障がい者等への配慮を必要とする状況となった場合には、福祉避難所（要配慮者用避難所）を設置するとともに、対象となる要配慮者を当該避難所に搬送する（「第４編-第２章-第 10 節-第１　避難活動」参照）。
⑥ 避難所の運営の際にも、十分、要配慮者に配慮する（「第４編-第２章-第 10 節-第２　避難所の設置・運営」参照）。

３　要配慮者に対する情報の提供

「広報・情報収集班」は、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に対しても、確実に情報が伝達できるよう多様な手段を用いて広報活動を実施する（「第４編-第２章-第３節 災害広報計画」参照）。

４　要配慮者の生活必需品の確保と提供

「被災者救援班」は、「産業班」と協力して、福祉避難所（要配慮者用避難所）に収容した高齢者や障がい者、各避難所にいる乳幼児、妊産婦等に対して、生活必需品や要配慮者の特性に配慮した食料等を確保し、提供する。

５　応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の建設の際、必要に応じてケア付の仮設住宅（地域仮設住宅）を設置する（「第４編-第２章-第 18 節 応急住宅対策」参照）。

６　巡回相談の実施

「被災者救援班」は、避難所、応急仮設住宅、在宅の要配慮者に対し、巡回相談を実施し、必要な物資の確保や心理的な支援等必要かつ的確な措置を実施する。

７　在宅者への配慮

「被災者救援班」は、久喜市社会福祉協議会と連携し、在宅の要配慮者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

８　名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、要援護者見守り支援登録台帳に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信にかかる支援を実施する。

第３　応急保育【こども未来部】

１　災害発生後の措置

① 「こども支援班」は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、各保育所の園長に対し災害に関する情報を伝達するとともに、児童の保護者への引渡し、休所などの適切な措置を指示する。

② 各保育所の園長は、状況に応じて緊急避難の措置をとる。

③ 各保育所の園長は、災害の規模、児童及び職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに「こども支援班」に報告する。

２　応急保育の実施

① 各保育所の園長は、あらかじめ定めた応急保育計画に基づき、応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項について速やかに児童及び保護者に周知する。

② 各保育所の園長は、職員を掌握し、保育所の整理を行うとともに、児童の被災状況を把握して応急保育を早期に実施できる体制の確立に努める。

③ 保育所の一部が使用できない場合には、残存施設を利用して応急保育を実施する。

④ 保育所の全部又は大部分が、倒壊又は焼失により大被害を受けて、早急に改築などの復旧対策ができない場合には、影響を受けていない保育所、あるいはコミュニティセンター等の施設を利用する。

⑤ 通所可能な児童については、応急保育計画に基づいて保育するように努める。

⑥ 入所児童以外の児童の受入れについては、可能な限り応急保育計画に基づいて保育するように努める。

⑦ 避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できない場合は、「こども支援班」は、関係班と協議して、早急に保育が再開できるような措置を講ずる。

第４　外国人の安全確保【市長公室、市民部】

１　避難誘導等の実施

（１）安否確認の実施

「市民ボランティア班」は、語学ボランティア等と協力し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否を確認する。

（２）避難誘導の実施

「広報・情報収集班」は「市民ボランティア班」と連携し、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線、インターネット等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

２　情報提供及び相談窓口開設

（１）情報提供

「広報・情報収集班」は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（２）相談窓口の開設

「市民ボランティア班」は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

（３）通訳等の確保

「市民ボランティア班」は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第 21 節　オープンスペースの管理体制の確立

オープンスペースは、災害発生直後の避難場所等から、その後の救援活動拠点、輸送拠点、がれき等の仮置場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列的に変化していく。そのため、限られたオープンスペースを効果的に活用するため、時系列的に変化していく利用需要を調整しながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

第１　空地の現況把握【まちづくり推進部】

「建築公園班」は、あらかじめピックアップしておいた市域内の空地について、被害状況や利用可能性等の概略状況を各班から情報提供を受けて把握する。

これら把握した情報については、市有地、県有地、国有地、民有地の別に、現在の用途、位置、面積等を整理する。

第２　空地利用ニーズの申請【まちづくり推進部】

各班及び防災関係機関は、「建築公園班」に、必要とする空地について、望ましい面積、場所、利用目的などを申請する。なお、「建築公園班」は、各機関からの空地利用要望の内容が時間とともに変化することを考慮しておく。

■オープンスペースに必要とされる機能と特性

用途	機能	特性
緊急避難	・発災直後、身の安全を守る ・近隣の救助活動の拠点となる ・大規模火災等から身の安全を守る	被災者にとってもっとも身近で安全なスペース
救援活動拠点	・ボランティア活動拠点 ・自衛隊活動拠点 ・近隣・他県からの応援拠点 ・風呂、炊事場施設等の被災者の生活サポート ・医療サービス	中～大規模なオープンスペース
輸送拠点	・物資の集積・中継地点 ・場外離着陸場	・必要な空間が確保できるところ ・輸送の利便性の良いところ ・居住地から離れたところ
ストックヤード	救援、復旧、復興資機材の仮置場	輸送の利便性の良いところ
廃棄物置場	・がれきなどの廃棄物の仮置場 ・避難所などから出る生活ごみの仮置場	・輸送の利便性の良いところ ・居住地から離れたところ
仮設住宅建設用地	仮設住宅の建設	長期的な使用が可能なスペース

第３　空地利用の調整・管理【まちづくり推進部】

「建築公園班」は、各班の空地利用ニーズをもとに、あらかじめ定めていた空地利用の優先順位を考慮しながら、空地の利用を調整し、空地利用申請者にその調整結果を通知する。

また、時系列に応じて空地利用ニーズを把握し、適宜、利用目的を変更していく。

空地利用した各班及び防災関係機関は、その利用状況や撤去等の情報を逐次「建築公園班」及び災害対策本部（本部会議、防災関係機関会議）に報告する。

第３章　震災復旧復興対策計画

第１節　迅速な災害復旧

災害復旧事業計画は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度の被害の発生を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるための事業計画とし、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し作成する。

第１　復旧計画の基本方針

災害復旧事業計画は、単に被災した施設を原形復旧するだけでなく、防災上危険な地域については、再び同様の被害が発生することを防止するために、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分な連絡調整を図りながら、将来に向けて、更に災害に強い防災都市づくりを目指した計画とする。

第２　災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次のとおりとする。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は埼玉県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、埼玉県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧並びに激甚法に基づき援助される事業は、次のとおりである。

１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

２　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう、また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３条、令第２～３条）

①　公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

②　公共土木施設災害関連事業

災害箇所の原形復旧のみでは、その効果が限定される場合、また、これに接する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所をあるいは一連の効用を発揮するため、未被災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度の被害を防止する改良事業

③　公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

④　公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第８条の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

⑤ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）又は第 41 条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）に基づき設置された保護施設の災害復旧事業

⑥ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第 35 条第２項から第４項までに基づき設置された児童福祉施設の災害復旧事業

⑦ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 12 条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第４条第１項に基づき設置された幼保連携型認定こども園又同附則第３条第２項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

⑧ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条に基づき設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第 28 条第１項又は第２項に基づき、埼玉県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

⑩ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第１項若しくは第２項又は第 83 条第２項若しくは第３項に基づき埼玉県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑪ 女性自立支援施設災害復旧事業

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条第１項に基づき埼玉県が設置した女性自立支援施設の災害復旧事業

⑫ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業

⑬ 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条に基づく埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業

⑭ 特定私立幼稚園災害復旧事業

子ども・子育て支援法第 27 条第１項に基づき確認された学校教育法第１条に基づく私立幼稚園の災害復旧事業

⑮ 堆積土砂排除事業

ｱ）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令でに定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫（されき）、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの

ｲ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した前記の施設の区域外の堆積土砂であって、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

⑯ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（湛水）の排除事業で、地方公共団体が施行するもの

（２）その他の財政援助及び助成

激甚法に規定されている財政援助及び助成制度は、次のとおりである。

■激甚法に規定されている財政援助及び助成制度

条項	適用措置	本激	局激
３条・４条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○
５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○
６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○
７条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○
８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	－
９条	森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助	○	－
10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	－
11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	－
11 条の２	森林災害復旧事業に対する補助	○	○
12 条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○
14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	－
16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	－
17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	－
19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	－
20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	－
21 条	水防資材費の補助の特例	○	－

条項	適用措置	本激	局激
22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	－
24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○
25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	－

第４　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度の被害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得るように努める。

第２節　計画的な災害復興

第１　震災復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする震災復興本部を設置し、震災復興方針を策定する。

第２　震災復興計画の策定

震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第３　震災復興事業の実施【まちづくり推進部】

１　専管部署の設置

震災復興に関する専管部署を設置する。

２　市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

（１）取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から１週間程度を目安とし、建築基準法第 84 条に基づく建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

（２）建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条に基づく建築制限区域の指定を行う。

（３）被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第５条に基づく被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

３　震災復興事業の実施

震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業の推進に努める。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、こども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第３節　生活再建等の支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。震災時の人身の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し、生活環境の安定のための緊急措置を講ずる。

第１　体制の整備【関係各室部】

１　市民への情報提供及び広報の実施

災害により被害を受けた市民、事業者に対し、対策が広く行き渡り、かつ効果的に機能し、自立復興を促進していくためには、その対象者である罹災者に対する正確でわかりやすい十分な情報提供が必要であり、そのための事前、事後（発災後）の広報活動体制を整備する。なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

２　手続きの簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた市民、事業者が対策を有効に活用し、自立復興を進めていくために、市は手続きの簡素化、迅速化等に努める。

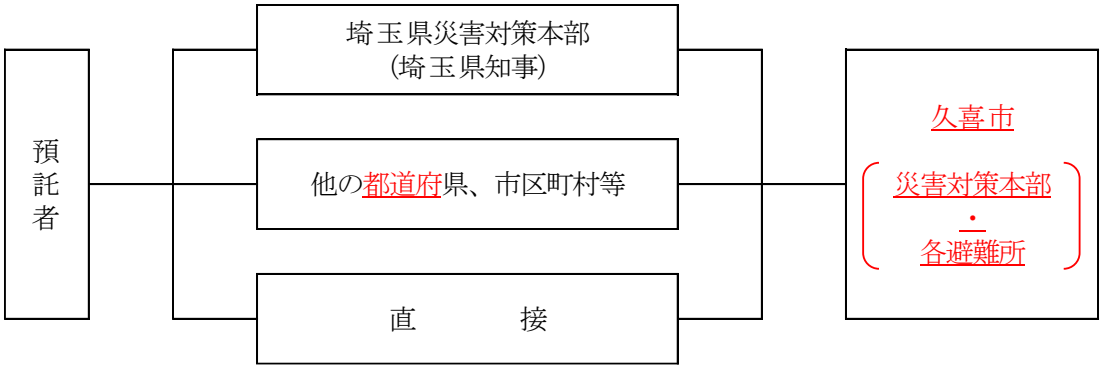
３　実施主体の協力体制の確立

対策は、災害により被害を受けた市民、事業者等の自立復興を支援する行政側として迅速かつ的確な対応が求められるが、市だけでは災害後、十分な人員が確保できない場合も想定されるため、埼玉県、市との間における人員等の協力体制の整備を図る。

第２　義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】

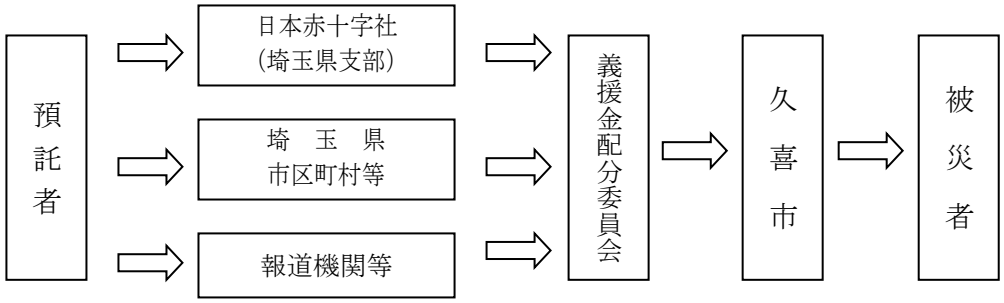
１　義援品の受入れ

一般から拠出された義援品は、次の経路により市に寄託される。



２　義援金受入れ

一般から拠出された義援金は、次の経路により市に寄託される。



市に寄託された義援金品は、「被災者救援班」で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付け後、「被災者救援班」に引き継ぐ。

また、義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

３　義援金品の保管

義援金の保管は、「経理班」が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。

また、義援品については、市役所会議室又は公共施設の会議室等を一時保管場所とする。

４　義援金品の配分

応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長と協議のうえ、「被災者救援班」において有効に活用する。

義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況等を考慮し、災害対策本部長の決定による配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。配分計画の立案は、「被災者救援班」において行う。

また、被災者に対する配分に際しては、区長等に協力を要請し、迅速に実施する。

第３　被災者の生活確保【関係各室部】

生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付、資金の貸付け、職業のあっ旋、税等の徴収猶予及び減免、生活保護等により被災者の生活確保を支援する。

１　生活相談

被災者の生活再建を支援するため、応急対策に引き続き生活相談を受け付けるものとし、災害復旧の推移に応じた相談受付体制を整備する。

２　災害弔慰金等の支給

市は、災害救助法が適用されるなど、一定規模以上の自然災害により市民が死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に著しい障がいを受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する（久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則、久喜市災害見舞金等支給条例・同施行規則）。

３　災害援護資金の貸付け

市は、災害により世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う（久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則）。

４　生活福祉資金の貸付け

埼玉県（久喜市）社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更正させるため、生活福祉資金貸付制度による福祉資金の貸付けを行う（生活福祉資金の貸付けについて（厚生省事務次官通知））。

５　勤労者住宅資金の貸付け

平時の融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。

６　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

市は、埼玉県や他市町村と共同して、被災者生活再建支援法や災害救助法では救済されない世帯に対して、被災者生活再建支援法と同様の支援金の支給や、民間賃貸住宅の入居のための家賃給付金を支給する。

また、罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定ができる職員などの相互派遣を行う。

７　職業のあっ旋

市は、災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業のあっ旋について、離職者の状況を把握し、埼玉県（産業労働部）に報告するとともに、状況によって臨時職業安定所の開設又は巡回職業相談の実施を埼玉県に要請する。

８　租税等の徴収猶予及び減免等

国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。

また、保育料についても関係規定に基づき、減免措置をする。

９　生活保護

災害により被災した者で、自力で生計を立てることができない者について、生活保護を図る。

10　被災者生活再建支援法の適用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

【資料編参照】　資料－２４「久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例」
資料－２５「久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
資料－２６「久喜市災害見舞金等支給条例」
資料－２７「久喜市災害見舞金等支給条例施行規則」
資料－２８「被災者生活再建支援法の改正」
資料－２９「埼玉県・市町村被害者安心支援制度」

第４　被災中小企業の融資【環境経済部】

被害を受けた中小企業の復旧に資するため、埼玉県は、協力金融機関等に特別配慮を要請し、中小企業者に対する融資を行い、事業の安定を図る。

１　経営安定資金（埼玉県経営安定資金制度要綱）

市は、埼玉県の被災中小企業者に対する復興資金の貸付特別制度の活用について、中小企業者に周知、徹底を図る。

２　被災農林業事業者への融資

被災農林業者等は、次のような資金融資制度等が利用できるので、その周知を図る。

天災融資法に基づく資金融資	経営資金、事業資金
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）災害復旧関係資金	農林魚業セーフティネット資金等
埼玉県農業災害特別措置条例に基づく資金融資	農業用生産資材倉庫等の復旧に必要な資金
農業保険法に基づく災害補償	当該保険加入の被災農家に対する農業共済及び農業経営収入保険

３　その他の融資

日本政策金融公庫	災害復旧貸付
商工組合中央金庫	通常の貸付

第５　尋ね人の相談【市民部】

尋ね人の相談及び照会については、埼玉県、他市町村、久喜警察署並びに幸手警察署と協力して、発見に努める。

埼玉県外で被災したと推定される相談等については、関係都道府県の協力を得て発見に努める。

また、他都道府県からの照会に対しても協力し、発見に努める。

第６　被災者台帳の作成【総務部、市民部、福祉部】

「市民ボランティア班」は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施し、各種被災者救護対策を行うため、被災者台帳を整備する。

１　被災者台帳の内容

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

２　台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

３　被災者支援業務の標準化

市及び埼玉県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、被災者台帳等の共通化を検討する。

第７　罹災証明書の発行【総務部】

各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、次のとおりその基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む）を行うものとする。

１　家屋等被害調査

「調査・避難支援班」は、市域全体を対象として、棟単位で被害状況調査を実施し、その個別調査結果をもとに罹災台帳（罹災者調査原票）を作成する。調査に際して、火災による被災については、消防局と連携して行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

２　応援要請

被災の程度により、職員のみでは人員が不足すると予想されるときは、「総務・動員班」に対して応援要請を依頼する。

３　罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の申請に基づき、罹災台帳で確認することによって発行する。罹災

台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに必要な場合は再調査のうえ、客観的に判断する。ただし、罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

４　証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

種別	内容
物的被害	①　全壊又は全焼　　②　流出 ③　大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、又は準半壊 ④　床上浸水　　⑤　床下浸水　　⑥　一部損壊 ⑦　その他の物的被害

【資料編参照】　資料－３０「罹災者調査原票」
資料－３１「罹災証明願／罹災証明書」

第８　被災証明書（農業）の発行【環境経済部】

災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るため、次のとおり被災証明書発行事務を行うものとする。

１　被害状況調査

「産業班」は、市域全体を対象として、農業施設等の被害状況調査を実施する。

２　応援要請

被災の程度により、職員のみでは人員が不足すると予想されるときは、「総務・動員班」に対して応援要請を依頼する。

３　被災証明書の発行

被災者からの申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって被害を認定した場合は、申請者に対して被災証明書を発行する。このとき、証明手数料は徴収しない。

【資料編参照】　資料－３２「農業施設等被災証明書交付申請書」

第９　被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】

１　郵便

（１）郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災１世帯あたり通常郵便はがき５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付を行う。（郵便法第 18 条、同施行規則第２条）

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。（郵便法第 18 条、同施行規則第３条）

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。（郵便法第 19 条、同施行規則第４条）

２　為替貯金関係

（１）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。（郵便振替法第 23 条の２、同施行規則第１条）

（２）為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。（郵便振替法第 23 条）

３　簡易保険関係

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、保険料及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第４節　激甚災害の指定

激甚法は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市の地域に大規模な災害が発生した場合、市としても、迅速かつ適切な災害復旧事業を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

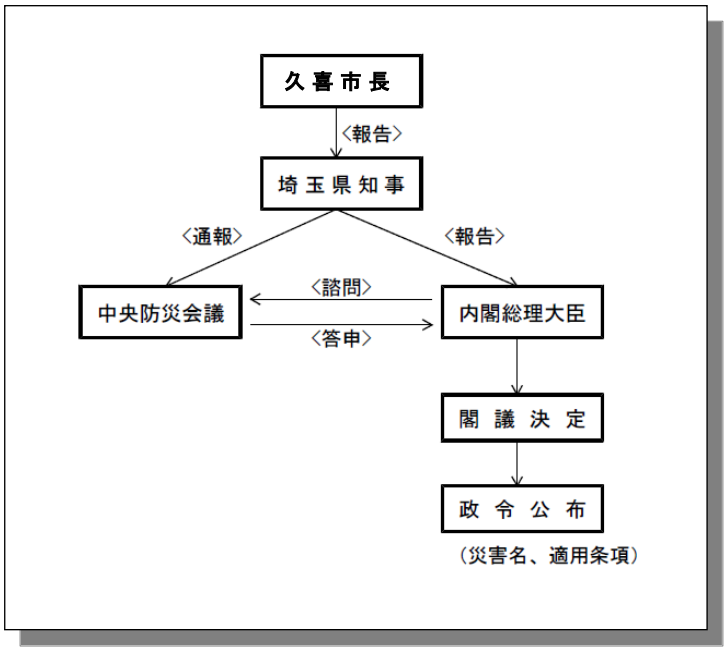
本節では、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続きについて定める。

第１　激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生したとき、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を埼玉県知事に報告し、埼玉県知事は、内閣総理大臣に報告することとされている（災害災策基本法第 53 条）。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで、激甚災害として政令で指定し、その災害に対してとるべき措置を指定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

■激甚災害指定の流れ



第２　激甚災害に関する被害状況の報告

１　埼玉県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生したとき、災害災策基本法第 53 条第１項に基づき、速やかにその被害状況等を埼玉県知事に報告する。

２　報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

第３　特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、埼玉県知事に提出する。

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第１節　計画の位置付け

第１　策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和７年７月１日現在で、１都２府 27 県 723 市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、令和７年３月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している埼玉県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、市防災会議は「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和７年８月　内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は南海トラフ地震臨時情報が発表される。

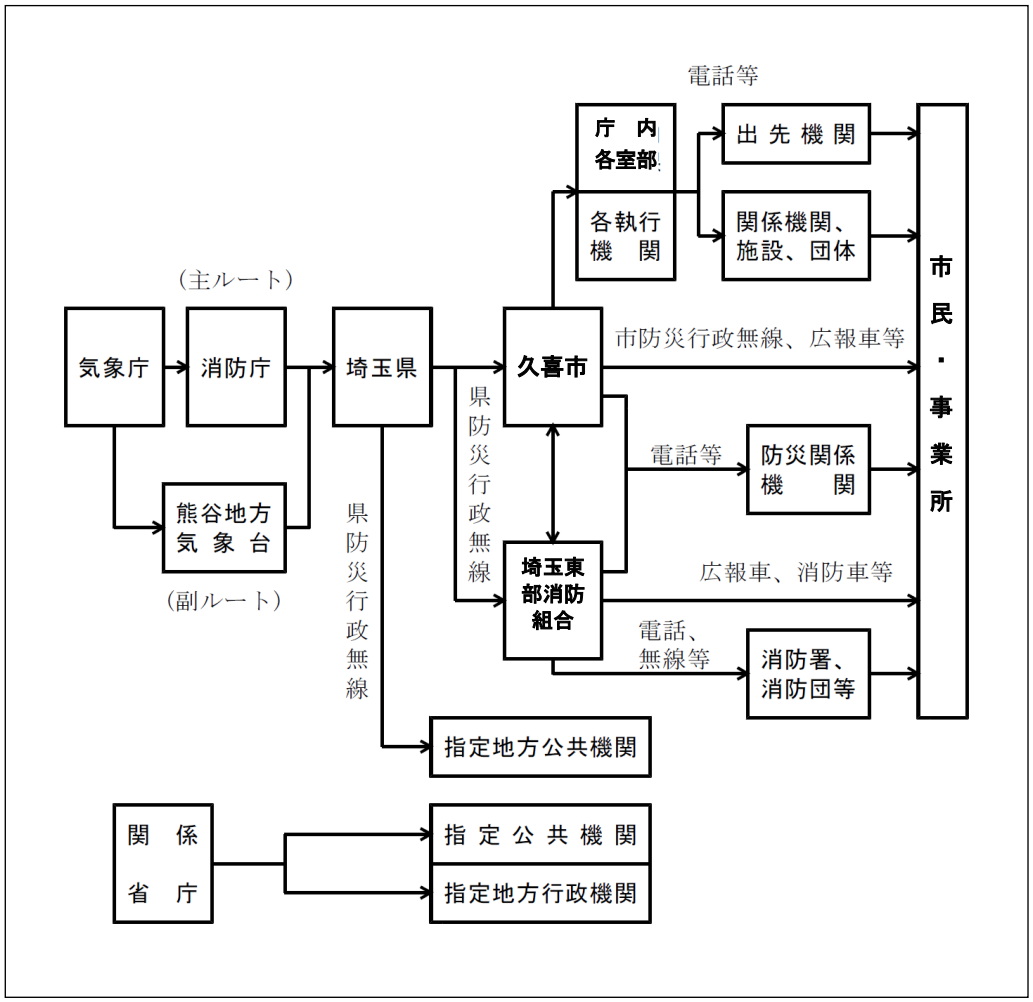
このため、臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【市長公室】

１　伝達体制

気象庁又は埼玉県から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報伝達系統図（本市関連）



第２　市民、企業等への呼びかけ

市及び埼玉県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■市民へ呼びかける防災対応の内容

➢日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
（例）
家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

➢日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
（例）
高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

➢日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
（例）
安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第５章　火山噴火降灰対策

第１節　火山噴火降灰対策の概況

市内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

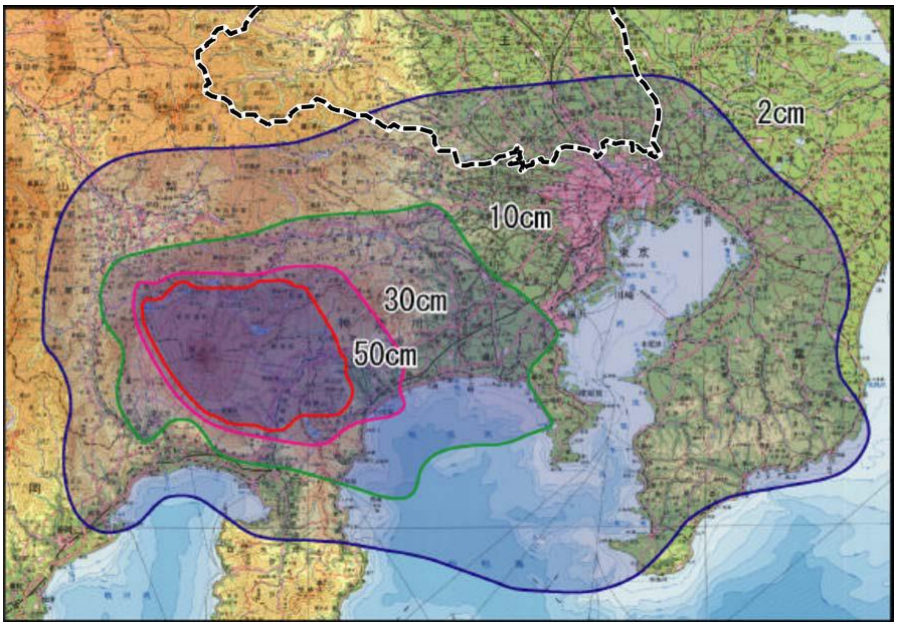
富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、南部で最大約２～10cm の降灰が予想されており、本市内でも、風向き等によっては降灰の可能性がある。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783 年）の大噴火において、埼玉県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第１　被害想定

１　富士山が噴火した場合

本市内は、被害想定の降灰範囲には含まれていないが、風向き等によっては降灰の可能性も考えられる。



（出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」）

２　その他近隣の火山

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、場合によっては降灰の可能性が考えられる。

《参考》

◆降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

◆火山灰の特徴

○粒子の直径が２㎜より小さな噴出物（２～0.063㎜を砂、0.063㎜未満をシルトと細分することもある）
○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
○亜硫酸ガス（SO2）、硫化水素（H2S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
○硫酸イオンは金属腐食の要因
○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃と低い
○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
　苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
　珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第２節　予防・事前対策

第１　火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】

市及び埼玉県は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

１　噴火警報・予報、降灰予報

（１）噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

（２）噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

■埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

■噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル４（高齢者等避難）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル１（活火山であることに留意）

■噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口周辺	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

（３）噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※噴火の規模が確認できない場合は発表する）
- このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

（４）火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（５）噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

（６）降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

降灰予報	概要
① 降灰予報（定時）	・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。 ・ 18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
② 降灰予報（速報）	・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※１ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報	概要
③ 降灰予報（詳細）	・　噴火が発生した火山※２に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・　噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※　２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。　降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。　降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

（７）火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

（８）火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

第２　降灰による災害の予防・事前対策の検討【関係各室部、警察署、道路管理者】

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

第３　食料、水、生活必需品の備蓄【市長公室】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品（３日間分以上を目標とし、可能であれば１週間分以上を推奨）の備蓄を推進する。

第３節　応急対策

第１　応急活動体制の確立【市長公室、関係各部】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市の配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制を執るものとする。

第２　情報の収集・伝達【市長公室】

１　降灰に関する情報の発信

気象庁が埼玉県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときは、市及び埼玉県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を市民等へ周知する。

２　降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により埼玉県に伝達する。埼玉県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおり。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ
- 構成粒子の大きさ

３　降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信にあたっては、防災行政無線、エリアメール、X（旧ツイッター）などを活用する。

（行動例）

○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトを点灯し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※　ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

第３　医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

「第４編-第２章-第９節 救急救助・医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

第４　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「第４編-第２章-第 17 節 公共施設等の応急対策」を準用する。降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

■他県における被害の例

電気設備	・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子（がいし）の絶縁不良によってショートする。
上水道	・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※碍子（がいし）：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

第５　農業者への支援【環境経済部、埼玉県】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう市は埼玉県と協力し、支援する。

第６　降灰の処理【環境経済部、建設部、埼玉県】

１　火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

２　降灰の収集

市は、家庭から排出された灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した灰の一時的な仮置き場を設置する。なお、市は火山灰の処分場所を事前に選定する。

市は一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。

用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

各事業者から排出された灰については、一時的な仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

なお、埼玉県は最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分場を検討するとともに、国に対して働きかけていくものとする。

第５編　広域応援編

大規模な災害が発生した際には、全国からの応援が必須となる。

市域において、被害が軽微だった場合、市は避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第１節　事前対策

第１　広域応援体制の整備【市長公室、埼玉県】

１　九都県市合同防災訓練等への参加

埼玉県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

また、市は、九都県市合同防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

第２　広域支援拠点の確保【市長公室、まちづくり推進部、埼玉県】

市は、埼玉県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、また、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

《参考》

◆広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）。

第３　広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】

１　応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備

埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。

応援要員は、さいたま市を除く市町村職員により編成されるため、市も埼玉県の体制整備へ協力するよう努める。

このとき、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備及び携帯に努めるものとする。

２　国等が関与して全国的に行われる応援職員の派遣の仕組みに係る体制整備

市は、埼玉県とともに上記１以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき、応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制整備へ協力するように努める。

第４　広域避難受入体制の整備【市長公室、関係各部】

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備するよう努める。

第５　市内被害の極小化による活動余力づくり【市長公室、関係各部、埼玉県】

１　市民への普及・啓発

市民に次の内容を普及・啓発する。

- 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- 家庭内の取組（家具の固定･災害用伝言サービス･家庭内備蓄）を普及させる。
- ＤＩＧ（ディグ）、ＨＵＧ（ハグ）を取り入れた市民参加型の実践的な訓練を推進する。

２　自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

３　防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

市及び埼玉県は、市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

また、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施にあたっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。

さらに、市及び埼玉県は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

４　事業者等による事業継続の取組の促進

事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、電算システムやデータのバックアップ対策を推進する。

第２節　応急対策

第１　応援に必要な広域災害情報の収集【総務部、埼玉県】

埼玉県は、広域災害が発生した場合、被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。市は、広域応援にあたって埼玉県に協力するよう努める。

第２　広域応援要員の派遣【総務部、埼玉県】

市は、埼玉県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、埼玉県等とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。

第３　広域避難の支援【市長公室、福祉部、こども未来部、埼玉県】

埼玉県は、大規模災害発生時に、埼玉県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受け入れる。

その際、市は埼玉県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、埼玉県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を市が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

■応援要請と受入れの流れ

① 被災市町村からの被災都県へ避難者受入れ調整の依頼
② 被災都県内では受入れ困難な場合、埼玉県への要請及び被災都県との受入れ協議
③ 市と埼玉県との受入れ協議
④ 市と避難所（施設管理者）との協議
⑤ 埼玉県への受入れ回答及び避難所開設の公示
⑥ 被災都県への受入れ回答
⑦ 被災都県から被災市町村への受入れ回答の伝達
⑧ 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
⑨ 避難者の受入れ（避難誘導を含む）
⑩ 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と埼玉県が行う）

１　被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

埼玉県は、大規模災害の発生に伴い、他の都県知事から避難者受入れの要請があった場合、埼玉県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供するものとする。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。

２　避難者受入方針の決定

埼玉県は、市町村に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

３　避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、避難所の管理運営については、「第２編−第２章−第９節　災害救助保護計画」を準用する。

４　要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市及び埼玉県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れ調整など、支援の充実に努める。

５　自主避難者への支援

市及び埼玉県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

６　避難者登録システム等の活用

埼玉県は、全国避難者情報システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

第４　がれき処理支援【環境経済部】

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれき処理について協力をするよう努める。

第５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援【環境経済部】

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理への協力をするよう努める。

第３節　復旧・復興対策

第１　広域復旧復興支援【関係各室部】

１　復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。市は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、埼玉県に協力する。

２　応援業務

①　復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

第２　遺体の埋・火葬支援【福祉部】

埼玉県は、大規模災害発生時に、埼玉県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっ旋を行う。

その際、市は埼玉県に協力する。

第３　生活支援【関係各室部】

埼玉県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行うものとし、市は埼玉県の取組に協力する。

第６編　複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び埼玉県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

市及び埼玉県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

- 人命救助が第一
  人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
- 二次被害の防止
  各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。
- ライフラインの復旧
  被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第１節　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や埼玉県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※　本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第２節　予防・事前対策

第１　複合災害に関する防災知識の普及【市長公室】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

１　複合する可能性のある災害の種類

（１）地震災害

（２）風水害（風害、水害、雪害）

（３）大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

２　複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の２つのパターンに分けられる。

パターン１

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

（例）

先発災害	巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影　響	河川氾濫が発生（利根川・荒川決壊など）

パターン２

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

（例）

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（１年以内）に巨大台風が直撃
影　響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県や近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県や近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第２　複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】

埼玉県は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

第３　防災施設の整備等【市長公室、総務部】

市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第４　非常時情報通信の整備【埼玉県】

埼玉県は、行政防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第５　避難対策【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】

「第２編-第２章-第９節 災害救助保護計画」を準用する。

なお、市は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定するよう努める。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第６　災害医療体制の整備【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

「第２編-第２章-第９節-第４ 救急救助・医療救護」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握する。

第７　災害時の要配慮者対策【市長公室、市民部、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】

「第１編-第２章-第 11 節 災害時の要配慮者対策」を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定するよう努める。

第８　緊急輸送体制の整備【市長公室、まちづくり推進部、教育部】

「第１編-第２章-第５節 防災活動拠点」を準用する。なお、市は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第３節　応急対策

第１　情報の収集・伝達【市長公室、関係各部】

「第２編-第２章-第５節 災害情報通信計画」を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第２　交通規制【建設部、道路管理者、警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第３　道路の修復【建設部、道路管理者】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、市及び埼玉県は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第４　避難所の再配置【市長公室、福祉部】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

久喜市地域防災計画

発　行　　平成２３年　８月　初　版
平成２５年　１月　改訂版
平成２７年　２月　三訂版
平成３１年　２月　四訂版（組織については平成３１年４月１日施行）
令和　４年　３月　五訂版（組織については令和４年４月１日施行）
令和　６年　４月　六訂版
令和　７年　３月　七訂版
令和　８年　３月　八訂版

作　成　　久喜市防災会議

事務局　　久喜市　市長公室　危機管理課
久喜市下早見８５番地の３
ＴＥＬ　０４８０－２２－１１１１(代表)
ＦＡＸ　０４８０－２２－３３１９
Ｅmail　kikikanri@city.kuki.lg.jp